



近世後期における米穀・金融市場の展開

加藤, 慶一郎

(Degree)

博士 (経済学)

(Date of Degree)

1998-03-20

(Date of Publication)

2013-10-22

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2225

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.11501/3141270>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002225>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



近世後期における
米穀・金融市場の展開

加藤慶一郎

近世後期における
米穀・金融市場の展開

加藤慶一郎

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 序論 | 1 |
| 第1節 本論文の課題 (1) | |
| 第2節 本論文の構成 (12) | |
| 第1部 近世後期における米穀市場の展開 | |
| 第1章 近世中後期における米穀流通機能の変質過程 | 20 |
| 一堂島帳合米商内のヘッジ機能を中心にして | |
| はじめに (20) | |
| 第1節 堂島帳合米商内の利用形態 (22) | |
| 第2節 堂島帳合米商内のヘッジ機能 (24) | |
| 1 データと方法 (24) | |
| 2 帳合米のヘッジ機能 (29) | |

第3節 18世紀後半以降における堂島帳合米商内 (34)

1 ヘッジ機能の低下 (34)

2 天明・寛政期の端境期のヘッジ機能の低下 (41)

3 堂島米会所の制度的問題点 (45)

おわりに (52)

第2章 幕末期の大坂米市場 54

—価格の短期変動をめぐって—

はじめに (54)

第1節 幕末期の価格変動と大坂米市場 (56)

第2節 価格の短期的な変動の過程 (63)

1 a期(嘉永6年1月～6月)の米価変動 (70)

2 b・c期(7月～8月)の米価変動 (77)

3 e～g期(嘉永6年11月中旬～安政元年3月)の米価変動 (81)

4 i・j期(安政元年6月～12月)の米価変動 (83)

おわりに (85)

第3章 酒造業者数の動向と酒造米流通 88

—その創業期をとおして—

はじめに (88)

第1節 データと方法 (91)

第2節 各地域の創業数 (93)

おわりに (109)

第4章 幕末期における地方米市場の動向 110

—摂津国川辺郡伊丹郷・酒造米市場を中心にして—

はじめに (110)

第1節 幕末期の伊丹米市場 (110)

第2節 伊丹米問屋の経営動向

—鹿島屋利兵衛家の酒造米販売を中心に— (121)

おわりに (128)

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第2部 近世後期における金融市場の展開 | |
| 第5章 近世における頼母子講と商品流通 | 129 |
| —安芸国豊田郡御手洗町を中心に— | |
| はじめに (129) | |
| 第1節 御手洗町の商業 (133) | |
| 第2節 御手洗町の頼母子講 (141) | |
| おわりに (154) | |
| 第6章 幕末・維新期の農村金融 | 156 |
| —三河国八名郡馬越村を中心に— | |
| はじめに (156) | |
| 第1節 馬越村の金融市場 (160) | |
| 1 「借用証文扣帳」による分析 (161) | |
| 2 「未進金貸付帳」による分析 (170) | |
| 第2節 馬越村の商品生産 (182) | |
| おわりに (194) | |
| 第7章 近世商家経営における頼母子講金融 | 198 |
| —近江日野中井源左衛門家の事例— | |
| はじめに (198) | |
| 第1節 中井家における頼母子講関連帳簿について (201) | |
| 第2節 頼母子講加入の具体的状況 (209) | |
| おわりに (222) | |
| 結 語 | 224 |

序 論

第1節 本論文の課題

本論文は、近世における米穀市場と金融市場の展開過程を解明することを目的とするものである。

「米遣いの経済」としばしば呼ばれる近世の社会は、米納年貢制および石高制のもとで米穀の流通を前提として成立していた。17世紀末に確立した大坂米穀市場を中心に、広く全国にわたって米穀の流通網が存在していた*¹。そのなかで、領主層が取戻した年貢米や商人米の集散がおこなわれていたのである。米穀流通は、幕藩財政を基礎づけることなどをおして、幕藩制社会のあり方を大きく規定するものであった。民間経済にたいしてもその点は同様であり、米穀は主食として需要されるものであり、その価格は物価体系とのあいだに密接な関連をもっていたことは当時においてすでに

*¹ 大坂米市場の制度的な側面については、佐野善作『取引所投機取引論』上巻（有斐閣、1913年）、鈴木直二『徳川時代の米穀配給組織』（巖松堂、1938年）、須々木庄平『堂島米市場史』（日本評論社、1940年）、島本得一『徳川時代の証券市場の研究』（産業経済社、1953年）、小谷勝重『日本取引所法制史論』（法経出版社、1953年）、大坪得次『「帳合米商内」考（2）」（『商経論叢』第6巻第2号、1965年）、土肥鑑高『近世米穀流通史の研究』（隣人社、1969年）、宮本又郎『近世日本の市場経済—大坂米市場分析—』（有斐閣、1988年）、本城正徳『幕藩制社会の展開と米穀市場』（大阪大学出版会、1994年）などを参照。

認識されていたところである*²。米価変動は諸商品の価格水準を変動させることにより、それらの需要構造さらには生産・流通構造や地域的・社会的分業体系にも影響をあたえたのであり、また逆に、これらの変容のあり方を如実に反映していたとみることができよう。こうした意味において、近世米穀市場は、他の諸生産物市場から構成された流通体系の中枢に位置しており、なおかつ幕府および諸藩による保護・育成もくわわることによって、もっとも流通機構としてその整備・開発のすすんだものであったとかがえられるのである。したがって、米穀市場の発展過程の様相を十分にすることは、近世における市場経済の発展がもった特質を理解するうえでならびない重要性をもつのである。

一方、金融市場も、それが経済活動を基底部分でさえ、生産・流通活動の拡大や効率化と深く関係するという意味で重要である。とくに、江戸期経済は前工業化社会の通例として一般的に資本は希少であったとおもわれ、その一方で商品流通の発達はかなりみられたわけであるから、金融市場において一体どれぐらい効率的・弾力的に資金循環がなされていたのか、という点は十分な検討が要請される問題といえよう。いうまでもなく、商品市場のひとつとして米穀流通も金融市場と無関係にはなりたちえないのであり、膨大な需要に裏づけられた広範囲にわたる流通網のなかでは、相当の貨幣需要が存在していたとかがえられる。たとえ資本が潤沢でない小規模経営であっても米穀取引の機会自体は豊富に存在していたのであり、それだけに潜在的な資金需要も多かったとおもわれるのである*³。米穀市場と金融市場というふたつの市場

*² 米価の物価への重要性をふまえて、物価政策について考察したものとして、本庄栄治郎『徳川幕府の米価調節』（柏書房、1966年復刻版発行）、土肥鑑高『近世物価政策の展開』（雄山閣、1987年）をあげることができる。

*³ そのひとつの具体例として、北前船や内海船などの買積船をあげることができる。

は、当時の経済の循環構造において基軸的な存在であり、なおかつ両者のあいだにはつよいつながりがあるとみられるのである。これらの中心的な市場をそれぞれまったく別個のものとして取りあつかうのではなく、両者のあいだの関連にも注意をはらいながら近世後期の市場発展についてあきらかにしようとする点を、本論文の方法論的特徴としてあげることができる。

以下では、研究史の流れをふりかえりながら、本論文のもつこうした方法論的特徴をより具体的に位置づけることにしよう。

米穀市場にかんして近年の研究動向をみると、その主要な潮流として物価史アプローチによる分析がさかんにおこなわれてきており、ひとつの研究手法として定着したといえる^{*4}。一連の研究において、米価をはじめとする諸商品価格データの発掘・収集とその活用がすすめられるなかで、当時においてどのていどまで市場メカニズムが機能していたのか、あるいはマクロ経済はどのように推移していたのかといった点を

^{*4}日本を中心として物価史にかんする6報告と討論の内容をおさめた原田敏丸・宮本又郎編著『シホジウム歴史のなかの物価—前工業化社会の物価と経済発展—』（同文館、1985年）9-10頁における新保博氏の整理によれば、新保博「近世の物価と経済発展—前工業化社会への数量的接近—」（東洋経済新報社、1978年）と、山崎隆三「近世物価史研究」（塙書房、1983年）はマクロ的な経済発展を問題とするものであり、岩橋勝「近世日本物価史の研究—近世米価の構造と変動—」（大原新生社、1981年）と宮本又郎「近世日本の市場経済」（有斐閣、1988年）は市場の形成過程あるいは市場メカニズムを問題とするものである。そのご発表された、宮本又郎「物価とマクロ経済の動向」（新保博・斎藤修編『日本経済史2 近代成長の胎動』岩波書店、1988年）や、岩橋勝「物価と景気変動」（西川俊作・尾高煌之助・斎藤修編『日本経済の200年』日本評論社、1996年）などは前者に属するものであろう。また、草野正裕「近世の市場経済と地域差—物価史からの接近—」（京都大学学術出版会、1996年）は、物価の「地域差」と、生産物価格と要素価格の相互依存関係を問題にするなかで、後者の市場メカニズム分析により重点があったといえよう。

解析するという方向がみられた。米穀の重要性を反映して、他商品にくらべて価格史料が豊富に残存しており、このことがこうした研究動向をささえることとなった。分析のさいには、得られた数値データを有効に利用するためのひとつの便宜として、さしあたり分析にたえうるほどには完全競争市場の条件がみたされていると仮定され、市場機能のていどをしめす諸指標をもって市場がもっていた調整機能の高さがはかられるなどした。その結果、それまでおこなわれてきた記述史料に依拠した制度史的な分析からは得ることのむずかしい多くの新しい知見がもたらされた。当然、以前から近世米穀流通についてはさまざまな側面についての重厚な研究蓄積があったわけであるが、前工業化段階としてはきわめて高度な市場メカニズムが近世社会にそなわっていたことや、マクロレベルの経済構造の変化や成長趨勢などがここにきてはじめて明示的にあきらかにされたのであった。近世流通史研究にあらたに数量分析が導入されることにより、この分野は大きな飛躍をとげることができたといえる。

このように物価史研究においては、価格を中心とする数値データをその目的に応じて加工することにより客観的な推論がおこなわれた。その結果、近世におけるマクロの経済史についての叙述は、より一層その科学性を増すとともに豊富化されることとなったのである。こうした物価史研究の成果をふまえ、より発展させていくためにはどのような点に着目し、どのような方向が指向されるべきであろうか。このことについて、その方法的特徴を検討し、かんがえることにしたい。物価史的アプローチでは数値データがさかんに利用されるわけであるが、これはもともと種々の事柄が複合的に作用するなかで形成されたものであり、そこには多種多様な要因の影響が集約的に表現されている。物価史的なアプローチをとるにあたって、まずデータに依拠しさらにそれを必要に応じて加工することをおして情報が縮約され、そのことにより観察がより客観化・容易化されることになる。当然、そうした作業は当面それほど重要でないともなされた経済の実態的側面についての情報および考察をあるていど捨象することによって実現したものであった。とくに、本来はミクロ水準のものである価格デ

ータをもちいて、マクロの諸動向の分析をおこなったため、ミクロレベルにおいてその傾向はつよいようにおもわれる。したがって、こうしたレベルの実態についてとりわけ議論をふかめることが必要であることが指摘できるであろう。さらに、宮本又郎氏が指摘するように、比較的史料にめぐまれた米価にくらべてほかの商品価格データや、利子率・賃金データの発掘は相対的におくれている*⁵。このため、米穀市場がやや孤立的にあつかわれることになり、ほかの商品流通市場との相互依存関係および統合形態という、より総体的な実態的側面についての考察もこんごとられるべき選択肢のひとつとしてあげなければならないであろう。

さらに、もう少し先行研究の分析作業についてたちいり、暗におかれていた完全競争市場の仮定を検討することによってこんごとるべき研究方向についてかんがえてみることにしよう。すなわち、完全競争市場においては、(1) 同一の品質の財について、多数の売り手と買い手が存在し、(2) どの経済主体も単独で価格を動かすことが不可能であり、価格を所与のものとして行動し、(3) 取引について、法律・慣習上の制限がなく、(4) 各経済主体は取引規定条件、とりわけ価格にかんする完全な情報をもっており、(5) 長期的にはある特定の産業にたいして、そこへの参入とそこから退出が自由におこなえることとされている。うへの各項目の内容がいずれもこんにちの現実とのあいだにおいても大きな懸隔をもつことをかんがえるとき、前工業化段階にあった当時においてこれらが到底みだされるものではなかったことはいうまでもない。それでもなお、あえて近世社会を対象に市場メカニズムやマクロ経済動向の検出をこころみ、実際にその高度な展開状況や長期的趨勢をあきらかにした点に、研究史上における物価史研究の意義が認められるのではあるが、他方、こうした貢献の裏側で、現実との乖離がやや目立つ分析視角の設定が市場の内部構造の解明を課題

*⁵ 同「徳川時代の市場と貨幣」(社会経済史学会編「社会経済史学の課題と展望」有斐閣、1992年)81頁。

としてのこしたこともまた否めない事実であろう。これら市場メカニズムの阻害要因の存在を否定ないしは考慮のそとにおくことは、それがたとえ作業仮説としてであったとしても、市場の内実をその根底からあきらかにするための回路をみずから閉じてしまうことにつながる方向性をもつものであったのである。とりわけ、物価史研究がおこなわれるさいの問題関心の基底には、近代以降の急速な工業化の成功をふまえ、それにたいする近世から近代への「遺産」の貢献を問題とするなかで、その大きさを象徴するものとして近世の市場経済がもった到達点への大きな関心が存在した。そのため、市場機能の歴史的変動過程よりも、到達点の高さ自体がおもな関心事となったことが対象理解においてやや静態的な傾向をつよめることとなり、より一層実態把握が等閑視される事態をまねいたようにおもわれるのである。こうした研究動向のもつ弊害は、本論文の考察範囲を多少こえるものであるが、近世経済にかんしてだけでなく近代以降の経済発展過程を理解するうえでも決して問題がなくはないのである。すなわち、近世において形成されたさまざまな経済制度と、それを統合する全経済体系は、近代以降の西洋に由来する諸要素の導入とともに、工業化あるいは経済的近代化へむけて急速にあるいは徐々に適合的な形態・構造へと変貌をとげていくことになる。したがって、近世的諸制度がどのように再編成されたのか、という問題設定がなされたときにおいて、近世における到達点をもってつぎの時代へ遺贈されるべきものとしてストレートにつなげて理解しようとする分析視角では、歴史的動態を認識するに十分ではないようにおもわれるのである。

以上のように、先行研究の大づかみな概括をふまえたうえで、先にのべた本論文におけるアプローチをみた場合、どのような位置づけが可能であろうか。上記のように、分析において、理論的仮説へ依存する側面とさらにやや静態的な傾向がみられたことをふまえると、やはりここで最重要であるのは、より一層の実態把握にもとづいた市場の歴史的発展過程の動態的分析ではないかとおもわれるのである。もし、先にあげた完全競争市場の(1)から(5)の各項目に引きつけてかんがえるならば、(2)の

価格操作が市場においてしばしばおこりうること、(3)の取引にさいしてさまざまな制限があり決して完全に自由な取引はおこないえないこと、(4)の各経済主体の不完全な情報のもとで取引はおこなわれるざるをえないこと、(5)の種々のコストによりある産業からの参入・退出はかならずしも自由ではないこと、などを念頭においた議論がなされるべきであろう。これらの諸項目をより具体化しつつ、さらに拡張することによって論点に組み込むことが、議論を深めるうえで必要不可欠であろう。米穀市場については、つぎのような観点からのアプローチがありうるのではないだろうか。その1例として、たとえば商品としての米穀には飯米と酒造米の2種類のまったく需要構造のことになった部分から構成されている特質をあげることができる。しかし、数多くの酒造業についての論考をみても、酒造米流通について十分論じられてきたと

はいいがいたいのである*⁶。あるいは、全国の流通網の中心である大坂米穀市場にお

*⁶近世酒造業の概説的なものとして、柚木学『酒造りの歴史』（雄山閣出版、1987年）が代表的である。近世から近代にかけての時期における当該産業の動向については、斎藤修・谷本雅之「在来産業の再編成」（梅村又次・山本有造編『日本経済史3 開港と維新』岩波書店、1989年）や、谷本雅之「醸造業」（西川俊作・尾高煌之助・斉藤修編『日本経済の200年』日本評論社、1996年）、中村隆英「酒造業の数量史 明治-昭和初期」（『社会経済史学』第55巻第2号、1989年）などを参照。近世中期以降の最大産地であった灘酒造業については、柚木学『近世灘酒経済史』（ミネルヴァ書房、1965年）、本城正徳「幕末・明治期における灘酒造業経営の一考察—山路家文書の紹介をかねて—」（『酒史研究』3、1985年）などがある。また、上川芳実「明治大正期の酒造業」（『京都学園大学論集』第19巻第2号、1990年9月）は全国的に地域ごとの動向、篠田壽夫「知多酒造業の盛衰」（『社会経済史学』第55巻第2号、1989年）と石川健二郎「伏見酒造業の発展」（同左）は個別産地の動向についてあきらかにしたものである。個々の酒造家の経営分析は、先にあげた灘酒造業研究以外では、岡光夫『村落産業の史的構造』（新生社、1967年）、小松和生「近世後期備後酒造資本の経営形態—尾道・金屋の場合—」（『神戸学院大学論集』第2巻第2号、1967年。のち同『幕藩制解体期の経済構造』清文堂、1995年に所収）、柚木学「近世伊丹酒造業の展開と小西家—酒造家資料調査によせて—」（『地域研究いたみ』第18号、1989年3月）などにおいてみられる。このほか、拙稿「明治後期・大正期の酒造業における産地構造の変化—灘五郷における外来酒造家を中心として—」（『六甲台論集』第39巻第4号、1993年）および、拙稿「酒造業における産地構造の変化—明治・大正期の堺酒造業をめぐって—」（同上第40巻第2号、1993年）においては、産地の盛衰に生産者の移動がともなっていたことがあきらかにされている。また、池上和夫「酒造財閥」（渋谷隆一・加藤隆・岡田和喜編『地方財閥の展開と銀行』日本評論社、1989年）も当該産業に関連するものとしてをあげることができる。こうした酒造業についてのさまざまな観点からの分析のなかで、酒造米についてはおもにそのコスト面からとらえられることが多かった。これとはややことなつた観点からのものとして、在払関係の論考があるが、これは貢租制度の実証に重きがおかれているようにおもわれる。関連する文献については、本城正徳『幕藩制社会の展開と米穀市場』（大阪大学出版会、1994年）167頁、注（1）を参照。

いて端境期の流通状況は特別な重要性をもつとかがえられるが、この時期に廻米が集中する北国諸藩の廻米政策についての論考はいくつかみられるものの*7、価格形成をはじめとする市場諸機能との関連についてはあまり注目されていないのが現状である。さらに、こうした諸藩経済政策の背後にある、米穀流通と近世中期以降表面化してきた地方の経済成長とのあいだのつながりについても十分論じられているとはいえない。また、よりミクロレベルの事象にかんしていうならば、不確実な将来の価格変動をめぐる市場取引にたいする相場関連情報の影響力もみのがされてはならないであろう。

さらに、米穀流通における諸価格現象の基盤として、金融市場はもっとも重要な領域としてあげなければならないだろう。貨幣供給量は産業全体の取引規模にたいする制約条件でもあるからである。しかしながら、米穀市場研究の進展状況とくらべたとき、当該市場にかんして果たすべき課題はより大きいようにおもわれる。利子率データと米価データという両市場の基礎データの収集状況の格差に如実にあらわれているように、金融市場解明の精度を米穀市場のレベルにまで引き上げることがさしあたり要請されているのである。具体的には、当該市場についてはこれまで大坂商人の集荷力との関連で両替商金融が重視されてきた傾向がみられる*8。幕藩制的商品流通の結節

*7 加賀藩を対象にした田畑勉「加賀藩財政と産物方政策の動向」（若林喜三郎編『加賀藩社会経済史の研究』名著出版、1980年）、森泰博「藩の物流—金沢藩の大坂廻米—」（森泰博編著『物流史の研究』御茶ノ水書房、1995年）などのほかに、北国諸藩の廻米状況の全体状況について解明した藤村聡「近世後期の東北・北陸諸藩と大坂米市場—中央市場に対する諸藩の分化—」（『地方史研究』第251号、1994年10月）がある。

*8 代表的なものとして、新保博「徳川時代の信用制度についての一試論—両替商金融を中心として—」（『神戸大学経済学研究年報』第15号、1968年）をあげておく。

点としての大坂市場の相対的地位低下をかんがえるなかで^{*9}、両替商の信用系列の弛緩がそのひとつの要因としてとらえられてきたのである。しかしながら、金融市場における資金の流れはこうしたルートにかぎられるものではなかった。このことは安岡重明氏の概括的な叙述における指摘のほかに^{*10}、竹内誠氏の公金貸付^{*11}、三浦俊明氏の寺社名目金^{*12}、岩橋勝氏の藩営頼母子講にかんする研究^{*13}、などからもうかがえるものである。こうした広範な資金流通網の実証は農村金融にもおよびつつある

^{*9} 安岡重明『日本封建経済政策史論〔増補版〕』（晃洋書房、1985年）の先駆的研究のほかに、近年の業績では御用金の両替商への負担を重視した脇田修『日本近世都市史の研究』（東京大学出版会、1994年）や、農民的商品流通のにない手として新興廻船集団である内海船を析出した斎藤善之『内海船と幕藩制市場の解体』（柏書房、1994年）が重要である。

^{*10} 安岡重明「近世の金融組織」（豊田武・児玉幸多編『体系日本史叢書13 流通史I』山川出版社、1969年）。

^{*11} 竹内誠「幕藩体制と貨幣流通—南鯨二朱判の流通政策をめぐって—」（『歴史教育』第11巻第11号、1963年11月）、同「田沼期における幕府金融政策の実態」（『歴史教育』第13巻第10号、1965年10月）、同「江戸幕府財政金融政策の展開と畿内・中国筋農村」（『ヒストリア』第42号、1965年11月）、同「幕府経済の変貌と金融政策の展開」（古島敏雄『日本経済史大系4』近世下、東京大学出版会、1965年）。

^{*12} 三浦俊明「近世寺社名目金の史的研究—近世庶民金融市場の展開と世直し騒動—」（吉川弘文館、1983年）。

^{*13} 岩橋勝「大和郡山藩における領主的金融講—江州領浅井・神崎両郡を中心として—」（宮本又次編『史的研究 金融機構と商業経営』清文堂出版、1967年）。

*14。こうした個別実証研究を総括したとき、これまでかんがえられてきた両替商や地主を結節点とする単線的な資金の流れとはことなる、重層的・有機的構造をもった近世金融市場像が浮かびあがりつつあるのであり、それは貯蓄＝投資連結機構ないしはその萌芽の形成を意味するといえよう*15。したがって、いま金融史研究にかんして是非ともなさねばならないのは、幅広い視角をもってあらたに実証分析をくわえることによって、近世金融市場像をより深化・豊富化することであろう。そして、そのさいには米穀流通にかんしてかつてさかんになされたような、制度的側面の解明も依然として重要課題として存在しているのである。

したがって、金融分野については、本論文では具体的には頼母子講や村借入金制度のような、都市商人の前貸しとはことなるタイプに属する金融制度・組織に着目した。これまで等閑視されてきたかたむきをもつ金融市場のこれらの部分に焦点をあわせることにより、前工業化社会における地方経済の成長におけるあらたな側面があきらか

*14 斎藤修「報徳社運動のクロノロジー」（『三田学会雑誌』第64巻第8号、1971年）、福山昭「近世農村金融の構造」（雄山閣、1975年）、斎藤康彦「農村荒廃期の藩公金貸付政策の展開」（『日本歴史』第424号、1983年）、竹中真幸「近世北関東における農村金融の展開－村借入金を中心として－」（村上直編『論集 関東近世史の研究』名著出版、1984年）、植村正治「近世農村における市場経済の展開」（同文館、1986年）、渡辺尚志「近世の豪農と村落共同体」（東京大学出版会、1994年）、大塚英二「日本近世農村金融史の研究－村金融通制の分析」（校倉書房、1996年）、ロナルド・トビ「プロト工業化期金融の一試論－天保期における銀行的経営形態の胎動－」（『人文学報』第78号、1996年）、大塚英二「御蔵・郷蔵に見る近世社会の構造」（渡辺尚志編『新しい近世史4 村落の変容と地域社会』新人物往来社、1996年）など。

*15 新保博氏は、市場経済の枠組みのもとでの工業化にとって必要な条件として、この貯蓄＝投資連結機構のほか、生産要素の自由な移動と私的所有権の確立をあげておられる（同『近代日本経済史』創文社、1995年、46頁）。

となることが期待されるのである*¹⁶。

近世金融史研究の枠組みをこえたところでも、上述のスタンスからの諸研究のもつ意義はいくつか指摘することができる。その第1点は、米穀市場と同様の近代以降の再編成の問題である。すなわち、近代以降西欧から銀行をはじめとする近代的な金融制度が導入され、いくつかの試行錯誤ののちにそれらは定着するにいたった。そこで注意しなければならないのは、海外でかたちづくられたこれらの制度が発展し経済成長の下支えとなる一方で、近世期に普及・発展した在来的な金融諸制度もすくなくとも大正期ごろまでは無視できないウェイトを金融市場のなかでもちつづけていたという点である*¹⁷。第2点は、こんにちの発展途上国に関連することである。すなわち、これらの国々では金融市場を整備していくなかで、近代的金融制度が根づきにくいという問題が生じている。これにたいして、各国における在来的金融制度を再評価しようという研究潮流がみられる*¹⁸。こうした現状にたいして、近世から近代へかけての日本の金融をめぐる経験はいくつかの示唆をあたえるものといえよう。

第2節 本論文の構成

以下での議論にかんして、あらかじめその構成と各章が問題としたところをのべるとともに、これらの相互の関連について説明しておくことにしよう。

*¹⁶ ヒックスによっても、前近代社会における商人経済発展のさいに、金融手段の多様化がみられたことが指摘されている。金融上の発展が全般的にすすめられるためには、金融仲立人の発展が有力な方法であるとされている。(同/新保博・渡辺文雄訳『経済史の理論』講談社、1995年、130-132頁)。

*¹⁷ 佐伯尚美『日本農業金融史論』(御茶の水書房、1963年)。

*¹⁸ さしあたり、「特集アジアの農業金融」(『アジア経済』第31巻第6-7号、1990年)におさめられた諸論考を参照。

第1部「近世後期における米穀市場の展開」の4つの章では、まず米穀流通にかんする諸問題が考察される。近世最大の商品である米穀の流通市場は当時もっとも先進的なものであったとかがえられることなどその理由は前節でのべたとおりである。ここでは、大坂米穀市場の機能形態や酒造米流通市場の構造変化などについて、価格現象の背後にある実態として把握しようというのがその基本姿勢である。

第1章「近世中後期における米穀流通機能の変質過程」では大坂堂島米会所を分析の対象とした。堂島米会所は18世紀初頭に幕府によりその存在が公認されたものであるが、それ以前の17世紀後半以降全国市場の中心として成立したものである。当該市場へは西日本諸藩を中心とする大量の蔵米が廻送されたのち売却された。市場で形成された価格は各地米価をリードすることをおして、全国の米穀流通にたいして大きな影響力をもったであろうし、またひいてはほかの諸商品価格にも深い関連をもったとみられる。それは生産構造あるいは社会的分業をも左右したであろう。その意味で、堂島米市場において取引が円滑におこなわれるかどうかということは、当時の経済活動をスムーズなものとするひとつの鍵であった。しかしながら、米価は農産物であるがゆえに年によって豊凶があり、また主食であることから需要の価格弾力性が低い。このことから、その価格変動はきわめて不安定になりがちであるという特徴をもっている。それだけに米穀の取引において、価格変動によるリスクが軽減されるならば、売買がより円滑化されることが期待できる。この価格リスクを引き下げするためには、先物取引によるヘッジ取引が有効であり、堂島米会所が公認された目的のひとつもここにあったとおもわれる。当米会所では、帳合米商内の呼称をもって先物取引がおこなわれていた。本章でははじめに、この帳合米商内のヘッジ機能の変化について数量経済史的分析方法をもちいて解析した。その結果をふまえたうえで、さらに先行研究ではほとんどふれられていないヘッジ機能の変化の要因についても究明をこころみた。具体的には、その蔵米が大坂米穀市場の端境期において高いウェイトをしめた加賀藩の廻米政策、さらにはその全体的枠組みをなす同藩の地域経済振興政策に着目した。

ほかでは、米会所の組織形態にも注意をはらい、帳合米商内の取引がおこなわれる堂島米会所が営利組織ではなく、米仲買が共同して組織する会員組織であることがもった影響について考察した。

第2章「幕末期の大坂米市場」でもおなじく堂島米会所を対象とした。前章ではヘッジ機能が取引状況と深くかかわっていた点に注目したのであるが、本章ではその価格形成のプロセス自体を直接あきらかにすることを目的とした。時期は価格水準の上昇とともに、その変動がはげしさをましていた幕末期をとりあげた。同時代において、こうした事態がどのように認識されていたかについても、大坂町奉行所の価格政策をとおしてあきらかにするようつとめた。このころ大坂市場の相対的地位は低下傾向にあったわけであるが、この点についても当時の市場政策のあり方をとおして検討をくわえた。これらの流通市場の動向把握をふまえ、価格形成過程の解明をおこなった。史料的には、「相場状」を活用した点に特色をもつ。これは、「状屋」とよばれる価格情報などを専門にあつかう業者が商人相手に販売していたものである。おもな内容としては、大坂市場の各種米価と金銭相場、および市況情報があげられるが、それ以外にも江戸をはじめとする他地方の流通拠点における状況についても若干ふれている。いうまでもなく、こうした情報は大坂と取引関係にある地方商人がより必要とするものであり、ここでは尾道商人橋本吉兵衛家が入手していた相場状を利用した。こうした系統の史料はこれまでおもに価格情報収集の素材としてあつかわれてきたとおもわれるが、ここではそうした利用方法だけでなく、市況記事の部分にも着目し分析をおこなった。ここにはその日の取引の経過が、時々刻々ととってもよいほど詳細に示されているのである。記述内容のくわしさのみでなく、相場状は堂島米会所の取引日2日につき1通ていど送付されており、相場状はかなり頻繁に入手されていたと評価できるから、本章ではそれだけ密度の濃い分析が可能となった。なお、それぞれの内容は「大坂相場写」との表題をもつ帳簿に一括してのこされていたものである。こうした史料的基础にもとづいて、堂島米会所ではいかなる過程のなかで、どのような要因

が作用することによって価格変動が生じていたのかという点をあきらかにすることをこころみたわけである。先行研究においては、当該史料を本格的にもちいたものはなかったから、分析方法においても本章の分析はひとつのメリットをもつといえる。

第3章「酒造業者数の動向と酒造米流通」では、前2章が米穀市場の直接的な分析であったのにたいして、酒造業の動向について論じた。酒造米流通は飯米流通とは別個のものとした分析が必要であるとかんがえたからであり、そのための前提作業としてあえてやや間接的な方法をとったわけである。酒造米市場の特質を量的側面からみると、近世において価格政策のなかで、酒造業への生産量管理のための政策的介入がたびたびおこなわれていた事実を想起すれば、その重要性がわかる。それは質的な面でも同様である。飯米にたいする需要はそれが主食であることからしてかなり価格弾力性が低いのにたいして、清酒が一種の奢侈品であることから、酒造米需要は景気の動向に敏感に反応することが指摘できるからである。この点を考慮するならば、飯米と酒造米のあいだにはそれぞれの需要構造の特質にかなりの差異があるとみてよいのである。こうした短期的な変動にくわえ、さらに注目しなければならないのはつぎの需要構造の長期的変動である。それは、清酒が製品差別化をめぐる酒造業者間ではげしい競争がおこなわれることにともなう生産者の消長や、より大規模には産地自体の興隆・衰退に起因するものである。すなわち、こうした酒造業の生産構造が変動するなかでは、酒造米の流通経路もそれにともなって変化せざるをえないのである。酒造米の場合、個々の生産者によってことなつた銘柄米が生産上のノウハウとして原料にもちいられるケースが多いとみられるから、ある産地において生産者が単にいれかわっただけでも流通経路に変化をきたすとおもわれるのである。当然、よりドラスティックに産地の立地自体がかわってしまったとき、酒造米の流通経路はもっとも大きな変化をきたすことになる。あるいはまったく逆に、米穀の流通ルートがかわることによって、生産者の原料米入手コストに変化が生じることがあらたな立地構造の形成を招来することもありうるだろう。もちろん、景気の動向に左右されるような短期の

酒造米流通の変動も問題とすべきであるが、近世における市場の発展をかんがえるうえで、長期の動向を究明することがより重要である。そのために、本章では酒造業者の交替、あるいは産地の盛衰による流通構造の変化をおうことにした。全国各地の酒造業の長期的動向を逐一たしかめていくことはきわめて困難であるから、酒造業者の新規参入状況をとおした間接的観察をその方法として選ぶことにした。現存する企業に限定されるのではあるが、各酒造メーカーの創業年を全国を網羅した整理作業をつうじて、どの時代において酒造業へあらたな生産者の参入がさかんであったかが解明可能となる。新規参入者があらわれることの波及効果は、もう一度くり返すならば、それが単なる旧生産者とのいれかわりであっても、それぞれで使用する銘柄米がことなるから酒造米の入手経路に一定の変化につながるということと、さらには産地の誕生を反映した新規参入であったならば、その背後には大規模な米穀流通ルートの変更が生じていたことを意味するということである。

第4章「幕末期における地方米市場の動向」。酒造業者の創業期を解析することにより、酒造米流通の変動期を確定することをこころみたのが前章であった。その結果の一部をあらかじめ予告しておく、幕末・維新时期が酒造業の歴史における大きな変動期のひとつであることが判明したのである。この時期において、きわめて多くの酒造業への新規参入が確認されたのである。それは、広く全国的にみられたという点でも、注目すべき現象であった。しかしながら、前章の分析は、単に市場変動が激化した時期はいつであったか、ということをおさえたにとどまるものであった。本章では、こうした解明点を前提にして、さらに酒造米市場の実態についてより具体的に考察をくわえることとした。すなわち、当該時期における酒造業の地域的動向と、それに対応する酒造米流通との関連をあきらかにしようとするものである。対象地域としては、近世の銘醸地摂津国伊丹郷をとりあげた。伊丹酒造業は江戸積もおこなっていたほどの近世前期からの全国的産地であったが、幕末期にいたり不振をきわめるようになった。こうした当地酒造業の生産状況をふまえ、それと地域内酒造米市場に生じた流通

構造の変動との関連について詳論した。

つぎに第2部の構成とその各章の概要について説明することにしよう。

第2部「近世後期における金融市場の展開」の3つの章では、この時期の米穀市場にみられた市場構造の変動を念頭におき、それを規定する当該時期における金融市場の展開を問題にした。以下では、第2部を構成する各章の内容についてかんたんにふれることにしよう。

第5章「近世における頼母子講と商品流通」では西日本の米穀流通のルートである瀬戸内海における中継港御手洗町を対象地域として、当地の米商人と頼母子講とのかかわりについて論じた。これまでの近世金融史研究では、都市商人の信用系列が流通発展のかなめのひとつとしておもにとりあげられてきた。それにたいして、本章では商業資金の融通を目的とした頼母子講の存在に着目し、その実態の解明につとめた。これまで一般的には頼母子講とは農村の相互扶助的な金融組織とみなされてきたが、頼母子講の資金融通機能をみたとき、これをつうじて商人がその営業資金を調達していた可能性が十分ありうるからである。先行研究では、農民の救済機関ととらえられてきたため、その形態分析が中心であり、内実はまだふみこんだものはきわめて少なかった。よって、近世後期に御手洗町で実施されたいくつかの頼母子講について、ここでの資金融通の規模や地域的範囲、あるいはその収益率などについて検討をくわえた。

第6章「幕末・維新期の農村金融」では農村金融市場について考察した。素材は三河国八名郡馬越村という、東海地方の一農村である。農村金融史研究では、これまで都市商人の前貸しや地主の利貸しがおもに分析されてきた。そのさいには、これらがもっていた高利貸的金融支配が強調される傾向がみられた。しかし、広い視野をもって農村における資金流通をおえば、もっと多様なルートの存在があきらかになるのではないかと推察される。それは、前章の頼母子講という制度のもつ資金融通機能の高さや、あるいは18世紀なかば以降の公金貸付や寺社名目金などの活発化にみられるよ

うな、金融制度の多様化の動きをみたとき、農村がこうした発展しつつある資金流通網の罅外にあったとはかんがえにくいからである。本章はこうした観点から、農村内の資金の流れを網羅的に把握しようとしたものである。それは、具体的には、幕末期の馬越村村民の借用証文のほとんどすべてと、さらに村が運営する資金貸付制度の実態を分析することにより、都市商人・地主の独占支配のおよばない資金流通ルートがどれほどの厚みをもって存在していたのかという点についてあきらかにしようとしたものである。

第7章「近世商家経営における頼母子講金融」では近江商人として著名な中井源左衛門家の頼母子講との関係を究明した。第5章・第6章は御手洗町・馬越村というひとつの地域を分析単位として設定したのにたいして、本章では中井家という一商人の個別経営に考察をくわえることにした。ここでの分析の意義としては、つぎの点がより注目されるべきである。すなわち、先述のように頼母子講というと救済目的のものというイメージがあり、先行研究のなかで商業信用と関連づけられることは皆無といってよい状態であった。第5章は頼母子講とはこれまでつながりがうすいととらえられてきた商業とのむすびつきを、御手洗町における中小規模の商人を素材にかんがえようとしたものである。ここではさらに頼母子講と商業の関連を深く追求するために、近世の大規模商業経営を取りあげ、それと頼母子講とのむすびつきはいかなるものなのかという点を取りあげたのである。もし両者のあいだにつよい結合関係が見い出されるならば、中井家が近江商人の代表的存在であるだけに、それだけ一層近世期商品流通における頼母子講のもっていた重要性があきらかとなるであろう。このことはひいては、頼母子講以外の金融諸制度の意義の大きさも示唆することになるとおもわれるのである。

なお、本論文の各章と既発表論文との関連は以下のとおりである。

第1章「近世中後期大坂における米穀流通機能の変質過程―堂島帳合米商内のヘッ

シ機能を中心にして一」（『社会経済史学』第58巻第2号、1992年）。

第4章「幕末期における地方米市場の動向一摂津国川辺郡伊丹郷・酒造米市場を中心にして一」（『六甲台論集』第39巻第2号、1992年）。

第5章「近世における頼母子講と商品流通一安芸国豊田郡御手洗町を中心に一」
『国際経済論集（常葉学園浜松大学国際経済学部）』（第2巻第2号、1995年）。

第2・3・6・7章は書き下ろし新稿。

第1部

近世後期における米穀市場の展開

第1章 近世中後期大坂における 米穀流通機能の変質過程 —堂島帳合米商内のヘッジ機能を中心にして—

はじめに

米納年貢制にもとづく近世日本の経済にとって、大坂米市場が重要であったことはあらためて指摘するまでもない。その大坂では享保15年（1730）に、実米取引である正米商内と先物取引である帳合米商内が公認され、堂島米会所で取引がおこなわれることになった。こうした先物取引がおこなわれる商品取引所にはいくつかの機能がある。そのなかでもとくにヘッジ機能は、商人や藩といった米の流通に携わるものが価格変動のリスクを回避するために必要不可欠であり、それによって経営の安定化と米穀流通の円滑化がもたらされる。米は需要と供給の価格弾力性が低く、それ故価格変動も他の商品とくらべて大きいことはいうまでもない。また、領主が農民から取引した米を一括して換金することから取引1回あたりの取扱量が多く、それだけに価格変動がもたらすリスクも大きなものであった。さらに、当時はなお輸送、情報伝達機関が十分に発達していたとはいえ、需給の不均衡の調整がスムーズとはいえなかったから、それだけ価格変動ははげしかったとかがえられる。したがって、このような不安定な価格変動のもとでは、近世経済の要であった大坂の米穀流通が円滑におこなわれるか否かということは、当時の経済全体にとってもきわめて重要なことであつたとかがえられる。

本章の目的は、このような意義をもっていた堂島帳合米商内のヘッジ機能の変化のあり方を数量的に分析し、その機能変化の要因について若干の考察をおこなうことに

ある*¹。堂島帳合米商内の数量的機能分析については、すでに宮本又郎氏の諸業績がある*²。本章との関連部分にかぎるとつぎのことがあきらかにされている*³。すなわち、堂島帳合米商内のヘッジ機能は宝暦期・明和期・安永期の各期においてもっとも効果的に果たされたのであり、そのご、天明・寛政・文化期において多少その機能がそこなわれ、文政期にはふたたびその機能をかなりのていど回復したが、天保期以降にはほとんど機能しえなくなっていたとされている。その機能低下の要因については、おもに米市場がどれだけ自由に機能しえたかという点から、以下の諸点が概括的に指摘されている。まず寛政期においては凶作年と豊作年が交互におとずれ、ひとびとの期待に大きな動揺が生じたこと、酒造制限令といった幕府の米価政策が影響をおよぼ

*¹ 帳合米の制度的な側面については、宮本又郎『近世日本の市場経済』（有斐閣、1988年）、佐野善作『取引所投機取引論』上巻（有斐閣、1913年）、鈴木直二『徳川時代の米穀配給組織』（巖松堂、1938年）、須々木庄平『堂島米市場史』（日本評論社、1940年）、島本得一『徳川時代の証券市場の研究』（産業経済社、1953年）、小谷勝重『日本取引所法制史論』（法経出版社、1953年）、大坪得次「『帳合米商内』考（2）」（『商経論叢』第6巻第2号、1965年）、土肥鑑高『近世米穀流通史の研究』（隣人社、1969年）などを参照のこと。また明治以降の堂島米会所の制度にかんするもので最近のものでは、津川正幸『大阪堂島米会所の研究』（晃洋書房、1990年）がある。以上の帳合米商内に関する戦前以来の研究はいずれも制度史研究であり、宮本氏のものが唯一価格データによる機能分析である。

*² 宮本前掲書、第7章「堂島米市場における帳合米商内の機能」、同「近世後期大阪における米価変動と米穀取引機構」（『経済研究』第26巻第4号、1975年）、「近世堂島米市場における帳合米取引の機能」（新保博・安場保吉編『数量経済史論集2 近代移行期の日本経済』日本経済新聞社、1979年）、「近世後期堂島米会所の社会経済的機能」（向井利昌・百々和編『経済と社会の基礎分析』北野熊喜男博士古希記念論文集刊行会、1979年）。

*³ 宮本前掲書、282-292頁。

したこと、天保期以降の堂島米仲買株の廃止や大坂登米高の減少などの、大坂市場の集荷機能の全般的衰退が指摘されている。

以下の考察では、まず帳合米商内が投機取引としてではなく、ヘッジ取引としてどれほど利用されていたかをしめし、つぎに利用するデータとその加工方法について説明する。そして、そこから得られた結果からいくつかのファクトファインディングスをあきらかにしたのちに、それらの要因について検討してみたい。

第1節 堂島帳合米商内の利用形態

帳合米商内のヘッジ機能分析のまえに、堂島帳合米商内がそのヘッジ機能を目あてにどれほど利用されていたのかを確認する必要があるとおもわれる。なぜならもっぱら投機取引がおこなわれていたというのでは、たとえデータのうえではヘッジ機能が有効であったとしても、米穀流通の円滑化や効率化といったこととむすびつかないからである。ただし、帳合米商内の利用形態の個々の事例は宮本氏が指摘されているとおり、史料的な制約から基本的に「今後の検討を待つべき」状況である*⁴。本稿では、あらたに帳合米のリスク・ヘッジ目的の利用状況をしめすいくつかの史料をあげたうえで、その機能分析をおこなうこととしたい。

これは大坂町奉行が凶作時におこなった米市場への種々の取りはかりにたいする、天保6年（1835）の米仲買達からの礼状である。ここから諸藩蔵屋敷が帳合米商内によるヘッジ取引をおこなっていたことがわかる。

乍恐口上

一近来打続違作之御国柄も可相成、殊ニ去々年巳年違作之柄多、去午年之儀格別有米払底ニ付……帳合米も取続出来かたき折柄ニ候へ共、難有御教諭被為成下候

*⁴ 宮本前掲書、361頁。

故打続、其上近来当所御廻米中絶ニ相成候御土蔵屋敷様方も、去春以来依御仁恵
追々注文多く入込、市場繁盛ニ及び候段……*⁵

帳合米のヘッジ取引についてはのちにくわしくのべるが、それは正米取引の損失を
カバーするためのものである。帳合米を投機のために取り引きしたのなら、正米取引
とは無関係におこなわれるはずである。しかし、ここでは大坂登米の増加にともなっ
て蔵屋敷の帳合米取引も増加したとのべられている。したがって、蔵屋敷は帳合米取
引を投機取引ではなくヘッジ取引としてかなりおこなっているとかんがえられる。

大坂へ廻米する諸藩の場合は以上のごとくであったが、米を生産する側の農民はど
うであったらうか。つぎの史料は名古屋の延米商において、天明期のたびかさなる
飢饉のさいの過剰投機による取引停止措置が天明七年に解除されたときのものである。
名古屋の延米商にかんするものであるが、ここから農民のヘッジ取引の実態について
あるていど推測することは可能であろう。

此度、御城下延米商、再御免相成候得共、在々においては、弥々是迄の通、右商
筋取扱之儀、御領分は勿論、他所懸引共、一切致間敷候然共、市町住居の百姓共
の内、商のみにて渡世いたし候者共、並ニ農商相兼候者共の内、延米商不致候は
では、難儀いたし候者は、願之上、可任差図候……*⁶

在町では原則的には延米商は禁止されたが、どうしても必要な「農商相兼候者」に
は許可をあたえるとしている。商業的農業の進展したこうした地域において、農民に
もある程度先物取引の利用が広がっていたことをうかがわせる。

*⁵ 『米商旧記』（大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第4巻、大阪商工会議所、1973年所収）
57頁。

*⁶ 『関戸文書』（名古屋市教育委員会編著『名古屋叢書』第12巻産業経済編（3）愛知県郷土資料刊行会、1983
年再版発行）157頁。

帳合米商内は、以上の蔵屋敷、農民にかんする2つの史料からもヘッジ取引として利用されていたといえる。したがって、もし帳合米商内のヘッジ機能に変化があれば、諸藩や米商人、農民などの利用者は米の取引をおこなううえで影響を受けざるをえない。さらに、それが全国の米穀流通の要の大坂のことでもあるから、当然経済全体にも大きな影響力をもちえたといえよう。

さいごに堂島帳合米商内にかんして、以下の行論に必要とおもわれる若干の事柄についてのべておきたい。堂島帳合米商内は公認当時1,351人の米仲買が委託売買と自己売買に参加し、50軒の米方両替がその清算業務を担当していた。帳合米商内は1年を3期に分割し、1月8日から4月27日まで、5月7日から10月8日まで、そして10月17日から12月23日までのそれぞれの期間内に完結する形で取引がおこなわれた。以下、それらを順にA期、B期、C期と呼ぶことにする。A期は大体九州地方の新穀が供給され、B期は端境期で主に加賀米が供給され、C期は西日本の新穀が供給された時期にあたる。売買の対象となる建物米は各々の期の開始前に米仲買の投票により選ばれることになっており、A期、C期は建物米の銘柄はそれほど固定されていたわけではないが、B期についてはほとんどの場合加賀米が選ばれていた。それらの売買は差金決済が義務づけられ、それが不可能な場合は実米の受渡しが行われていた。

第2節 堂島帳合米商内のヘッジ機能

1 データと方法

帳合米商内のヘッジ機能の具体的な検討にはいる前にその方法について説明しておきたい。その分析のための指標は以下のようにかんがえられる。すなわち、帳合米商内のヘッジ取引には正米売買との組合せでいくつかのパターンがある。それらのなかでもっとも典型的あるいは基本的なヘッジ取引は、正米売買にあわせて帳合米を正米とは逆に売買するものである。つまり、正米を買う（売る）と同時に同量の帳合米をそれとは逆に売り（買う）、そのごに正米を売る（買う）さいにはふたたび正米とは

逆に同量の帳合米を買いもどす（売る）ものである*7。帳合米商内のヘッジ機能の有効性がさまざまな時代や時期においてどのように変化したのか、ということ进行分析するためにはこの基本的・典型的なヘッジ取引の有効性をあらわす指標をとる必要がある。

そこで、正米、帳合米価格のいかなる変化が、ヘッジを可能にするかということになる。もし正米を買ったのちに正米価格が下落すれば、その分の損失を受けるが、正米価格と同様に帳合米価格も下落し、なおかつその下落幅もおなじならヘッジ機能が完全に有効である。なぜなら、うえでのべたようなヘッジ取引をおこなっていれば、正米とは逆に帳合米は下落以前に売って、下落後に買い戻すことになるから、正米の損失が相殺できるからである。正米価格と帳合米価格が常におなじ方向に、おなじ額だけ動けば、正米取引の損失が帳合米取引の利益で相殺することが可能となり、価格変動のリスクをまぬがれることができる。ただし、いまの例では正米取引での損失を帳合米取引の利益でカバーできたが、正米価格の上昇による利益が、帳合米のヘッジ取引の損失により打ち消されてしまうケースもおこりうる。しかしヘッジ取引の目的は、本質的には価格変動による影響を事前に除去して経営の安定化をはかることにあり、したがって正米の投機的利益が打ち消されたとしても、それはヘッジ取引の本来の目的に決して反するものではない。

以上のべてきたように、ヘッジ機能実現にとって重要なポイントは、多少その変動幅がことなるとしても正米価格と帳合米価格の変化の方向がおなじであることである。

*7 宮本前掲書、362頁。

したがって、それは正米と帳合米価格の相関係数によりつかむことができる^{*8}。すなわち、相関係数が1に近ければ近いほどそれだけ両価格はおなじ動きをしめしているのだからヘッジングの効果は高く、マイナス1に近ければ近いほどその効果は低いとみなせるのである^{*9}。

本稿では帳合米商内のヘッジ機能の有効性を相関係数をつうじてとらえることを説明したが、さいごに先行研究の宮本氏の方法と本稿のそれとの相違点についてあきらかにしておきたい。それは以下の3点である。まず第1に、それぞれの指標がことなることである。宮本氏は基本的にはA期からC期までの各期の期首と期末の2時点に取引するモデル・ヘッジャーを設定し、両時点の正米、帳合米価格の実際の動きからそのヘッジ取引の有効性を評価されている。この点で両者の相関係数を指標とする本章とはことなる。第2にヘッジ機能の指標の処理方法がことなり、宮本氏は帳合米の機能をA期からC期までを通年ベースで処理されている。それにたいして、本稿ではその季節性を考慮して、各期を別個に分析する。第3にのちにのべるように天保期にはデータの空白期がある。宮本氏はその時期の分析を留保されているが、本稿では統計的な方法をもちいてその時期のヘッジ機能の有効性を推定する。

以上の3点のような方法的特徴を本稿はもつが、それにしたがって帳合米商内のヘッジ機能を、以下の3史料を利用して得た帳合米、正米価格の相関係数により分析す

^{*8} 相関係数をもちいた先物取引の分析の問題点としてしばしばつぎのことが指摘される。先物取引の期末には先物価格の実物価格への鞘よせがかならずおこなわれるから、両価格の位置関係によっては期末に両価格が逆方向に変化することがあり、そのために相関係数が低下してしまうというものである。しかし、たとえ期末といえども両価格の変化が乖離すれば、そのこと自体がまさにヘッジ取引にとってマイナス要因なのである。よって、こうした価格の動きのために相関係数が低下したとしても、この分析方法の欠点とはなりえない。

^{*9} 先物価格と実物価格の動きとヘッジ取引の結果については、宮本前掲書、354-364頁を参照のこと。

る。

データ（1）：「玉尾家万相場日記」（国文学研究資料館史料館所蔵）

データ（2）：鈴木直二『大阪に於ける幕末米価変動史』（四海書房、1935年）

データ（3）：鶴岡実枝子「近世米穀取引市場としての大津」付録「湖東農村商人の相場帳の紹介」（『史料館研究紀要』第5号、1972年）

データ（1）は、近江国蒲生郡鏡村（現在滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡）の米商人玉尾家において、宝暦5年（1755）から安政6年（1859）にわたってほぼ継続的に記録されたものである。この相場帳には時期によってその相場がしるされている品目が多少ことなる部分があるものの、大津で取引されていた大豆、小麦などのさまざまな商品の相場が記載されている。当初それらの情報は複数の問屋からもたらされたが、寛政期にはひとつの問屋に固定された。それらとともに大坂堂島の正米価格や帳合米価格が提供されていたのである。これは玉尾家が堂島の米切手の買いもちや帳合米取引などをおこなっていたことと^{*10}、大津相場が大坂のそれと密接な関係をもっていたことによるとおもわれる。この史料では、記載されている価格が1日のうちのどの時点で成立した価格であるかということが不明な場合があることと、文政11年（1828）～天保10年（1839）の12年間と嘉永1、2、5、6年（1848、49、52、53）については相場帳を欠いているという難点がある。

データ（2）は、大坂大文字屋七左衛門方「毎日相場帳」を原史料とするもので、正米、帳合米価格のほかに建物以外の中国米などの主要な銘柄の米価も記載されている。正米、帳合米の両価格が得られるのは天保5、6、11、13、弘化2、3、嘉永1、4、

^{*10}同家「大坂取次十月限加賀帳合米仕切目録」（国文学研究資料館史料館所蔵）によると、化政期ごろに玉尾家では6月15日に1,200石の帳合米を買い、それを7月2、25日の両日に売り埋めて、約1貫目の損失を出している。

5、6、安政1～6、万延1、文久1～3、元治1年の天保以降の時期の計24年間である。期間はかなり短いがそのなかでのデータ数はかなり多い。A、B、C期それぞれでおよそ30から70組の正米、帳合米価格が得られ、安政3年までは帳合米の寄付、大引価格と正米の大引価格が記載されている。安政4年以降は、帳合米は寄付価格のみとなる。

データ(3)はデータ(1)の「万相場日記」から鶴岡氏が諸商品の価格等を抽出し整理されたもので、本稿も必要な場合は参照した。以下の分析では、データ(1)が幕末期に欠帳があるものの、正米、帳合米価格が約100年間にわたって得られるので、データ(1)をおもに利用し、その欠如部分をデータ(2)と(3)でおぎなった^{*11}。各期ごとの正米、帳合米価格の相関係数は、各月のもっとも早い日と各期首、期末にもっとも近い日の正米、帳合米価格からもとめることとした。よって、A期、C期はそれぞれ月末の4月27日と12月23日が限市なので、それらの最終月には月はじめと期末の2個のデータをとった。以上の原則により、データ(1)より1755年から1859年の約100年にわたって、月1個ずつの正米、帳合米価格を抽出した。

以上の方法にもとづいて得られた相関係数はすでにのべたように、通年ベースで処理せず各期を別個のものとして分析する。なぜなら、それぞれにおける流通量のちがいを次ページの表1-1で見ると、新穀供給期であるC期の払米・出米総量が他の2期と比較してはるかに多いことがわかることと、各期における価格変動にもかなりの季節性が認められるからである^{*12}。また、米が農産物であることや当時の輸送・通信の発達のかんがえらると、その流通過程においてもかなりの季節性の存在を前提と

^{*11} データ(2)、(3)は先にあげた宮本氏の帳合米商内に関する諸論文においても利用されている。データ

(1) および玉尾家についてくわしくは鶴岡前掲論文および、同「近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書解題」(『史料館所蔵史料目録』第24集、1976年3月)を参照のこと。

^{*12} 宮本前掲書、265-269、302-307頁。

する方が妥当とかんがええられるからである。

表1-1 大坂米市場の流通量
(宝暦13～安永9, 万石)

| | A期 | B期 | C期 |
|-----|------|------|------|
| 払米量 | 20.0 | 27.0 | 74.1 |
| 出米量 | 33.2 | 38.5 | 41.7 |

(注) 「八木相場帳追考」(島本得一編「堂島米会所文献集」、所書店、昭和45年所収)によって作成。

2 帳合米のヘッジ機能

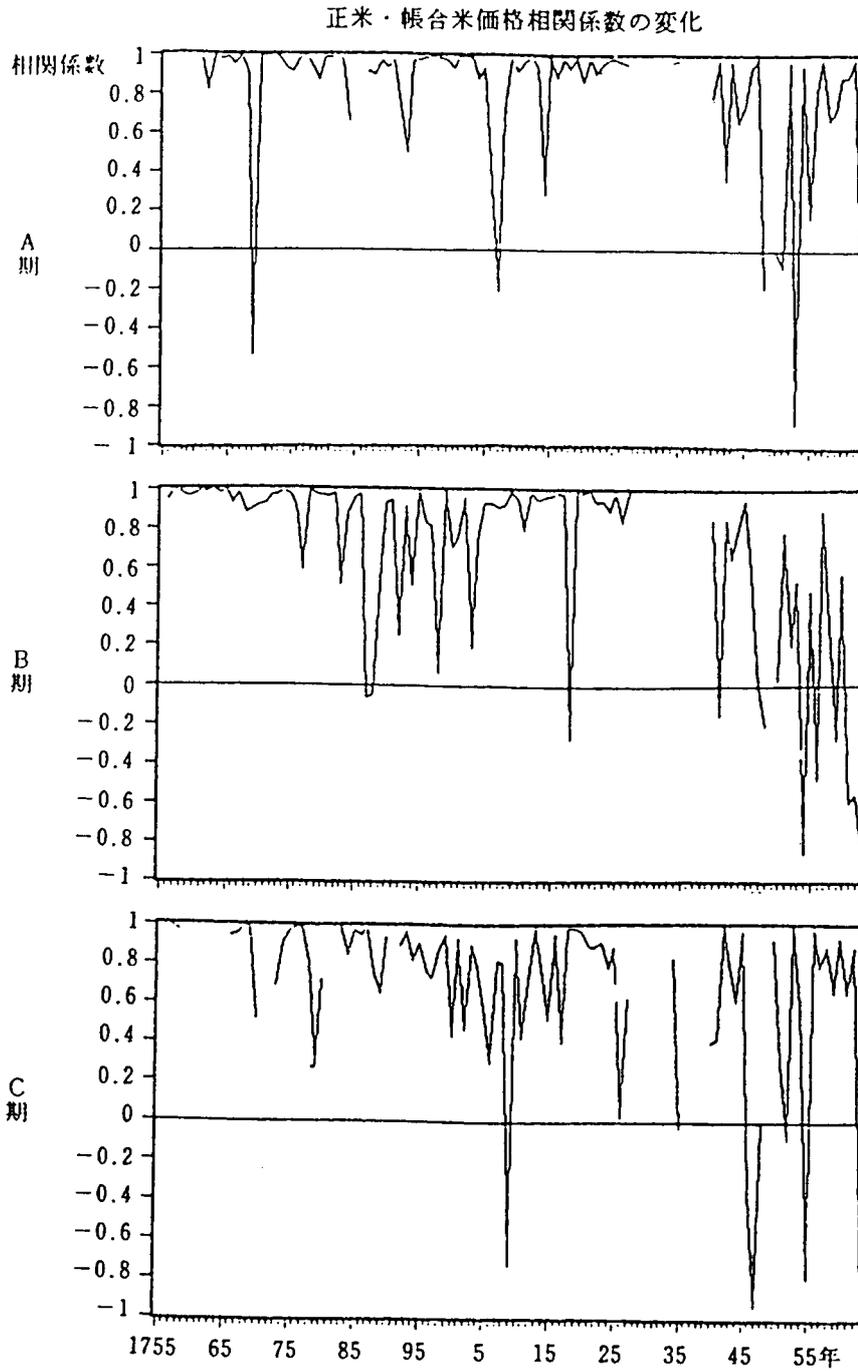
以上のべてきたデータと方法により、正米・帳合米価格の相関係数を求め、次ページの図1-1にしめした。そして、これを12年毎に期間区分し、その平均をしめしたものが表1-2である。1期間を12年で分割したのは以下の理由にもとづいている。すなわち、すでにふれたように文政11年から天保10年はデータの空白期間であるから、これを1期間にして、ほかの期間もおなじ12年で区切れば、それらはすべて同等にあつかうことが可能となり、この空白期間のヘッジ機能の推定がおこなえるからである。

つぎに表1-2を検討していくことにする。既述のようにA、B、C期のそれぞれのヘッジ機能を別個に分析するが、それらはいかなる変化をしめしたのだろうか。

まずA期の欄をみてみてははじめに気がつくことは、相関係数の値が第1～6期間の水準にくらべて、第8、9期間のそれがかなり低いことであろう。そして第1～6期間において第5期間がもっとも低く、他はすべて0.8を上回っているのにたいして、第8、9期間ではそれぞれ0.6を下回っており、著しい低下をしめしている。そして、第2期間と第5期間が前者においては若干低い。全体的には、第1期間がもっとも高く以後それを上回ることはいままま推移し、第1～9期間にかけて大体低下傾向にあるといえよう。

A期の相関係数を以上でみたわけだが、つぎに新穀供給期のC期は以下のような

図1-1



注) 「玉尾家万相場日記」、鈴木直二「大阪に於ける幕末米価変動史」、
鶴岡実枝子「湖東農村商人の相場帳の紹介」によって作成。

った。すなわち、A期同様にC期も第1～6期間と第8、9期間の水準をくらべると後者がかなり低くなっている。また、前者においてほかとくらべて第2期間と第5期間が若

表1-2

正米・帳合米価格の相関係数（カッコ内はサンプル数）

| | A 期 | B 期 | C 期 |
|----------------------------|----------|-----------|----------|
| 1. 宝歴 6 (1756)～明和 4 (1767) | .960(8) | .976(12) | .925(6) |
| 2. 明和 5 (1768)～安永 8 (1779) | .830(12) | .917(12) | .814(10) |
| 3. 安永 9 (1780)～寛政 3 (1791) | .931(10) | .712(12) | .885(10) |
| 4. 寛政 4 (1792)～享和 3 (1803) | .920(12) | .667(12) | .805(12) |
| 5. 文化 1 (1804)～文化12(1815) | .728(12) | .922(12) | .576(12) |
| 6. 文化13(1816)～文政10(1827) | .952(12) | .855(12) | .776(12) |
| 7. 文政11(1828)～天保10(1839) | | | |
| 8. 天保11(1840)～嘉永 4 (1851) | .557(11) | .468(11) | .375(11) |
| 9. 嘉永 5 (1852)～文久 3 (1863) | .558(12) | -.061(12) | .464(12) |

(注) 1. 相関係数は各期間の平均。

2. 「玉尾家万相場日記」(国立史料館蔵)、鈴木直二「大阪に於ける幕末米価変動史」、鶴岡実枝子「湖東農村商人の相場帳の紹介」によって作成。

干低いことと、全期間をつうじて第1期間がもっとも高く全体的に低下傾向にあったこともA期と同様である。そして全体的な水準はC期の方が少し低いが、第1～9期間における上下変動をみると、A期とC期はその変動幅はともかくとして、両者の変化の方向はまったく一致していることがわかる。新穀供給期のA期とC期のヘッジ機能はほぼおなじ変化をしめしながら、第1期間から第9期間まで推移したのである。

それでは新穀供給期のA期、C期とはことなり、端境期であるB期の相関係数はどうだろうか。これもやはり、A期、C期同様、第1～6期間と第8、9期間とを比較すると後者がかなり低い。とくにB期の場合は第9期間が負の値をとっており、さらにその特徴が顕著になっている。また、全体的な傾向も第1期間が最高値で、以後下落傾向にある点では同様である。しかし、A期とC期に対する上下変動の一致はB期にはみられない。第1～6期間においてA期とC期は第2、5期間が若干低いが、B期についてはむしろ高くなっている。逆にB期の場合、第3期間と第4期間と連続した2期間の相関係数がかなり低く、一方、A期、C期はかなり高いのである。A期、C期は第1

～6期間においては高水準を維持したにもかかわらず、B期のみ天明・寛政期頃にヘッジ機能がかなり低下しているのである。

以上の事実観察の結果、第7期間を除く全期間のヘッジ機能の動向があきらかになった。したがって、ここではつぎのことが問題となる。すなわち、先にあきらかにしたように各期とも幕末期の第8、9期間にそれ以前とくらべてかなり相関係数が低下しているが、それは第7期間と第8期間のどちらで生じたのかということである^{*13}。そこで、統計的な手法を用いて第7期間の相関係数の平均を推定する。先にのべたように、第1～9期間はそれぞれひとしく12年毎に区分されているから、各期間毎の諸変数はすべて同質のものとして利用可能である。よって、第7期間の相関係数の平均を求めるために、各期間のそれを被説明変数とし、つぎにあげる諸変数を説明変数として最小自乗法による回帰分析をおこなう。そして、得られた回帰式へ第7期間の説明変数の値を代入し、第7期間の相関係数の平均を求めることにする。

各説明変数、被説明変数は以下のとおり。

H：各期の相関係数の平均

E：『大阪堂島米商内沿革』^{*14}から得られた各期間ごとの越年米高を平均したものの（単位：万俵）。

K：帳合米商内の取引の混乱などにさいして大坂町奉行あるいは米方年行司が規則にそった取引を求めて米仲買達に出した仰渡・口達の各期間の合計値。市場

^{*13} 宮本氏の帳合米商内にかんする前掲諸論文では衰退の酉期については天保期の史料的制約をあげて、その考察を留保されている。

^{*14} 株式会社大阪堂島米会所編・発行、1912年。なお越年米高にかんして、宮本又郎「近世米価の変動と大阪における米穀需給—大阪米価・全国米価・大阪越年米高の動き—」（『大阪大学経済学』第25巻第2・3号、1975年12月）において詳細な考察がなされている。

が混乱し、口達などが出されるということはそれだけ投機が過熱するなどし、
正米と帳合米の両価格の動きが乖離しやすいとかんがえられる。
結果は以下のとおり。（R2:自由度修正済決定係数、カッコ内はt値）

A期

$$H=0.93086-0.025272K$$

$$(19.514) \quad (-3.875)$$

$$R2=0.667 \quad D.W.=3.434$$

$$F(1,6)=15.016$$

B期

$$H=0.355+0.0030941E-0.039027K$$

$$(1.794) \quad (3.123) \quad (-4.688)$$

$$R2=0.914 \quad D.W.=1.647$$

$$F(1,6)=38.148$$

C期

$$H=0.85748-0.030996K$$

$$(16.132) \quad (-4.265)$$

$$R2=0.711 \quad D.W.=3.064$$

$$F(1,6)=18.191$$

第7期間の口達・仰渡の14、越年米高平均の123.9万を以上の3式に代入した。

結果はA期が0.577、B期が0.192、C期が0.424となった。帳合米商内の幕末期の
決定的な衰退は以上の推定結果からすると、第7期間、つまり天保期を画期として
はじまったとかんがえられる。

これまでの表1-2からの事実観察および第7期間のヘッジ機能推定からファクトファ
インディングスは以下のようにまとめられる。

(1) A期、B期、C期ともに帳合米商内のヘッジ機能は18世紀なかば以降下落傾向

にあった。

(2) なかでも、天保期を画期にして決定的な機能低下が生じた。18世紀なかば以降の下落傾向が天保期においてつよまるのである。

(3) しかし、そういった一般的傾向のなかでも上下変動をくり返しており、A期とC期はその方向がまったく一致するのにたいして、B期は独自の変化をしめした。とくに天明・寛政期を中心とした時期には、B期が低くほかの2期が高いという対称的な変化が比較的長期にわたって持続した。

次節では以上のファクトファインディングスについての考察をおこなう。

第3節 18世紀後半以降における堂島帳合米商内

本節では、前節において得られたファクトファインディングスについて考察する。まずはじめに全体的なヘッジ機能変化を考察するために(1)の18世紀中期以降の下落傾向と(2)の天保期以降のその激化を取り上げる。つぎにそれらの大きなヘッジ機能変化の流れのなかに、とくにその季節性に注目することにより見出された(3)を取り上げる。さいごにそれらの諸変化を背後で規定した堂島米会所自身の制度的な問題点を指摘する。

1 ヘッジ機能の低下

右でのべたようにファクトファインディングスの(1)18世紀中期以降のヘッジ機能の傾向的下降、(2)天保期の傾向的下降の加速についてかんがえてみたい。まず(1)にかんして、文化4年(1804)年に堂島米会所米方年行司から大坂町奉行へ出された書上から、当時のそういった状況が堂島においていかに把握されていたかがわかる。

帳合米を掛繫候事ハ、干今相違仕候儀ニ而ハ無御座候共、明和年中奉申上候節ハ市中宜敷繁昌仕候ニ付、万端自由ニ御座候処、近年市場淋敷相成、近来ニ至り類

ニ衰微、仲買一同困窮仕候ニ付而ハ、不行儀之事共出来仕候、嘆ヶハ敷奉存候儀ハ、全江戸堀始其外国々ニおゐて米市場或ハ掛合ト唱、当地相庭を目当ニ仕候而、帳合米同様之商内相始候より、自然与当所へ入込注文薄く、依之米仲買追々衰微困窮仕、種々もめ合出来候而、弥他所他国氣受相損、先年奉申上候時節之商内と見競候へハ誠に九牛の一毛ニも不及義ニ御座候、米市場根元之庭所、如此相衰、米商人無数相成候、旁帳合米之姿悪敷 相成、正米掛繫も出来兼、高下とも直段宜敷、為之難有御趣意忘却仕候様ニ成行奉恐入候御儀ニ御座候*¹⁵

ここではいくつかのことがのべられているが、最初の部分では第2節であきらかにしたように、帳合米の「掛繫」つまりそのヘッジ取引が明和期には非常にさかんで、またその有効性が高かったとしている。このことは前節での事実観察と一致するものである。

そして、明和期には順調であった帳合米商内が文化期においては、かなり衰退していることがいわれている。その原因について具体的にはこのように主張されている。すなわち、大坂江戸堀や他国の米会所などでの「帳合米同様之商内」といわれる延米商の展開を契機として、他国から堂島帳合米商内への注文が減少した。それにより生じた米仲買の経営悪化を挽回するために、過剰投機をはじめとする「不行儀之事共」といわれるような堂島米会所への不信感を生む取引行動が増加したとされているのである。堂島米仲買数の変化をしめした次ページの表1-3でも、やはり宝暦7年以降の米仲買の減少が著しい。米仲買は、その経営の主要部分を口銭収入に依存していたから、仲買数の減少のかなりがこのことに帰せられるだろう。よって、仲買が減少したということは、すなわち堂島への取引の依頼が減少したことを意味するとかんがえられる。

これらの経営困難におちいった仲買による「不行儀之事共」の結果、他国での堂島

*¹⁵ 前掲「米商旧記」、251-252頁。

表1-3

堂島米仲買数の変化（人）

| 時 期 | 仲買数 |
|-----------------|------|
| 1. 享保20(1735)年 | 1351 |
| 2. 宝暦7(1757)年 | 1271 |
| 3. 文化期(1804～18) | 約890 |
| 4. 安政5(1858)年 | 約600 |

(出所) 1,2,4-『米商旧記』、60、125、244頁。3-宮本『近世日本の市場経済』、175頁。

帳合米商内への評価が下がり、それによってさらに他国からの注文が減少したとべられている。もともと帳合米は先物取引であるから、実米取引から遊離した投機的売買がおこなわれやすい。堂島帳合米を売買している投機家のなかにはしばしば価格操作により利益を得ようとするものがいたとしても、市場全体の取引高が多ければ、そういった価格操作は他の取引に埋没してしまうだろう。しかし、市場の取引量が少なければ価格操作がある程度効果をもちうるから、仲買の経営困難とともにこうした条件がさらに「不行儀之事共」を増加させたとかんがえられる。これらの取引行動が正米と帳合米価格の連動性を低めたのである。そのため、堂島帳合米商内への信頼がゆるぎ、さらに取引の依頼の減少、仲買困窮という因果関係が生じたのである。

この他国での延米商の展開を起点とする悪循環のために、「正米掛繫も出来兼」といわれるように、帳合米商内のヘッジ機能が明和期以降、すなわち18世紀なかば以降の時期に低下したのである。そして、大坂以外の地での延米商の設立は以下のような18世紀の米市場の拡大をその要因のひとつとするとおもわれる。すなわち、全国市場としての大坂米市場は、およそ17世紀末から18世紀初頭にかけての時期に成立した^{*16}。そして、18世紀には17世紀の人口増大が停滞傾向へと転じ、その結果米の需要

*16 宮本前掲書、114-118頁。

の成長も停滞した。他方、土地生産性は幕初以来の成長をつづけ、1人あたり農産高の成長率もこの時期にいたってようやくマイナスからプラスへと転じた^{*17}。米にたいする需要が停滞する一方で土地生産性や労働生産性の成長が生じたため、当然に自給稲作が縮小され、商品作物の作付面積が拡大された。その結果、各地に領国外市場向けの特産物生産が成立し、主穀の商品化が生じた。18世紀には生産性の比較優位にもとづく米穀生産の一定の地域的特化により、地方での米市場が拡大したのである^{*18}。こうした米市場拡大のなかで大坂登米高も増大したが、それは17世紀にくらべるときわめて緩慢なものであったし、また18世紀における増大もおもにその前期にみられたのであった^{*19}。

そこで各地の米会所およびそこでの延米商の展開状況をしめした表1-4によって、こうした18世紀における地方米市場の拡大を具体的にみてみたい。表1-4は決して網

表1-4 地方米延商の展開

| | 所在地 | 米会所公認年 | 米延商の有無 | 米延商公認年 |
|---|---------|------------|--------|-------------|
| 1 | 兵庫(摂津) | 安永元(1772) | ○ | 安永元(1772) |
| 2 | 大津(近江) | ? | ○ | ? |
| 3 | 京都(山城) | 享保20(1735) | ? | ? |
| 4 | 伏見(山城) | 宝暦6(1756) | ○ | 宝暦6(1756) |
| 5 | 松阪(伊勢) | 寛保2(1742) | ○ | 寛保2(1742) |
| 7 | 桑名(伊勢) | ? | ○ | 天明4,5(1784) |
| 6 | 津(伊勢) | ? | ○ | ? |
| 8 | 名古屋(尾張) | 享保8(1723) | ○ | 元禄頃 |
| 9 | 犬山(尾張) | ? | ○ | ? |

*17 速水融・宮本又郎「概説一七—一八世紀」(速水融・宮本又郎編「日本経済史1 経済社会の成立一七—一八世紀」岩波書店、1988年)42-47頁。

*18 新保博・長谷川彰「商品流通のダイナミックス」(速水・宮本編同上書)248-251頁。

*19 宮本前掲書、134頁、表2-1。

| | | | | |
|----|----------|-----------------------------|---|--------------|
| 10 | 津島 (尾張) | ? | ? | ? |
| 11 | 吉田 (三河) | 明和・天明期 (1760年代-1780年代) | ? | ? |
| 12 | 半田 (三河) | ? | ? | ? |
| 13 | 今尾 (美濃) | 享保8 (1723) | ○ | 天明7 (1787) 頃 |
| 14 | 大垣 (美濃) | 享和2 (1802) | ○ | ? |
| 15 | 笠松 (美濃) | 天保5 (1834) | ? | ? |
| 16 | 広島 (安芸) | 宝暦5 (1755) | ○ | 宝暦5 (1755) |
| 17 | 尾道 (備後) | 文化7 (1810) | ○ | 文化7 (1810) |
| 18 | 赤間関 (長門) | 文政年中 (1818-30) | ○ | 文政年中 |
| 19 | 中津 (豊前) | 文政10 (1827) - 嘉永の頃 | × | × |
| 20 | 熊本 (肥後) | 相場会所無し | ○ | 明和期に禁令 |
| 21 | 鳥取 (因幡) | ・寛延2 (1749) 以後 数年間 | ? | ? |
| | | ・明和元 (1764) - ? | ? | ? |
| | | ・嘉永6 (1853) - 安政元 (1854) | × | × |
| | | | | |
| 22 | 大野 (越前) | ? | ○ | 寛保3 (1743) |
| 23 | 金沢 (加賀) | 元禄末 (1700頃) | ○ | 寛政5 (1793) |
| 24 | 新潟 (越後) | 享保8,9 (1723,4) | ○ | ? |
| 25 | 鶴岡 (羽前) | ? | ○ | ? |
| 26 | 山形 (羽前) | ? | × | × |
| 27 | 酒田 (羽後) | 明暦2 (1656) | ○ | ? |
| 28 | 羽生 (武蔵) | ? | ○ | ? |

(出所) 1-4,6,7,11,18-20,23-26,28-鈴木前掲書、13-15-「岐阜県史」通史編近世下、10,12-「愛知県史」第二巻、8,9-「名古屋市史」産業編、22-「福井県史」第二冊第二編、21-「鳥取藩史」、27-「山形県史」第二巻、5-島本前掲書、16,17-「広島県史」近世2。

羅的なものとはいえないが、少なくともここからは米会所の所在地が西日本とりわけ摂津の兵庫、近江の大津をはじめとする畿内から三河の吉田や美濃の笠松といった畿内周辺部にいたる地域にかなり多いといえる。そして、それにつづくのが鳥取から酒田にかけての日本海沿岸に位置する米作地で海運の発達した地域であることがわかる。

たとえば、桑名は尾張・美濃から伊勢にかけての米作地帯に近いことや、江戸・大坂との海運や、木曾・長良・揖斐の三河川の水運にめぐまれていたことなど、米穀集産地としての条件をかなりそなえていた。そして、ここでは天明4、5年頃には伊勢米を建物として100石単位で延米商をおこなっていたのである。仲買株を50にさだめた文化3年には、4人の取締役を当初の無給の名誉職から有給のそれに変更して、売買担保責任を負わせて市場管理を強化した。以来、会所は発展をとげて明治維新まで存続している^{*20}。

つぎに米会所およびそこでの延米商が公認された時期についてみると、酒田を別としてほとんどのものが18世紀なかばごろから遅いものでも19世紀初頭までの時期に公認されている。したがって、先に堂島米方年行司が指摘したように、18世紀なかば以降の帳合米商内のヘッジ機能低下は直接的にはこれらの地方延米商が18世紀なかば以降に各地に展開したことをその契機とするものといえる。

以上の検討により、18世紀半ば以降のヘッジ機能の下落傾向の要因のひとつが地方延米商の増加であることがあきらかになった。この時期に生じた低下傾向は天保期に加速されている。つぎにはその要因の考察をおこなう必要があるだろう。

天保期の大坂米市場においてもっとも深刻な問題のひとつは諸藩の大坂登米高の減少であった。このことは、天明・寛政の凶作による飢饉が頻発した時期においてさえ出されることのなかった大坂入津米増加令が、天保4年以降たびたび出されているという事実の端的にあらわれている^{*21}。こうした事態は大坂米市場における実米の流通量の減少を意味する。もともと帳合米商内のヘッジ取引は実米取引における価格変

^{*20} 島本前掲書、141-143頁。

^{*21} 本城正徳「幕末期における米穀市場の変動について—摂泉地域の入津米集散市場を中心に—」（『ヒストリア』第93号、1981年、のち同『幕藩制社会の展開と米穀市場』大阪大学出版会、1994年に所収）70-72頁。

動によるリスクをまぬがれるためのものである。よって、このような実米流通量の大幅な減少があった場合、それにともなって実米取引のヘッジを目的とする帳合米の取引量も減少するはずである。18世紀なかば以降の地方延米商の展開によるのと同様に、ここでも市場における攪乱者の価格操作が一層容易となり、正米と帳合米価格がさらに乖離することになるとかんがえられる。18世紀なかば以降の地方米会所設立による帳合米商内の取引量の減少傾向は、天保期以降の大坂登米高減少によりさらに激化されたといえる。

当時なぜ大坂登米高が減少したのか、その理由は以下の幕府が大坂登米増加を要請した天保7年の史料のなかに見出される。

諸家廻米、文化之度三ヶ年平均高ニ不拘、増廻米之儀並諸国共穀物等不致融通、宜取計旨、追々被仰出候ニ付、当表廻米例年よりハ相増可申之处、新穀入津無数ニ而……全当表之廻米之内、他国ニ而被売捌候哉、自ラ新穀入津減じ候由之風評も有之……*²²

ここでもっとも重要とおもわれるのが、「諸家廻米…諸国共穀物等不致融通」と、諸藩で大坂米価の高低にかかわらず大坂登米を増加させることが要求されていることである。天保期以降には大坂商業資本の金融力低下による廻米強制の弛緩が生じ、そのためもはや大坂米価水準では諸藩蔵米を収集することが不可能であったことによるのだろう。天保期以降、米穀流通において市場原理にのっとり、価格を指標として隔地間取引がおこなわれる度合がつよまってきたのであろう。

こうした当時の大坂米市場の地位低下の様相は以下の天保14年の史料でさらにくわしくみることができる。ここで幕府は大坂物価の騰貴の原因を指摘しているのである。

中国筋海岸之儀ハ、四国・西国・北国等より上方筋へ荷物積廻候船路ニ而……所

*²² 前掲「米商旧記」、79頁。

々姦商共一己之利潤ニ拘……右赤間ヶ関へ出張、国より上方筋を目当ニ積登候品
を引留……高直ニ糶売糶買致……右赤間関より大坂迄浦々ニ而も同様致買……

*23

大坂市場では商品の供給不足が生ずる一方で、中国地方、日本海沿岸部および瀬戸
内地域の諸市場では各地から大坂へ積み出された商品の購入量が増加していたのであ
る。そのため大坂への供給量が減少し、物価高騰をまねいているのである。それらの
商品には、当然かつては大坂以外の市場へは供給されることの少なかった諸藩大坂登
米と納屋米がふくまれていたとおもわれる。そして先にみた表1-4によると、この地
域においては、赤間関、広島、尾道、兵庫において延米商が可能な米会所が天保期以
前にすでに設置されていたのである。よって、これら諸市場はこの時期のよりつよく
価格メカニズムに規定された米穀流通にたいして有力な結節点となりえたであろう。

2 天明・寛政期の端境期のヘッジ機能低下

前項で議論した18世紀なかばと天保期を画期とする帳合米商内のヘッジ機能低下は、
A期、B期、C期に共通するものであった。しかし、ファクトファインディングスの
(4)としてあげたように、天明・寛政期には、A期、C期のヘッジ機能は高いにも
かかわらず、B期のそれはかなり低下しているのである。いまここで、この時期の米
価水準を次ページの表1-5により確認しておく、周知のことであるが、前後の時期
にくらべてかなり高いことがわかる。こうした米価高騰期には、米価変動によるリス
クもそれだけ大きくなるであろうし、流通量は通常よりかなり少ないはずである。し
たがって、このような場合はとりわけヘッジ機能により価格変動のリスクを軽減して、
流通の効率を高めることが必要となる。そうであるにもかかわらず、端境期のB期の

*23 同上、168-169頁。

表1-5

大坂米価の動向（匁／石）

| 期間 | 平均米価 | 期間 | 平均米価 |
|----|------|----|-------|
| 1 | 61.0 | 6 | 59.3 |
| 2 | 57.9 | 7 | 89.4 |
| 3 | 67.4 | 8 | 85.4 |
| 4 | 65.4 | 9 | 115.2 |
| 5 | 61.9 | | |

(注) 1. 大坂米価は各期間の平均。
 2. 各期間の時期は表2を参照。
 3. 岩崎勝「近世日本物価史の研究」
 付表1(その2)より作成。

それがこの時期には低かったことは米穀流通にとってかなりマイナスであっただろう。

それでは、この時期のヘッジ機能の低下、すなわち正米と帳合米価格の連動性の低下は何によってもたらされたのだろうか。帳合米商内は原則的に仲買たちの投票で建物米を選ばれるが、建物米はほかの多くの銘柄の価格の標準として必要な、安定的で継続的な取引を可能とするために流通量が多いことが必要である。そしてB期にはすでにのべたように、4月以降に大坂へ廻米される加賀米が建物米となり、端境期における価格形成の基準としての役割をになっていた。したがって、B期のみヘッジ機能が低下したという事実から、まず加賀米について、なんらかの問題が当時生じていたのではないかと推測される。以下そのことについてかんがえてみたい。

加賀米を供給する加賀藩の状況を、安永4年(1775)の金沢城下町商人木屋孫太郎の藩財政整理にかんする上申書からうかがってみる。

一、近年大坂米穀下直にて、御国方高直に御座候。是以後御廻米等も御仕法相改り候上にては、其年柄之米直段等御引合、随分御国にて御払米に被為仰付候は甬、当町潤色にも罷成可申与存候。当時之御廻米は、大坂にて御かり入被遊度為に被仰付候様に相見え申候故、色々工夫も仕候得共、建物にも不仕、銀子調達も仕兼

候儀に御座候^{*24}。

大坂商業資本からの借入れの担保とするために、地払いの方が価格的には有利であるにもかかわらず、大坂へ廻米していることがいわれている。しかしながら借入れ残高の多さのため蔵屋敷の発行する米切手の信用が低下したためか、建物米に選ばれず、さらに借入れも限界にたっしていることがそのあとにのべられている。このころの藩債銀高は、明和4年（1767）に6万貫余にたっしており^{*25}、これは加賀藩の収入の中心部分をなす大坂登米販売代銀のおよそ10年分に匹敵するほどであった。

それにつづけて、木屋はそうした藩財政の危機的状況にたいし、つぎのような改革案を提起している。

御先代様より御国法も御座候て、御制禁之品々多、交易之道は甚不通用に御座候。交易之道不通用にては、御国不繁昌に罷成、御不益与存候。其仔細は、御国之穀物並産物等他国江交易仕候ば、御国方之利潤に御座候^{*26}。

彼はそれまでの商業活動への統制を緩めて、より大きな商業的利潤を求めて交易の自由化促進を主張している。そうした木屋の意見に同調するかのようになり、安永7年（1778）には産物方が設置され、全般的な商工業振興策がとられている。さらに米穀流通にかんして、このころに大坂市場からの脱却がはかられたとおもわれるのである。それは、『米商旧記』に明和8年（1771）から安永2年（1773）において加賀米の大坂登米途絶の事実がしるされていることからわかる^{*27}。大坂登米がまったくなかった

^{*24} 『加賀藩史料』第九編、16-17頁。

^{*25} 田畑勉「加賀藩財政と産物方政策の動向」（若林喜三郎編『加賀藩社会経済史の研究』名著出版、1980年）131頁。

^{*26} 『加賀藩史料』第九編、15-16頁。

^{*27} 前掲『米商旧記』、176頁。

かどうかはともかく、かなりの減少があったことはいえるだろう。おなじ『米商旧記』の寛政元年（1789）の大坂町奉行から米方年行司への口達にはこうある。

北国米積込之時節ニも趣候得ハ、当地下直ニ而は、納屋米商人米等迄道売杯ニ相成、入込薄く候時は、自然夏不勝之天氣、又ハ秋荒等有之は、俄に驚高直ニ相成候哉、其時当所へ登り米薄く候而ハ市中差間相成候哉……*²⁸

前項でのべた天保期以降の大坂登米高の不足は諸藩蔵米一般にかんするものだった。しかし寛政期においては、加賀米が赤間関、広島といった諸市場で大坂米価と比較したうえで買いとられてしまい、端境期の大坂で供給不足が生じてしまう状況にたいする幕府の危機感がうかがえる。

このように藩債の累積や、その返済のためにより市場原理にしたがい、大坂登米高を削減して、大坂米市場からの脱却をはかったとすれば、大坂米市場での加賀米の地位は急落したとかがえられる。加賀藩のこの時期の大坂登米高のあきらかな年は、延享3年（1746）、明和4年（1767）、安永2・3年（1773・1774）、天明1・8年（1781・1788）、寛政1・5年（1789・1793）であるが、それぞれ13.2万石、11.0万石、大坂廻米皆無、2.1万石、大坂廻米皆無、8.0万石、8.0万石、10.0万石と延享3年にくらべてかなり目立った減少傾向がみられる*²⁹。さらに加賀米が建物米になっているか否かが、その地位の指標となりうるとかがえられるが、産物方が設置された安永7年（1770）から天明6年（1786）の17年間に加賀米がB期の建物米となったのはわずか3回しかない。それにたいし、天明7年（1787）から安政6年（1859）の73年間のうちで建物米の銘柄は57年について判明するが、加賀米が建物米とならなかったのはわずか

*²⁸ 同上書、259頁。

*²⁹ 森泰博「藩の物流」（同編著『物流史の研究—近世近代の物流の諸断面—』（御茶の水書房、1995年）34頁、表2-1。

に7回であった*³⁰。天明期とそのこの寛政期において大坂米市場での加賀米の地位低下が予測される。

こうした加賀藩の大坂米市場からの独立と商工業発展を指向する政策は、表1-4にみられるように、元禄末に公認された米会所で、寛政5年（1794）にようやく延米商が公認された事実にもあらわれている。それ以前の大坂登米重視から地払い重視へと蔵米売却の方針が変化したことを物語るものであろう。

天明・寛政期における大坂米市場での加賀米の地位低下は、B期の米取引の標準となるべき銘柄が事実上存在しなくなったことを意味する。このことは同時に、この時期には前年のC期、あるいはB期に先立つA期にすでに供給されて、米切手の形で在庫が流通しているにすぎない流通量の少ない他銘柄が建物米とならざるをえないことを意味するのである。寛政期にふたたび加賀米が建物米となっはいるが、依然として大坂米市場での流通量が少なかったから、容易にその信用を回復しえていなかったのである。その結果として、建物たりえない銘柄が標準とされることにより、標準をうしなした正米と帳合米価格の乱高下が生じ、両者が乖離したとかんがえられるのである。

3 堂島米会所の制度的問題点

すでにあきらかにされたように、天保期以降には帳合米商内はそのヘッジ機能がかなり低下していた。その結果堂島帳合米商内に大きな変更がなされることになった。さいごにこの天保期以降の帳合米商内の機能低下にたいして、適切な対策をとることをさまたげ、帳合米商内の廃止をもたらした制度的欠陥についてかんがえたい。

ところで、先物取引において買しめや売くずしなどによる市場の混乱のさいに、ど

*³⁰ 鶴岡前掲論文付録「湖東農村商人の相場帳の紹介」。

のような措置がとられるだろうか。おそらく市場役員により、保証金率の引上げや強制解合といった措置により市場管理がおこなわれるであろう。

堂島米会所においても、会所の最高責任者である5人の米方年行司に大きな権限があれば、とくに幕末期に多かった市場攪乱的な行為を抑制できたであろう。そこで、そういった事態において米方年行司が果たしえた役割を、堂島米会所の制度を説明した当時の史料によりみてみたい。

堂嶋米方年行司並仲買人数の事^{*31}

米方年行司は、堂嶋米仲買株の者の内より、人物よき年功の者を、仲間一統にて選み出す事にて、明キのある時は、仲間内、入札して、札の多き者を定め、奉行所へ訴へ出で、聞済みを受けて、年行司になる事にて、尤、これは、古株の正米商ひをするものうちより、選み出すこととぞ。……米方の事は、年行司ととも、自儘の取計ひはならず、何事も仲間一統示談の上、取計ふ様に、取極はよく立てたる物とぞ。

米方年行司は何ごとを決定するさいも、仲買の合意のうえに決定をくださなければならなかった。しかし、形式上年行司に権限がなくとも、特定の人物が長期的な地位独占により実質的支配力をえている可能性がのこる。ところが実際には米方年行司になることを米仲買達は仮病や名前の変更により、なんとしてもものがれようとしていた

^{*31} 「難波の春草稿」（島本得一編「堂島米会所文献集」所書店、1970年）14頁。

のである*³²。このように米仲買達が米方年行司の職をきらうことから年行司のなり手に不足をきたし、最終的にはくじによる年行司選出まで考慮されていた。よって、

*³² 以上のような状況のもとで、安永3年（1744）には大坂町奉行の指示により米方年行司の選出方法が変更された。そのさいの年行司からの大坂町奉行への口上において当時の米方年行司の不足状態がのべられている。

乍恐口上

一昨一五日私とも被為御召成被為仰渡候者、米仲買とも多人数之儀ニ御座候故、取締之為年行司被為仰付候御儀ニ御座候処、病気を申立、或者身寄之者へ仲買名前を切替置、内分ニ而米商内仕候者も在之候趣達御聞ニ、右ニ付而者、年行司相動候者無之候様ニ相成、如何之儀ニ付被為思召候ニ付、是迄者三郷惣年寄中より人柄相抗、年行司被仰付候処、當年一二月より者、当年之年行司とも次當之者人柄を見立、是迄相動来候者ニ而も繰合せ、名前五人宛御役所へ可奉書上候様被仰渡奉畏候……乍恐書付を以御礼奉申上候

（本庄栄治郎・黒羽兵治郎監修『大阪編年史』第11巻、大阪市立図書館、1968年、161-162頁）。

そのメンバーは固定的ではありえなかつただろう^{*33}。さらに、米方年行司の変遷からも同様の事実が確認できる。ただし、その時期は史料的制約から天保期以降に限定される。

そこで、米方年行司の担当者の入れ替わりの頻度を次ページの表1-6にしめした。天保元年から同5年に1回のみ年行司をつとめたものが81%、2回のもものが19%で、この期間中にそれ以上の回数をつとめたものは皆無であった。平均在任回数は1.190回で、ほとんどは5年間でみると1回かぎり年行司をしりぞいている。やはり、米方年

*33 宝暦7年（1755）において以下のように、年行司選出方法は候補者のくじ引きと、従来どおりの惣年寄の推薦の2案があった。

口上ニ而相尋候覚

米方年行司ハ……近來身元宜者ハ、毎度番所江も出候事ニ付、相勤候儀を嫌、毎年人柄改之節、彼是混雜之趣及聞候、依之今般米仲買共存寄相尋候間、銘々存寄無遠慮書記シ、來ル十五日迄ニ年行司手前へ取集メ、番所江可差出候一年行司ニ可成人品、年行司株とハ不相定、五拾人計撰置、毎年關取ニ而願番ニ五人宛相勤させ候は、十ヶ年ニ老度計相勤候儀ハ、随分可相成事ニ候、其通ニ成し候而は迷惑差支之筋も在之哉……

一下地之通、惣年寄を以書出改候方宜候哉

右兩様之内、いつれ成共、浜方勝手宜様ニ申付可遣候……

丑十二月十日

右之通、被仰渡候之趣、銘々委細承知仕、則存寄書付相認、十四日早朝ニ差出可申候、依之印形依而如件

惣仲買中連判

丑年年行司中メ千貳百七拾老人

子年年行司中

（前掲『米商旧記』、124-125頁）。

表1-6

米方年行司の動向

| | 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 計(%) | 平均在任年数 |
|---------------------------|------|------|------|-----|-------|--------|
| 1.天保元～天保5 (1830～1834) | 81.0 | 19.0 | 0 | 0 | 100.0 | 1.190 |
| 2.天保6～天保10 (1835～1839) | 70.6 | 11.8 | 17.6 | 0 | 100.0 | 1.471 |
| 3.天保11～弘化2 (1840～1845) | 63.7 | 36.4 | 0 | 0 | 100.0 | 1.364 |
| 4.弘化3～嘉永4 (1846～1851) | 71.4 | 19.0 | 4.8 | 4.8 | 100.0 | 1.429 |
| 5.嘉永5～安政4 (1852～1857) | 66.7 | 23.8 | 9.5 | 0 | 100.0 | 1.429 |
| 6.安政5～文久3 (1858～1863) | 52.6 | 36.8 | 10.6 | 0 | 100.0 | 1.529 |
| 7.元治元～明治2 (1864～1869) | 55.0 | 30.0 | 15.0 | 0 | 100.0 | 1.600 |

(注)「大阪堂島米商内沿革」(株式会社大阪堂島米会所編・発行、明治45年)によって作成。

行司は固定されていなかったのである。年行司は名誉職的な権限の小さなものであったといえる。

したがって、帳合米商内の混乱にさいして、米方年行司からはただ米仲買達に正当な取引を要請する口達が出される程度にとどまり、なんら具体的な対応がとられなかったのである。

そのため、天保期以降の帳合米商内の深刻な機能低下にさいして、即応的な対応策による機能回復をはかりえなかった。かくて天保期以降にヘッジ機能をほとんど喪失した帳合米商内は制度的変更を余儀なくされた。そのプロセスは石建米商内との関係を見ることによってあきらかになるとおもわれる。以下、その具体的な内容をおっていくことにする。

石建米商内とは、享保15年の堂島米会所公認のさいに、正米、帳合米商内とならんで会所内での取引が公認された米の先物取引である。しかし、取引単位は帳合米が10石単位であるのにたいし、石建米の方は20石単位の非常に小規模なものだった。こ

のように会所内での重要性は低かったとおもわれる。

その石建米商内は、表1-7にまとめられてあるように、寛政期頃から堂島の米仲買達に関心をもたれている。

表1-7

石建米商内略年表

| | | |
|------------|-------|---|
| 寛政4 (1792) | | ・帳合米商内相場潰れになっても取引が続けられるような制度的変更の申請が出される |
| " 6 (1794) | | ・年行司より石建商内立用値段について注意あり |
| 文化1 (1804) | 1 月 | ・立用値段について 帳合米前日大引値段→同桶伏値段 |
| | 3 月 | ・立用値段を元に戻す |
| | 4 月 | ・「石立立値大揉」 |
| " 4 (1807) | 4 月 | ・取引期間の変更 ・立用値段=当日の正米云合値段 ・立値段=帳合米桶伏時に決定 |
| 天保6 (1835) | 10/16 | ・仕法改正の申請を米方年行司却下 この頃中絶の状態 |
| 安政5 (1858) | 4 月 | ・米仲買有志 (150~160) 改正仕法を奉行に提出 →年行司の奥印なく却下 |
| | 6 月 | ・別の米仲買達により石立米商内の免許を求める訴えがなされる |
| 文久1 (1861) | 6 月 | ・奉行へ再開と仕法改正を求めることを米仲買が年行司へ求める (目的: 帳合米自然止になっても取引が続けられるようにすること) |
| " 3 (1863) | 7 月 | ・ " |
| | 8/2 | ・米方年行司から仲買へ改正仕法が示される |
| | 8/9 | ・立会開始 |
| 元治1 (1864) | 11/5 | ・仕法改正 |
| " 2 (1865) | 3 月 | ・紛糾あり |
| 慶応1 (1865) | 5月~ | ・閏5月末~7/24 立会無し |
| | 7/25 | ・上下五十匁流しとなる |
| " 2 (1866) | 1/25 | ・石建米買持人入牢を仰付けられる |
| | 2/18 | ・仕法改正 |
| | 2 月 | ・奉行所から日々の石建米価格を報告するように命ぜられる |
| | 4月~ | ・4月~6/19 立会無し |
| | 6 月 | ・仲買から年行司へ立会再開願が出される |
| | 6/20 | ・以後帳合米にかわり石建米の看板を掲げることとなる |
| | | ・米方年行司から仲買へ仕法が示される |
| | 10月~ | ・10/17~11/8 立会無し |
| | 11月 | ・仲買から米方年行司へ再開願が出される |
| | 11/7 | ・年行司から改正仕法が示される (立値から正米価格が200匁乖離すれば流れ立用、など) |
| | | ・年行司、正路の売買、帳合米再開のため仲買一同の協力を要請 |
| " 3 (1867) | 4/14 | ・戎講から年行司へ再開願が出される |
| 明治1 (1868) | 7/29 | ・裁判所が正路の売買を要請 |

(注) 「米商旧記」(大阪経済史料集成刊行委員会編「大阪経済史料集成」第四巻、大阪商工会議所、昭和四八年)によって作成。

当時、仲買の関心をあつめたのは、石建米のひとつの規則であった。それによると、帳合米商内がなんらかの理由により取引中止になった場合に、それに応じて石建米商内も取引を中止しなければならなかったのである。天明・寛政期頃には、地方延米商公認により堂島帳合米商内の秩序に動揺が生じていたが、そうした場合に、石建米商内の方もたとえそれ自体はなんの問題もないとしてもそのたびごとに取引を中止せざるをえなかったのである。そこで、石建米商内の制度的独立をはかる動きが米仲買達から出るが、寛政期には認められなかった。そのご、何度か同様の要求が仲買の方から出されるが認められていない。

しかし、帳合米商内が天保期をすぎてほとんど機能を喪失してしまったのちの安政期にいたると、石建米商内が帳合米商内の代替物として注目されることになった。価格操作、不正行為などにより帳合米商内の機能がうしなわれてしまったのであるから、それらへの対応策をとればよいはずだが、すでにのべたように年行司にはそうした権限がなかったのである。

こうした当時の状況のもとでは、石建米商内の帳合米商内からの制度的独立により、帳合米の混乱とは無関係に石建米の取引をつづけることが重要となる。さらに重要なことは、帳合米商内より石建米商内の方が相対的に当時の状況に適合していたことである。それは帳合米商内が1年を3期にわけて取引していたのにたいし、石建米商内は1年を6期にわけて取引をおこなうことになっていたことによる。すなわち先物取引としてのメリットは小さいが、短期間に決済させることから不確実性も小さく、大きくもうけることができないが、大きく損をすることもないことを意味する。市場全体の取引高減少に乗じて価格操作がなされ、そのため価格が乱高下する当時においては、予想がはずれて莫大な損害をこうむるものがふえることにより、彼らがさらに市場を混乱させることもありうる。よって、取引期間を短縮し、各取引者の損益の幅を小さくする石建米商内は、市場の秩序の安定化が必要であった当時の状況にあるていど適していたのである。

また、当時は将来の予測の困難な政治的混乱期でもあったから、取引期間の短縮は重要であった。また、取引単位もわずか20石単位であったから、より多くの小口の顧客の獲得が期待できた。帳合米商内より石建米商内の方がより当時の状況に適していたといえる。

米仲買たちの請願により石建米商内は文久3年（1863）に制度変更が認められ再開した。当初は帳合米、石建米の2つの先物取引が会所内で並行して取引されていた。しかし、結局ヘッジ機能を喪失していた帳合米は廃止され、堂島での先物取引は石建米商内のみが取引されることになった。

帳合米にたいして、臨機応変に必要な措置を講ずることは会所の組織上不可能であったがゆえに、そこでは問題が累積し限界にたっしていた。こうした状況のもとでは、帳合米商内から石建米商内への後退という制度的変更を市場存続のために余儀なくされたとかんがえられる。

おわりに

以上、本章において近世中期以降の堂島帳合米商内のヘッジ機能について検討をくわえてきた。そのヘッジ機能の変化には季節性にもとづく特徴があり、端境期のB期がほかの新穀供給期にぞくする2期とはことなる変化をみせていた。とくに天明・寛政期にはB期のみがことのほか低水準であった。それは当時加賀藩が流通政策の重点を一時的に大坂から在地へ転換し、そのため大坂米市場でにおいては売買標準がうしなわれたことに起因するものであった。また、帳合米商内全体としては、18世紀なかばから幕末へむかっての時期において、ヘッジ機能は趨勢的な低下傾向にあり、天保期をへたのちにその傾向が顕著となった。そして、この傾向的の下落は18世紀なかばごろの地方延米商の全国的展開に端を発するものであり、天保期の衰退は大坂金融力低下にともなう大坂米市場の地位低下によるものであった。そして天保期以降の堂島帳合米商内の危機にさいして、米会所は制度上の欠陥から柔軟な対応策をとりえず、結

局より小規模で短期間の先物取引である石建米商内へと制度的後退を余儀なくされたのである。

第2章 幕末期の大坂米市場

—価格の短期変動をめぐって—

はじめに

幕末期は、これまでいくつかの研究においてあきらかにされているように、大坂商業資本の商品集荷力低下が明確化した時期であった*¹。米の流通もその例外ではなく、その移出入構造や入津米量、あるいは流通機能の変化などさまざまな側面から分析が

*¹ 安岡重明『日本封建経済性政策史論〔増補版〕』（晃洋書房、1985年）第5章など。

おこなわれ、その当時の状況が解明されてきた*²。

こうした大坂市場にかんする先行研究の成果はその総体的動向に注目したもので、そこではおもに集計された諸数値をもとに分析がおもにおこなわれてきた。したがって、ここでは市場の動向の把握はかなり長期的な展望のなかでなされてきたといえる。この点をふまえると、大坂米市場がもっていた流通体系の構造的な変化をより動的にとらえるためには、微視的な視点からの市場の内実にあふみこむようなアプローチが有効であるとおもわれるのである。より具体的にいえば、取引段階における状況も視野におさめつつ、市場の内部事情に立ちいったうえで、その機能形態とその変動過程を理解することが要請されているということである。

そこで、本章ではそのためのひとつの方法として、短期的な価格変動に注目し、そ

*² 大坂登米量の具体的数値については、その総量の変化をあきらかにしたものに宮本又郎「近世日本の市場経済」（有斐閣、1988年）133-137頁、本城正徳「幕藩制社会の展開と米穀市場」（大阪大学出版会、1994年）240-251頁がある。そのほかに、その登米量のウェイトがもっとも高かった藩のひとつであった、加賀藩のそれは、森泰博「藩の物流—金沢藩の大坂廻米—」（森泰博編著「物流史の研究」御茶の水書房、1995年）34頁、表2-1にまとめられている。また、幕末期における東北・北陸諸藩の大坂登米量の変化と、その原因を追求したものに藤村聡「近世後期の東北・北陸諸藩と大坂米市場—中央市場に対する諸藩の分化—」（『地方史研究』第251号、1994年10月）がある。移出入構造については本城前掲書、174-238、251-286頁、大坂堂島米会所が有していたヘッジ機能にかんしては、拙稿「近世中後期大坂における米穀流通機能の変質過程—堂島帳合米商内のヘッジ機能を中心にして—」（『社会経済史学』第58巻第2号、1992年7月、本論文第1章）、帳合米価格のもつ期待形成機能については伊藤隆敏「18世紀、堂島の米先物市場の効率性について」（『経済研究』第44巻第4号、1993年）、脇田成「近世大坂堂島米先物市場における合理的期待の成立」（『経済研究』第47巻第3号、1996年7月）を参照。

の要因を追求することにしたい*³。幕末期大坂市場における、市場取引と密接な関連をもつ短期的価格変動が、その衰退状況とどのような関係をもっていたのか、といった点を究明することにより、この時期の流通体系の構造変動についての重要な示唆が得られるであろう。

以下、第1節では短期の価格変動が当時の大坂米市場にたいして有していた重要性を、幕末期の幕府による市場政策の内容を検討する。第2節では、短期的な価格変動の特徴を、その時点での市場での取引状況との関連のなかであきらかにする。

第1節 幕末期の価格変動と大坂米市場

幕末期には、物価がひとつの大きな問題としてとらえられていた*⁴。そこでは単に物価水準の上昇がみられただけでなく、諸商品価格が不安定化していた*⁵。したがって、当時の政策当局の関心は、物価水準の単なる引下にとどまるものではなかったのである。なかでも、米価は都市住民の飯米需要充足の観点からして、その動向には多大な関心がはらわれていたとおもわれる。

以下は、天保4年（1834）におこなわれた白米廉売に関連した史料である。

近年米価高直ニ相成、身薄之もの共別而難儀いたし候趣ニ付、市中米融通之ため、川崎御蔵御用糶之内、多分之俵数堂島浜方へ致御払ニ、他所へ不積送、町ノ搗米

*³ 具体的には第2節でふれるが、米価の年内・月内の変動幅と季節ごとの変動パターンは、宮本前掲書、262-314頁において数量的にあきらかにされている。

*⁴ 近世における物価政策については、米価政策をアツカッタものとして、本庄栄治郎『徳川幕府の米価調節』（柏書房、1966年復刻版発行）、物価政策一般にかんしては土肥鑑高『近世物価政策の展開』（雄山閣、1987年）などを参照。

*⁵ 新保博『近世後期の物価と経済発展』（東洋経済新報社、1978年）260-275頁。

屋共え相廻、成丈下直為売渡候様申渡、且別段ニ米買入、白米ニ仕立、搗米屋共小売値段ノハ半減余も引下ケ、先達而以來難澁人共え直安ニ売出為遣、其他米直段引下方等ニ付而ハ、品ノ世話致候ニ付、夫是ニ而追ノ相場下落之方ニ相成、得共、いまた平準之場合ニハ無之、其上長ノ之米高直ニ而、実ノ給統方之手段尽果、難澁差迫候休之者不少趣相聞、不便之至ニ付、猶又白米買入、東西下宿共之内、当分之处西御役所付之者共申付、粥ニ為焚候上、日ノ人数四五百人程ツノ之積を以、明後三日ノ朝六ツ時ノ五ツ時迄之内、西宿請所近辺において、町ノ難澁難澁人共え為差遣候間、一統難有存、三郷町中へ相通、右人数差出方等之義、町ノ之者へも申示、不致混雑様可取斗事、

亥六月*⁶

川崎蔵の困糶放出により、一旦は米価の上昇傾向が緩和された。ただし、長期にわたり高米価がつづいたこともあり、さらに粥の炊き出しもなされることになった。そのさいに、「いまた平準之場合ニハ無之」状態がつづいていたこともひとつの要因として作用したのである。もちろん、ここには、価格が下落しつつあるといっても、依然予断を許さないゆえ、事前に対策を講じておくという意味あいもふくまれていたとおもわれる。つまり、都市住民にとって、当座の米価水準に問題が限定されるものではなかったのである。ある期間において、米価の平均水準が低いこととともに、各時点の米価のあいだに格差があまりなく、安定していることも米の流通にとって重要であったのである。

米価変動の問題は、こうした飯米の安定供給に限定されなかった。その点をつぎの史料によってみることにしよう。これも、おなじ年の大坂町奉行所から堂島米会所米方年行司への仰渡である。凶作に関連して出されたものではあるが、困窮民への粥炊

*⁶ 『大阪市史』第四下（清文堂、1979年復刻版発行）1959頁。

き出しの通知を主眼とした先の史料とはことなり、より広範な内容をここからは読みとることができる。

天明の度米価高直の節は、御救米をも被下候程の儀に候得共、新穀入津の頃より、追々直段引下候、当年の如く新穀入津に及候ても高直にては、人気区々に相成、土地衰微の萌生じ候へば、市場へも相響き、弥以不容易事に候間、御仁政を奉仰候はば、仲買共申合、粉骨致、平準の相庭相立候様可致候、先年も申渡置候通、相場少分の高下を、彼是申聞候にては無之候得共……仲買共一同へ申聞、会得の上銘々売買の冥加を存じ、御奉公の筋共相心得、如何にも厚く打ちはまり、相庭の行儀不相乱様、誠心を可尽候……*7

ここでは、天明の飢饉のさいには新穀入津時に米価が下落したにもかかわらず、当年においては新穀が到着してもいまだに高米価のままであることが指摘されている。この場合にも単に米価水準を云々するだけでなく、米価の変動状況も問題視されており、それらと大坂の経済との関係まで言及されている。「仲買共申合、粉骨致、平準之相庭相立候様可致候」あるいは「相庭の行儀不相乱様、誠心を可尽候」という文言にあらわれているように、米価の動向が場合によっては大坂の衰退に繋がるとの危機感がうかがえ、それを未然にふせがねばならないという大坂町奉行所の意向が読みとれる。

その4年のちの天保8年（1837）においては、こうした大坂町奉行所の認識はより明確にあらわれる。

被仰渡御請証文の事

米方年行事共

一帳合米の儀は、正米掛繫の為に付、一己の利得に拘り、無株の者等為立交、可立相庭を相止候様に仕成候者は、急度可及沙汰段、先年より度々申渡置候儀に有

*7 「堂島旧記」（島本得一編「堂島米会所文献集」所書店、1970年）272-273頁。

之処、近来無株者等為立交、市場混雜候儀も有之哉にも相聞、如何の事に候、左候ては正米へ鬻き候は勿論、掛繫の意味を取り失ひ候段、諸国の氣請にも障り、米価高直の時節、旁不穩事に候、仲買共無冥加にて致渡世候を難有存、株式連綿の儀を心掛候はば、正路の掛引可致処、無冥加の儀を却て輕輕敷心得、一旦の利欲に耽候者、心得違の至に候、若如何儀聞候はば、無用捨召捕、急度可及沙汰候条、掛繫の意味合弁、去秋已来追々申渡候趣をも心得、仲買共申合、成丈氣相甘庶民安堵の場に至候様、精々致心配厚勘弁の上、正米帳合共平準の相庭相立、諸国氣請能市場繁盛に及候様、売買方掛引可致候、
右被仰渡の趣奉畏候、仍て御請証文如件

年行事四人^{*8}

価格不安定化の弊害は天保4年よりもさらに深刻にとらえられていた。天保4年には、「相場少分の高下を、彼是申聞候にては無之候」と価格変動をあるていど認めつつ、「土地衰微の萌生じ候へば」とあるように、大坂市場の衰退にたいする危惧をしめすにとどまっていた。それが、天保8年には「掛繫の意味を取失ひ候」事態が「諸国の氣請」の悪化をもたらすというように、より明確な因果関係のなかで認識されている。「平準之相庭」の喪失が「諸国の氣請」をとおして大坂の地位低下の原因としてかんがえられるにいたっているのである

実際、大坂市場での実米取引が「諸国の氣請」なしにはなりたちえないことはいうまでもないことであるが、先物取引である帳合米商内もまた同様であった。すなわち大坂以外の各地からの需要と供給は、大坂米市場にとって無視できないものであった

^{*8} 同上書、311-312頁。

*⁹。たとえば、嘉永5年に成立したとされる『難波の春草稿』におけるつぎのような記述*¹⁰、すなわち「此の者共（米仲買：筆者注）、自分売買も有れども、八九分までは、大坂は勿論、諸国より、米相場を好むものの注文を受けて、その石高の売買をするなり」*¹¹という部分にもそれはあらわれている。*¹²

諸国の「相場を好むもの」、つまり投機筋に依存する大坂米仲買と、価格安定化を求める大坂町奉行所の利害は本来相反するものである。投機筋にとっては、価格変動の縮小は取引のうまみが減ることを意味する。そうなると、当然堂島への注文と米仲買の口銭収入の減少をもたらす。それにもかかわらず、価格安定化政策がとられたのは、当時の大坂市場の地位低下と取引市場の秩序混乱の進行にたいする危惧の方がより大きかったためであろう。

天保期以降こうした形での市場にたいする大坂町奉行の働きかけは頻繁におこなわれるようになる。しかし、それは単にその場かぎりの応急的措置のくり返しに終始していたわけではなく、流通体系におけるより構造的な問題としての認識もあったのである。たとえば、天保12年（1841）にまとめられた、周知の阿部正蔵の「諸色取締之儀ニ付奉伺候書付」においてそれがみられる。そこでも同様に価格高騰が第1の検討課題であったが、それだけでなく、以下のその文言にみられるように、価格の不安定化もそれにおとらず解決されるべき課題とみなされていたのである。

*⁹ 他地方の実米需要と大坂米市場の関係については、本城正徳『幕藩制社会の展開と米穀市場』大阪大学出版会、1994年、第4章を参照。

*¹⁰ 『難波の春草稿』（島本編前掲書）3頁。

*¹¹ 同上書、4頁。

*¹² 口銭の額については、前掲『難波の春草稿』5、7頁による。正米売買では100石につき銀2匁5分、帳合米では売り手と買い手の双方からおなじく2匁5分ずつの口銭で取引の仲介をおこなった。

大坂表之儀は、諸国取引融通選一之場所、は、諸国相場之元方ニ付、売買筋多端ニ而、迎も難尽筆紙意味も有之候得共、所詮之処は、近年之時勢を見込、貪利奸計之族増長仕、先前之姿取崩候儀不少候ニ付、諸色之員数を古今相替候儀無之候得共、不融通故高価ニ至候趣ニ相聞候ニ付、何れニも旧来之取引振ニ相復、様、精々世話仕、は、居合候ニ随ひ、諸国融通立直、平準之直段ニ可合成は、申迄も無御座、……*13

「諸色之員数」すなわち流通量自体はかわらないにもかかわらず、流通に支障が生じたのは、大坂商業資本に対抗する「貪利奸計之族」であるとされているのである。それまで、大坂で集中しておこなわれていた商品の集散が、各地で分散しておこなわれるようになったため、「不融通故高価」となり「平準之直段」がうしわれていたかんがえられていたようである*14。

この報告書の「諸家領分知行所産物之事」以下の22にのぼる項目のなかで、米や塩あるいは酒などをはじめとした諸商品の流通円滑化の施策が提示されたのち、ほとんどの場合「……然上は平準之直段ニ可相成筋と奉存、」とするされている。この点からも、価格安定化がつよく要請されていたことが確認できる。

以上のべてきたとおり、天保期以降、価格安定化の必要性が高まり、それに応じて

*13 「大阪市史」第五卷（清文堂、1979年復刻版発行）640頁。

*14 この点、先の仰渡でみられた、大坂問屋にかなりストレートに責任を負わせた大坂町奉行所の姿勢とは若干相違がある。これは脇田修氏がのべておられるように、この調査はもともと大坂問屋の立場を慮ったうえでなされたものであることによるとかんがえられる。（脇田修『日本近世都市史の研究』東京大学出版会、1994年、255-260頁）。また、同書253-270頁では御用金の負担が、大坂の金融力ひいてはその集荷力を低下させたとのべられている。

価格平準化の要請がきわめて数多くなされたのであった*¹⁵。このことは、大坂町奉行からの米価平準化要請状況をまとめた表2-1にも明確にあらわれている。同表によ

表2-1 幕末期における大坂町奉行所からの米価安定化の要請状況

| 年 代 | 直接的契機 |
|-------------|------------------------------|
| 天保 4年(1833) | 諸国違作により大坂廻米減少、高米価 |
| 5年(1834) | 本年は、作柄がよいとの見こみにもかかわらず昨年同様高米価 |
| 7年(1836) | 当年、不作の見きわめがまだないにもかかわらず、米価上昇 |
| 8年(1837) | 昨年は、違作の国があったため高米価で庶民難渋 |
| 9年(1838) | 本年は、昨年とことなり入津米潤沢 |
| 〃 | 有米十分にもかかわらず、当年の豊熟をあやぶみ米価上昇 |
| 13年(1842) | 諸国気請けのためにも、適正な取引が必要 |
| 弘化 2年(1845) | 諸藩へ、大坂廻米増加を要請 |
| 嘉永 2年(1849) | 近年、凶作でもないにもかかわらず、高米価 |
| 3年(1850) | 下筋洪水の風聞あるゆえ、万一気さわぎたてば、市場衰微 |
| 〃 | 三郷酒造屋ども、造石量減少願出のため、飯米増加の見こみ |
| 〃 | 市場へ、素人無頼の者たちまじりのため混乱発生 |
| 4年(1851) | 近年、不正取引増加により、市場衰微 |
| 5年(1852) | 近頃、米価にたいする不平多く、新穀入津のさいには注意必要 |
| 6年(1853) | 不正取引増加により、市場衰微 |
| 〃 | さきごろ、不正取引の者あり、召しとらえ吟味 |
| 安政 4年(1857) | 近来、市場衰微をもたらす不正取引をおこなう米仲買増加 |
| 6年(1859) | 諸国、相応の作柄にもかかわらず、米価低下せず |
| 万延元年(1860) | 近来、米仲買と市在搦米屋どもによる不正取引増加 |
| 〃 | 高米価により、窮民難渋の時節でなおかつ新穀入津期 |

注) 「米商旧記」(島本得一編「堂島米会所文献集」所書店、1970年)によって作成。

れば、天保4年(1833)から万延元年(1860)の28年間に、合計20回の要請がなされていることがわかる。こうした政策は米の流通の問題だけにとどまらず、大坂の経済力回復というより大きな流通構造にもかかわりをもっており、当時の幕府市場政策の中核部分に属していたといえるだろう

以上、幕末期において、大坂米市場では、米価の短期変動が重要な意味をもってい

*¹⁵ この時期のインフレ的傾向にもかかわらず、米価引下策にたいして消極的であり、引下が命じられている場合でも、小売米価かあるいは物価一般にとどまった。その理由については、本城正徳氏があきらかにされているように、廻米増加と飯米維持をめぐる矛盾による(本城前掲書、360-367頁)。

たことが確認できた。次節では、その実態をみることにしよう。

第2節 価格の短期的な変動の過程

米価の短期変動の形態自体については、すでにのべたように宮本又郎氏による分析がある^{*16}。そこでは、天明期から幕末期における大坂米価の変動について、年内と月内の変動の特徴および季節別の変動パターンがあきらかにされている。ここでの年内変動とは、月次データにより1ヶ年内にどのくらい変化していたかということであり、月内変動は日次データによりおなじく1ヶ月内にどれくらいの変化があったかを意味するものである。季節変動とは1年の周期をもつ波状変動である。いくつかの事実発見のうちから、とくに幕末期のそれをあげておくことにしよう。まず、年内変動は一般的に増大傾向にあり、それは貨幣改鋳や凶作によってもたらされたものであるとされている^{*17}。他方、月内変動では、7～10月の変動が大きく、12～4月に縮小する傾向が見出せるとのべられている^{*18}。さいごに、季節変動をみると、それは1月から7～9月にかけて上昇したのち反落し、ふたたびもとの水準へもどる動きをしめすというパターンが確認されている^{*19}。

以上のように、米価の変動形態がどのような特徴をもっていたのかという点についてはあきらかにされている。こうした形態的特徴をふまえつつ、個々の価格変動の形成過程について検討をくわえることが本節の目的である。具体的な作業としては、米価の推移を市場での需給の調整過程とつきあわせながらみていくという方法をとるこ

^{*16} 注3を参照。

^{*17} 宮本前掲書、265-276頁。

^{*18} 同上書、294-301頁。

^{*19} 同上書、302-307頁

とにする。そこで、種々の市場情報をまとめた、相場状をおもにもちいて価格変動をもたらした事情を追うことにしたい。本章では、近世において尾道で灰屋の屋号をもって、おもに金融業や塩田を営んでいた橋本吉兵衛家にのこされたもので、「大坂相場写」という表題で一冊の帳簿にまとめられたものを利用する*²⁰。これは、おそらく大坂からいわゆる状屋によってもたらされていたとおもわれる*²¹。相場状は頻繁に灰屋にもたらされており、嘉永6年が124回、安政元年が1~8月なかばまでで58回である。ほとんどの場合において、大坂から発送された3日のちに尾道に到着している。堂島米会所の休日が年に100~110日程度あり、取引が実際におこなわれたのは年に250~260日程度であったから*²²、平均2日に1度の割合となる*²³。だが、頻度は1年を

*²⁰ 灰屋が大坂の相場情報を入手していたのは、当時尾道の有力商人として出雲藩の廻米に関係していたためとおもわれる（『尾道市史』第5巻、230-231頁）。出雲藩蔵米の売却を有利に実施するためにも、こうした情報収集が必要とされたのであろう。実際に、灰屋にのこされた、嘉永6年の「廻米方諸雑費仕出帳」という廻米関係書類のなかに、相場状入手費用が計上されていることからこの点が確認される（「七月十四日、一九拾三匁相場状六十二、老通老匁五分宛」広島県立文書館所蔵）

*²¹ 「国々米商内して居り懸合浜始め米懸りの向きへ日々正米帳合米の直段並蔵々売りもの出来高、其余浜方の気配は元より、他所他国より申来る事を聞合して申し遣す、惣て米商内一切の事を書認めて、書状して渡世するにより状屋といふ」（『稻の穂』鳥本編前掲書、16頁）。

*²² 『商家秘録』（『通俗経済文庫』第8巻、日本経済叢書刊行会、1917年）277-279頁。『繁花風土記』（大阪経済史料集成刊行会委員会編『大阪経済史料集成』第11巻）187-188頁、鈴木直二『徳川時代の米穀配給組織』（巖松堂書店、1938年）第47図。

*²³ ただし、帳合米商内は、5~8月において連日取引がおこなわれていた。「例年五月より八月中迄は、休日たりとも、帳合米丈々早朝より午の刻迄商ひをするなり、是を内景気とも、内証共いふ」（『稻の穂』鳥本編前掲書、8頁）。

とおして一定でなかった。月ごとの報知回数をしめした表2-2をみると、新穀供給期

表2-2 相場状来状数

| 月\年 | 嘉永6 | 安政元 |
|-----|-----|-----|
| 1月 | 4 | 4 |
| 2月 | 17 | 12 |
| 3月 | 24 | 10 |
| 4月 | 6 | 7 |
| 5月 | 3 | 3 |
| 6月 | 4 | 5 |
| 7月 | 4 | 6 |
| 閏7月 | ・ | 9 |
| 8月 | 17 | 2 |
| 9月 | 12 | ・ |
| 10月 | 12 | ・ |
| 11月 | 12 | ・ |
| 12月 | 9 | ・ |

注)「大坂相場写」類本家文書(広島県立文書館所蔵)によって作成。

に多い傾向がある。すなわち、嘉永6年では、8月および10～12月、翌年の3,4月は20回をこえているが、5～7月と9月は10回前後にとどまっている。安政元年も、比較可能な部分ではほぼ同様であるいえる。残存しているのは、嘉永6年(1853)の1月から翌安政元年(1854)8月中旬までの約20ヶ月分である。安政元年については不完全であるが、もともとかぎられた史料であるので、同年8月まで利用し、本節の課題にこたえることにしたい^{*24}。

内容の分析に先立ち、その記載形式を確認するために、嘉永6年1月30日の部分をかかげることにしよう。

正月卅日出し

筑前米 八拾五匁六分

^{*24} 近世における商業情報をつかった最近の成果のひとつとして、高部淑子「北前船の情報世界」(齊藤善之編『新しい近世史』第3巻、新人物往来社、1996年)がある。本論文では、幕末から明治前期における北前船の商業情報の伝達・流通制度があきらかにされている。

ヒ後米 九拾貳匁

.....

出雲米 六拾六匁五分

岡大豆 九拾三匁三分

金六拾三匁三分五厘

錢九匁五分五厘

筑前帳合八拾三匁三分五厘四分ノ

五六分七分五厘△六分

同正米 八拾五匁五六分ノ

六七分

引方 五匁五六分

肥後米 九拾壹匁九分貳匁ノ

△貳匁又壹分

引方 貳匁又壹分

三月切筑前京 八拾五匁五分

堺 八拾六匁壹分

一米之儀江戸廿貳日出、先状各同様人氣不進申来リ、大津沢米八拾六匁三分、兵庫不人氣庄内八拾七八匁不捌相聞へ、帖合同時ニ立会候所、諸方注文口かい手入札無少、正米少々宛買人有之引直リ、連而帳合素人方買注文手堅仕候、雨天続出来休当月在米見込違うり退キ相聞へ、場より人氣又ハ正米立直リハ、東海道筋差直売進注文有之、正帳むさと進かね申候

子二月四日着^{*25}

その内容をみると、冒頭部分は筑前米をはじめとして、10ほどの銘柄の大坂米価があげられている^{*26}。堂島米会所での標準銘柄である正米と帳合米の価格は、その日の取引開始から終了まで、その推移がしるされている。そののちに、大坂相場よりはるかに数少ないが、江戸、京、大津、堺、兵庫、下関などの各地米価がそのかんたんな市況の記述とともにかかっている。さいごに、大坂における取引状況が詳細にのべられている。これらの情報を適宜利用して、米価の短期的な変動要因を分析したい。

以下では、大坂米価をベースにして、兩年をいくつかの時期に区分し分析をおこなうことにしたい。先にのべたように、大坂以外の地域の米価も若干得られるので、これらも利用して、短期の地域間格差もみることにしたい。短期における地方と大坂の間の需給の調整も、大坂米価の短期変動と無関係ではないとかがえるからである^{*27}。そこで、まず嘉永6年と安政元年の価格を次ページの図2-1によって概観しておくことにしよう^{*28}。これによると、3つの価格変動の波動を見出すことができる。各

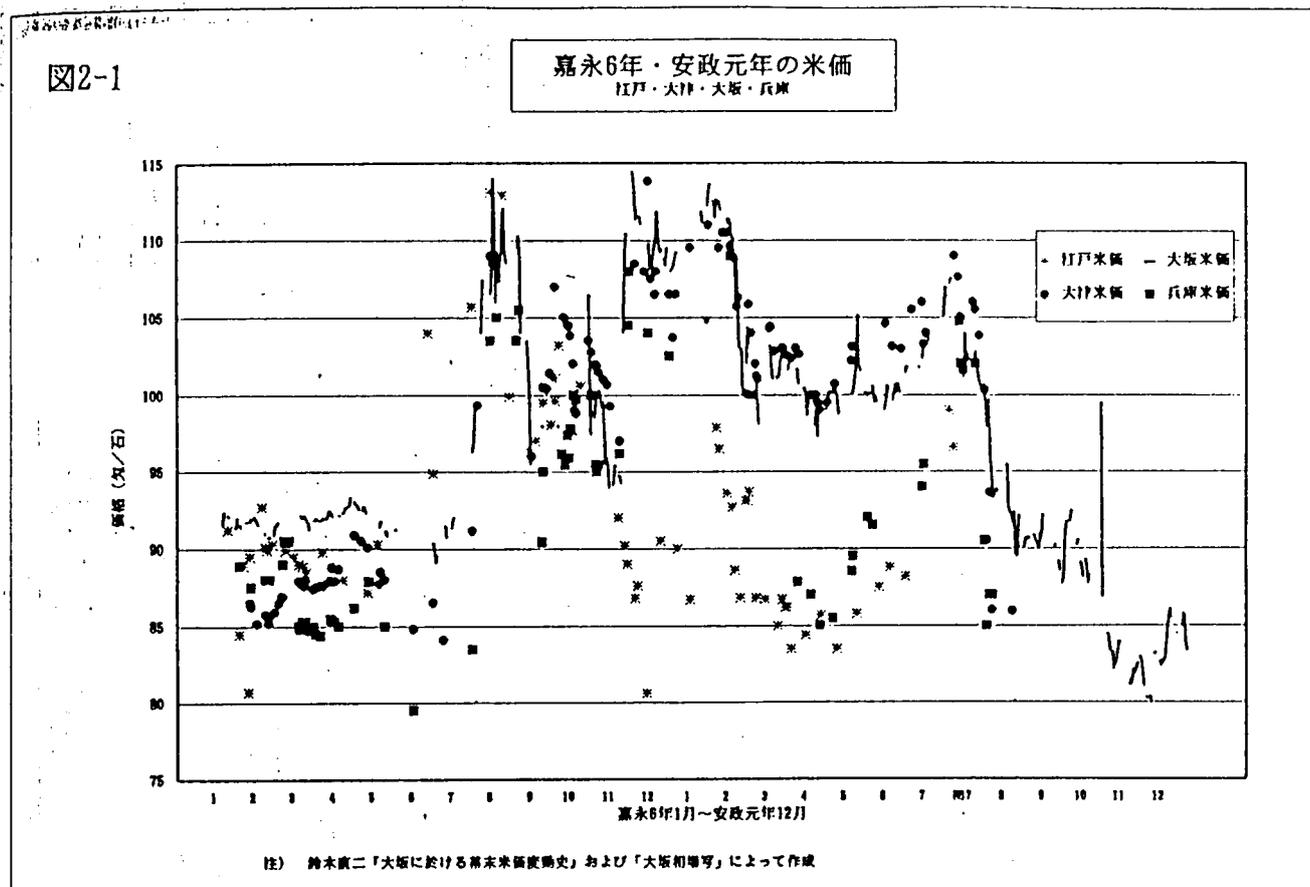
^{*25} 「大坂相場写」広島県立文書館所蔵『橋本吉兵衛家文書』。以下本史料の引用にかんしては、その旨の注記は省略する。

^{*26} 当時の主要銘柄は前掲『難波の春草稿』によると、約30であった。「大坂にある諸大名の蔵屋敷、古来より百八戸前といへど、実は百三十戸前あり、其内諸国へ聞え、日々相場の番組に附出す蔵数は三十ばかりと云ふ」（島本編前掲書、13頁）。

^{*27} 米価の地域間の連動性については、岩橋前掲書、第7章、山崎前掲書、第2章第1節、宮本前掲書、第8章において検討がなされているが、いずれも年次データを利用したものであるため、本稿ではより短期における地域連動性をみることになる。

^{*28} 価格データはより多くが判明する鈴木直二『大阪に於ける幕末米価変動史』に記載の肥後米価格を利用した。しかし、こころみに36の嘉永6年1~4月の同日データを比較すると、相関係数0.909、誤差0.04%であった。

々の期間は、嘉永6年の7～8月、同年11月～安政元年3月、同年6～12月であり、そのあいだに価格安定期がはさまっている。こうした価格変動の趨勢を簡略化したものをさらに次のページの表2-3にしめした。価格変動期は、b・c、e～g、i・jの各期である。これらに、もっとも長期間にわたり価格が安定したa期もくわえて個別に



検討していくことにするが、さらに江戸・大津・兵庫の各地の米価との関連についても若干ふれておこう。なお、ここで利用する米価はそれぞれ相場状において、江戸米価は「江戸廻米」として、大津米価は「大津沢米」としてしるされたものを利用した

*29。兵庫米価は、ひとつの銘柄では不足するため、「兵庫吉久米」と「兵庫庄内米」

表2-3

嘉永6年・安政元年の肥後米価格の変化

| 期 間 | 米価の趨勢 | 期 間 | 米価の趨勢 |
|--------------|----------|---------------|----------|
| a期 (1~6月) | 90~92 | f期 (11下~1月中旬) | 108~115 |
| b期 (7月) | 90 ↗ 114 | g期 (1月下旬~3月) | 114 ↘ 98 |
| c期 (8月) | 114 ↘ 97 | h期 (4~5月) | 98~105 |
| d期 (9~11月上旬) | 96~97 | i期 (6~7月中旬) | 99 ↗ 108 |
| e期 (11月中旬) | 94 ↗ 115 | j期 (7月下~12月) | 108 ↘ 80 |

注) 1. 鈴木直二「大坂に於ける幕末米価変動史」(国研刊行会、1977年)

136-165頁によって作成。

2. 単位は匁/石である。

とをあわせて利用した*30。大坂米価を基準にすると、大津米価は大坂米価との連動性が高い。それは両地の距離的な近さを反映するものといえよう。それにたいして、江戸と兵庫の両米価は大坂米価にたいして緊密に連動している時期もないわけではないが、時期によってはちがいが目立つ場合もしばしば見受けられるのである。そこで大坂米価と江戸・兵庫米価との格差に注目してみたい。とくに、大坂の米価と兵庫米価の格差は、両地域間の距離からして、注目すべき現象であるとおもわれる。

*29 「江戸廻米」が具体的内容については、あきらかではない。江戸の米穀流通組織は、大坂のそれに較べ統一性に欠けており、いくつかの米会所が並立していた。これはそのなかの建物米のひとつではないかとおもわれる。なお、江戸米価は金建表示のため、おなじ日の相場状にしるされた金相場によって、銀建価格に換算した。「大津沢米」とは彦根藩蔵米のことで、大津御用米会所の建物米のことである(鶴岡実枝子「近世米穀取引市場としての大津」『史料館研究紀要』第5号、54-58頁)。

*30 兵庫米価は吉久米価格に庄内米価格をおぎなったものである。両者の水準差と連動性を、嘉永6年と翌安政元年中の同一日に得られた6個のデータからみると、両者の水準差は0.4%ほど吉久米が高く、相関係数は0.962で1%で有意な相関があった。このように、両価格は水準差が非常に小さいうえに、連動性がきわめて高いので、これらをひとつの時系列データとして利用することにさして大きな問題はないとかんがえる。

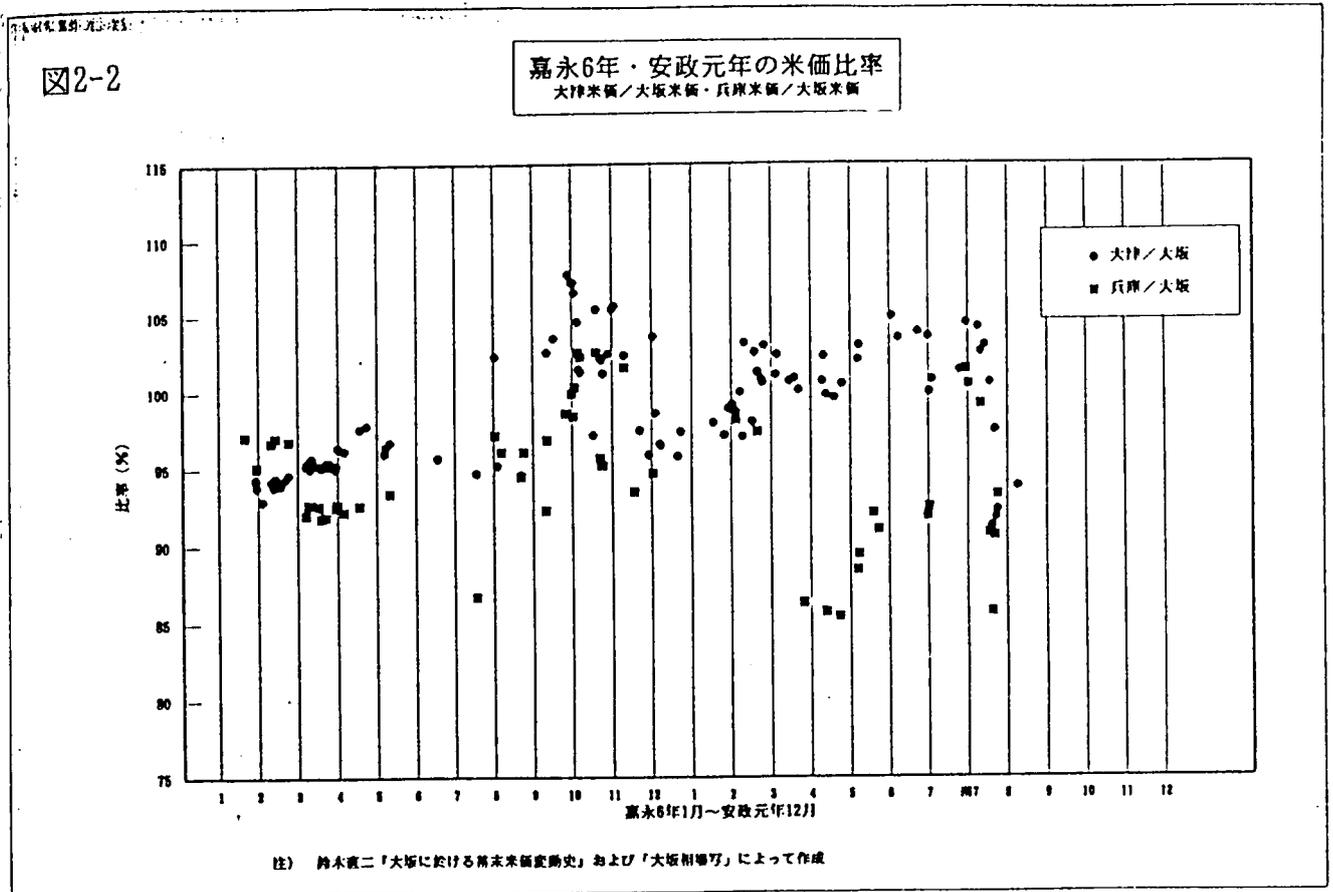
1 a 期（嘉永6年1～6月）の米価変動

当期において、いわゆるペリー来航があったにもかかわらず米価変動幅はおおむね小幅にとどまった。これの米価への影響は重要な検討課題であろう。兵庫米価をめぐる興味深い現象について考察をくわえたのちに、異国船渡来と米価変動との関係についてあきらかにすることにしよう。

図2-1をみると、大坂米価と兵庫米価のあいだに一時的に大きな格差が生じる一方で、畿内周辺地域にありながら、高い連動性をもって推移している大津米価と大きなちがいをみせるのである。具体的には、大坂米価は1～6月において、ほぼ同一水準にあったのにたいして、兵庫米価のみ3月に急激に低下したのち、7月頃までかなり低水準なまま推移するのである。そのご、新穀供給期にいたってようやく兵庫米価が上昇し大坂米価とほぼ同一の水準にたつする。それまで両地は近接しているにもかかわらず、数ヶ月にわたり10匁ほどの価格差が解消されないまま推移するのである。おなじ現象が、翌安政元年においてもより明確な形で生じているので、ここで兩年を考察することにしよう。この点を確認するために次ページの図2-2に大坂米価にたいする兵庫・大津米価の比率をしめした*³¹。大津米価は大坂米価にくらべて、嘉永6年は低めに、安政元年は高めにあった。しかし、おおむね95～105%の範囲内におさまっていた。兵庫米価は、大体85～100%強とその比率が広範囲であり、とくに先にのべたような3月以降に急激な下落が生じている。もちろん、銘柄がそれぞれことなり、さらに品質や公称1石あたり内実量のちがいが作用している可能性もあるため、そのまま比較することに問題がないわけではない。しかし、化政期の米の格付によると、肥後

*³¹ そのさい、おなじ日に得られた米価のみ利用して比率を求めたため、データ数が先の図1よりごくわずかであるが少なくなっている。

高瀬米と出羽庄内米はともに上米として評価されているから、両者にそれほど大きな



格差は本来ないとみてよいだろう^{*32}。したがって、絶対値で看取できた特徴がここにはより明瞭にあらわれているとしてよいだろう。つまり、全国の米価の基準となるべき大坂米価の変化との関係を見たとき、大津米価にくらべて兵庫米価の方があまり追随せず、よって連動性がより低いのである。両地とも距離的にそれほどちがいはな

^{*32} 鈴木前掲書、500頁。実際にこの米の品位表を検討した結果、その序列には問題が多いが、たとえそうだと
しても品位による価格差は小さいとされている。岩橋勝「近世日本物価史の研究」(大原新生社、1981年) 128
-147頁。

く、さらにそれぞれ海上・水上輸送が利用できるから、輸送条件に大きな相違はないとみてよい。したがって、こうした価格構造のちがいは、畿内の市場構造についてかんがえる手がかりとなるとおもわれる。この点について相場状を利用してかんがえてみることにしよう。

相場状においては、先にあげた記載例からもうかがえるように、大坂の情報が中心で、それにくらべて兵庫のそれはきわめて少ない。よって、兵庫市場にかんして得られる情報はかなり限定されたものである。そうした全体的な傾向のなかで、兩年ともに3月以降において兵庫の市況への言及が頻繁にみられるようになり、そのほとんどの場合において廻米船の兵庫入港がしるされているのである。ただし、兵庫への入港とはいっても、それが大坂登米の小舟への積み替え目的で立ち寄っただけという場合もありえるが^{*33}、のちにみるように兵庫への入港状況がすべて兵庫米価との関連のなかで言及されており、それと当地での払米の進捗が密接に関連していることなどから兵庫での売却を目的とするものであるとしてよいだろう。嘉永6年では、2月24日到着の相場状に^{*34}、「北国船先き見へ不申候」という記述がある。そのご、やや間隔があき、3月以降廻米船の兵庫入港が急激に増加しはじめるのである。そのさいの状況をしめしたものが、次ページの表2-4である。同表によると、3月と9月のうちとりわけ3月に集中していたのである。記述内容のなかでとくに注目すべきは、3月26日以降、入船後廻送した米を売却せずに蔵に保管していることである。これは、おそらく入港時の兵庫米価があまりに低いため、売却せずに価格の回復をまっているものとおもわ

^{*33} 宮本前掲書、166頁、加賀藩については森前掲論文、35-36頁を参照。

^{*34} 送付時期は不明だが、おそらく2月20日あるいは21日とおもわれる。

れる^{*35}。

表2-4

兵庫への入船状況（嘉永6年）

| 日付 | 記述内容 |
|-------|---|
| 3月5日 | 「兵庫、北国入船」 |
| 11日 | 「兵庫も沖へ舟沢山ニ見候得とも、未夕入津無之不安……何れ北国追々入津可仕見込」 |
| 15日 | 「又々、瀬戸内廻北国廻船之様子、相見へ」 |
| 17日 | 「兵庫、不替入船」 |
| 19日 | 「兵庫、貳拾四五艘、入津不進」 |
| 22日 | 「兵庫、少し入舟」 |
| 26日 | 「兵庫入船ニ候得とも、売不申、蔵入相成、不取組」 |
| 27日 | 「兵庫、入船ながら、捌克」 |
| 4月3日着 | 「兵庫入船、蔵入ニ相成、高直」 |
| 1日 | 「兵庫、不替入船、蔵入」 |
| 6日 | 「兵庫入船、物うり放しかね」 |
| 5月7日 | 「兵庫入船、不安不人気」 |
| 7月18日 | 「兵庫も、米筋積取、高直」 |
| 9月11日 | 「兵庫、節前、四十艘斗入津、不人気」 |
| 12日 | 「兵庫、五六艘入舟有之候得共、不相替」 |
| 23日 | 「兵庫、貳十艘斗り入舟有之候得共、取組無之候由、不相聞へ申」 |
| 29日 | 「兵庫、六十艘斗り入舟」 |

注) 「大坂相場写」によって作成。

安政元年においても、同様に3月以降大坂米価と兵庫米価とのあいだに大きな格差が生じている。そのさいにもやはり兵庫入船の記事が頻出している。その状況をしめたものがおなじく次ページの表2-5である。本年では、「北国巻番建て」が2月に入船し、北国入船は前年より早い。しかし、それが本格化するのは3月下旬以降とやや遅くなっているが、その時期に集中している点は前年とおなじである。7月下旬から8

^{*35} 表4において、9月の入港数は具体的に示されており、その数も少なくないとの印象を受ける。しかし、それは同時期の全体的な流通量と比較することにより明らかにすべき問題であり、後考をまちたい。

月にかけてもあるていどの入船がみられるのも前年同様である^{*36}。

以上、兵庫への廻米船入港状況を検討した結果、兵庫米価と大坂米価のあいだに生

表2-5 兵庫への入船状況（安政元年）

| 日付 | 記述内容 |
|--------|-----------------------|
| 2月21日 | 「兵庫、北国老番建て七八艘入津、不人気」 |
| 3月19日 | 「兵庫、□□入舟有之候得共、不相替」 |
| 22日 | 「兵庫、北国入舟有之、不人気」 |
| 25日 | 「兵庫、式三艘入津」 |
| 28日 | 「兵庫、入舟多く、大不人気取組出来不申候」 |
| 29日 | 「兵庫、入津多、取組出来不申」 |
| 4月6日 | 「兵庫、入船もの捌きよく」 |
| 7月25日 | 「兵庫、入船登候得共、東筋注文口かい引立」 |
| 28日 | 「兵庫、入舟有之不人気、取組出来不申候」 |
| 閏7月18日 | 「兵庫、十五六艘入津」 |
| 8月9日 | 「兵庫、式三艘入津有之候得共、不相変」 |

注) 「大坂相場写」によって作成。

じた大幅な格差は3月頃に集中する兵庫への廻米増加がその直接的な原因のひとつとみてよいことがあきらかとなった。その一方で、大津米価は大坂米価にたいして良好な連動性をたもったのであった。

この点について、両市場の市場構造のちがいもその要因のひとつであるとおもわれる。一般に大坂米市場が蔵米中心であるのにたいして、兵庫は北国・西国からの納屋米中心の市場であるとされる^{*37}。たとえば、近世後期以降有力な廻船勢力であった内海船の経営活動をみると、幕末期において、兵庫では庄内米や広島米、あるいは肥

^{*36} 入船数は3月頃より、9月頃の方が具体的に示されており、それも少なくないとの印象をあたえるほどのものである。しかし、この点は各時期の流通総量との比較のなかでかんがえなければならない問題であり、こんごの課題としたい。

^{*37} 鈴木前掲書、446頁。

後米などを購入し、それらは神奈川・浦賀・江戸で売り払われていた^{*38}。したがって、兵庫は北国・西国の納屋米の江戸中継地の性格をもっていたといえる^{*39}。大津は寛文期以降の西廻り航路の整備以降、敦賀の衰退にともない、周辺地域産米の京都への中継をになう一地方市場へとその地位を低下させたとかんがえられる^{*40}。したがって、大津市場はその市場圏の大きさからして大坂市場に包摂される度合いが高かったようである。しかし、兵庫市場は取扱商品や集荷・販売圏の面で高い独自性をもっていたから、その米価は短期的には大坂米価と乖離することになったとおもわれるのである。

つぎにペリーの来航と米価の関連について検討することにしよう。このような重大な社会的事件にたいして米市場がどのように反応したのであろうか。従来なされてきた説明をみると黒船来航の衝撃により米価が急騰したとの認識が一般的である。実際はどうであったのか、相場状の記述にもとづきながら、この点についてあきらかにしていきたい。

ペリーのひきいるアメリカ東インド艦隊が日本へ来航したのは、本年6月のことであつた。そのときの江戸の様子をつたえる6月18日の相場状は以下のようなものであつた。

……異船も帰国之様子江戸十四日出し相聞へ、尤久々舟間相場ハ不替廻米六斗二升、奥筋も上順と相聞へ、正米退下候……

翌日にも、つぎのやや詳細な記述がなされている。

……東筋異船之噂ニ而……此元も引立候処、当座異国舟無何事一脈相鎮り諸人安

^{*38} 斎藤善之「内海船と幕藩制市場の解体」（柏書房、1994年）205頁。

^{*39} 鈴木前掲書、448頁。

^{*40} 鶴岡前掲論文、26、40、45-46頁。

堵之由申来、昨朝正米下放続而少位之处、押メ者変御買人有之哉、今者双方白眼合此相場二御座候、何方も炎早作伊宜相聞申候……

これらの文面からすると、江戸においてさえも、米価への影響はそれほど長つづきしなかったことがわかる。図2-1により、江戸および大坂米価をみてもこのことは確認できる。6月の部分をみると、大坂米価にいたってはまったくといってよいほど変化がない。江戸米価も、一旦は100匁以上にまで急騰するが、すぐさま95匁程度にまで下落し、ほとんどもとの水準にもどっている^{*41}。

ペリーのあと、プチャーチンも引きつづいて来航しているため、従来はこれら異国船のたびかさなる渡来が米価急騰の原因とみなされてきた^{*42}。しかし、実際には異国船来航と米価上昇はまったく関係はなかったといえる。なぜならb期中の7月にはいってから米価が著しく上昇するのであり、そのあいだにはかなりの時間的なずれがあるので、両者のあいだには直接的な因果関係は見出しにくいからである。真の原因は別にあるとおもわれる。そこで、この点を次節でのこの時期以降に生じた米価変動

^{*41} 「武江年表」によってもこうした状況がうかがえる。

江府の貴賤、始めには仔細を弁せずして恐怖して寝食を安んぜず、老人婦幼をして郊外遠陬に退かしめしもありしが、平穩にして不為に属し、諸人安堵の思ひをなせり。

(金子光晴校訂「増訂武江年表2」平凡社、1968年、135頁)。

^{*42} たとえば、前掲「大阪市史」第二、742頁、鈴木直二「増補・江戸における米取引」(柏書房、1965年)17頁など。こうした状況把握は、大坂町奉行所からの、以下のような口達にもみることができる。

此節長崎表へ異国船渡来致し、尤別状筋更に無之趣に候を、其儀は勿論、最前相州浦賀へ渡来の異国船、速に退帆致候儀に品を付、浮説申触候者有之由就ては右に被惑時合をも不顧、夫夫名目を付、米穀其外金銀諸品など専ら買置候儀心掛け候者も不少、自然融通にも拘り候哉に相聞以ての外の事に候

(前掲「米商旧記」、377頁)。

時の市況の検討をとおしてあきらかにすることにしたい。

2 b・c期（7～8月）の米価変動

b期の米価急騰は、より正確には7月18日にはじまったものであった。わずか2ヶ月たらずのあいだに、米価は1石当たり91匁から114匁への上昇と、96匁へ下落が生じた。こうした価格の動向をふまえたうえで、大坂の市況をみていくことにしよう。

7月18日の記事は以下のようなものであった。

……江戸十二日出、近国恐痛申出、日切氣直り、則買注文申来、右相聞へ申候、今朝上日和長合薄注文、乍同事緩ニ立会候所、剛氣筋買正米方休日中諸方買注文一時ニ相成……

12日に、江戸から凶作情報が発せられ、これこそが米価を引き上げたのである。そのさいの時間差は、堂島米会所が例年どおり、中元前後の9～16日が休日であったことが大きいとおもわれる^{*43}。それゆえ、7月17日の取引再開とともに、一気に買い注文がはいり、より米価の上昇ペースが激化したとおもわれる。

そのご米価上昇は8月4日までつづくので、そのあいだの状況もみておくことにしよう^{*44}。たとえば、これは7月23日の記述である。

……帳合問屋方買注文勝上向き、立会正米方東海道筋播州泉州京買注文引立候所、江戸表大陰氣風聞取候、帖合うり人出候得共、何分正米方手剛候故続而うり人無

^{*43} 前掲「商家秘録」、278頁、前掲「繁花風土記」、188頁、鈴木前掲書、第47図。

^{*44} 將軍家慶の死去にともない、諸商売が7月27日から8月1日まで停止されている（前掲「大阪市史」第四下、2059-2066頁）。これにかんして、相場状にはつぎのような記述がなされているのみである。「此元格別ニ而御爲便中ニ候得共、今日ノ正帖とも午刻迄物静ニ立会候様被仰出」。米価にたいしてとくにしるすほどの影響はなかったと推測される。

少、尤も東西恐痛場多相聞へ候得共、大豊作之土地無数大旱天之年柄ニ奉存候…

…

東海道やその他畿内およびその周辺地域から、正米の買い注文がはいっている。その一方で、「江戸表大陰気」であることと、東西の凶作地域に見あう大豊作地域がみあたらないことがしるされている。そのためさらに価格の上昇傾向は押しすすめられた。

しかし、それまで上向きにあった価格の趨勢は、8月5、6日ごろに一段落することになる。まず、5日の記事は以下のとおりである。

……帖合北在内町売注文入下向き、立会正米方も兵庫地廻売退キ口々放候所、入用口買同断式満式千貫目、尚中融通之ため御払被仰出候え共、相場高直且京都何類弱味之風聞、殊ニ年印御召有之、正帖合共うり人出、日切引緩此相場ニ御座候…

…

最初に価格上昇がはじまったときから、約3週間経過したこの時点において、やや買い注文がおちついてきていた雰囲気うかがえる。それにくわえて「年印」おそらく堂島米会所の年行司が大坂町奉行に召し出されたとの情報が、そうした動きをささえたものと推察される。つづけて6日の部分もみてみよう。

……此元正米競かい又ハ他所抜積不相成、尤奉相場引立候而ハ、小前之者難儀ニ及旨御触書有之ニ付、年行司ノ激敷申渡有之……

米価高騰にたいして、大坂町奉行あるいは米会所の年行司による対策がとられつつあることがわかる。『堂島旧記』によれば、8月5日につきのような米価引上抑制令が申し渡されている^{*45}。

御申渡

当年作柄の儀、豊凶未不相定、当地有米の儀平年通にて、新穀取入迄有余も有之

^{*45} 島本編前掲書、378頁。

候処、追々米相庭引上候趣に相聞、如何に候、右に付ては、自ら人氣買持候方に相傾、且搗米屋駄売屋共の内には、一己の利慾に拘わり、日々の小売駄売等目当の外、余分の石数買入、内々にて他所他国へ売捌、徳用取候哉の趣も相聞、以の外の事に候、右体の取計増長致候ては、土地の有米追々相減、弥直段引立候のみならず、小前末々の者共可致難儀候条、其筋渡世に当地の米融通を専一に心掛け、日用売捌方目当の外、余分の米買メは不及申、内々他所他国へ売捌候儀、決して致問敷、自然右体の者有之に於は、吟味の上急度可令沙汰候、尤も搗米屋共小売米の儀も、元附の割合を以一己の利慾を離れ、成丈下直に売渡候様可致候

「小前末々の者共可致難儀候」点を考慮して、他所他国への売りさばきを禁じている点で前の史料と一致している。大坂町奉行から米市場関係者への、働きかけがこのときには功を奏して価格上昇に一定の歯止めがかかったものといえよう。

以後米価は図1にみられるように、ごくみじかい期間ではあるが価格が安定化する。8月下旬まで110匁あたりを上下しながら推移するのである。両時点のほぼ中ごろに位置する8月14日と20日において、市場の状況は以下のようなものであった。

8月14日

……此元年印御召高下ニ不抱候由、正帖合灘うり注文入候得とも、北在注文買、正米方播州兵庫売退キ注文候処、当用口買進、乍去帖合目先気うり、尤法生会無難之姿相みへ候得共、正米抗抗一方追々如何可参哉……

同月20日

……此元帖合年行司御召之風聞、殊ニ北在地方うり注文入下放立会、併正米方当用口かい上約、尤もの無之帖合剛気筋路売引取、乍去正米高キ気つかへ帖合目先うり小緩、何様一兩日双方力保合取組多、追々面白キ高下御座候……

年行司の召集もしくはその風聞があったことがわかるが、それほど米価への影響はみられない。結局、さいごの「追々如何可参哉」と「追々面白キ高下御座候」の部分に端的にしめされているように、市場では売りと買いが拮抗し、小幅の上下に終始して

いたものとおもわれる。

価格の横ばい傾向は短期間でおわり、8月下旬以降米価は下落しはじめる。それまで110匁前後であったものが、25日に104匁となり、9月2日には100匁を切って95匁5分まで下がったのである。1ヶ月近く110匁を上下していた米価が、わずか1週間の間に10%以上の低下をしめしたことになる。

8月22日の相場状には「東筋豊作之由」とあり、7月の時点での凶作の情報は誤りであったことが判明しつつあった。そのご顕著な変化はないものの、8月27日になるとやや変化のきざしがあることが、相場状の記述からうかがえる。

……此元帖合跡建、正路□□米致候様、昨夕刻年行司へ被申渡、今朝播州地方北在うり注文し候処、船□注文□買い見込~~ぬ~~す直ニ相始り、正米同事かい進候得共、□□新米入札人気穩……

これまでとおなじく、米方年行司への大坂町奉行からの働きかけと、新穀の入札が報じられている。これらの種々の要因の効果をそれぞれ峻別することは困難であるが、需給の逼迫が多少緩和されつつあったと推測される。

そのご、9月12日においても、こうした動向を押しすすめる情報もたらされている。

……此元御停止も余程為寛被 仰出先以隠気、殊ニ帖合兵庫買注文無之、当用商内而巳帖合目先買人気いら付候得とも、立直り^ハ問屋方注文□より、尤北在上作反ニ付十一石余も取入之由一体人気穩此相庭ニ御座候……

「東筋」だけでなく、大坂周辺地域もかなり豊作であることが確実視されてきている。7月にかんがえられていたほどの凶作ではないことが、この時点にいたってあきらかになってきたのである。以後、図1にしめされているように、9～10月においてほぼこの時期に成立した水準で推移することになる。

端境期において、米価はこうした極端な変化をみせた。「本年は早魃の為め諸国豊

凶不同、概して豊年なりし」^{*46}、といわれているように、地域の豊凶に格差があり、全体の水準がつかみにくい事情があった。そのため、誤った情報に市場が攪乱された結果がこの時期の価格変動の実態であり、それは異国船来航とはまったく無関係なものであったといえる。

3 e～g期（嘉永6年11月中旬～安政元年3月）の米価変動

この期間の米価上昇は11月11日にはじまり、1週間で米価は94匁から116匁へと20%以上も上昇した^{*47}。そのご、年末・年始をはさんだこともあり、11月下旬以降1月中旬にかけては、小さな変動の波をふくみつつ小きざみな高下を中心に推移する。1月19日以降は、大体下落傾向にあり4月9日には98匁となった。

こうした大坂米価の動きに、大津米価と兵庫米価はともにほぼ連動しており、水準にもそれほどちがいはない。江戸米価はこまかい変化にかんしては連動しているものの、結果的には水準にかなり大きな相違が生じている。江戸米価は11月において、10匁前後から90匁前後へ大きく下落しており、これは新穀供給期の通常のパターンとみられる。それにたいして、大坂など畿内の米価は嘉永6年11月以降110匁前後へと上昇したまま下落していない。以下、この点もふくめてこの間の市場の取引状況をみることにしよう。

以下の11月11日の大坂町奉行の仰渡によると、大坂への新穀供給が遅れていたことがわかる。

^{*46} 鈴木「増補・江戸における米取引の研究」前掲、172頁。

^{*47} その直前の11月5日において、大坂町奉行から三郷富商へ上納金納付の勧告がなされた。そのご11月と12月に再度督促がなされている（宮本又次監修『毎日放送文化叢書5 大坂の商業と金融』毎日放送、1973年、352頁）。しかし、相場状においてこの件にかんする記述は見出せない。

当丑年儀、夏已来稀成旱魃にて、場所に寄り豊凶甚不同有之候とは乍申、止る処相応の作柄の由相聞候へ共、国々廻米手後れ、諸家新米も延着等にて、未例年程には米高多払出も無之^{*48}

こうした廻米の遅れにくわえて、11月14日の相場状には以下のような記述がみられる。

此元御手当米貳万石之内、壹万石者御かい入相済、残り壹万石ハ、納屋物又ハ蔵米兩条之内ニ而、追々御かい入可相成段御申渡御座候

くわしい事情はここからはあきらかではないが、米の大量買い上げが過少な在庫と相俟って米価の急騰をもたらしたことがわかる。

さらに4日後の18日には、「諸蔵御売方不多風聞」がある。大坂廻米が遅れているだけでなく、その量も少ないとの認識が広まりつつあった。以後米価は高水準をたもったまま推移し、下落することなく翌年にいたるのである。

こうして上昇した米価は、1月下旬以降、多少の高下をふくみながらややゆるやかなペースで下落する。その傾向が明確になったのは2月上旬であった。

まず2月2日には「惣会処御下之風聞」があったことがしるされている。米価の高さをかんがえると、おそらく施行米実施の可能性があると予想があったのであろう。結局こうした米価引下策はとられなかったようであるが、これにくわえて2月11日の記事にみられる、つぎのような事柄も米価を大きく引き下げることになったとおもわれる。

此元夜前、年行司^ノ筑前米五万俵余追打寄御払米有之段御申渡有之、依而気心つれ正帳共存外下放……

筑前米は、四蔵米のひとつであり堂島米市場でのウェイトも高い。しかも、このとき

^{*48} 前掲「米商旧記」、377頁。

の帳合米商内の建物米であったから^{*49}、筑前米が大量に売却されるとの情報が価格の大幅な下落をもたらしたとおもわれる。

この申渡のとおり、2月14、19、21日に筑前米の入札がおこなわれ、それぞれ12、900、15、600、10、500俵が売却されている^{*50}。それに対応して、価格は2月26日には100匁を切るまでにいたっている。

当期においても、異国船にかんする情報はいくつみられる。しかし、「異船噂取」^{〃乍穩}（2月2日）、「異船内海へ入込候得共穩」（2月11日到着）というように、米価を大幅に引き上げたとはかんがえにくい。

4 i・j期（安政元年6月～12月）

当期は、安政元年の後半をカバーする、もっとも長期にわたるものである。大坂米価と兵庫米価とのあいだに、大きな格差が3月以降生じているが、それが北国入船の増加によるものであることはすでにのべたとおりである。そこで、大坂米価をみると、1ヶ月半あまりのあいだに約9匁上昇し、そのご5ヶ月以上も下落がつづき大幅に低下することになった。価格上昇は6～7月中旬におけるものだが、その大部分は7月に生じている。これまでとくらべてその上昇幅は小さく、ペースもかなりゆるやかである。そのためか、価格引き上げの要因として大きなものはみあたらない。端境期において、徐々に米価が上昇するのは当然であるともいえよう。よって、そのなかでやや目だつ記述をいくつか指摘しておくことにしよう^{*51}。

^{*49} 鶴岡実枝子「近世米穀取引市場としての大津」付録「湖東農村商人の相場帳の紹介」（『史料館研究紀要』第5号、1972年）200頁。

^{*50} 2月17、21、24日の相場状による。

^{*51} 先にのべたように、本稿での分析は史料的制約のため8月中旬までにとどめることとする。

7月2日

正米方江州張尾かい注文数口入込桶やくかい上放候処、黒人筋うり帳合黒人うり
押へ、乍去眼前悪性日和法界之人気……

また、おそらくその翌日のものとおもわれるが、そこにも以下のような記述がみられる^{*52}。

正米尾州三州仕立かい注文入引直り候……

これら東海地方からの買い注文がどれほどの規模であったのかは不明であるが、悪天候の情報とともに価格の上昇要因となったとおもわれる。

7月末以降価格の動きは反転し、低下しはじめる。7月28日の部分をみよう。

此元地方うり注文手筋うり緩々、立会正米方不相変候処、上筋うり退き注文入、
殊ニヒ後米四万俵御払有之様子、うり人出引下ヶ、尚帖合弱気筋うり候……

全体的な価格の低下傾向がうかがえるが、それを大量の肥後米売却の風聞があと押ししたのであった。ただし、相場状では現実に入札がおこなわれたかどうかは確認できない。しかし、そのほかにもこうした下落をうながす原因がいくつかみられるのである。

前年は凶作の情報により価格高騰がみられたが、この年においてはそうしたことを報知した記述は皆無に近い。それとは逆に、かなりの豊作を予想させるものが散見される。たとえば、7月29日の「無類之上日和」をはじめとして、前年より豊作であることがかなりの程度予想できるものであったとおもわれる。それは、この8月11日の「九州庭上々作之由、正帳共戻りうり多」という記述にもあらわれている。こうした動向を見切ったのか、同日の相場状には「備前紀州投注文口手筋うり誠ニ昨夕気先下

^{*52} 日付の記載はないが、到着は7月7日で先のものと同じである。

放」というようにしるされている*⁵³。おなじような「投げ注文」の増加は、閏7月25日到着分における「内町上筋江州備前投げ注文相嵩み」という部分にもあらわれている。

おわりに

さいごに以上の分析結果のもつ歴史的意義について若干ふれつつ、全体を要約しておくことにしよう。

第1節では、幕末期における一連の大坂町奉行による市場政策のなかで、米価の安定という目標がきわめて大きなウェイトをもっていたことがあきらかとなった。大坂町奉行所が、当時頻繁に出していた仰渡などのなかで、米価の平準化の要請が幾度となくくり返されていたのである。それは、膨大な飯米需要人口を要する大坂において、単に在庫が潤沢であることや、米価の平均水準が低いということだけでは、十分ではなく、1年をとおして米価の急激な変動が抑制されて安定的な価格が市場で形成されることが求められていたといえる*⁵⁴。さらに、このことにくわえて、大坂登米が減少傾向にあった当時において、米価の不安定な動きはその趨勢をより一層加速させるとの認識もあったのである。

第2節においては、こうした重要性をもつ米価変動にかんして、嘉永6年と安政元年を取り上げた。まず、両年中の日々の米価の動きを観察し、そこで確認されたいくつかの短期変動パターンを見出した。つぎに、各時期について同時期の市況情報から得

*⁵³ 投げ注文とは、相場が下落したさいに損銀を見かぎり取引を終了することを意味しているとおもわれる（『正空売買問書』島本編前掲書、5頁）。

*⁵⁴ 都市飯米需要については、岩田浩太郎「都市経済と騒擾」（都市史研究会編『年報都市史研究』第3号、1995年）をはじめとする同氏の諸論考を参照。

られた市場の取引状況と照合することなどにより、価格変動要因としてどのようなものがあり、それがどのような過程をへて価格変動をもたらすのかという点について考察した。そのさいには、短期的な地域間格差にも着目した。

そこではつぎのようなことがあきらかとなった。すなわち、大坂米市場には畿内以外の広範囲におよぶ地域から取引注文がなされており、そこでの価格の上昇要因としては、凶作の情報や幕府による米買上げ、諸藩による大坂廻米の遅れなどがあった。とくに、凶作や買上げの情報は、おもに将来の需給にかんする予想にもとづくものであり、さらに需給の逼迫度の大きな変化につながるものであるため、市場取引が過熱しがちであり、その結果として米価の急騰をもたらすことがあった。これにたいして、諸藩蔵米の廻送の時期的な遅れは、これらにくらべ相対的にゆるやかな上昇をもたらすものではあった。しかし、18世紀なかば以降において、諸藩の大坂米市場からの独立を施行するなかで、各地米価を比較しつつ廻米をおこなう傾向が出てきたとすれば、それはやはり先にみたように、結果として廻米時期が遅れる場合短期的に需給の逼迫をもたらすであろう。そのさい、予想によっては投機行為が過熱しより価格変動を激化することもありえるだろう。それは、年平均価格を取ってしまえばそのなかに埋没してしまうような価格の動きであるが、しかし、都市住民への飯米の安定供給という側面からみると、幕末期の大坂米市場の維持にとって大きな意味をもったのであるとかがえられる。

これらの要因による米価上昇にたいして、大坂町奉行はいくつかの引下策をもって対応することがあった。ここでみたかぎりでは、堂島米会所年行司の大坂町奉行所への呼び出しや他所への抜積禁止などの市場への介入だけでなく、施行米実施なども米価引下の効果をもった。これらは、実際におこなわれなくとも、その可能性があるとの情報が一定の効果をもつものであり、それは過度の投機取引を鎮静化させて、その上昇傾向に歯止めをかけたり、下落傾向をもたらすなどした。以上のように、需給の変化をめぐって、米価が鋭敏な反応をしめし、高度に発達した近世の米市場のすがた

をうかがうことができる。そのほかでも、嘉永6年とその翌年における外国艦隊の米航やそのこの各港への出入港などは、基本的には大きな変動をもたらさなかったことは、その価格形成の合理的な側面をあらわすものであった。種々雑多な社会的な事象をもとに、ただいたずらに投機売買にはしるのではなく、需給の変化をみきわめつつ市場においてその調整をおこなっていたことを意味するのである。

しかしながら、その一方で兩年において3月以降数ヶ月にわたって、兵庫と大坂における米価に格差がみられたことはこれとは逆の意味で注目すべき現象といえる。それは一般的には当時の市場が有していた限界ともいいうるものであるが、より具体的には全国市場の中心であった大坂米市場といえども、兵庫米市場を完全に包摂していたわけではなく、それぞれあるていど独自性をもった存在として並立していたことを示唆するものである。この点は、大津米価と大坂米価との連動性の高さをかんがえると、より一層その重要性を増すものである。

第3章 酒造業者数の動向と酒造米流通

—その創業数をとおして—

はじめに

米の需要は飯米需要と酒造米需要に大きくわけることができる。米の流通市場のなかで、主食である前者の比重が高いことはいうまでもないが、後者も看過できない重要性をもつとかんがえられる。基本的に、酒造米流通は飯米流通とは別個の存在であったのである。酒造米流通のもつ米市場における独自性にもかかわらず、これを認めたいうでの分析はそれほど多くない。しかしながら、酒造米市場の基軸が産業における需要にあるため、その流通の論理は飯米市場とは相違する側面がかなりみられるはずである^{*1}。同時に、量的にも無視できないものがあつた^{*2}。その質的・量的な重要性は、近世において米価統制のためたびたび生産統制や自由化が実施されてことにも

^{*1} 地主酒造家は小作米を使用する場合がある。このとき、酒造米市場から断絶していることになる。しかし、酒造業開始以前は小作米を市場で換金するなど、何らかの他の方法で処理していたはずである。したがって、前後で流通経路に変化が生じているという点ではちがいが無い。地主酒造家については、柚木学「酒造りの歴史」（雄山閣出版、1987年）337-347頁では企業家型酒造家と地主酒造家の類型化がおこなわれている。また、谷本雅之「醸造業」（西川俊作・尾高煌之助・斎藤修編「日本経済の200年」日本評論社、1996年、260-263頁）においては、酒造家を江戸あるいは大都市向け生産をになう専門的大酒造家と、地元の需要を背景とした小規模な酒造家に分類したのち、19世紀以降の両者の展開過程があとづけられている。

^{*2} 1例にすぎないが、会津藩の文化9年の調査によれば、同藩の米穀消費量33万8500石のうち、飯米が23万5700石であるのにたいして、酒造・濁酒・糶用米が4万3400石にのぼつた（『福島県史』第2巻、同県編・発行、1971年、509頁）。

それは反映されている。よって、本章では酒造米市場について考察をくわえることにしたい。

酒造米の流通体系の変容の観点からすると、それは酒造業全体の動向に左右されるとともに、地域市場レベルでの流通については、各地域の産地の盛衰につよく規定される性質をもっている点が重要である。そのために、個々の市場の個別研究をおこなうのもひとつの方法ではあるが、別の方法として、需要先である酒造業における市場構造の変動をとおして酒造米市場の動向をあきらかにするというアプローチをとることにしよう。これは、両者の密接な関係に着目したもので、間接的ではあるがより網羅的な分析が可能である。本章においては、具体的にはつぎのような方法をとることにしよう。すなわち、現存する酒造業者に限定すれば、各生産者が酒造業へ参入した年代について全国規模で判明する。そこで、各時代における創業の頻度を観察すれば、各産地の動向はある程度把握できるはずである^{*3}。たとえば、ある時代に創業ブームがあったとすれば、その時代は市場構造の変動期であったとみてよいということである。当然、創業がかならずしも産地の移動をともなうものではない。既存の酒蔵を新規参入者が引き継ぐ場合がありうるからである^{*4}。しかし、そうしたケースにおいて

^{*3} 斎藤修「報徳社運動のクロノロジィ」（『三田学会雑誌』第64巻第8号、1971年）では、報徳社運動の年次的特徴がとらえるために、1902（明治35）年現在の各町村報徳社の創立年次のデータが利用されている。本章でも同様のデータ処理法をもちいる。

^{*4} こうした事例については、いずれも灘五郷を対象として、近世については柚木学「近世灘酒経済史」（ミネルヴァ書房、1965年）第2章、近代については拙稿「明治後期・大正期の酒造業における産地構造の変化—灘五郷における外来酒造家を中心として—」（『六甲台論集』第39巻第4号、1993年）および同「酒造業における産地構造の変化—明治・大正期の堺酒造業をめぐる—」（同上第40巻第1号、1993年）がある。

も、個々の酒造家によって使用する銘柄はことなる^{*5}。また、創業ブームの背後に、従来の主産地の衰退と並行した後発産地の興隆があったケースも多くみられたとおもわれるのである。まずはじめに産地の盛衰があって、のちに米の流通ルートが変化した場合があったであろうし、逆に米の流通ルートの変化が先にあり、産地の移動がそれに追随した場合もあったとおもわれる^{*6}。それは、酒造コストのなかで、米価のしめる比率がきわめて高いことによるものである^{*7}。したがって、創業頻度にあらわれ

^{*5}天明6年の御影村西廻における8軒の酒造家では、9種類の銘柄が使用されていた。それは、西日本産米が中心で、摂津米、和泉米、播磨米、備前米、淡路米、備後米、安芸米、讃岐米、北国米である。全体としてもっとも使用されたのは播磨米であったが、各酒造家についての使用比率は村木屋彦右衛門の84.8%から座古屋五兵衛の0%までかなりの幅があった（長倉保「灘の酒」地方史研究協議会編「日本産業史体系6 近畿地方篇」東京大学出版会、1960年、214頁、第20表）。

^{*6}古河藩では、18世紀なかばまで城下特権的米穀荷請問屋の集荷力により酒造業がさかえたが、18世紀後半以降になるとこれら問屋の特権喪失による衰退にともなって在方での生産がさかんとした。それは、在方で穀物商にたずさわるものからの仕入れた方が有利となったため、地主や上・中層農民が参入をはかったためであった。（茨城県史編集委員会監修「茨城県史 近世編」同県、1985年、383-384頁）。

^{*7}たとえば、近世において、灘五郷に所在する御影村の有力酒造家嘉納次郎右衛門家の寛政期から安政期の生産費のうち、米購入費が60%強をしめる（柚木学「近世灘酒経済史」ミネルヴァ書房、1965年、169頁、第33表）。伊予の国新居郡松神子村小野家では、享和3年から文政12年までの平均が66.0%であった（岡光夫「村落産業の史的構造」新生社、1967年、363頁、第23表）。尾道の酒造家金屋では、天明8年から天保9年の平均が59.5%であった（小松和生「近世後期備後酒造資本の経営形態—尾道・金屋の場合—」「神戸学院大学論集」第2巻第2号、1967年、170-171頁、第8表）。また、近代の酒造家経営では、灘五郷酒造家山路久治郎家では、明治20年において35.7%、諸税負担をのぞけば53.1%であった（本城正徳「幕末・明治期における灘酒造業経営の一考察—山路家文書の紹介をかねて—」「酒史研究」3、1985年、9頁、表5）。

た酒造業の市場構造の変動は、酒造米市場のそれとも連動したものととらえるのである。

本論文の構成は以下のとおりである。はじめにデータの性質とその処理の方法について説明する。そののちに、北海道から九州までの全国8地域について、酒造業への新規参入者の時期別頻度を分析する。これは時期的には中世から現代におよぶものである。つぎに本章の分析方法の基礎をなす、新規参入者の動向は酒造米流通に影響するという考え方にかんして、その妥当性を地域別生産量データがえられる近代を事例として検討する。このことによって、中世と近世における酒造米流通についても、酒造業者の新規参入頻度をとおしてその変化をとらえたとしても大過のないことが確認できるであろう。

第1節 データと方法

現存の酒造家の創業期の確定は、『日本の名酒事典』によった^{*8}。これは全国1,487の蔵元についての各種の情報をしるしたものである^{*9}。

記載形式についてかんたんに説明しておこう。各蔵元は県単位で分類がなされている。各蔵元にかんする情報としては、日本酒度や酸度といった製品の特質や、代表銘柄の由来が中心である。こうした記事とともに、各蔵元の創業年度が記載されているのである。創業年度にかんする記述の大半は明確なものである。それは、たとえば「創業は明治11年」というようにである。数は少ないが、「慶応年間」や「文化・文政年間」のような記述もみられる。こうした形式については、その中間の年をさしあ

^{*8} 講談社編・発行、1995年、25-208頁。

^{*9} これは、蔵元からの資料を編集部がまとめたものとのべられている。また、調査は1994年中におこなったとされている（同上書、2-3頁）。

「明治2年以前」というように最下限の時期をしめしているケースは、最下限の当該年をとった。この例では、明治2年となる。そのほかの以下のような記述はすべて考察からのぞいた。たとえば、まず年代の記載のない場合で、「江戸時代中期」、「江戸時代末期」、「室町時代」などのようになりに幅をもたせた記述である。こうした記述はあまりに幅が広すぎるため、創業年の推定をおこなうことをしなかった。しかし、たいていは創業年が判明しており、推測・除外の対象となった記述はまれであったから、こうしたデータ処理法から導出された結論にそれほどの大過はないであろう。こうして利用可能なデータを選び出した。それをもとに作成したのが表3-1である。

表3-1 各県データ数

| 地域 | 都道府県 | データ数 | 比率 | 地域 | 都道府県 | データ数 | 比率 |
|--------|------|------|------|----|------|------|-------|
| 北海道・東北 | 北海道 | 10 | 0.7 | 近畿 | 滋賀 | 34 | 2.4 |
| | 青森 | 20 | 1.4 | | 京都 | 36 | 2.6 |
| | 岩手 | 22 | 1.6 | | 大阪 | 13 | 0.9 |
| | 宮城 | 22 | 1.6 | | 兵庫 | 69 | 4.9 |
| | 秋田 | 46 | 3.3 | | 奈良 | 26 | 1.9 |
| | 山形 | 49 | 3.5 | | 和歌山 | 16 | 1.1 |
| | 福島 | 64 | 4.6 | | 小計 | | 194 |
| 小計 | | 233 | 16.7 | 中国 | 鳥取 | 19 | 1.4 |
| 関東 | 茨城 | 42 | 3.0 | | 島根 | 36 | 2.6 |
| | 栃木 | 32 | 2.3 | | 岡山 | 56 | 4.0 |
| | 群馬 | 25 | 1.8 | | 広島 | 47 | 3.3 |
| | 埼玉 | 32 | 2.3 | | 山口 | 23 | 1.6 |
| | 千葉 | 30 | 2.1 | 小計 | | 181 | 12.9 |
| | 東京 | 9 | 0.6 | 四国 | 徳島 | 12 | 0.9 |
| | 神奈川 | 10 | 0.7 | | 香川 | 11 | 0.8 |
| 山梨 | 16 | 1.1 | 愛媛 | | 37 | 2.6 | |
| 小計 | | 196 | 13.9 | 高知 | 17 | 1.2 | |
| 信越・北陸 | 長野 | 71 | 5.1 | 小計 | | 77 | 5.5 |
| | 新潟 | 85 | 6.1 | 九州 | 福岡 | 57 | 4.1 |
| | 富山 | 18 | 1.3 | | 佐賀 | 24 | 1.7 |
| | 石川 | 31 | 2.2 | | 長崎 | 9 | 0.6 |
| | 福井 | 29 | 2.1 | | 熊本 | 10 | 0.7 |
| 小計 | | 234 | 16.8 | | 大分 | 25 | 1.8 |
| 東海 | 岐阜 | 44 | 3.1 | | 宮崎 | 2 | 0.1 |
| | 静岡 | 29 | 2.1 | 小計 | | 127 | 9.0 |
| | 愛知 | 47 | 3.3 | 沖縄 | 沖縄 | 1 | 0.1 |
| | 三重 | 40 | 2.9 | 合計 | | 1403 | 100.0 |
| 小計 | | 160 | 11.4 | | | | |

注) 「日本の名酒事典」(講談社、1995年)23-208頁によって作成。

この表には各県ごとにそのデータ数と構成比をしめしている。結局、実際に利用したデータ総数は1,403となった。まず地域別にみることにしよう。北海道・東北地域から九州までの8地域中、6地域の構成比が10%以上である。データに大きな地域的かた

よりはないといってよいだろう。北海道・東北地域と信越・北陸地域が小計233・234、構成比16.7%・16.8%でほぼおなじレベルである。関東地域と近畿地域がそれにつぐ。これらも相互におなじレベルである。それぞれ196・194と13.9%・13.8%である。東海地域が160、11.4%、九州が127、9.0%であった。沖縄は1社であった。地域としては四国がもっとも少なく、小計77で、構成比が5.5%である。

県別にみてみよう。多かったのは、福島、長野、新潟、兵庫、岡山、福岡といった県である。それでも4~6%ていどにとどまる。しかも、これらのうち同一地域にあるのは、信越・北陸地域の長野・新潟のみである。地域内でもかたよりはそれほど大きくないといってよい。したがって、県レベル・全国レベルでの集計値による分析は有効性をもつといってよいだろう。次節では、このデータにもとづき酒造業の動向を検討することにしよう。

第2節 各地域の創業数

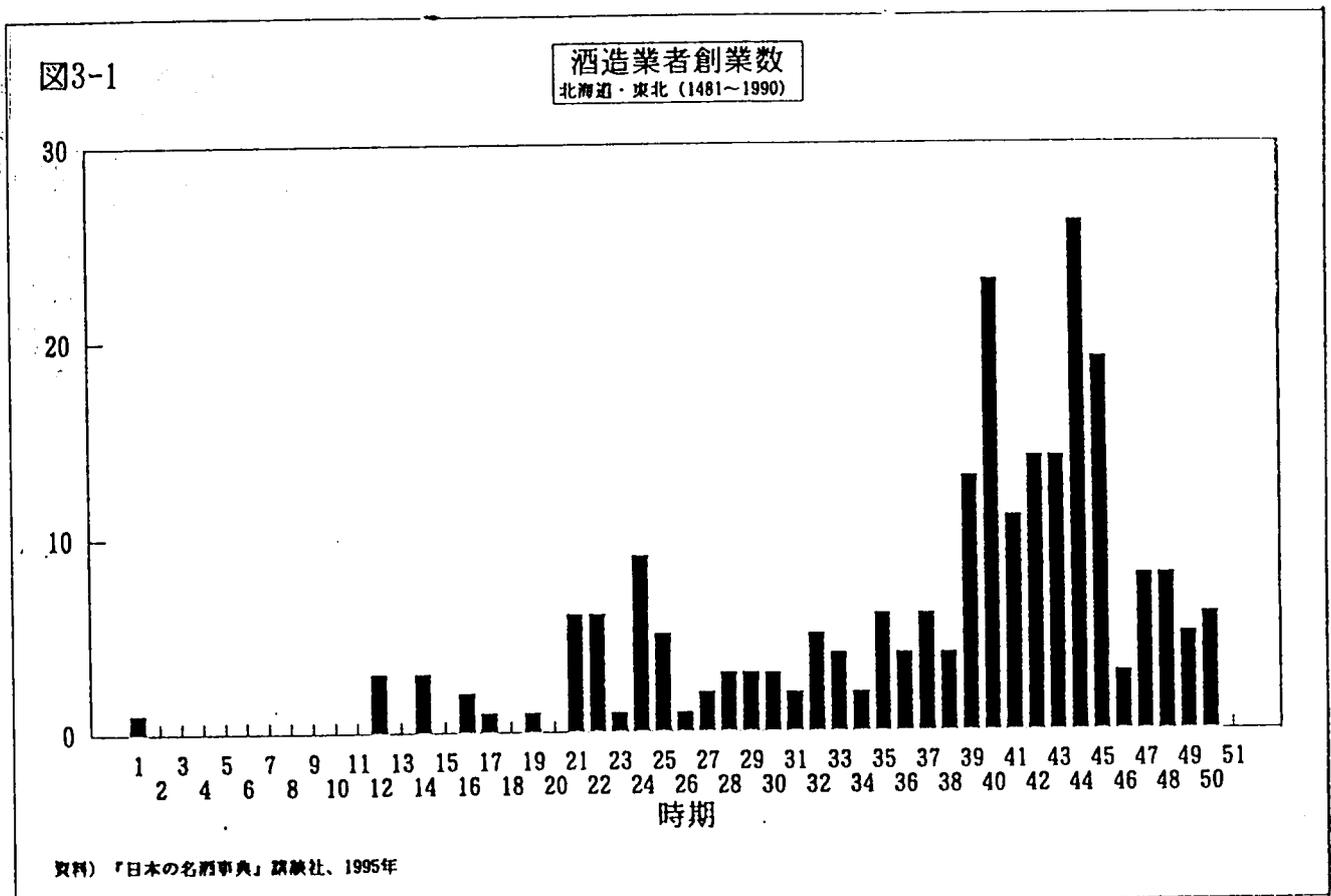
のちにみる図3-1~8は地域別に創業数をしめしたものである。時期区分は表3-2のとおりである。

表3-2

| 時期区分 | | | |
|------|-----------|----|-----------|
| 期間 | 年代 | 期間 | 年代 |
| 1 | 1481~1490 | 27 | 1741~1750 |
| 2 | 1491~1500 | 28 | 1751~1760 |
| 3 | 1501~1510 | 29 | 1761~1770 |
| 4 | 1511~1520 | 30 | 1771~1780 |
| 5 | 1521~1530 | 31 | 1781~1790 |
| 6 | 1531~1540 | 32 | 1791~1800 |
| 7 | 1541~1550 | 33 | 1801~1810 |
| 8 | 1551~1560 | 34 | 1811~1820 |
| 9 | 1561~1570 | 35 | 1821~1830 |
| 10 | 1571~1580 | 36 | 1831~1840 |
| 11 | 1581~1590 | 37 | 1841~1850 |
| 12 | 1591~1600 | 38 | 1851~1860 |
| 13 | 1601~1610 | 39 | 1861~1870 |
| 14 | 1611~1620 | 40 | 1871~1880 |
| 15 | 1621~1630 | 41 | 1881~1890 |
| 16 | 1631~1640 | 42 | 1891~1900 |
| 17 | 1641~1650 | 43 | 1901~1910 |
| 18 | 1651~1660 | 44 | 1911~1920 |
| 19 | 1661~1670 | 45 | 1921~1930 |
| 20 | 1671~1680 | 46 | 1931~1940 |
| 21 | 1681~1690 | 47 | 1941~1950 |
| 22 | 1691~1700 | 48 | 1951~1960 |
| 23 | 1701~1710 | 49 | 1961~1970 |
| 24 | 1711~1720 | 50 | 1971~1980 |
| 25 | 1721~1730 | 51 | 1981~1990 |
| 26 | 1731~1740 | | |

まずは地域別にみていくことにしよう。そのさい、データの特徴から、あまり離れた時期を相互に比較したとしてもそれほど意味があるとはおもえない。ある時期において酒造家の極端な消滅があると、それとともにその時代の創業数情報もその時点で消滅しているからである。時代が古ければ古いほど創業数は真の値より少なくあらわれるのであるが、そのていどは以後の当該産業をめぐる諸条件に規定された酒造家の各地の残存率に依存するのである。したがって、近接した時期どうしの比較に重点をおくことがより賢明であるおもわれる。時間の進行にそって漸進的に検討をくわえていくこの方法は説明がやや煩雑ではある。しかし、データの特特殊性をふまえて、煩雑さをいとわずに詳細かつ慎重に考察をくわえていくことにしよう。

まず、図3-1により北海道・東北地方の創業数を検討することにしよう。中世にお

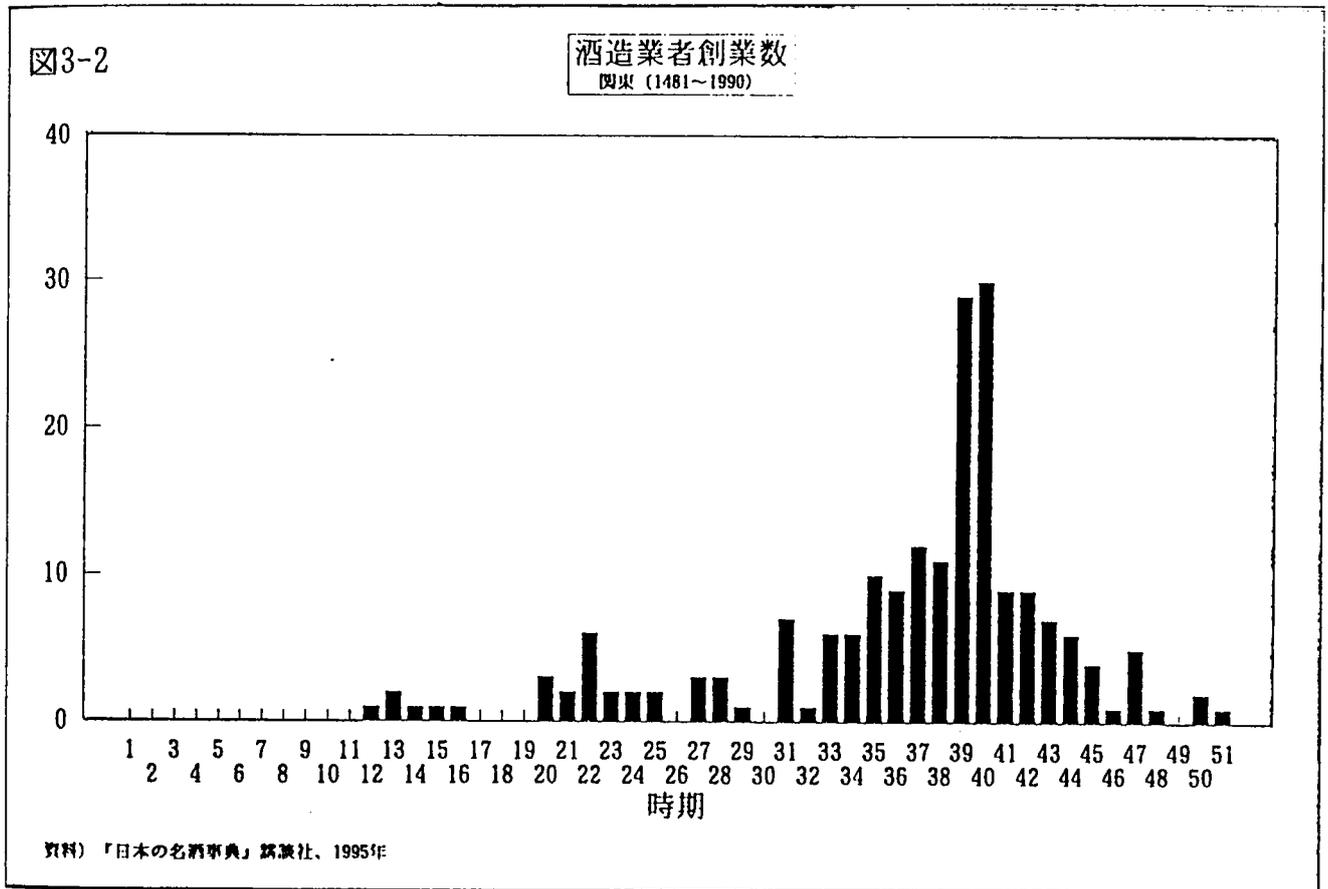


いては、1期（1481～90）に1つみられる。そのこの時期では、12期（1591～1600）と14期（1611～1620）がやや多い。15期（1621～1631）も含めてよいかもしいれない。いずれにせよ、16世紀末から17世紀初頭にかけて創業数の増加がうかがえる。それから停滞期がしばらくつづくが、21期（1681～1691）から25期（1721～1731）が多い。この地域では17世紀末から18世紀初頭にかけて、創業がさかんにおこなわれていたといっただろう。ただし、23期（1701～1710）をはさんで、前後にわかれていたとみなすことも可能であろう。この時期以降しばらくは目立った増加はみられず、ふたたび活発化するのには18世紀末にいたってからである。32期（1791～1800）や35期（1821～1830）、37期（1841～1850）がやや多い。しかし、約1世紀前の勃興期の水準とくらべると見劣りする。こうした停滞気味の傾向は、幕末にいたり激変する。39期（1861～1870）の創業数は13である。その前の38期（1851～1860）は4であったから、3倍以上の増加である。その増加傾向はつづく40期（1871～1880）にも確認できる。39期にくらべて、あるいは加速していたかもしれない。創業数は23にのぼる。北海道・東北地域、とくに東北では、幕末・維新时期の動乱期においてはげしい創業ブームが生じていたといえよう。しかしこうした動きはこの時期で一段落したのち、再度活発化するのである。すなわち、41期（1881～1891）から43期（1901～1910）は半減し、39期とおなじ水準に落ちてしまうが、44・45期（1911～1920・1921～1930）にふたたび増加をみせるのである。44期が26、45期が19であった。44期は23の40期を絶対数としては上回っている。しかし、40期はより前の時代である。よって、前述のとおり、実際には幕末期の40期の方が多かった可能性が高い点には注意が必要である。46期（1931～1940）以降は、その時代の新しさをかんがえると少ないといえる。

以上北海道・東北地域の創業数を、図3-1により検討した。いくつかの創業の増加期が確認できた。それは、16世紀末から17世紀初頭にかけて、17世紀末から18世紀初頭にかけて、幕末維新时期、大正期の4つの時期であった。以下、他の地域についても同様に考察する。創業数の変動には全国各地域で共通するような類似点が多くみられ

るようである。よって、その相違に注意をはらいながらみていくことにしよう。

図3-2の関東地域にうつることにしよう。当地域の創業数の推移の形態は、北海道



・東北地方のそれにくらべ、やや平板な印象をあたえるものである。まず、江戸期以前は皆無である。12期から16期にかけての17世紀前半に、数としてはきわめて少ないが一応創業が確認される。17期から19期にかけての17世紀なかばの時期がふたたび皆無である。このことからして、17世紀前半に、やや創業が増えていたとかがえられる。そのご、22期 (1691~1700) があきらかに多くなっている。31期 (1781~1790) からもやや多いとの印象を受ける。35期 (1821~1830) において増加が開始されているようである。東北・北海道ではこうした動きは鮮明ではなかった。この点で相違がみられる。しかし、幕末・維新时期の動向はおなじものであった。39・40期 (1861~18

70・1871～1880)に急激な増加が生じたのである。両期ともに20をこえており、ほぼおなじレベルである。北海道・東北の場合維新期の増加が幕末期のそれをはるかに上回っている点でちがいがあ^{*10}。41期(1881～1890)以降、創業はまったく停滞の色合いを濃くする。とくに、時代がくだるにつれてほぼ減少傾向にあったといえる。したがって、実際にはより一層新規参入者が少なかったことを意味する。関東地域では、17世紀前半、17世紀末、文政～安政期、幕末・維新期にピークがあったとみてよいだろう。この地域全体としては、近代以降にあらたな市場構造の変動が生じていた可能性は低いとおもわれる。活発な動きが生じていたのはおもに近世においてであったのである。

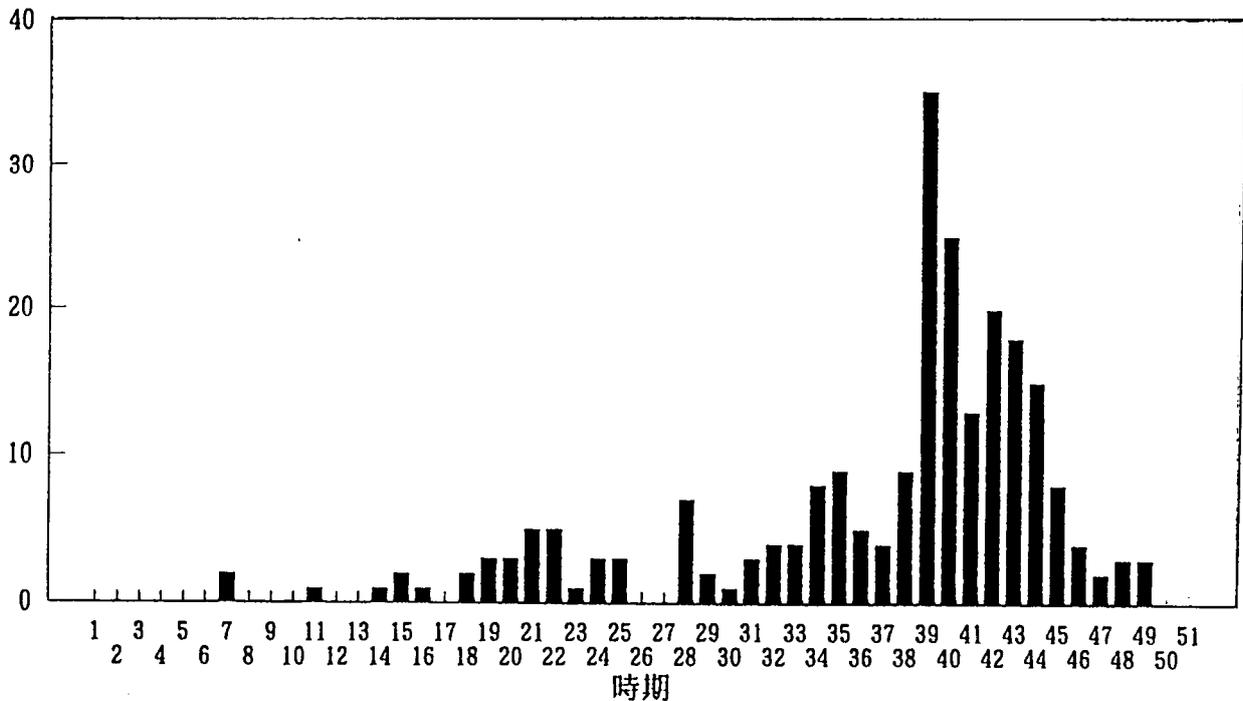
つぎにおなじ東日本に所在する、信越・北陸地域について次ページの図3-3により検討することにしよう。江戸時代以前において注目されるのは、7期(1541～1550)の2件である。11期(1581～1890)から16期(1631～1640)にかけても若干存在する。21・22期を中心とする、17世紀末から18世紀初頭においてはより明確な増加傾向が確認できる。そのご数十年ほどの間は停滞状態である。28期(1751～1760)は突発的に増えている。前後の期間にはほとんど皆無にひとしい。19世紀以降の34・35期(1811～1820・1831～1840)も多いが^{*11}、その動きはそのあとの36・37期にはつながらなかった。ここで一旦落ち込んでいるのである。それが、39期(1861～1870)にいたり突如として激増する。その創業数は35にたっている。これは単一の期間に確認された創業数として、全国のすべての時代をとおしてもっとも多いものである。ただし、その勢いは持続せず40期には衰えてしまう。そのごの時期では、42期(1891～1900)

^{*10} 明治にはいり北海道の開発が急速にすすんだことによるとおもわれる。

^{*11} 化政期以降、村上藩を中心として越佐から松前へ大量に供給された(『新潟県史 近世3』、同県編・発行、1988年、351頁)。

図3-3

酒造業者創業数
信越・北陸(1481~1990)



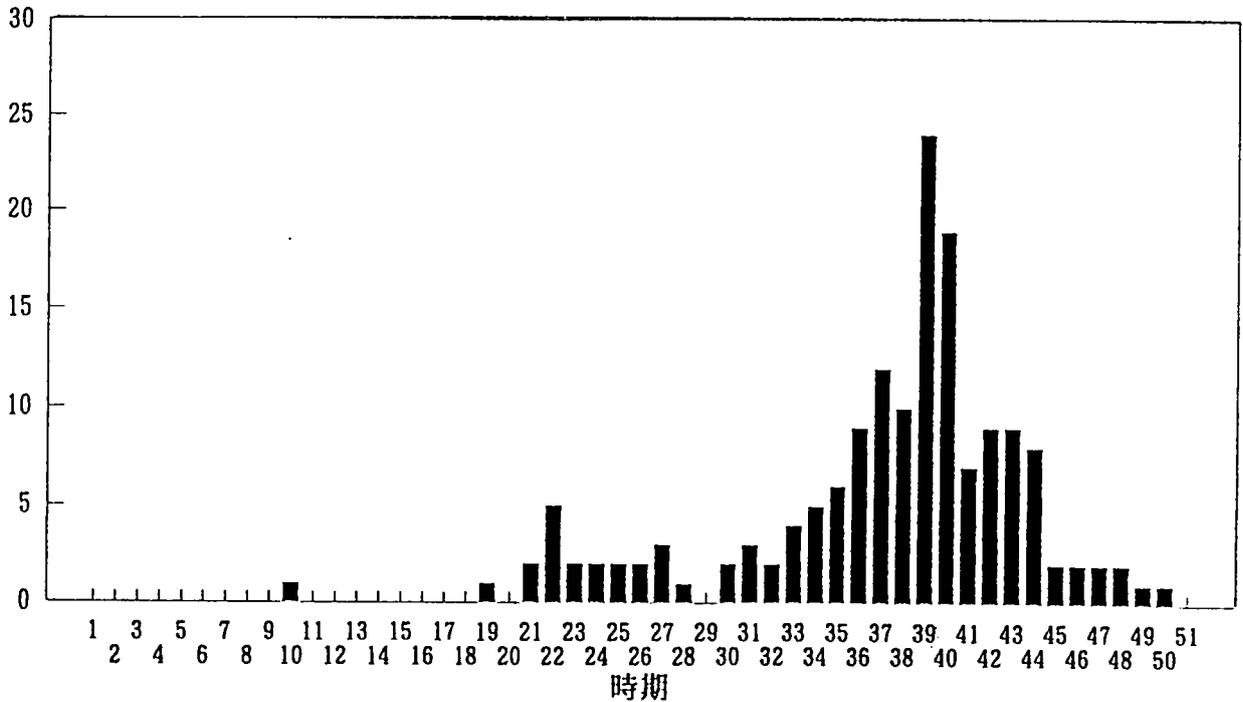
資料)「日本の名酒事典」講談社、1995年

から44期(1911~1920)がややさかんであった。北海道・東北地域とくらべると、これらの地域でみられたような活況はなく、時期的には少し早いものである。一方、関東では明治後半から大正期になんら目だった動きはなかったから、信越・北陸は北海道・東北地域と関東地域の間間的なレベルといえる。信越・北陸地域では、16世紀なかば、16世紀末から17世紀なかば、17世紀末から18世紀初頭、1750年代、幕末期、明治後半から大正期、といった時期に創業が活発化していた。とくに、1860年代のそれがきわだっているといえよう。

つぎに東海地方についてみてみよう。東海地方のデータは、小計160、構成比11.4%と少ない。そのためもあってか、江戸時代中期以前の古い時期の創業数はほとんど得られない。次ページの図3-4によってより詳細に検討することにしよう。10期(157

図3-4

酒造業者創業数
東海 (1481~1990)

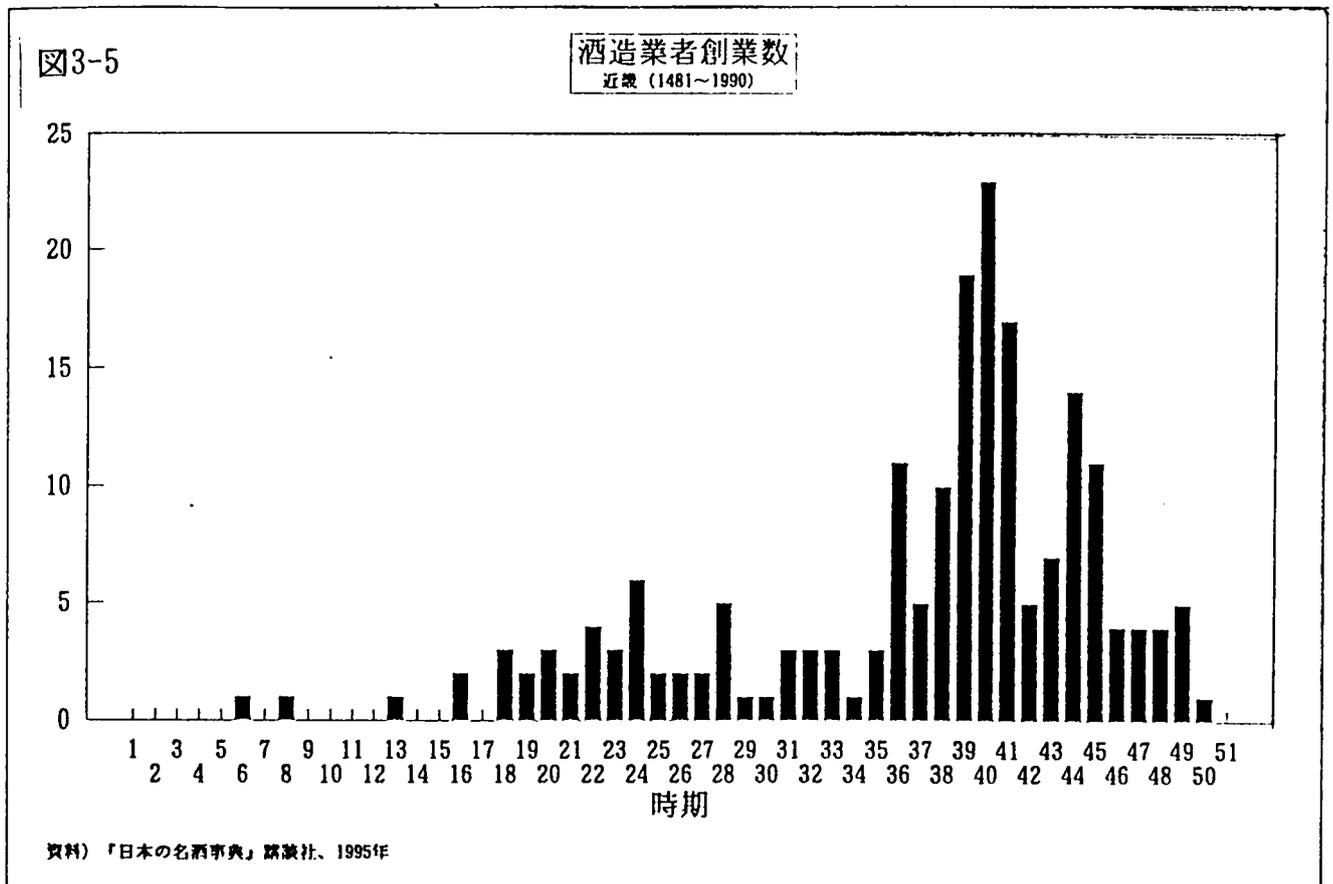


資料) 『日本の名酒事典』 講談社、1995年

1~1580) にまず1件ある。これまで検討した地域のうちで、北海道・東北地域と関東地域では16世紀末に創業が活発であったことが確認された。しかし、東海地域について、この図からは何ともいえない。そのこの時期では、22期(1691~1700)が活発であったとみなしてもよいとおもわれる。この時期以降、22期の5件とならぶのは、1世紀以上のちの34期(1811~1820)であるからである。そのあいだ、かなり長期にわたって停滞状況にあったことになる。34期の前後から増加の趨勢がはじまる。37期(1841~1850)に12件でピークをむかえる。38期に一旦落ち込んだのち、他地域とまったく同様に39期に大幅に増大する。24件であるから、倍増していることになる。ここでもこの勢いはつづかず、40期は19件ですでに減少している。そのご、信越・北陸地域と同様に42~44期に小さなピークがみられる。東海地域では、17世紀末、19世紀前半、

幕末・維新时期、明治後半・大正期、といった時期に創業が活発化したのである。

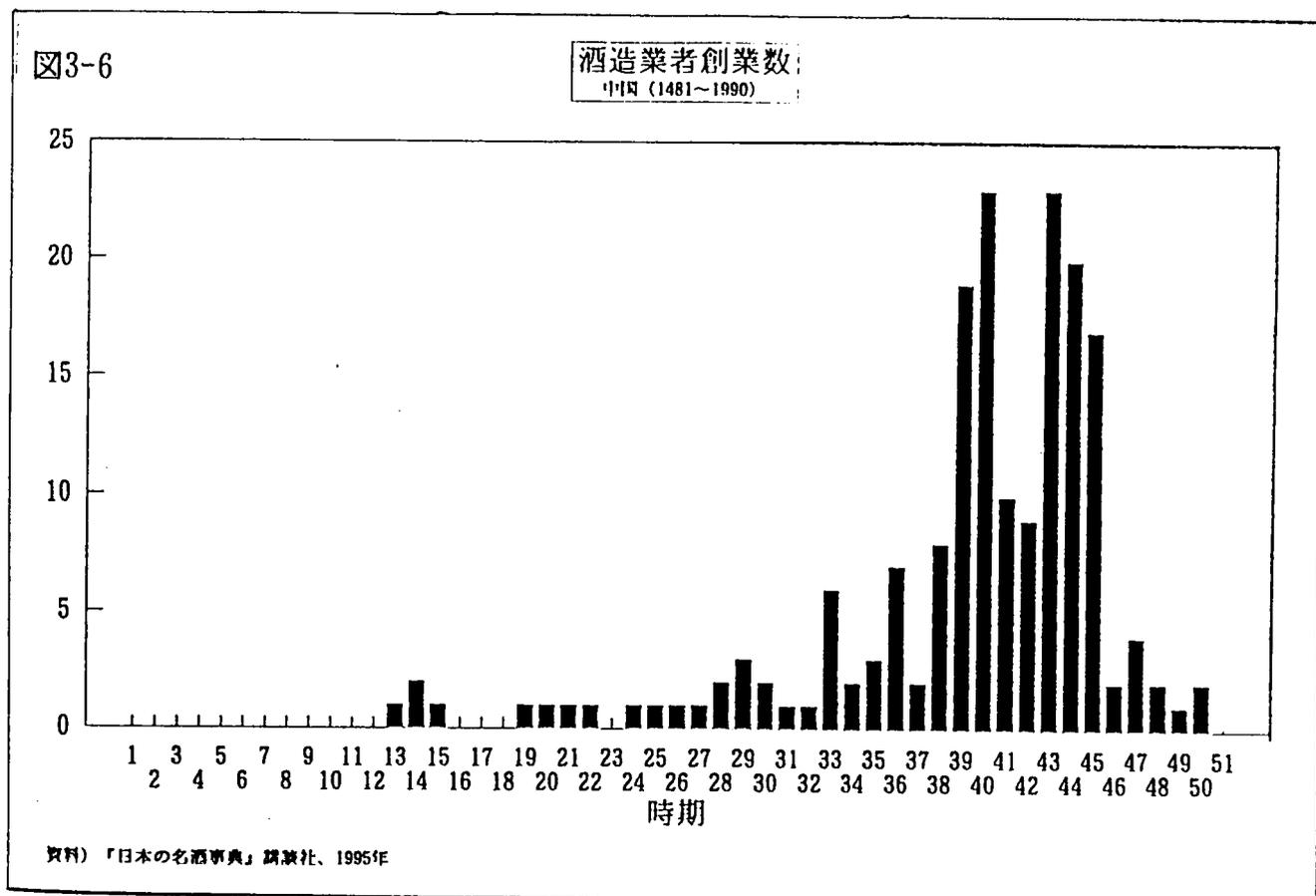
つぎに近畿地方について、図3-5によって検討することにしよう。江戸時代以前で



は、16世紀なかばの6期（1531～1540）と8期（1551～1560）に1件ずつある。江戸時代以降、18期（1651～1660）あるいは16期（1631～1640）から24期（1711～1720）で増加している。22期（1691～1700）はこれまで検討したいずれの地域においても多かったが、近畿地方ではこうした動きが前後にわたって長く、より長期間持続したことになる。28期（1751～1760）がそのこの時期では多い。しかしこの動きは、この期間かぎりであったようにおもわれる。その点で信越・北陸と類似している。幕末期は、36期（1831～1840）以降増えている。ただし、37期に一旦低下している。そして、他の地域とまったく同様に39期（1861～1870）に急激な増加がみられる。この時期には

じまる創業の活発化が、近畿地方では非常に長期間持続し、41期（1881～1890）にいたった。他地方はいずれも39期と40期の両方もしくは39期までであったことはすでにみてきたとおりである。17世紀末の時期と同様に、ここでも当地方では活況が長期にわたっているのである。この点は近畿地方の特徴として注目される。

中国地域にうつることにしよう。当地方の状況は図3-6にしめた。近世初期では、



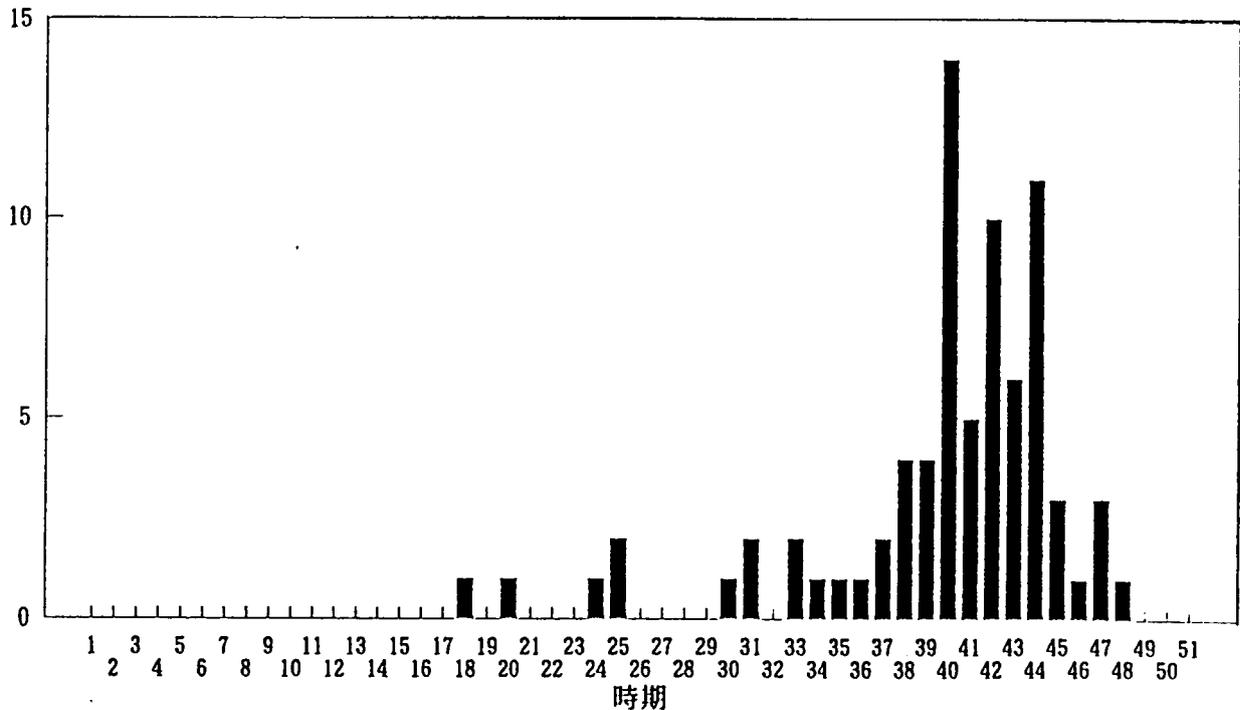
13期（1601～1610）から15期（1621～1630）がひとつのまとまりをなしている。もっとも時代が古さもあって数としては少なく、判断に苦しむところである。19期（1661～1670）から22期（1691～1700）も1件ずつではあるが、連続してみられる。しかし、これだけではやはり断言はむずかしい。ただし、これと比較したとき、より古い時代の13～15期の4件は注目してよいようにおもわれる。増加がより鮮明化するの、28

期（1751～1760）から30期（1771～1780）であった。そのうち、33期（1801～1810）、36期（1831～1840）、38期（1851～1860）が多い。いずれも断続的な動きであった。幕末・維新时期において、中国地域でも大幅に創業は増えている。38期が8件で、39期が19件であり、2倍以上の増加である。40期はさらに多く23件である。幕末維新期の活況はここで中絶している。ふたたびこうした状況がおとずれるのは、明治末の43期（1901～1910）で、このときは23件にたった。つづく44期（1911～1920）と45期（1921～1930）においても依然として20件と17件がみられる。減少傾向にあるが、45期までは創業がさかんであったといつてよい。明治末から大正期の活況が3期にわたってつづいた点はこの地域の特徴である。他地域では、信越・北陸地域に同様の動きがみられるのみである。しかも、信越・北陸地域では、同地域の幕末・維新时期の件数にはるかにおよばないものであった。それにたいして、中国地域の場合、幕末・維新时期に匹敵する件数が確認できるのである。

つぎに四国地域について、次ページの図3-7によってみてみよう。近世前期では、17世紀後半の18期（1651～1660）と20期（1671～1680）に1件ずつみられる。18世紀前半では、24期（1711～1720）が1件、25期（1721～1730）が2件である。四国地域のデータ数は、すでにのべたように、もっとも少ないために創業頻度の変化を見出すことが他地域にくらべてむずかしい。17世紀前半と18世紀前半のこれらのデータも、この少なさでは判断を躊躇せざるをえない。しかし、24・25期については、北海道・東北地域と近畿地域では明確に増勢が確認できる。この点をふまえると、四国地域でも同じ24・25期に同様の動向があったことを完全に否定することはできないだろう。18世紀末以降になると、まず31期（1780～1781）と33期（1801～1810）に2件ずつある。他地域でのより鮮明な動きを参照すると、31期にかんしては、関東地域で同様の現象が確認できる。もうひとつの33期にかんしては、東海地域と中国地域でやはり同様の変化が確認できる。しかしながら、全国あまねくみられる傾向とはいいがたいようである。ここでは相対的に他の時期より多かったという事実を指摘するにとどめておく

図3-7

酒造業者創業数
四国 (1481~1990)



資料)「日本の名酒事典」講談社、1995年

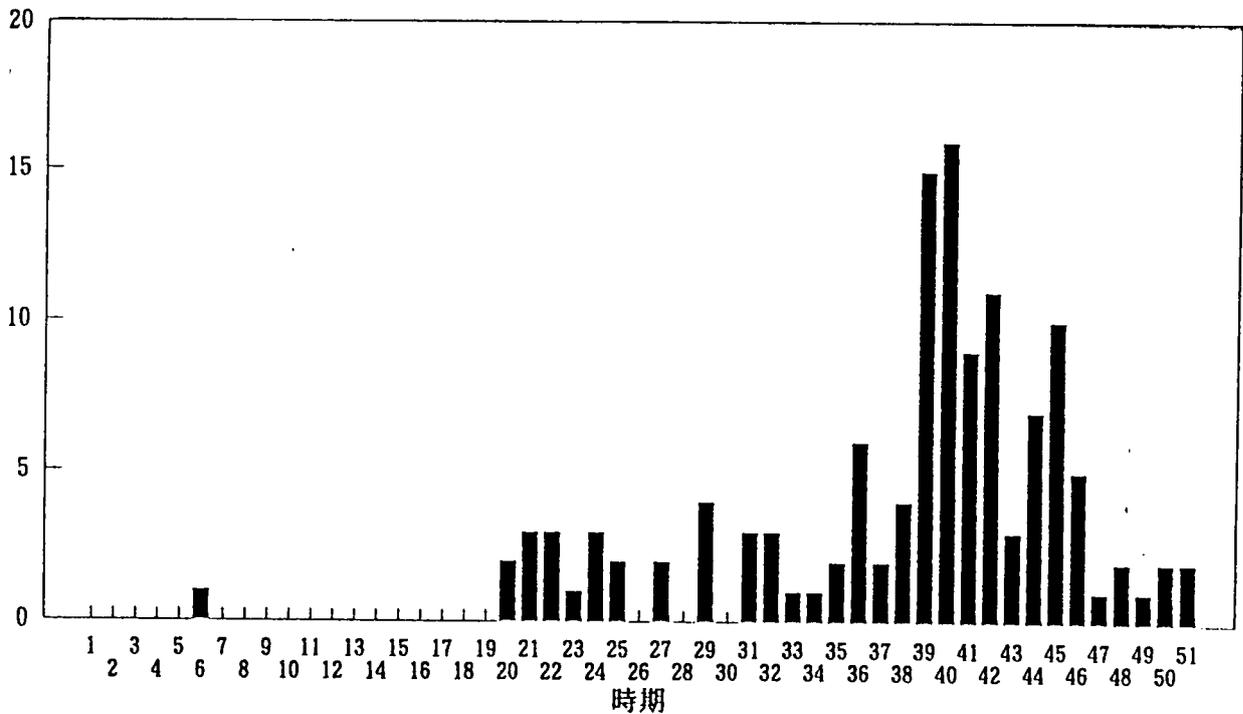
ことにしたい。幕末期にいたると、38期（1851～1860）と39期（1861～1870）では4件ずつであった。絶対数としてはそれほど多いものではないが、2期連続している点をかんがえに入れると、この時期にある程度の活発な状況があったといってもよいだろう。ただし、39期に爆発的な増加が生じていない点は、他地域との大きな相違点である。つぎの40期（1871～1880）は14件であり、39期はそれにくらべてかなり少ないのである。この地域の大きな特徴をここで指摘してすることができる。すなわち、他のいずれの地域においても、39・40期という幕末・維新期の連続した2期に爆発的な創業がみられるにもかかわらず、四国においてのみこうした動きが40期にかぎられているのである。四国酒造業の活況のこうした時期的なずれは、同地方の近世期の市場構造の特殊性を反映したものであるかもしれない。また、こうした現象は近代以降の

同地方酒造業の初期条件として無視できない重要性をもつものであるといえよう。当地域の特異点は、明治中期以降にも見受けられる。まず、42期（1891～1900）は10件であったのは他地域とそれほどちがうものではない。興味深いのは、43期（1901～1910）では6件に減少したのちに、44期（1911～1920）においてふたたび11件へと増加している点である。当地方以外の他地域では、明治中期以降大正期にかけての時期に生じた創業ブームが生じた場合、それは1度切りであったのが一般的であった。持続期間がわずか1期であるか、あるいはより長く複数の期間にわたっているかの相違があったとしても、1度切りという特徴は共通したものであった。しかしながら、四国地域では42期に生じた活況が一旦43期で頓挫し、44期にいたりふたたび創業が増加している特徴をもっていたのである。本論文の目的からしてこの点についてもこれ以上追求することはしないが、この地域の酒造業の特徴として指摘しておきたい。

次ページの図3-8は九州地域の動向をしめしたものである。江戸時代以前では、6期（1531～1540）が1件であった。それから長期間創業がなく、1世紀以上をへた20期（1671～1680）からようやく頻繁にみられるようになる。この動きは25期（1721～1730）ごろまでつづいたもので、それぞれの期間において2、3件ずつあった。そのなかで23期（1701～1710）のみ1件にとどまった。これをはさんで前後にわかれていたのかもしれない。18世紀後半になると、29期（1761～1770）が4件でやや多い。あと、幕末期の36期（1831～1840）も前後の時期とくらべたとき目だっており、6件を記録している。しかし、その動きはつづかず、37・38期には低下している。再度活発化するのには、やはり他地域と同様に、39・40期の幕末・維新时期であった。その創業数は15件と16件であった。明治期にはいった41・42期（1881～1890・1891～1900）は9件と11件であった。幕末・維新时期ほどではなく、顕著な創業があったとはおもえない。大正期を中心とした44・45期（1911～1920・1921～1930）は7件と10件であった。この時期も幕末・維新时期にはおよばない。しかし、明治中期以降昭和初期までの時期において、41・42・44・45期は一応活況にあったといっておよばない。

図3-8

酒造業者創業数
九州 (1481~1990)

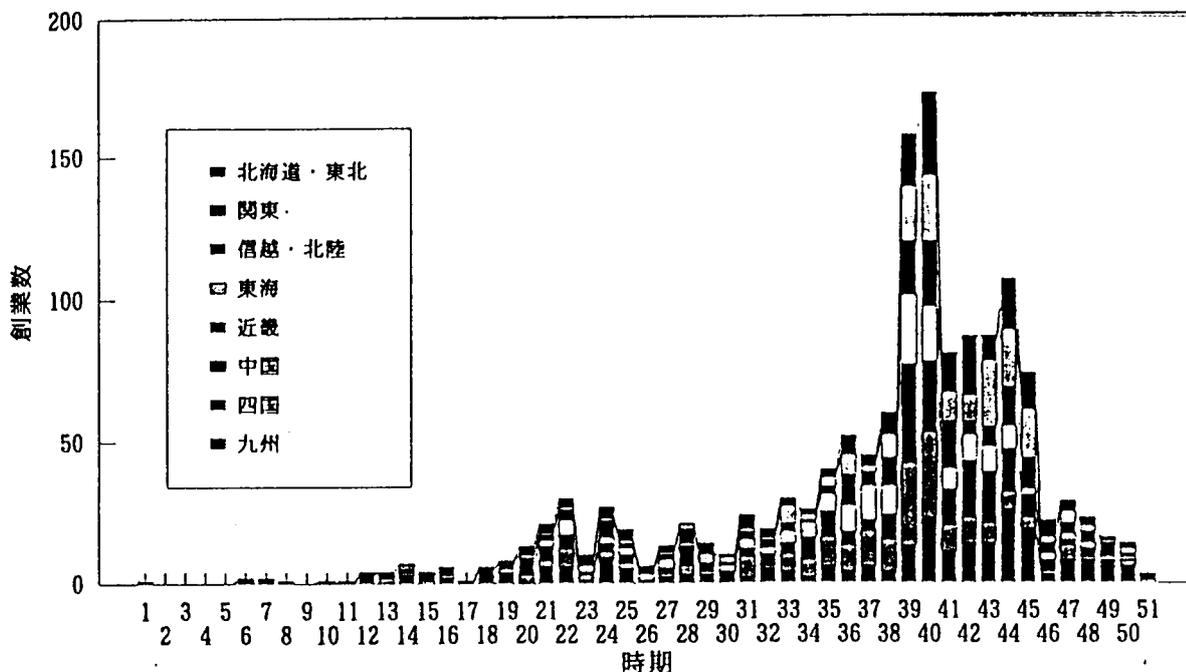


資料) 「日本の名酒事典」 講談社、1995年

以上、北海道・東北から九州までの8地域について、1期から51期までの創業状況をみてきた。ここで一旦まとめとして、全国総計を各期について確認しておくことにしよう。そのために次ページの図3-9を作成した。ここで創業が活発化した時期として指摘できるのはつぎの時期であろう。14期を中心とする16世紀末から17世紀初頭の時代、22期を中心とする17世紀末から18世紀初頭の時代、そしてやや規模の点で劣る28期の18世紀なかばごろである。これらはすべて谷から谷へとひとつの波動を数十年単位で形成しているものである。それが31期（1781~1790）頃から長期にわたって増加がはじまる。これは38期まで衰えない。そのごは、これまで何度ものべてきたように39期にいたり爆発的に増加する。それは40期でも同様である。41期に一気に低下するがそれでもそれ以前の時代にくらべてかなり多い。その水準が45期までつづく。その

図3-9

酒造業者創業数
1481~1990



あいだ、44期（1911～1920）の増加も目を引く多さである。46期にふたたび急落し、そこにはじまる減少傾向が51期まで継続する。したがって、18世紀末にはじまる増勢は、幕末・維新期の爆発的な増加と1930年代の急落という、2つの段差をへたのちに20世紀末にいたりおわるのである。

はじめにのべたように、酒造業者の創業数は酒造米流通の変動を反映する、とみなしてもよいことはすでにのべた。それは、酒造業において個々の生産者の交替や市場構造の変化が生ずれば、酒造米流通の経路も変化するからであった。あるいはその逆の関連もおこりうる。ここまでで、8地域と全国の酒造業における創業数にかんする検討を一応終えたことになる。そこで、酒造業の生産動向との関係について、部分的であるが数値によって確認しておくことにしよう。ただし、データの制約により明治

24年から大正15年に限定される^{*12}。これは先の時期区分でいうと、42～45期に相当する。この時期には、幕末・維新时期に次いで多くの地域で活発な創業が生じていることはすでにのべたとおりである。

表3-3は、各地域の酒類製成高指数の推移をしめしたものである^{*13}。この時期のう

表3-3 地域別の酒類製成高

| 酒造年度 | M24(1891) | M34(1901) | M44(1911) | T10(1921) | T15(1926) |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 北海道・東北 | 100.0 | 160.3 | 144.8 | 236.8 | 207.4 |
| 関東 | 100.0 | 130.7 | 107.8 | 129.9 | 132.3 |
| 北陸・東山 | 100.0 | 131.6 | 111.2 | 140.0 | 123.3 |
| 東海 | 100.0 | 116.6 | 114.5 | 132.5 | 114.1 |
| 近畿 | 100.0 | 136.9 | 141.2 | 179.5 | 168.7 |
| 山陽・山陰 | 100.0 | 155.9 | 140.2 | 219.9 | 171.7 |
| 四国 | 100.0 | 158.7 | 136.3 | 186.1 | 155.6 |
| 九州 | 100.0 | 166.9 | 161.0 | 224.5 | 195.9 |
| 合計 | 100.0 | 143.3 | 132.6 | 180.1 | 159.9 |

注) 1. 上川芳実「明治大正期の酒造業」『京都学園大学論集』第19巻第2号、1990年9月、36頁、第2表によって作成

2. M: 明治、T: 大正である。

ち、とくに明治から第1次大戦期までは、製造業労働者の実質賃金の上昇期であった^{*14}。酒造業にとって、需要の増加にともなって生産量の増大がみられた時期である。同表によれば、明治24年の製成高を基準にすると、大正10年の生産量指数は180.1で

^{*12}ここでは上川芳実氏が整理されたデータを利用した（上川芳実「明治大正期の酒造業」『京都学園大学論集』第19巻第2号、1990年9月、38頁、第3表）。同氏は明治19年から大正15年まで、5年ごとにデータを加工されている。しかし、ここでは、創業数の集計期間にあわせるため、明治24年以降10年ごとにデータをとった。ただし、大正15年のみ例外である。このことのために、分析結果に大過が生じるおそれはないとかんがえる。

^{*13}明治7年と明治19年以降大正15年まで5年ごとの各年をみると、清酒製成高が酒類製成高の90%以上をしめる（同上論文、38頁、第3表）。

^{*14}斎藤修「労働」（西川俊作・尾高煌之助・斎藤修編前掲書、404頁、図18-3）

あった。製成高は明治24年が約340万石、大正10年が約610万石であった。各地域も趨勢的には、おなじく増大傾向にあった。大正10年にピークにたった。関東のみおくれがあり、僅差で大正15年がピークであった。しかしながら、注意が必要なのはその上昇幅では大きな格差があることである。すなわち、関東、北陸・東山、東海の3地域はいずれも最高の指数でも130～140の水準にとどまっている。先に検討した、図3-1、2、3をみても、この時期に創業の活発化がまったくなかった関東をはじめとして、他の2地域も低調であったことが確認できる^{*15}。それにたいして、他の5地域の生産量の指数は180を上回っている。とくに、北海道・東北、山陽・山陰、九州の3地域は200をこえている^{*16}。ここで、図3-1、5、6、7、8をみることによって、地域の生産量と創業の動向が歩調をあわせて動いていたことがわかるであろう。明治・大正期では、需要が増大したとき、創業数もともに増えていたのであり、並行して酒造米流通にもおなじく変化があったことはまちがいないところであろう。したがって、創業数の推移を酒造業の動向をしめす指標とし、さらにはそれから酒造米流通の構造変動の有無をとらえても大過ないといっていよう。

^{*15} 東海地方では、近世以来の伝統をもつ知多酒造業が、明治10年代以降衰退した（篠田壽夫「知多酒造業の盛衰」『社会経済史学』第55巻第2号、1989年）。その際、酒造家の一部が濃五郷へと生産拠点を移していた点については、前掲拙稿「明治後期・大正期の酒造業における産地構造の変化—濃五郷における外来酒造家を中心として—」を参照。

^{*16} 北海道・東北地域では、北海道、山形県の成長率が高かった。山陽・山陰地域では広島県の成長が著しかった。九州地域では福岡県の生産増大がとくにみられた（上川前掲論文、46頁、第7表）。近畿地方では、京都府と兵庫県で生産増大があった。京都府の主産地である伏見酒造業については、さしあたり、石川健二郎「伏見酒造業の発展」（『社会経済史学』第55巻第2号、1989年）、および同「戦前期伏見酒造業における技術革新と市場開拓」（『彦根論叢』第262-263号、1989年）を参照。

おわりに

以上、本章では現存酒造会社の創業年度の分布を地域別の観察し、酒造米市場の変動期を確定することにつとめた。その結果、いくつかの活況期があきらかとなったが、とくに幕末・維新时期が他の時期と隔絶した水準をしめした。したがって、この時期は酒造米流通経路にとっても大きな変動期であったとみなしてよいのである。次章では幕末期の酒造米市場の事例分析をとおして、この時期の具体的状況について考察することにしたい。

第4章 幕末期における

地方米市場の動向

—摂津国川辺郡伊丹郷・酒造米市場を中心にして—

はじめに

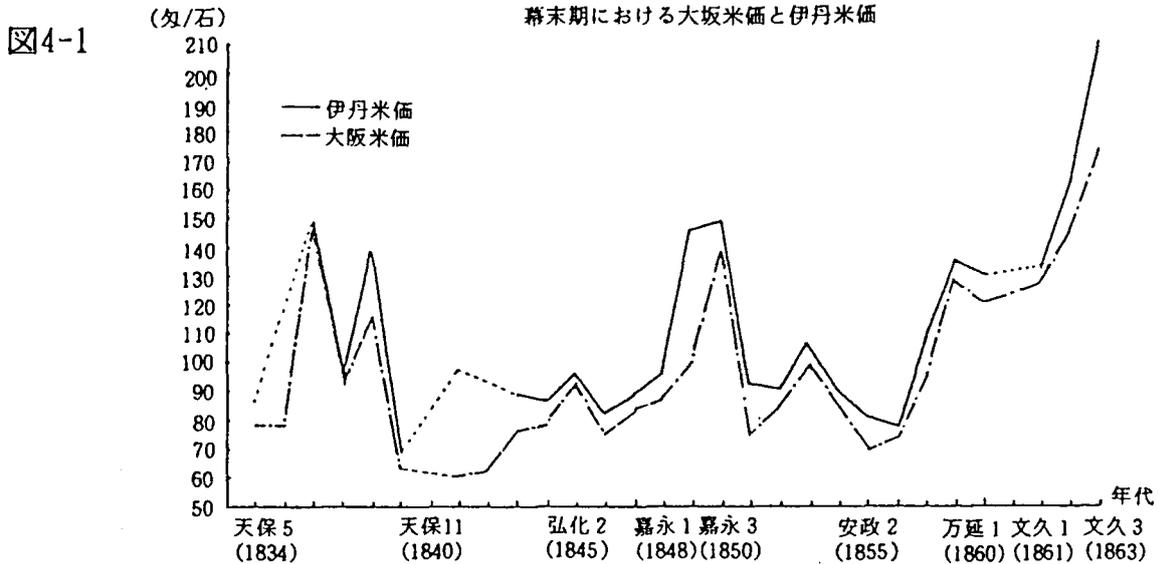
前章での酒造業者創業数をとおした酒造米市場の構造変動分析をふまえて、本章では摂津国川辺郡伊丹郷を対象として、当地における酒造米流通についてあきらかにしたい。当地は近世前期からの銘醸地であり、丹醸の名でしられた江戸積もおこなう主産地のひとつであった。伊丹郷は寛文期以降近衛領に属し、天保7年の戸数・人口はそれぞれ2500戸・1万人であった*¹。

まず第1節でははじめに幕末期の伊丹米市場の全体的な動向を、大坂米市場との関連や伊丹米問屋の消長、当時伊丹においてとられた米市場政策などをとおしてあきらかにする。さらにそれらの伊丹米市場の当時の状態と伊丹酒造業の動向がどのような関係にあったのかについてかんがえてみたい。第2節では第1節であきらかにされた伊丹酒造業と飯米をふくめた伊丹米市場の関係を、個々のおもに酒造米をあつかう米問屋経営のレベルにおいてより具体的に分析するために、鹿島屋利兵衛家をその事例として取り上げる。

第1節 幕末期の伊丹米市場

*¹ 角川地名大辞典編纂委員会編『角川地名大辞典 兵庫県』（角川書店、1988年）169頁。

まずはじめに、伊丹酒造家たちが原料米を調達していた伊丹米市場と、当時の全国的米穀流通の中心であった大坂との関係を、両地の米価をしめした図4-1によりみて

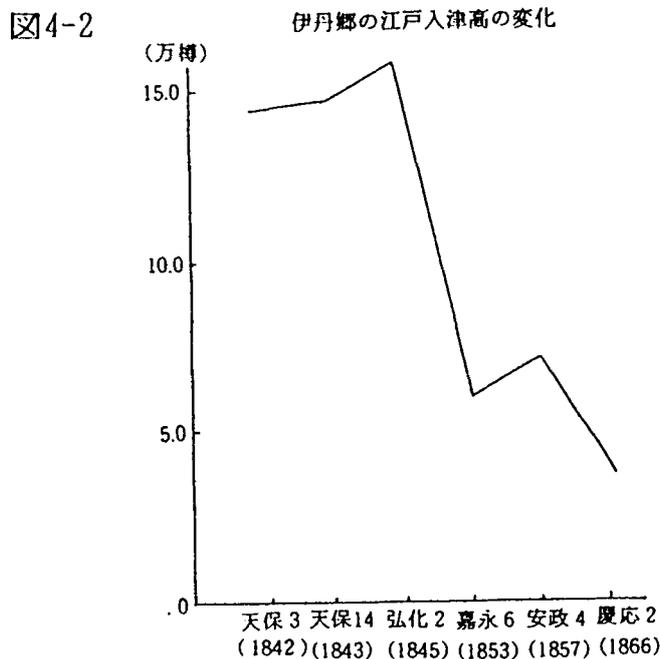


(注) 伊丹米価は「酒造米手引」(『西宮市史』第五卷所収)において「中」に格付けされている銘柄の価格を、「米売当座帳」(伊丹市立博物館所蔵岡田利兵衛家文書)より10月と11月の5, 15, 25日について抽出し、平均したもの。大坂米価は、鈴木直二『大阪に於ける幕末米価変動史』(国書刊行会, 昭和52年)より、主に中国、肥後、広島、加賀米の平均価格を、伊丹米価と同様に10月と11月の5, 15, 25日について抽出し、平均したもの。ただし、天保7~10, 14, 弘化元, 4, 嘉永2, 3年の大坂米価は、岩橋勝「近世日本物価史の研究」(大原新生社, 昭和56年)付表1(その2)から得た。

おきたい。両米価の変化をみるとおおよそ類似した動きをみせて、伊丹と大阪の米市場ではかなり高い連動性をもって価格が成立している。両地が距離的に近いことを反映して両市場は緊密な関係にあったといえよう。ただし、その水準差がありつねに大坂米価を伊丹米価が上回っている。おそらく、伊丹においては酒造業がさかんなために需要が多いことや、摂津米は他国米よりも品質の面ですぐれていることによるとおもわれる。このように両米価は価格差をもちながらも連動して変化していたわけだが、その趨勢はおよそ以下のものであった。すなわち天保後半の時期と嘉永2~3年(1849~50)に1石あたり140匁前後の大きな山がみられる。そのご安政4年(1857)以降米価は急上昇し、安政6年(1859)から文久元年(1861)にかけては一旦その動きは落ちつくものの1石あたり130~140匁の高水準で推移し、文久3年(1863)には伊丹米価

は1石あたり200匁をこえるまでにいたっている。

以上のように伊丹米市場は大坂米市場と密接な関係をもっていたのだが、その伊丹米市場において酒造米を調達することによって伊丹酒造業は生産をおこなっていたのである。周知のごとく、また先の図4-1によってもあきらかなように、幕末期には物価が非常に高騰したが、伊丹酒造業の当時の動向を江戸入津高をしめした図4-2によ



出 柚木学『近世灘酒経済史』(ミネルヴァ書房、昭和40年)別表第3表によって作成。

りみてみたい。伊丹酒造業はその生産量のほとんどを江戸へ移出していたので^{*2}、その最盛期は江戸入津高が20万樽にたった化政期とされる^{*3}。図4-2によるとそのご天保から弘化期にかけて約15万樽の江戸入津高を維持している。しかし、嘉永期にい

^{*2} 柚木学『酒造りの歴史』(雄山閣出版、1987年)296頁。

^{*3} 伊丹市史編纂専門委員会編『伊丹市史』第2巻(同市、1969年)176-177頁。

たると江戸入津高は激減し、天保期の水準の半分以下にまで落ち込み、その後近世をつうじて以前の水準を回復することはなかった。

嘉永期以降の伊丹酒造業の衰退傾向はあきらかであるが、こうした伊丹酒造業全体の動向のなかで、個別経営の動向はいかなるものだったのだろうか。当時すでに伊丹郷有数の酒造家であった小西新右衛門家の経営状況は以下のようなものであった。

小西家本蔵の徳用銀をしめした表4-1によれば、天保元年から天保11年にいたる時

表4-1 小西新右衛門家本蔵の徳用銀の変化（単位：貫）

| 年 代 | 徳用銀 | 年 代 | 徳用銀 | 年 代 | 徳用銀 |
|------------|------|------------|-------|------------|-------|
| 天保 1(1830) | 52.5 | 11(1840) | 37.0 | 3(1850) | -1.6 |
| 2(1831) | 42.7 | 12(1841) | -42.9 | 4(1851) | 0.6 |
| 3(1832) | 86.2 | 13(1842) | 20.0 | 5(1852) | -19.9 |
| 4(1833) | 73.0 | 14(1843) | 60.0 | 6(1853) | 29.3 |
| 5(1834) | 48.7 | 弘化 1(1844) | 41.0 | 安政 1(1854) | 57.4 |
| 6(1835) | 84.6 | 2(1845) | -12.3 | 2(1855) | 41.8 |
| 7(1836) | 31.8 | 3(1846) | -38.0 | 3(1856) | 16.8 |
| 8(1837) | 86.0 | 4(1847) | 17.0 | 4(1857) | 11.1 |
| 9(1838) | 47.6 | 嘉永 1(1848) | -23.5 | | |
| 10(1839) | 80.0 | 2(1849) | 9.0 | | |

(注) 1. 『伊丹市史』第2巻、表102・105によって作成。
2. 小数点以下第2位を四捨五入。

期においては、本蔵徳用銀はおよそ30貫から80貫のあいだを推移している。しかし、天保12年には-42.851貫と天保元年以降ではじめて赤字を計上している。そのごしばらくのあいだ徳用銀は低下して、嘉永6年にいたるまでの13年間には5度にわたってマイナスとなるほどである。こうした徳用銀の変化をしてみると、この時期に小西家はかなり深刻な経営危機に直面していたといえる。この嘉永期を中心とする小西家の酒造経営の危機的状況は、伊丹酒造業の嘉永期を画期とする衰退傾向と一致するもので

ある。幕末期には、江戸積酒造業のなかで大きなウェイトをしめていた灘酒造業は停滞傾向にあったが、伊丹酒造業の場合は衰退傾向にあった。灘・伊丹酒造業が発展しえなくなっていた要因としては、以下のようなものがかんがえられる。すなわち、第1に下り酒問屋の荷主支配がこのころ強化されていったこと^{*4}。第2に当時は物価高騰期であったので、小作米を利用しえた地主の酒造家とはちがって、米価変動の影響を敏感に受けたことである^{*5}。しかし伊丹酒造業の場合はさらに技術的な面で灘酒造業にくらべて遅れをとってきたことにより衰退を余儀なくされたのである^{*6}。小西家の場合は江戸下り酒問屋を出店として経営していたことが、下り酒問屋の荷主支配強化の趨勢のなかでは、かえって経営条件に有利に働いたことなどによりこの危機を乗り越えることができた^{*7}。しかし、そうしたことがなしえなかった他の伊丹酒造家の多くは没落せざるをえず、そのため伊丹酒造業の全体的な江戸入津高の減少が生じたのである。

伊丹の米問屋にとっては、以上のような伊丹酒造業の生産量減少は、当然酒造米需要の減少を意味する。そのことは個々の米問屋の経営にたいして大きな影響をあたえ

^{*4} 同上書、426頁。

^{*5} 同上書、356-357頁。

^{*6} 同上書、340頁。

^{*7} 楠木学「近世伊丹酒造業の展開と小西家—酒造家資料調査によせて—」（『地域研究いたみ』第18号、1989年3月）18-19頁。

ざるをえないが^{*8}、先述のとおりまずは伊丹米市場全体の動向についてかんがえてみたい。

文化期以降、伊丹には18軒の米問屋がさだめられていたが^{*9}、その経営の継続度を文化11年（1814）以降について9～11年ごとにしめしたものが表4-2である。たとえば

表4-2 伊丹米問屋仲間の動向

| 年 代 | 継続数 | 継続率 |
|-----------------------|-------|---------|
| 文化11(1814)～文政 6(1823) | 12/18 | 66.7(%) |
| 文政 6(1823)～天保 4(1833) | 6/18 | 33.3 |
| 天保 4(1833)～天保13(1842) | 13/22 | 59.1 |
| 天保13(1842)～嘉永 6(1853) | 6/16 | 37.5 |
| 嘉永 6(1853)～文久 3(1863) | 8/19 | 42.1 |

(注) 「仲間書物控」(大阪府立中之島図書館蔵)、
「御米代銀請負印形帳」(大阪府立中之島図書館蔵)によって作成。

文化11－文政6の欄をみると、文化11年時点の18名の株仲間のうちで、文政6年（1823）時点においてもなお営業を継続しているものは12名であることがしめされている。よ

^{*8} その点は以下の史料からもうかがうことができる。

乍恐書付ヲ以御願奉申上候

米仲次者共

一私共格別之御憐愍ヲ以米次仕来リ、渡世被為 仰付一統冥加至極難有奉存候、然ル所打続米価高直ニ付、
銘々共取扱候酒造米等も減石ニ相成難淡仕罷在候、其上近年米仲次外之者、酒造家直買被成候事有之趣承
知仕嘆々敷奉存候、右様ニ相成候而は仲次一統渡世ニ相成兼、必至難淡仕候ニ付此段御願奉申上候

(「仲間書物控」大阪府立中之島図書館所蔵)。

^{*9} 前掲「伊丹市史」第2巻、210頁。

って、文政11年時点の米問屋株仲間の文政6年までの継続率は66.7%となる。逆からみれば、この9年間に休株になった者が6名いたことになるが、あらたに6名が補充されたために、文政6年時点において新旧あわせて18名の株仲間が営業しているのである。その下の欄をみれば、これらの文化11年から継続している12名にそのご株仲間に加した6名をくわえた計18名の米問屋のうちで、天保4年（1833）時点においても営業を継続していたものは6名であったので、その継続率は33.3%となる。全期間をとおしてみると、約10年間に平均で約半数のものが新規加入者に入れ替わっていることになる。米問屋経営の一般的特徴は以上のようなものであるが、伊丹酒造業の最盛期である文化・文政期においてすでに株仲間外の商人の酒造家への直売りにより、かなり株仲間商人の利益は侵害されていたとおもわれる。そのことは文政2年（1819）の米問屋株仲間からの領主および酒造家への書付では以下のように、酒造家への無株商人の直売の取締りが要請されていることからもうかがえる*10。

一当所住居ニ而米問屋御株不致所持御酒家方へ米直売致候者在之候此儀ハ先年御町触等も被為成下御事ニ御座候其後酒家方御一統御直買御差止リ御願奉申上候処其後失帳無株之者亦ハ在之旨仲間一統粗々承知仕歎々敷奉存候萬々一無拠直売ニ参候者在之候へハ其者中間之者共中御指図被下候へハ相調差上可申御事ニ御座候しかし表4-2によれば米問屋仲間の継続率は天保期以降若干低下している。米問屋は

*10 「仲間書物控」（大阪府立中之島図書館所蔵）。

消長がかなりはげしく、天保期以降その傾向がつよまったといえるだろう^{*11}。

このように、一般的に米問屋はかなり経営の継続が困難であり、さらにそうした特徴が天保期以降顕著になってきたのである。このことは嘉永期以降の酒造米需要の減少により、伊丹の米穀流通も縮小せざるをえず、さらに天保期以降とくにその度合をつよめる物価上昇によって米穀流通は円滑さを欠いていたことによるものとかんがえられる。それゆえ、縮小し衰退する米穀流通の秩序を維持するためになんらかの対策がとられなければならなかった。以下この時期に伊丹においてとられた米市場政策について検討をくわえたい。

まず、天保4年（1833）には以下の史料にみられるように、領主にたいして米問屋仲間から2人の定行事をおくことを願い出て、受け入れられている^{*12}。

一天保四巳八月仲間一統集会いたし近来諸事甚不取締リニ付米問屋定行事之義御上様御堅慮ヲ以被為仰付下候様御願申出候所九月廿四日木綿屋平兵衛丹波屋利兵

^{*11}天保期において、株仲間解散の問題があるが、米問屋仲間は組織が維持されていたことがつぎの嘉永6年の史料により確認される。

乍恐書付を以御願奉申上候

西組

米問屋者

一去ル寅年御趣意ニ付、御地頭様ノ米問屋御鑑札御召上ヶ被為仰付候得共、格別之御憐愍を以従来通商内渡世御免被為成下、冥加至極難有渡世相統仕罷在候処、此度御公儀様諸株御下ヶニ相成候趣ニ御座候ニ付、何卒先年通御鑑札御下ヶ被為成下度、乍恐此段御願奉申上候、格別之御憐愍を以右御聞濟被為成下候ハ、広太之御慈悲難有仕合ニ奉存候……

（「仲間書物控」大阪府立中之島図書館所蔵）。

^{*12}同上。

衛兩人御召出候ニ而御番役様御年番様御立会ニ而右兩人江被為 仰付奉畏御請左
ニ乍恐書付ヲ以御請奉申上候

ここで「近来諸事甚不取締」とのべられているのは、やはり米の取引秩序がみだれていることをしめすものであろう。こうした状況のもとで米問屋仲間から2人の定行事に取引秩序維持の一端をになわせることをはかっているのである。

嘉永2年（1849）にはつぎの史料にあるように郷払米を落札したさいに敷銀を納めることがさだめられている^{*13}。

一諸家様御米当所ニ而入札有之分落札致候其者より敷銀百石ニ付銀五百目宛札元
へ相渡置右落札米翌日注文之酒家へ売込買端書申請札元へ相渡差入置申候敷銀引
替可申候勿論酒家より注文無御座候思惑買決而不仕候

これによれば、郷払米を落札した場合には100石につき500目を敷銀としておさめることが義務づけられている。当時の米価がおよそ1石あたり100匁程度であったから、米問屋がおさめるべき敷銀は総代銀のおよそ5%に相当することになる。さらに「思惑買」、つまり投機的売買が禁止されている。当時の価格変動が非常に大きなものであったために、投機的売買の利益が増大したが、同時に損失の額も大きなものであった。したがって、おそらくこれは米問屋の投機的売買を抑制して買持米の価格下落によってかれらが負担しきれないほどの損失をこうむり、代銀支払い不能におちいることを未然にふせごうとしたものであろう。なおこの敷銀の額はよりインフレの進行した文久元年（1861）には100石あたり1貫目に引き上げられている^{*14}。先にみた図4-1によってもこのころの米価が1石あたりおよそ200匁であったから、嘉永2年ごろと比較して約2倍に上昇した米価にあわせて、敷銀も引き上げられているのであろう。

^{*13} 同上。

^{*14} 同上。

天保4年の定行事の設置、嘉永2年の敷銀の義務づけにつづいて、嘉永4年（1851）には米の流通機構の内部にまでかなり手がくわえられている。すなわち、18軒の米問屋仲間を東西の2組に分割して、より小さな単位にわけることにより仲間の管理強化をはかっているのである^{*15}。

一近年米穀高直ニ付……酒家不引合之時節打続候ニ付仲間一統正路之商内可致筈所前々之様とは違風儀不宜依而年々集会申堅致候得共兎角ニ合躰不致甚歎ケ敷成行……此度奉願上於ハ軒々御定之内忒組相訳萬事申堅相守正路之取扱可致事

このときの東西両組にわけられたそれぞれの米問屋をしめしたものが次ページの表4-3である。両組の特徴をつかむために、各米問屋が株仲間に加した時期と、そのご廃業した時期をあわせてしめしている。これによると、東西両組とも9軒ずつ均等にわけられている。しかし、両者の株仲間加入期と廃業期を比較してみると、東組にぞくする米問屋は天保14年（1843）から嘉永4年（1851）にわたる1840年代なかばから後半にわたる時期に株仲間に加し、嘉永から安政にかけての1850年代に廃業しているものが多いことがわかる。一方、西組に属する米問屋は天保前半期の1830年代前半に加し、そのご元治元年（1864）以降も経営を継続しているものが多い。東西両組の米問屋を比較すると、東組にぞくするものの方が分割した時点における経営継続期間がより短く、そのご廃業までの期間もまた短い。このことから、東西に米問屋をわけると、なんらかの基準がもうけられたことが推測される。それがなんであるか

^{*15} 同上。

当時仲間の集会への参加をうながすためにつぎのような取り決めがなされている。

仲間寄合之節本人直々ニ参リ可申候尤不参有之候ハ、為過料札相除可申事右之條々此度相改以後急度相守可申候事

（「仲間書物控」大阪府立中之島図書館所蔵）。

表4-3

伊丹米問屋の動向

| 西組 | 株仲間 加入期 | 株仲間 脱退期 | 東組 | 株仲間 加入期 | 株仲間 脱退期 |
|----------------|--------------|-------------|----------------|--------------|-------------|
| 石橋屋新太郎 (行司) | 天保元 ～天保2 | 元治元 ～ — | 大坂屋休兵衛 (行司) | 天保14 ～嘉永2 | 安政3 ～万延元 |
| 千草屋定助 | 天保14 ～嘉永2 | 安政3 ～万延元 | 樽屋次助 | 天保14 ～嘉永2 | 嘉永5 ～嘉永6 |
| 袋屋吉右衛門 | 天保5 | 安政3 ～万延元 | 松屋栄藏 | 嘉永4 | 嘉永5 |
| 木綿屋清三郎 | 天保4 | 元治元 ～ — | 綿屋孫右衛門 | 天保14 ～嘉永2 | 安政元 ～安政2 |
| 油屋作兵衛 | 天保14 ～嘉永2 | 元治元 ～ — | 丹波屋喜兵衛 | 嘉永4 | 安政元 ～安政2 |
| 名田屋善助 | 天保元 ～天保2 | 安政元 ～安政2 | 播磨屋弥兵衛 | 天保14 ～嘉永2 | 安政元 ～安政2 |
| 大和田屋弥助 | 天保14 ～嘉永2 | 元治元 ～ — | 木綿屋伊助 | 嘉永4 | 安政3 ～万延元 |
| 丹波屋孫兵衛 | 天保元 ～天保2 | 安政3 ～万延元 | 安倉屋与兵衛 | 嘉永4 | 元治元 ～ — |
| 鹿島屋利兵衛 | — ～文化6 | 元治元 ～ — | 大和田屋市太郎 | 天保14 ～嘉永2 | 安政3 ～万延元 |

(注) 「仲間書物控」(大阪府立中之島図書館蔵)、「御米代銀請負印形帳」
(大阪府立中之島図書館蔵)によって作成。

はいまのところあきらかにすることはできないが、少なくとも経営の安定性の面で西組が東組を上回っているとかがえてもよいようにおもわれる。

嘉永4年には以上のように米問屋仲間内部における管理強化がはかられているが、それから8年のちの安政6年(1859)には、すでに仲間であるものとあらたに株仲間に加するものに保証金を課すことにより、米穀流通の立て直しをはかっている*16。

一此度御上様御年番様江奉差上候書付之通り手堅相守不調法之売買無之様相心得可申候事

*16 「御米代銀請負印形帳」(大阪府立中之島図書館蔵)。

一此度相改仲間之者敷銀貳貫目ツ、仲間江出銀可致候事

一向後仲間加入之御方より銀貳貫目ツ、仲間江預ケ申置候万一其御方休株ニ相成候節御得意方は不及申仲間取引差支無之候得は敷相戻し可申候事

「不調法之売買無之様」にと、資力のおとるものが株仲間へ加入することを制限するために、敷銀を徴収するとされている。そして、休株になったときにもし酒造家や米問屋にたいして代銀支払いが滞っていなければ、加入時にあずけておいた敷銀は返却されるのである。

以上においてのべた、幕末期の伊丹においてとられた米市場政策からすると、やはりこの時期の米穀流通は円滑であったとはいいがたい状況にあったとおもわれる。幕末期の米穀流通についてさらにあきらかにするためには、こうした市場の縮小と動揺のなかで伊丹米問屋の経営がいかに変化したのかということについてかんがえる必要があるだろう。次節においてはそのことについて、伊丹酒米問屋として鹿島屋利兵衛家をその事例としてとりあげてかんがえてみたい。

第2節 伊丹米問屋の経営動向

一鹿島屋利兵衛家の酒造米販売を中心に一

鹿島屋利兵衛家は享保2年（1717）に酒造業をはじめることにより、以後酒米問屋と酒造業を兼ねるようになったもので^{*17}、本稿の分析期間において伊丹米問屋として唯一経営が継続している。したがって、鹿島屋を事例とすることにより幕末期における米問屋の経営動向を連続的にとらえることが可能となる。

まずはじめに鹿島屋の月ごとの米穀販売量と年ごとの総販売量をしめした次ページの表4-4をみておこう。これによると酒米問屋である鹿島屋は仕込工程にはいる10、1

^{*17} 米井宗治編『伊丹酒造組合史』（伊丹酒造組合、1969年）409-410頁。

1月にその販売量のほとんどが集中していることがわかる。総販売量の変化をみると、天保5年が約9,000石、天保10年が約9,500石、そして弘化元年が約10,500石と当初は

表4-4 鹿島屋利兵衛家の米穀販売量の変化（単位：石）

| 年代 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 合計 |
|----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|---------------|------------------|
| 天保5 (1834) | 774.8 (8.6) | 3580.7 (39.7) | 3574.5 (39.7) | 1080.2 (12.0) | 0 (0) | 9010.2 (100) |
| 天保10 (1839) | 614.8 (6.4) | 4406.7 (46.1) | 3964.3 (41.5) | 474.0 (5.0) | 93.8 (1.0) | 9553.6 (100) |
| 天保15 (1844) | 80.0 (0.7) | 6004.7 (57.1) | 3806.1 (36.2) | 630.0 (6.0) | 0 (0) | 10520.9 (100) |
| 弘化5 (1848) | 0 (0) | 4499.8 (49.7) | 4363.7 (48.1) | 200.0 (2.2) | 0 (0) | 9063.5 (100) |
| 嘉永6 (1853) | 0 (0) | 3550.2 (44.0) | 2726.2 (33.7) | 1800.8 (22.3) | 0 (0) | 8077.2 (100) |
| 安政5 (1858) | 900.0 (14.9) | 2970.0 (49.2) | 2167.4 (35.9) | 0 (0) | 0 (0) | 6037.4 (100) |
| 文久3 (1863) | 0 (0) | 6929.5 (68.9) | 2134.0 (21.2) | 997.2 (9.9) | 0 (0) | 10060.7 (100) |

- (注) 1. 各年次「米売当座帳」（伊丹市立博物館所蔵岡田利兵衛家文書）によって作成。
 2. カッコ内は、各年次総販売量に対する比率（％）。
 3. 米穀販売量はすべて小数点以下第2位を四捨五入。

漸増傾向にあることがわかる。ところが、嘉永元年にはふたたび天保5年とおなじ約9,000石に減少し、嘉永6年には約8,000石となり、そして安政5年には約6,000石にまで減少しているのである。弘化元年以降安政5年まではかなり明確な減少傾向にあったといえるだろう。そののち、文久3年には安政5年の約6,000石から約10,000石へと急増している。つまり鹿島屋の米穀販売総量は、天保5年から同15年にかけては漸増傾向をしめし、そのご文久3年をのぞけば顕著な減少傾向にあったのである。

こうした鹿島屋の販売量の変化は、図4-2によってすでにあきらかにした伊丹酒造業の江戸入津高の変化とほぼ一致するものである。このことはおそらく伊丹酒造業の生産量の変化により酒造米を販売していた鹿島屋の販売量も変化していたのであろう。

そこで鹿島屋が実際にどれくらい伊丹酒造家・米問屋へ販売していたかを、その変化をしめしたの表4-5により確認してみることにしよう。天保5年から同15年において

表4-5 鹿島屋利兵衛家の伊丹酒造家・米問屋への販売量（単位：石）

| 年代 | 天保 5 | 天保10 | 天保15 | 弘化 5 | 嘉永 6 | 安政 5 | 文久 3 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 販売量 | 5497.9 | 4771.3 | 5236.6 | 4673.8 | 2472.2 | 1386.6 | 3672.0 |

- (注) 1. 各年次「米売当座帳」（伊丹市立博物館所蔵岡田利兵衛家文書）によって作成。
2. 小数点以下第2位を四捨五入。

は、天保10年の販売量が若干少ないようであるが、ほぼ横ばい状態であるといっていよう。そのご、弘化元年時点では5,236石あった伊丹酒造家・米問屋への販売量が、安政5年にはかなり減少してわずか1,386石にすぎなくなっている。

したがって鹿島屋の総米穀販売量は、天保5年から同15年までと弘化元年から安政5年までの期間における伊丹酒造業の生産量の動向と一致しているが、その内実をみると実際には伊丹酒造家・米問屋への販売量の変化によってもたらされたものなのである。

このように伊丹酒造業の衰退により鹿島屋の販売量は急速に減少していったのであるが、安政5年の約6,000石から、文久3年にはふたたびこの時期においてもっとも販売量の多かった弘化元年の10,000石の水準に回復しているのである。さいごにこのことが鹿島屋にとってもつ意味をかんがえてみたい。

安政5年と文久3年の販売量を購入者別にみると、つぎの2者への販売量が大きな増加をみせている。まずもっとも増加量の多かったのが鹿島屋の経営する出店にたいする部分であり、それにつぐものが伊丹酒造家・米問屋にたいする部分であった。

次ページの表4-6には鹿島屋の出店にたいする販売量をしめした。その変化をみると、天保5年から安政5年の時期には一貫して2,000石前後で推移しているが、文久3年にいたって3,600石に増加しているのである。このように文久3年の鹿島屋の総販売量の増加は、鹿島屋自体の経営する出店への販売量が急増したことによるところが大きい

いのである。

ただし、鹿島屋の出店は伊丹、魚崎、今津と3カ所にあるにもかかわらず、利用し

表4-6 鹿島屋利兵衛家の出店への米穀販売量（単位：石）

| | 天保 5 (1834) | 天保10 (1839) | 天保15 (1844) | 弘化 5 (1848) | 嘉永 6 (1853) | 安政 5 (1858) | 文久 3 (1863) |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 「魚崎出店」 | 510.0 | 432.0 | — | — | — | — | — |
| 「正造」 | 1568.5 | 1681.4 | — | — | — | 50.0 | — |
| 「酒店」 | — | 110.0 | — | — | — | — | — |
| 「西店」 | — | — | — | — | — | — | 684.5 |
| 「内出店」 | 100.0 | — | 1855.3 | 2281.3 | 1731.2 | 1978.6 | 2950.1 |
| 合計（石） | 2178.5 | 2223.4 | 1855.3 | 2281.3 | 1731.2 | 2028.6 | 3634.6 |

- (注) 1. 各年次「米売当座帳」（伊丹市立博物館所蔵岡田利兵衛家文書）によって作成。
 2. 第1列は各年次「米売当座帳」における記載をそのまましたものの。
 3. 小数点以下第2位を四捨五入。

た「米売当座帳」には単に「内出店」と一括して記載されている。そのためにどの出店への販売量が増加したのかはここからはあきかではない。

そこで、伊丹、魚崎、今津の出店のうちでどの出店への販売量が増加したのか、ということについてかんがえるためにそれらの所持する酒造株高をみてみたい。各出店の酒造株高をしめした次ページの表4-7によると、3つの出店のうちでは今津出店がほかの出店とくらべて圧倒的に酒造株高が多いことが一見してあきらかである。文政12年においてはわずか934石しかなかったのが、安政3年には伊丹の酒造家からは少なくとも2,100石の酒造株を購入していることがあきらかであるし^{*18}、文久3年時点で約3,600石あった酒造株は慶応4年には約5,100石にまで増加しているのである。これらの事実からして、この時期には今津出店ではかなりの酒造株を購入し、生産量を増加さ

^{*18} 前掲「伊丹市史」第2巻、64頁、表107。

せていたと推察される。そうだとすれば、出店の酒造株の変化からみて文久3年の「内出店」への販売量の大幅な増加は、今津出店への販売量の増加によってもたらさ

表4-7

鹿島屋利兵衛家の酒造株高 (単位：石)

| | 文政12 (1829) | 天保11 (1840) | 文久 3 (1863) | 慶応元 (1865) | 慶応 4 (1868) | 明治 3 (1870) |
|-------------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| 鹿島屋利兵衛 (伊丹) | — | 200.0 | — | — | — | 200.0 |
| 魚崎出店 | — | — | — | 900.0 | — | — |
| 鹿島屋正造 (今津) | 934.0 | — | 3661.8 | — | 5104.0 | — |

- (注) 1. 伊丹、魚崎、今津の出店についてそれぞれ『西宮市史』第2巻、第82表、『伊丹市史』第2巻、表104・109、「酒造帳」(慶応元<1865>年、伊丹市立博物館所蔵岡田利兵衛家文書)、石田昇「近世灘今津郷に於ける酒造業の発展」(『経済史研究』第30巻第5号、1943年)第6表、関西学院大学編『灘酒経済史料集成』上巻(創元社、1950年)429頁によって作成。
2. 明治3年は鑑札高である。

れたとおもわれるのである。

では、この今津出店の生産量の急速な増加はなぜ生じたのだろうか。先にのべたように、幕末期にいたって伊丹酒造業は衰退したわけだが、その一方で今津酒造業はどうだったのだろうか。摂泉十二郷の江戸入津高をしめした表4-8によれば、灘目・伊

表4-8

摂泉十二郷の各郷江戸入津高 (単位：千樽)

| 年代 | 今津 | 灘目 | 西宮 | 伊丹 | その他 |
|------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 天保 3 | 41.4(100) | 405.0(100) | 65.1(100) | 146.0(100) | 142.9(100) |
| 天保14 | 66.6(161) | 468.0(116) | 70.9(109) | 148.1(101) | 125.2(87.6) |
| 弘化 2 | 75.0(181) | 532.4(131) | 76.4(117) | 159.3(109) | 138.6(97.0) |
| 嘉永 6 | 79.3(192) | 364.4(90) | 87.3(134) | 60.7(42) | 79.3(55.4) |
| 安政 4 | 20.7(50) | 490.4(121) | 120.8(185) | 72.3(50) | 86.6(60.6) |
| 慶応 2 | 107.3(259) | 360.9(89) | 113.1(174) | 37.5(26) | 62.5(43.7) |

- (注) 1. カッコ内は天保3年の江戸入津高を100とする指数。
2. 柚木学『近世灘酒経済史』(ミネルヴァ書房、1965年)別表第3表によって作成。
3. 江戸入津高は小数点以下第2位を、指数は小数点以下第1位を四捨五入。
4. その他は、池田、大坂、伝法、尼崎、泉州(堺)、北在、兵庫の江戸入津高の合計。

丹・西宮・今津という摂泉十二郷の中でもウェイトの高かった酒造地につきのような対照的な生産量の変化があったことがわかる。すなわちこれらのうちで前2者がその生産量を天保期以降停滞ないし減少させているのにたいして、後2者が顕著な発展をとげているのである。灘酒造業の場合は化政期には株高をこえて生産量をのぼしたが、先にのべたように幕末期に生じた問屋による荷主支配の強化や、米価高騰によるコスト増加のため停滞を余儀なくされたのである。伊丹酒造業も先にのべたごとく、仕込時期の寒造りへの集中化にかんして他郷に遅れをとるなどして技術的に劣勢におちいり後退した。その一方で、今津・西宮酒造業は天保11年（1840）の宮水の発見によって、江戸の需要変化に対応しえて、発展の契機をとらえることができたのである^{*19}。鹿島屋の今津出店の幕末期における生産量増大と、それによる文久3年の米穀販売量の回復は、以上の今津酒造業のこの時期に生じた飛躍的な発展のなかで生じたものであったといえるだろう。したがって、米問屋としての鹿島屋は今津に出店をもっていたことにより小西家同様に嘉永期を中心とする時期の経営的危機を乗り越えたとはいえる。

鹿島屋が文久3年に販売量を回復しえたもうひとつの要因であった、伊丹酒造家・米問屋への販売量の増加についてさいごにかんがえてみたい。表4-5より、伊丹酒造家・米問屋への販売量は安政5年には1,386石であったのが、文久3年には2,797石へと増加していることはすでにのべた。このとき鹿島屋からの購入者をその購入量で分類すると、安政5年の購入者はすべて1人あたり400石未満の購入しかなく、計8名の総購入量は1,386石であった。文久3年には400石未満の購入者の総購入量は816.4石と、

^{*19} 柚木前掲書、300頁。

安政5年よりも減少している。したがって、文久3年の鹿島屋の伊丹酒造家・米問屋への販売量の増加、ひいては総販売量の増加に400石以下の規模の販売は貢献していないことになる。その一方で、先にのべたように安政5年には皆無だった400石以上の購入者が、文久3年には3名に増加し、かれらの鹿島屋からの購入量の合計は1980.6石にもなった。よって、文久3年の販売量増加はこの3名の400石以上購入者によるものとなる。

その3名とは、酒造家の丸屋茂兵衛、酒造家と米問屋を兼ねていた油屋作兵衛、そして米問屋の樽屋為助で、購入量はそれぞれ、616.6石、862石、430石であった。

かれらはなぜすでに伊丹酒造業が衰退していた安政5年から文久3年にかけての時期に、購入量を増やすことができたのだろうか。彼らの経営内容の変化についてはあきらかではないが、酒造家の丸屋茂兵衛は天保11年（1840）の61名の酒造家のなかにその名がみられ^{*20}、明治11年（1878）においても酒造家として経営継続中である^{*21}。天保11年の61名の酒造家のうち、明治11年においても存続しているものはこの丸屋茂兵衛の他は1名にすぎないのである。油屋作兵衛は米問屋と酒造業を兼ねているのだが、表4-3をみればわかるように、東組にくらべてより経営の継続性においてまさっているとおもわれる西組にぞくしている。また、酒造家としても幕末期には生産を開始している^{*22}。油屋作兵衛は明治29年まで経営をつづけており、現在も継続中の3名をのぞけば明治3年時点の49名の酒造家のなかでは経営期間は最長である。樽屋為助については、文久2年（1862）から米問屋をはじめているようであるが、それ以上のことは現在のところあきらかにしえない。

^{*20} 前掲「伊丹市史」第2巻、450-451頁、表103。

^{*21} 伊丹市史編纂専門委員会編「伊丹市史」第3巻（同市、1969年）80頁、表12。

^{*22} 米井編前掲書、584頁。

樽屋為助についてはともかくとして、丸屋茂兵衛と油屋作兵衛の両名は以上のべてきたことからすると、酒造家あるいは米問屋としてほかとくらべてかなりすぐれていたとかんがえられるだろう。それゆえ、彼らは伊丹酒造業の衰退の危機を小西家同様に乗り越えることが可能となり、鹿島屋からの購入量を文久3年にいたって増加させた結果、鹿島屋の総販売量の弘化元年水準への回復をもたらしたとかんがえられる。

おわりに

幕末期の伊丹酒造業は技術的な遅れや下り酒問屋の荷主支配などにより衰退状態にあった。そのため伊丹米市場では酒造米需要が大幅な減少が生じた。米問屋にとっては、その取扱量の低下が経営を圧迫することとなり、消長の頻度は増大する傾向にあった。当時のインフレ状況に起因して、米穀流通が円滑さを欠いていたことも作用した。近衛家においては、市場秩序を立て直すためにいくつかの市場政策を実施するなどした。こうした市場構造の変化をより実体に近づくため個別経営にたいしても検討をくわえた。本章では、伊丹米問屋の事例として鹿島屋利兵衛家を取りあげ分析した。そこではやはり全体的な衰微傾向に対応した米穀販売量の減少がみられた。しかし鹿島屋にかぎってはそのごもきわめて例外的に存続することができた。それは本店が所有していた今津の出店および伊丹酒造家のなかで危機を乗り越えつつあったものへの販売量を増加させることにより、経営危機を克服することができたことによるものであった。

第2部

近世後期における金融市場の展開

第5章 近世における頼母子講と商品流通

—安芸国豊田郡御手洗町を中心に—

はじめに

近世前期に確立した幕藩体制は商品流通を前提にして成立したものであり、さらにそれはそのご大きな発展をとげたといえる^{*1}。17世紀後半に成立した全国市場では、両替商の金融支配力を基礎に大坂問屋商人が独占的地位をしめていた。彼らは集荷過程では前貸信用を、販売過程では延払信用を供与することによって、大坂市場を結節点とする商品流通網を形成していた^{*2}。18世紀後半以降になると、地方経済の発展あるいは藩専売制の展開により大坂問屋商人の前貸し信用系列の相対的地位低下が生じ、天保期以降においては絶対的な低落傾向がみられた^{*3}。

以上のような近世商品流通の展開過程にかんして、これまでは商業信用の役割に重点がおかれて理解されてきた。しかし、商品流通をささえたのは、前貸・延払信用だけではなかったとおもわれる。とくに近世中期以降、金融手段は多様化の傾向がみら

^{*1} 新保博・長谷川彰「商品生産・流通のダイナミックス」（速水融・宮本又郎編『日本経済史1 経済社会の成立』岩波書店、1988年）218、226頁。

^{*2} 新保博「徳川時代の信用制度についての一試論—両替商金融を中心として—」（『神戸大学経済学研究年報』第15号、1968年）117頁。ほかでは、松好貞夫『日本両替商金融史論』（文芸春秋社、1932年）49、50、50-54頁。飯淵敬太郎『日本信用体系前史』（学生書房、1948年）46、62、73頁などを参照。

^{*3} 宮本又郎・上村雅洋「徳川経済の循環構造」（速水・宮本編前掲書）286頁。

れるのであり、そのなかでも幕府あるいは諸藩の政治改革と関連した、公的な金融の重要性が増大したことについてはこれまでも指摘されており^{*4}、そのほかでも寺社名目金の実態もあきらかにされている^{*5}。こうした公的な金融手段とは別に、民間の金融手段のひとつとして、頼母子講がある。しかし、これは近世社会のなかで、かなり広く普及していたにもかかわらず、従来商品流通との関連のなかではそれほど考慮されることがなかった。

その理由のひとつは、頼母子講が一般的に農村の庶民金融機関としてとらえられていたことにあるとおもわれる。したがって、その分析の焦点がおもにあわされたのは、困窮者を救済するため資金を融通するという相互扶助的な側面や、富裕者が困窮者の

^{*4} 竹内誠「幕藩体制と貨幣流通—南録二朱判の流通政策をめぐって—」（『歴史教育』第11巻第11号、1963年1月）26-34頁、同「田沼期における幕府金融政策の実態」（同第13巻第10号、1965年10月）33-39頁、同「江戸幕府財政金融政策の展開と畿内・中国筋農村」（『ヒストリア』第42号、1965年11月）42-52頁、同「幕府経済の変貌と金融政策の展開」（古島敏雄『日本経済史大系4』近世下、東京大学出版会、1965年）208-224頁、小川国治「長州藩宝暦改革と室積会所の成立」（『史学研究』〈広島大学〉、第124号、1974年12月、のち同『』転換期長州藩の研究』思文閣出版、1996年に所収）22-37頁、阿部善雄「近世における自治都市の発達と金融市場」（『日本歴史』409号、1982年6月）1-23頁、などを参照。

^{*5} 三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究—近世庶民金融市場の展開と世直し騒動—』（吉川弘文館、1983年）。

土地を集積するために利用する手段であったという側面である*⁶。それ以外では、藩自体が参加するものや藩が運営するケースがをとりあげているものもあるが、いずれもその第1の機能が藩財政にかかわるものであった*⁷。

先行研究のなかには、頼母子講の商業資金調達機能にふれたものもみられるが*⁸、しかし、いずれも頼母子講自体の形態的な分析を中心とする研究であり、商品流通との関連のなかで、その資金調達機能をとらえようという問題意識は概してそれほどつよくない。

頼母子講の資金調達機能をかんがえた場合に、開催が年1、2回というケースが多く、たとえ高額な資金が融通されたとしても、そのままでは商業資金の需給を一致させる

*⁶ 庄司吉之助「幕末に於ける無尽の諸形態」（『日本の風俗』第2巻第1号、1939年）、田中保男「講の研究」（『経済史研究』第26巻第6号）、渋谷隆一「徳川時代における農村頼母子講の機能」（『総研月報』第64号、1954年）、桜井徳太郎「講集団成立過程の研究」（吉川弘文館、昭和37年、第3章）、富森盛一「江戸末期における無尽講仕法の諸相」（『日本歴史』第241号、1969年）、福山昭「近世後期・明治時代における頼母子講の展開」（『歴史研究』＜大阪府立大＞第12号、1970年）、小林惟司「日本保険思想の生成と展開」（東洋経済新報社、1989年）第三章、久義裕「近世後期農村における頼母子講－キャッシュ・フロー分析を中心に」（宮川秀一編『日本史における国家と社会』思文閣出版、1992年）など。

*⁷ 遠藤正男「豊後日田の融通講制度」（『社会経済史学』第4巻第11号、1935年2月）、岩橋勝「大和郡山藩における領主的金融講－江州領浅井・神崎両郡を中心として－」（宮本又次編『史的研究 金融機構と商業経営』清文堂出版、1967年）など。

*⁸ 渋谷隆一「無尽の形態変化と取締法令－明治期を中心に－」（『地方金融史研究』第7号、1976年3月）、87-91頁、同「無尽」（加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』東京大学出版会、1983年）、595-598頁、阿部前掲論文、9-11頁、森嘉兵衛「無尽金融史論」（法政大学出版局、1982年）第3章、第4章、木嶋太郎「柳井津における頼母子講－小田家の場合－」（『山口県地方史研究』第55号）などを参照。

のは一見困難にもおもえる。しかし、複数の頼母子講への加入^{*9}、頼母子講の構成員としての権利を担保にした資金借入^{*10}、講員の権利の譲渡などにより^{*11}、かなり柔軟な対応が可能なのである。したがって、頼母子講は商業資金融通機構として充分機能しうるのである。

そこで、本章では瀬戸内海の有力な中継港であった安芸国豊田郡御手洗町の頼母子講を取りあげて、この点を検討することにしたい^{*12}。以下では、まず第1節で近世における御手洗町の商業活動について検討をおこなう。第2節ではその結果をふまえて、御手洗町商人が参加した頼母子講のうちの主要なものを取りあげ、その内容をあきらかにしたうえで、商品流通との関連について考察することにしたい。なお本稿に

^{*9}たとえば近江国菟生郡鏡村の庄屋をつとめていた玉尾家は、元禄12年（1699）から明治7年（1884）の175年間に、平均するとつねに十数件の頼母子講に加入していた（久前掲論文、205頁）。信州上田地方上塩尻村佐藤家でも天保期において、恒常的に十数種の頼母子講に加入していた（大口勇次郎「商品生産の発展と農村構造の変質」『日本経済史大系4 近世下』東京大学出版会、1965年、291頁）。庄内大地主秋野家は天保4年（1833）現在で55の無尽に加入していた（阿部英樹『近世庄内地主の生成』日本経済評論社、1994年、151頁）。ほかに、福井県上中町熊川の宿駅問屋であった倉見屋八左衛門家の資産をみると、頼母子掛金が安政6年（1859）年から慶応元年（1865）においては10%以上の比率をしめていた。そのウェイトの高さが注目されるものであり、そのことからするとおそらく複数の頼母子講に加入していたと推察される（山口和雄『流通の経営史—貨幣・金融と運輸・貿易—』日本経営史研究所、1989年、359頁、3-2表）。

^{*10} 森前掲書、212-228頁。

^{*11} 森前掲書、202-212頁。

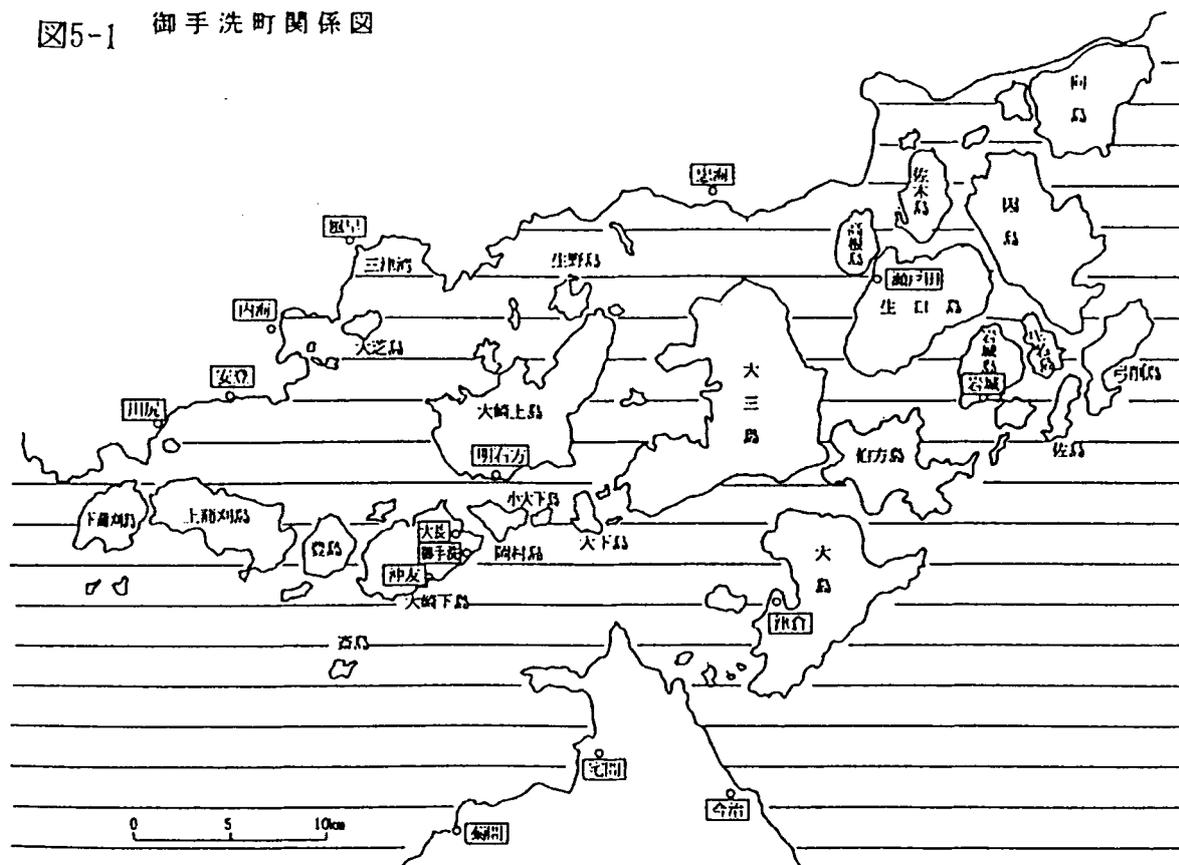
^{*12} 年代不詳ではあるが、「国々漢くらべ」との表題をもつ番付によれば、御手洗港は安芸広島などとともに「前頭」に格付けされている（林英夫・芳賀登編『番付集成（上）』柏書房、1973年、102頁）。なお、当港の移出入構造についてはのちにふれることにしたい。

において利用した史料は、ことわりのないかぎり、広島県豊田郡豊町教育委員会所蔵のものであり、以下その旨の注記は省略する。

第1節 御手洗町の商業

御手洗町は図5-1にみられるように、広島藩領内の安芸国豊田郡の大崎下島の東端

図5-1 御手洗町関係図



に所在する。その町としての形成過程はつぎのようなものであった。

17世紀後半に西廻り航路が整備されるとともに、航路が地乗りから沖乗り中心へと変化した。そのため、風待ち・潮待ちの条件にめぐまれた御手洗港の重要性が増した。寛文6年（1666）に大長村百姓の町割り嘆願により、耕地を屋敷地にすることが認められた。そのごおなじ大崎下島の大長村をはじめ大崎上島や蒲刈島などの島嶼部や、竹原町などの陸地部からも移住者が増え、屋敷地の埋立造成がさかんにおこなわれ、

町家が急速に増加した。正徳3年（1713）には町年寄役がおかれ、この集落が制度的に町として認められた。しかし、この当時は御手洗独自の町庄屋はなく、大長村庄屋の管轄下にあった。完全に町として独立したのは町庄屋がおかれた文化5年（1808）以降のことである^{*13}。

こうして形成された御手洗町の発展過程を具体的にみてみよう。その人口の推移はつぎのようなものであった。すなわち、明和5年（1768）に543人であった当町の人口は、わずか15年のちの天明3年（1783）には1190人と2倍以上に増加し、そのご増加のペースは落ちたものの、約20年のちの享和元年（1801）には1570人にたった。しかし、幕末期にかけては停滞状態にあったようであり、天保11年（1840）、嘉永6年（1853）、慶応2年（1866）についてみると、それぞれ1641人、1659人、1568人といずれも1600人前後にとどまっている。こうした人口の動きをみると、明和5年から天明3年にかけての急激な増加が目を見く。ただし、これはすでに移住していたものの登録がこの時期に集中したために生じた、みかけ上のものである可能性がある点に注意しなければならない。しかし、以上のデータからすると、18世紀が御手洗町のひとつの発

^{*13} 後藤陽一編『御手洗港の歴史』（昭和37年）87-92頁、『広島県史』近世2（広島県編・発行、1984年）802頁、脇坂昭夫「近世港町の構造—安芸国御手洗港の場合—」（『紀要』〈広島大学文学部〉第9号）、89-92頁、同「近世港町の歩み—御手洗町の成立と発展—」（『芸備地方史研究』第15号）1-8頁などを参照。

展期であったとみてよいだろう^{*14}。

こうした御手洗町の発展の原動力は、さきにのべたように海運の隆盛によってもたらされた商業活動であ

った^{*15}。このことはその職業構成に端的にあらわれている。まず、文政2年（1819）の島内近隣の大長村と沖友村のそれを比較のためにみると、農業を営むものが全体の60%、山働きが30%、船稼ぎが10%である。それにたいして当町は、問屋・仲買・

^{*14} 後藤編前掲書、165頁、第24表。御手洗町の商業活動は明治以降も停滞ないし衰退傾向にあったようであり、明治14年（1881）頃のある調査においては、つぎのように評されていた。

此ノ港若シ陸地ニ接続セハ一大繁栄ヲ期スヘキニ惜シムラムカナ一孤島ニシテ地産少ク又輸入物品ノ需要僅少ニシテ悪戯ニ日本型商船碇泊ノトキ多少ノ貨物ヲ購シ近傍ニ転売スルノミ輸出……近来三四ノ豪商ヲ亡ヒ商況衰ントスト云

（「西南諸港報告書」商品流通史研究会編「近代日本商品流通史資料」、日本経済評論社、1979年、387-388頁）。

そのごも航路や航法の変化、帆船から蒸気船への代替、後背地がないことなどの影響により、商業港としての発展はみられなかった。

^{*15} たとえば、付表によって御手洗町および大長村における廻船数の変化などをみても、18世紀後半から19世紀初頭の時期に、当該地域の商品取扱量が増大傾向にあったことがうかがえる。

付表 御手洗町における廻船

| 反帆数 | 16~ | 11~15 | 8~10 | 5~7 | 3~4 | 1~2 | 総廻船数 | 総反帆数 |
|------------|-----|-------|------|-----|-----|-----|-----------|--------------|
| 宝暦2 (1752) | | 3 | | 1 | 7 | 17 | 28(100.0) | 95.0(100.0) |
| 明和3 (1766) | | | 4 | | 11 | 18 | 33(117.9) | 101.5(106.8) |
| 天明1 (1781) | | | 1 | | 5 | 27 | 33(117.9) | 67.0(70.5) |
| 寛政9 (1797) | | | 1 | 1 | 3 | 26 | 31(110.7) | 64.5(67.9) |
| 文化8 (1811) | 1 | | 2 | | 2 | 35 | 40(142.9) | 93.5(98.4) |
| 文政9 (1826) | | 2 | | | 6 | 35 | 43(153.6) | 99.5(104.7) |

(注) 1. 後藤陽一編『瀬戸内御手洗港の歴史』（御手洗町史編纂委員会、昭和37年）156頁、第21表によって作成。
2. 総反帆数は各階級値により算出した。
3. カッコ内は宝暦2年を100とする指数である。

小売が全体の30%、船宿・客屋・風呂焚きもおなじく30%で、農業・船稼ぎ・日雇い・中背が40%となっているのである。

こうした点から、当町は地域市場の中心であったとみてよいだろう。さらにその中身をみると、それはつぎのようなものであった。すなわち、文政9年（1826）の交易商品は他国からの移入額が約1500貫にのぼる^{*16}。そのうちで、80%近くを米がしめており、これを1石60匁で換算すると、約2万石に相当する。それに次ぐのが、大豆・小豆・空豆などの雑穀類と酒であった。しかし、これらは10%にもみたくない。御手洗商業では米取引のウェイトが高いといえる。

交易全体をみるためには、移出もみる必要があるが、その点についてはこの調査からはあきらかではない。したがって、推測するほかないが、この調査では移入額のうち8割が他国への再移出分であるとしている^{*17}。すなわち当町の交易は中継商業にあったのである。このことは、御手洗港が、米の流通にきびしい統制をくわえた広島藩において、尾道、宮嶋とともに他国米取りあつかいを認められた数少ない港のひとつであることからもうかがえる^{*18}。

以上、文政期の御手洗商業の特徴について検討をくわえた。天保10年（1839）につ

^{*16} 『豊町史』資料編（豊町教育委員会編・発行1993年）424-430頁。ただし、ここでは、廿日市屋吉右衛門、竹原屋、明石屋、村内屋の取引額のうち、一部が集計から除外されている。しかし、各商人の取引規模をあきらかにする目的で、ここではすべてをふくめて計算をおこなったため、脇坂前掲論文、109頁、第1表や、後藤前掲書、147頁、第19表、前掲『広島県史』近世2、642頁、表232などの数値とは若干ことなる。

^{*17} 豊町教育委員会編前掲書、429頁。

^{*18} 広島藩の米穀流通統制にかんしては、山中寿夫「広島のみ穀統制—他国米を中心とする—」（『芸備地方史研究』第3巻第6号、1955年）、森泰博「広島藩の米移出統制」（『上智経済論集』第10巻第2号、1963年）を参照。

いても当町の商品流通の実態をしめすデータがえられるので、このときの状況もみておくことにしよう^{*19}。

このときの調査データからは、移出入量だけではなく、各主要商品の買入先と売払先が判明するので、その点もあわせてみることにしよう^{*20}。総移入額は1630貫で、そのうち米および雑穀が1.7万石で1172貫とその約70%をしめる。酒がこれに次ぎ、銀高は175貫と10%ていどである。他国への移出は1035貫で、移入の約60%であった。その買入先は、史料の記述にしたがうと、順に北国、肥前、筑前、豊前、長州、防州、与州、備前、備中となっている。他方、売払先は、順に土州、日州、讃州、大洲、宇和島、上ノ関となっている。これらの量的な関係は不明だが、買入先としては、西南地方のうちでも瀬戸内に面した地域が多く、売払先はおなじ西南地方でもそれ以外の地域が多いようである。

以上の検討結果から、御手洗では米取引が中心であることが確認された。そこで、米をめぐる流通にかんして、文化期のデータにもとづきながらさらに立ちいって考察をおこなうことにしよう。ここでは、取引のにない手と取引米の銘柄、およびその季節変動についてみてみたい。

^{*19} 後藤編前掲書、148頁、第20表、あるいは豊町教育委員会編前掲書、440-447頁。

^{*20} ただし、ここでの数値は過去数年間のうちの平均的な状況をしめすものである（前掲豊町教育委員会編前掲書、446頁）。また、米をはじめとするいくつかの商品については、移出入額が不明である。しかし、領内への藩札での売払単価が判明するので、それを持ちいて各商品および全移出入額を求めた。この当時は周知のごとく、藩札の価値下落が生じており、それは年によって変動がはげしく、正貨との比率はおおむね約1.2~3.5倍のあいだにあった（前掲『広島県史』近世2、553頁、表198）。したがって、ここでの移出入額自体は、実態をストレートにあらわすものとはかんがえにくい、それぞれの比率などにかんしてはそれほど大きな問題はないとおもわれる。

表5-1は御手洗商業のにない手を検討するため用意したものである。同表には、商

表5-1 御手洗商人の他国商事

| 購入者 | 総購入額 | 米購入額 | 比率(%) |
|----------|---------|---------|-------|
| 新屋 | 1,052.8 | 889.5 | 84.5 |
| 廿日市屋嘉右衛門 | 230.2 | 195.6 | 85.0 |
| 竹原屋 | 133.1 | 29.5 | 22.2 |
| 村内屋与七郎 | 33.4 | 12.5 | 37.4 |
| 住吉屋喜七 | 14.8 | 14.6 | 98.6 |
| 備前屋甚助 | 11.9 | 2.1 | 17.6 |
| 廿日市屋吉右衛門 | 11.1 | 0 | 0.0 |
| 村屋得惣二 | 8.8 | 0.2 | 2.3 |
| 明石屋 | 8.7 | 4.8 | 55.2 |
| 島茂 | 8.0 | 0 | 0.0 |
| 油屋 | 7.8 | 0 | 0.0 |
| 竹野屋 | 6.4 | 0 | 0.0 |
| 米屋弥惣七 | 3.5 | 1.3 | 37.1 |
| 合計 | 1,530.5 | 1,150.1 | 75.1 |

- 註 1. 「他国商事正金銀出入差引人別書出帳」(文政10年<1827>)
 (豊明教育委員会編・発行『豊明史』資料編、平成5年、424-430頁) によって作成。
 2. 単位は貫匁である。
 3. 購入者は史料の表記に従った。

人別に、その総購入額と米の購入額、そして後者の前者にたいする比率をしめしている。これによると、先にみたように、御手洗町の文政9年の総移入額は約1530貫匁であるが、新屋の総購入額は1053貫匁で、その70%近くをしめているのである。それに次ぐ、廿日市屋嘉右衛門でさえ総購入額が230.2貫匁で約15%にすぎないから、そのウェイトは圧倒的といえる。新屋は格段に購入額が多く、そのうちで米購入額の比率は84%で、889.5貫匁にのぼる。したがって、この年の御手洗町移入米の大部分が新屋をへたことになる。しかし、他の商人もおおむね米取引の比率が高い。

御手洗商業にしめる米のウェイトの高さは、個々の上層商人の取りあつかいによることが判明した。そこで、米取引の内容について、さらにその内実をみてみることにしよう。

この点にかんしては、従来はおもに記述史料にもとづいて、御手洗町では3月から8

月ごろまでの時期において、北前船とのあいだで取引される北国米のウェイトが高いとされてきた^{*21}。しかし、少なくとも文化期については、かならずしもそうとはいえないのである。文化期には、「拝借銀入質貸付」という藩からの貸し下げ銀を原資にした、御手洗町役所による質貸しがおこなわれており、その貸出状況から取引の季節変動を推測することができる^{*22}。

表5-2には質貸しの担保となった米を、季節と産地で分類したものである^{*23}。北国

表5-2 入質米量の季節変動（享和3～文化4）

| 季節(月) | 北国米 | | 西国米 | | 不明 | 合計 |
|-------|------|------|------|------|----------|-------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | | |
| 1～3 | 1555 | 9.2 | 3910 | 23.1 | 0 | 5465 |
| 4～6 | 3310 | 19.5 | 0 | 0 | 110(0.7) | 3420 |
| 7～9 | 1900 | 11.2 | 90 | 0.5 | 0 | 1990 |
| 10～12 | 120 | 0.7 | 5866 | 34.6 | 55(0.3) | 6041 |
| 不明 | 25 | 0.1 | 0 | 0 | 0 | 25 |
| 合計 | 6910 | 40.8 | 9866 | 58.2 | 165(1.0) | 16941 |

- 註 1. 「拝借銀入質貸付」によって作成。
 2. 単位は俵、%である。
 3. 各期間には閏月を含む場合がある。その際、たとえば、閏3月は1～3月に合わせて集計されている。

^{*21} 後藤編前掲書、146頁など。

^{*22} この時期には、国益政策の展開のなかで、生産奨励資金や商業資金の貸付が藩によって積極的におこなわれた（前掲『広島県史』近世2、659頁）。御手洗町においても、「出来銀」とよばれる町方での商業金融のための共有資金が、安永8年（1779）年以降藩がかわりに利殖することになっていたが、それが文化6年（1809）に一部が返却された。しかし、おなじ豊田郡の田万里村への貸付と、町内商人である柴屋種次の負債を補償するために使用された。それゆえ、商業資金として運用できない状態にあった（後藤編前掲書、435-436、442-444頁）。

^{*23} 享和3年から文化4年の入質米量は、3126、5620、4245、2720俵であり、文化元年がもっとも多く、以後減少傾向にあった。

米と西国米とがあわせて17000俵の米が入質されており、両者の比率をみると、西国米が全体の約60%をしめ、北国米とのあいだには明確な格差が存在する。それぞれの季節によるちがいをみると、北国米は1～9月が中心であり、とくに4～9月の端境期が多く、その比率は西国米と北国米の合計30%、北国米だけでみればその75%にたっている。それにたいして、西国米は10～12月から翌年1～3月のいわゆる新穀供給期がほとんどをしめている。したがって、御手洗への米穀供給は、たしかに北国米にかんしては、従来いわれていたとおり端境期中心であり、量的にもかなりのレベルにたっていたとみてよい。しかし、全体をみると実は新穀供給期に流通する西国米が、はるかにそれを上回っていたとかがえられるのである。

これら入質された米の銘柄をみることによって、このころに御手洗町の集荷圏が判明する。そのために用意されたのが表5-3である。北国米では越後米がきわめて多く、

表5-3

入質米の銘柄

| 北 国 米 | | | 西 国 米 | | |
|-------|-------|--|-------|--------|--|
| 銘 柄 | 入 質 量 | | 銘 柄 | 入 質 量 | |
| 越 後 | 4,495 | | 伊 予 | 2,336 | |
| 庄 内 | 670 | | 筑 前 | 2,090 | |
| 加 賀 | 415 | | 今 治 | 1,480 | |
| 沢 海 | 250 | | 臼 杵 | 1,375 | |
| 白 川 | 225 | | 美 作 | 1,285 | |
| 村 上 | 150 | | 津 山 | 625 | |
| 上ノ山 | 140 | | 周 防 | 300 | |
| 嶋 | 120 | | 豊 後 | 180 | |
| 出 丸 | 110 | | 平 戸 | 150 | |
| 会 津 | 60 | | 肥 前 | 130 | |
| 小 計 | 6,635 | | 松 山 | 100 | |
| そ の 他 | 165 | | 備 前 | 90 | |
| | | | 小 計 | 10,141 | |
| | | | 合 計 | 16,941 | |

- 註) 1. 「拝借銀入質貸付扣」によって作成。
2. 単位は俵である。

4500俵となっている。西国米は銘柄がかなり分散しており、筑前米、伊予米が2000俵以上で、それについて今治米、臼杵米、美作米がそれぞれ1000俵台の前半である。

以上、御手洗商業の特徴について検討をくわえた。ここではそれにかんして、つぎのことが判明した。第1に、御手洗商業は、米の中継港交易を中心とするものである。第2に、町内の上層商人は米をおもにあつがっているが、かれらのあいだにはかなりの格差がある。第3に、従来は端境期の北国米取引のウェイトが高いとされていたが、少なくとも文化期にかんしては、10月から翌年にかけての新穀供給期の方がウェイトが高く、その銘柄も西国米が北国米を上回っていたのである^{*24}。

第2節 御手洗町の頼母子講

前節での御手洗町における商品流通の分析をふまえて、本節ではそれと頼母子講の金融機能との関連についてかんがえてみたい。

はじめに、御手洗商人がかかわった頼母子講を概観することにしよう。次ページの表5-4は、この町の12の頼母子講について、それぞれの開始年代、掛銀、加入口数をしめたものである^{*25}。各頼母子講の開始年代をみると、18世紀なかばの宝暦7年（1757）から19世紀なかばの天保15年（1844）までの、約1世紀にわたっている。そのなかで文化期開始のものが5つあり、もっとも多い^{*26}。これらの頼母子講の規模は、

^{*24} これら西国米のなかには、領国から直接供給されたものだけでなく、大坂市場からの逆流部分も少なからずふくまれていたとおもわれる。すなわち、領主金融にもとづく廻米強制のため一旦は大坂へ廻送した蔵米のうちから、各地の相対米価に応じてそれぞれの地域へふたたび環流していったとおもわれるのである。この点にかんしては、本城正徳『幕藩制社会の展開と米穀市場』（大阪大学出版会、1994年）第5章を参照。

^{*25} ただし、ここでは頼母子講の運営上の規定が判明するもののみをかかげた。

^{*26} このころ、豊田郡およびこれに隣接する賀茂郡では、郡役所から農民の頼母子講の正常な運営を求めた警告が出されている（前掲『広島県史』資料編V、98、129-130頁）。頼母子講をめぐるトラブル増加の背景としては、当時の町方や地方での資金需要増大に対応した頼母子講の盛行があったとかんがえられる。

表5-4

御手洗町の頼母子講

| 史料表題 | 開始年代 | 掛 銀 | 口数 |
|-------------------|-------|-------|----|
| 頼 母 子 人 数 帳 | 宝暦7年 | 200匁 | 11 |
| 無 尽 連 名 帳 | 安永2年 | 1000匁 | 13 |
| 頼 母 子 帳 | 天明8年 | 200匁 | 11 |
| 頼 母 子 帳 | 天明9年 | 20匁 | 11 |
| 入札頼母子定法書並連名帳 | 寛政11年 | 600匁 | 19 |
| 銀 頼 母 子 帳 | 文化2年 | 1000匁 | 18 |
| 頼 母 子 帳 | 文化3年 | 80匁 | 13 |
| 頼 母 子 帳 | 文化4年 | 50匁 | 14 |
| 銀 頼 母 子 帳 | 文化7年 | 2000匁 | 19 |
| 蛭 子 講 帳 | 文化12年 | 1匁 | 16 |
| 頼 母 子 銀 請 取 通 帳 | 文政3年 | 375匁 | 17 |
| 繁 栄 持 寄 講 銀 請 取 通 | 天保11年 | 20両 | 20 |
| 頼 母 子 帳 | 天保15年 | 2歩 | 25 |

開催回数に応じて変化するものがあるため厳密な比較はむずかしいが、加入者および掛銀からその水準はわかる。加入者数は、それぞれ10数名から20数名であり、この点にかんしては大きなちがいはない。しかし、掛銀にはそれぞれの頼母子講のあいだにかなりの格差が存在するのである。すなわち、たとえば文化12年（1815）の「蛭子講」では、掛銀がわずか1匁にすぎない。それにたいして、文化7（1810）年の「銀頼母子」では掛銀は2000匁であるし、天保11年（1840）の「繁栄持寄講」では20両にのぼるのである。加入口数が比較的平均している一方で、掛銀には頼母子講のあいだにかなりの差異がみられるのである。したがって、取銀にもそれに相応して大きな懸隔が生ずることになる。取銀がせいぜい10匁にしかすぎないものから、10貫匁を優に上回るものまで存在することになるのである。本稿の目的からすると、従来の頼母子講のもつ庶民金融機関のイメージとは対照的な、すなわち商業資金調達機能を十分に果たしえるような、高額の取銀の獲得が可能な頼母子講を取りあげなければならないが、ここではその事例が少なくないことがあきらかになったのである。分析にあたって、ここからいくつかを選択する必要があるが、客観的な選択基準があるわけではないので、とりあえず表5-4にかかげられた10貫匁以上の取銀が可能なもののうちから、時期の

分散のていどを斟酌して、安永2年（1773）、文化2年（1805）、天保11年（1840）の3つの頼母子講を選ぶことにしよう。以下では、これらの内容を個別に検討することにしたい。

まず安永2年開始の頼母子について検討をくわえることにしよう。以下では、その帳簿の表題から、「無尽」と表記することにする。のちに検討する2例についても同様に「銀頼母子」「繁栄持寄講」と呼ぶことにしたい。「無尽」の運営規則は仕法書によるとつぎのようなものであった。

一銀高拾三貫目無尽銀一口分掛銀一貫目宛持寄、但掛戻銀一貫五百目宛未々迄可仕事

一闔当之節者、当所連中之内慥成質物書入ニて、所御役人中之裏印を取、手形相渡銀子預り置、右利銀を以預主ノ毎年掛戻致申候、委細之儀者年々割賦之所へ記有之候

一会日之儀者、毎年六月十七日ニ相究銀子持寄仕可申事

一会席之儀者、竹原屋平三郎引請事支配可致事、但賄料として銀高之内ノ銀百五十目宛ニ相究之事

一御連中之内、不時ニ銀子御入用之儀有之候節者、銘々之掛戻銀算用致預り置、其余相渡し可申事

一番

一十三貫目 十三人ノ掛銀一貫目宛……

二番

一十三貫五百目 十二人ノ掛銀一貫目宛、一人ノ掛戻銀一貫五百目……

十三番

一十九貫目 一人ノ掛銀一貫目、十二人ノ掛戻一貫五百目宛……

（「無尽連名帳」）。

「無尽」では、1年目の取銀が13貫目で、以後毎年500匁ずつ増えていき、さいごの年は19貫目になる。掛銀と掛戻銀は一定しており、それぞれ1口につき1貫目と1貫500目であった。この頼母子講は毎年6月17日に竹原屋平三郎宅で鬮取りがおこなわれ、当籤者は取銀の担保を役人の保証を得たうえで差し出すことになっていた。第1年目の落札者は、御手洗町の町年寄である竹原屋平三郎であった^{*27}。その竹原屋平三郎は、受け取った資金の担保として、表口16間、裏行き22間の屋敷と2棟の蔵およびその付属の建物を設定している。開催場所が同人宅であったことをかんがえあわせると、これは親無尽で、第1の目的は彼の資金需要にこたえることにあつたのかもしれない。ただし、「一御連中之内、不時ニ銀子御入用之儀有之候節者、銘々之掛戻銀算用致預り置、其余相渡可申事」という条項にみられるように、急な資金需要にも対応できるような仕組みになっていた。ちなみに、会席費用の150匁は当籤者が負担することになっており、取銀の約1%をしめていた^{*28}。

「無尽」は制度的にはうえにのべたような規則にもとづき運営されていた。そのなかで、竹原屋平三郎がその中心的人物であつたとおもわれるが、それ以外の加入者についてみてみよう。そのために用意されたものが次ページの表5-5である。加入形態にかんしては、かならずしも1人1口とはかぎらず、村内屋彦三郎と木屋善助のように、共同で加入するケースも若干みられる。加入者自身が仲介によって、さらに加入者を募集する場合もあつたようである。ここでは、大坂屋庄助と堺屋伝蔵が竹原屋平三郎の取次による加入者である。さいごにこれらの加入者がどのような地域的分布をしめていたのかについてみてみよう。このことにより、御手洗商人が頼母子講をとおしおこなつた資金調達範囲が確認できるのである。この頼母子講は御手洗町商人で

^{*27} 豊町教育委員会編前掲書、122頁。

^{*28} 頼母子講の会席の費用負担の弊害については、森前掲書、193-196頁を参照。

表5-5

「無尽」加入者

| 口数 | 居 所 | 加 入 者 | 口数 | 居 所 | 加 入 者 |
|----|---------|---------|----|------|---------|
| 1 | 賀茂郡風早村 | 大津屋与次兵衛 | 1 | 御手洗町 | 若胡屋太吉 |
| 1 | 佐伯郡廿日市町 | 宮嶋屋平六 | 1 | 〃 | 竹原屋平三郎 |
| 1 | 御手洗町 | 新屋八郎兵衛 | 1 | 〃 | 村内屋彦三郎 |
| 1 | 〃 | 福田屋武左衛門 | | | 木屋善助 |
| 1 | 〃 | 冨田屋三右衛門 | 1 | 〃 | 大坂屋庄助 |
| 1 | 〃 | 竹原屋平三郎 | | | 堺屋伝蔵 |
| 1 | 〃 | 升屋八左衛門 | 1 | 〃 | 三笠屋忠左衛門 |
| 1 | 〃 | 同人取次 | | | 風早屋孫左衛門 |

④ 「無尽連名帳」(安永2年<1773>)によって作成。

ある、竹原屋平三郎を中心とするものであったためか、町内からの加入者が大部分をしめている。しかし他地域からの加入者もみられる。すなわち、大津屋与次兵衛と宮嶋屋平六の2名は、それぞれ賀茂郡風早村と佐伯郡廿日市町のものであった。廿日市町は、広島城下の西にあり、両地の間には50kmの距離がある。風早村は図5-1によると、三津湾の西部に所在し、御手洗町から15kmほど北にある。

第2の事例は、文化2年（1805）開始の「銀頼母子」である*²⁹。会日は毎年4月で、

*²⁹その定法の主要部分は、以下のとおりである。

定

一掛銀一貫也

一懸戻し銀一貫二百目

一賄料二百目

一会日之儀者、毎年四月相定候……

一明年之取主者、前年会合之節入札仕相定置可申候、尤懸銀懸戻銀共会合之日、銘々当本へ持寄り可申事

但当日持参無之方角者、会日ノ五日之内ニ、当元より取立候事、若五ヶ日過候ハヽ、一步半之利足を加へ取立可申候、尤懸戻銀之儀者、月越延引ニ相成候ハヽ、早速質物売払、請人並当本ノ乾度埒明候事

一掛銀懸戻し銀等、延引ニ付催促仕候節者、右催促入用銀延引致し候方角ノ差出し候事

但後來新儀被為仰せ付け候共、此頼母子之儀者、格別を以本文之通り、文銀ニて取引仕候事

一懸銀懸戻し銀共、素ノ文銀取引之定ニ候故、金銭札相懸候時者、右会日御手洗町問屋相場を以取引可仕事……

一入札下札落しニ相定候事……

一取主ノ相応之質物書入、御役人様御請合之証文差出し候事……

一質物之儀者、会日ノ二三ヶ月も前方ニ相認、其趣其年見分之方角へ相届ケ可申候、左候ハヽ早速見分ニ参り、会日ノ内ニ一応連中へ申談連中承知ニ候ハヽ、証文江御役人様御印形申受、会日当本へ持参仕候て銀子請取可申事

一質所見分之儀者、左之通相定置候事

今治質所者津倉ノ

津倉質所者今治必

御手洗並尾道大小斎島質所者御手洗御役人衆中必御見届被下候事

御手洗並斎島大下村者、御手洗御役人衆中必御見届被下候事

一取主必質物書入証文差出し候儀、勿論ニ候得共、万一懸戻し銀不埒ニ相成候節者、右質所売払候迎も、所ニ必急ニ埒明不申方角も可有之候間、屹度請合人相立、是必別紙受合証文差出、若懸戻し銀不埒之時者、右請合人必相究可申事……

一取主証文請合人証文共、二通一緒ニ致し、三笠屋藤三郎殿方へ預ヶ置候事……

一銘々私之取引有之候共、此頼母子ニて差次之儀者、一向相成不申事……

(「銀頼母子帳」)。

18貫匁を元銀として、「無尽」とはことなり、入札で取主が決められた。ここでは、元銀にたいしてもっとも低い取銀高を提示したものが落札する、いわゆる「下札落とし」によっていた。取主と保証人は、それぞれ取主証文と請合人証文を、御手洗町町年寄で金融業者でもあった三笠屋藤三郎へ提出することになっていた^{*30}。掛銀は1貫、掛戻銀は1貫200匁であった。掛銀・掛戻銀の払い込みにかんしては、両方とも5日までの猶予が認められていたが、そのごは月1歩半の利息がつけられた。掛戻銀の場合は、さらに、月越延引になると、質物が売却されることになっていた。この質所は、基本的には加入者が相互にチェックすることになっていた。その割り当ては、他所の者の見分を受けるようにさだめられており、たとえば、今治と越智郡津倉の質所はそれぞれ他方の加入者がチェックするのである。ただし、尾道、大小村、斎島村などは御手洗町とともに、同町役人衆中が担当した。

「銀頼母子」は以上のような規則にしたがって運営されていたわけだが、「無尽」と同様にその加入状況についてみてみよう。そのために用意されたのが表5-6である。

表5-6 「銀頼母子」加入者

| 口数 | 居 所 | 加 入 者 | 口数 | 居 所 | 加 入 者 |
|-----|------|---------|-----|-----------|---------|
| 1 | 御手洗町 | 柴屋柳次 | 0.5 | 御手洗町 | 銭屋忠兵衛 |
| 1 | " | 三笠屋藤三郎 | 0.5 | " | 小原屋武七 |
| 1 | " | 新屋吉左衛門 | 0.5 | " | 三笠屋 |
| 1 | " | 若胡屋唯七 | 0.5 | " | 可部屋制三郎 |
| 1 | " | 松江屋与兵衛 | 0.5 | 豊田郡斎島村 | 宮本屋重兵衛 |
| 1 | " | 村内屋伴三郎 | 1 | 伊予国越智郡大下村 | 武右衛門 |
| 0.5 | " | 三笠屋藤三郎 | 1 | 伊予国越智郡今治 | 河上林蔵 |
| 0.5 | " | 油屋清次 | 1 | " | 近藤庄蔵 |
| 0.5 | " | 綿屋五右衛門 | 1 | " | 村山藤兵衛 |
| 0.5 | " | 新刈屋良助取次 | 1 | " | 小松屋惣次取次 |
| 0.5 | " | 風早屋甚助 | 1 | 伊予国越智郡津倉 | 池田八兵衛 |
| 0.5 | " | 風早屋与三郎 | 1 | " | 池田重太 |
| 0.5 | " | 廿日市吉右衛門 | 1 | " | 池田重太取次 |

註) 「銀頼母子帳」(文化2年<1805>)によって作成。

^{*30} 後藤編前掲書、449頁。

ここには先の表5-5と同様に、加入者の口数と居所がしるされている。「無尽」と比較すると、つぎのことがあきらかとなる。第1に、この頼母子講では、半口加入の者が多数みられる。その詳細が不明の小松屋惣次と池田重太取次分と、1口半加入の三笠屋藤三郎をのぞいた計23名のうち、半口加入は12名で半数以上をしめている。加入単位を分割したことにより、それだけ加入者が増えることになるが、その地域的分布も「無尽」より広範囲にわたっている。うえでみた質所見分の割り当てにもそのことが反映されていたのである^{*31}。ここではとくに、領外からの参加者が多数みられる点が重要である。全体の約3分の1が御手洗町以外の地域からの加入者である。広島藩領内の豊田郡斎島の宮本屋重兵衛をのぞくと、すべて御手洗町に隣接する伊予国越智郡からの加入者である。大下村の武右衛門はおそらく農民とおもわれ、今治の河上林蔵、近藤庄蔵、村山藤兵衛の3名や、津倉からの池田八兵衛・重太は大庄屋あるいは、武士とおもわれるのである^{*32}。

文化期の「銀頼母子」については、先に利用した「拝借銀入質貸付」の史料とあわせて、米取引との関連をみることにしよう。次ページの表5-7は、享和3年（1803）から文化4年（1807）までの5年間の後者の利用状況を個人別にしめしたものである。かけられた35名の商人は、担保として米を入れている以上、米流通にたずさわっていたとみなしてよいだろう^{*33}。同表をみると、入質量が2000俵をこえるのは、肥前屋甚助、竹原屋幸三郎、小原屋武七の3名で、それに応じて借入額も30～40貫匁にたっ

^{*31} 注29を参照。

^{*32} 武士がお互いの共済を目的として頼母子講を開いたものもあったが、享保ごろからすでに村落共同体無尽へ個々に参加したケースがみられた（森前掲書、300頁）。藩営頼母子講はそれとは逆に、武士が主体となった場合である（岩崎前掲論文などを参照）。

^{*33} 表1とくらべてかなり多いが、現在のところその理由については不明である。後日の検討課題としたい。

表5-7

拝借銀入質貸付の利用状況（昭和3～文化4）

| 番号 | 借入主 | 借入額 | 入質額 | 番号 | 借入主 | 借入額 | 入質額 |
|----|----------|------|---------|----|---------|-----|-------|
| 1 | 肥前屋甚助 | 42.0 | 2,350.0 | 19 | 米屋喜五郎 | 4.0 | 235.0 |
| 2 | 竹原屋幸三郎 | 37.7 | 2,005.0 | 20 | 村中屋伴三郎 | 3.0 | 150.0 |
| 3 | 小原屋武七 | 35.5 | 2,013.5 | 21 | 風早屋与三郎 | 3.0 | 150.0 |
| 4 | 松江屋与兵衛 | 28.5 | 1,540.0 | 22 | 明石屋平左衛門 | 2.5 | 135.0 |
| 5 | 新屋彦左衛門 | 24.5 | 1,285.0 | 23 | 豊後屋文左衛門 | 2.5 | 125.0 |
| 6 | 早風屋孫左衛門 | 16.0 | 935.0 | 24 | 升屋八三郎 | 2.0 | 110.0 |
| 7 | 錢屋忠兵衛 | 13.3 | 750.0 | 25 | 可部屋清三郎 | 1.8 | 92.5 |
| 8 | 廿日市屋吉右衛門 | 10.8 | 607.5 | 26 | 村屋太三郎 | 1.0 | 60.0 |
| 9 | 村内屋伴三郎 | 10.5 | 565.0 | 27 | 柴屋 | 1.0 | 60.0 |
| 10 | 油屋徳次 | 8.8 | 490.0 | 28 | 蒲刈屋良助 | 0.5 | 30.0 |
| 11 | 柴屋政助 | 8.0 | 430.0 | 29 | 中津屋庄左衛門 | 1.0 | 50.0 |
| 12 | 竹野屋政兵衛 | 7.5 | 395.0 | 30 | 新屋利助 | 1.0 | 60.0 |
| 13 | 竹原屋 | 7.4 | 375.0 | 31 | 村屋四郎左衛門 | 1.0 | 50.0 |
| 14 | 中村屋伊七郎 | 7.2 | 390.0 | 32 | 小原屋庄左衛門 | 0.8 | 37.5 |
| 15 | 大嶋屋茂兵衛 | 6.0 | 295.0 | 33 | 竹原屋甚右衛門 | 0.7 | 40.0 |
| 16 | 新屋吉左衛門 | 5.0 | 250.0 | 34 | 筑前屋清蔵 | 0.5 | 25.0 |
| 17 | 新屋貞六 | 4.0 | 210.0 | 35 | 肥前屋 | 0.0 | 290.0 |
| 18 | 中村屋清七 | 4.0 | 200.0 | | 不明 | 2.0 | 155.0 |

註1. 「拝借銀入質貸付」によって作成。

2. 単位は貫匁、俵である。

している。それにつづくのが、松江屋与兵衛と新屋彦左衛門の2名で、それぞれの入質量は1000俵台である。900貫匁台から500貫匁台では、逆に少なくなり、だいたい1名であるが、それ以下になると増加して、100俵未満には10名が分布している。その利用効果を数値例でかんがえてみると、いまもし2000俵すなわち約800石の米を担保にすれば、35貫匁を借りることができる。それでふたたび米を購入するとすれば、1石60匁であれば580石購入可能である^{*34}。担保の約70%に相当する米をくりかえし買うことができるのである。前節でみたような、中継商業を中心とする御手洗商業の特徴からすれば、こうした売買のくりかえしが多かったと推測される。

この表5-7と表5-6を対照させることによって、米流通と頼母子講のつながりをあき

^{*34} 新保博「近世の物価と経済発展—前工業化社会への数量的接近—」（東洋経済新報社、1978年）334-339頁、

付表1-A。

らかにすることができる。その結果、7名の米商人が文化2年の頼母子講に加入していたことが判明した。すなわち、3小原屋武七、7銭屋忠兵衛、8廿日市屋吉右衛門、9村内屋伴三郎、16新屋吉左衛門、22風早屋与三郎、26可部屋清三郎である。それぞれの入質量をみると、小原屋武七が2000俵で、銭屋忠兵衛、廿日市屋吉右衛門、村内屋伴三郎の3名が500～700俵程度、新屋吉左衛門、風早屋与三郎、可部屋清三郎はそれぞれ200俵台、100俵台、100俵未満となっている。「銀頼母子」へ参加した御手洗商人は約20名であったが、そのうちで米商人が7名で約3分の1をしめていたのである。なおかつその取引の大きさを担保米量から推測すると、頼母子講は小規模なものから大規模なものまでの広い層において、利用されていたとかがえられる。

第3番目の事例として、天保11年（1841）開始の「繁栄持寄講」について検討をくわえることにしよう。運営規則は支払いが遅れた場合の措置や、毎年4月1日に入札が行われる点など、これまで見たものとそれほど大きなちがいはない*35。

ただし、貨幣は銀ではなく金をもちいており、またその額はこれまでにみたものよりかなり多い。すなわち、掛金は正金で20両、掛戻金は23両である。入札元金は380両で1両60匁で換算すると22貫800匁となり「無尽」、「銀頼母子」の2倍以上になる。頼母子連中惣代と銀受け方を御手洗町の三笠屋十郎右衛門と、隣接する大長村の廻船

*35 使用貨幣についても、「銀頼母子」同様の規定がおかれていた。

一懸金正銀銭札等相掛り候時者、会日当所兩替相場ヲ以取引可致事

（「繁栄持寄講銀請取通」）。

ただし、質所にかんして、前2者にくらべてこまかい規定がなされており、それはつぎのようなものであった。

一質所相当之場所書入之儀者、勿論田畑ニ候得者、其年出来作之内ニ而、御年貢方引除ケ其余之作徳ヲ

以掛戻し銀員数ニ引当家質ニ候ハ、家質之銀数引当夫々引合候様見積可申事

（同上）。

業者である藤本屋八三郎が担当していることから^{*36}、安永2年と文化2年のと同様に、御手洗町周辺地域で実施されたものといえる。

しかし、参加者はこれまででもっとも広範囲に分散している。こうした点をふくめ、その内容を表5-8によって考察してみよう。この頼母子講は計19口からなるが、その

表5-8

「繁栄持寄講」加入者

| 口数 | 居 所 | 加 入 者 | 口数 | 居 所 | 加 入 者 |
|-----|---------|----------|-----|-----------|----------|
| 1 | 御手洗町 | 竹原屋平三郎 | 0.5 | 豊田郡斎島村 | 宮本屋九郎右衛門 |
| 1 | 〃 | 金子屋十郎右衛門 | 0.5 | 豊田郡忠海村 | 鶴屋清兵衛 |
| 0.5 | 〃 | 村屋得三次 | 1 | 〃 | 河田与一右衛門 |
| 0.5 | 〃 | 米屋弥三七 | 0.5 | 豊田郡安登村 | 白石屋永四郎 |
| 0.5 | 〃 | わた屋忠三郎 | 0.5 | 賀茂郡川尻村 | 光明寺 |
| | | もり屋安蔵 | 1 | 〃 | 白石屋清四郎 |
| | | 廿日市屋甚吉 | 1 | 伊予国越智郡岩城村 | 三浦与惣次 |
| 0.5 | 〃 | 油屋藤左衛門 | 1 | 伊予国越智郡本庄村 | 池田勘四郎 |
| 0.5 | 〃 | 松木屋文治 | 1 | 〃 | 野間清左衛門 |
| 1 | 豊田郡大長村 | 藤本屋八三郎 | 1 | 伊予国野間郡宅間村 | 神野惣十郎 |
| 1 | 〃 | 藤中屋次三郎 | 1 | 伊予国野間郡浜村 | 清水屋平兵衛 |
| 0.5 | 〃 | 藤岡屋儀兵衛 | 0.5 | 豊田郡瀬戸田村 | 片山彦右衛門 |
| 0.5 | 〃 | 藤本屋林三郎 | 0.5 | 〃 | 姪子屋善九郎 |
| | | 藤岡屋利右衛門 | 1 | 安芸郡倉橋島村 | 津和野屋金右衛門 |
| 0.5 | 豊田郡明石方村 | 新屋重三郎 | | | |

註) 「繁栄持寄講別編取通」(天保11年<1840>)によって作成。

うち1口加入が12名である。その他においては、半口をさらに2人ないしは3人で分割しているケースがみられる。こうして加入単位が細分化された結果、加入者はかなり増加しており、全部で29名にのぼる。その地域分布を図5-1によりみると、御手洗をはじめとして明石方、沖友といった豊田郡内でも大崎下島の諸地域からの参加者が約半数をしめる。ほかには、豊田郡の斎島村、忠海村、瀬戸田村、賀茂郡の川尻村、安登村などがみられる。領外では、これまでしばしばみられた今治からの参加者はないが、越智郡の岩城、津倉、宅間、菊間といった大崎下島周辺からの参加者が多くなっ

^{*36} 脇坂昭夫「近世後期瀬戸内海における廻船業—藤本屋を事例として—」(『芸備地方史研究』、第41・42号) 24-36頁。

ている*³⁷。

以上、安永2年、文化2年、天保11年の3つの事例を検討した。その結果、その運営規則や参加者の地域分布、あるいは商業との関連などがあきらかとなった。各地域からの加入者は、頼母子講をとおして、少額の掛銀、掛戻銀を長期にわたって支払い、まとまった資金を一時に調達するのである。取銀までは、積み立て貯蓄的な機能を持ち、取銀後は年賦返済的な機能を果たすことになる。さいごに、こうした掛銀、掛戻銀、取銀の3つの資金の流れから生ずる利益率についてみることにしよう。

表5-9はそのために用意されたものである。そこには各頼母子講の最初と最後の落

表5-9 各頼母子講の内部収益率(単位:%)

| | 初回取主 | 最終回取主 |
|---------------|------|-------|
| 「無尽」(安永2) | 6.9 | 6.1 |
| 「銀頼母子」(文化2) | 2.0 | 2.0 |
| 「繁栄持寄講」(天保11) | 1.4 | 1.4 |

(注) 「無尽連名帳」、「銀頼母子帳」、「繁栄持寄講銀請取通」
によって作成。

札者の利益率を、内部利益率法によって求めてしめしている*³⁸。利益率を算出するにあたって、入札の結果得た実際を取銀高をもちいることがのぞましい。しかし、史料的な制約から不明なので、元銀高を全額獲得したと仮定したうえで推計をおこなっ

*³⁷ 文政元年には、御手洗町柴屋種次発起の頼母子講において、同村三原屋又右衛門の掛戻銀延滞をめぐって差し繰れが生じている。それは、三原屋又右衛門は毎年銀2貫400目の掛戻銀を支払わなければならなかったが、それが文化11年より延滞していたことによるものであった。なお、同頼母子講の参加者は、岩城村三原屋又右衛門と御手洗町柴屋種次のほかに、御手洗町から6名、明石方村から3名、大長村から1名の計12名であった(豊町教育委員会編前掲書、414-415頁)。

*³⁸ 頼母子講における資金の流れの分析に、時間的価値を導入することについては、久前掲論文、204-216頁を参照。

た。同表によると、「無尽」の利益率が6%ていどでもっとも高く、「銀頼母子」と「繁栄持寄講」では1~2%とかなり低い。物価上昇があれば、その分だけ利益率は低くなる。文化期の物価はかなり安定しているが、安永期と天保期は物価がかなり上昇傾向にあったから^{*39}、これらの頼母子講はそれほど利殖の面では有利であったとはいえない。したがって、これらの頼母子講ではとくに一時に多額の資金を調達できるメリットが相対的にかなりあったといえる。

おわりに

本稿では、瀬戸内海の中継港である、御手洗港を取りあげて、その商業の特徴と頼母子講の関係について考察した。さいごにその内容を要約しておくことにしよう。

(1) 御手洗町での商業の中心は、従来は3月~8月ごろまでの北国米取引にあるとされていた。しかし、文化期にかんしては、それとは逆にむしろ10月~翌年3月ごろまでの、西国米取引のウェイトの方が高かったといえる。

(2) 御手洗町で実施された頼母子講の中には、かなり高額の資金を調達できるものが少なくなかった。

(3) これらの頼母子講のうちのいくつかについて検討をくわえた結果、御手洗商業の主力である米商人は、それらに加入していた。

(4) 頼母子講をとおした資金調達範囲は、次第に広がっていった。それは、領国をこえるものであったが、幕末期でも御手洗町周辺地域にかぎられていた。

以上のように導き出された結論をふまえて、こんごの課題とすべき論点を指摘しておこう。

本章での分析は、頼母子講を中心にすえておこなったものであった。頼母子講の機

^{*39} 新保前掲書、30-37頁、表2-1。

能分析をより深化させるためには、地域経済と商人の経営におけるその位置づけが必要であろう。第1には、市場全体のなかでの位置づけがなされなければならない。すなわち、地域経済の展開のなかで、頼母子講がどのように形成され、それがその地域の金融・商品流通市場とどのようにかかわったのかをあきらかにしなければならないとおもわれる。第2には、商業経営との関係をあきらかにする必要がある。すなわち、商業経営を対象に、頼母子講の種類、加入数、利用形態、経営的効果などの解明が必要とされるのである。これらの問題についてつづく第6章と第7章において検討することにしよう。

第6章 幕末・維新期の農村金融

—三河国八名郡馬越村を中心に—

はじめに

本章では近世後期における農村金融市場の構造をあきらかにする。管見のかぎりにおいて、これまで農村経済史研究のなかで、農村金融史について本格的に論じられてきたとはいいがたいようである^{*1}。一般に、地主制史研究において地主の利貸経営として^{*2}、もしくは信用制度発達史研究において、前貸信用系列の一環としてふれられることが多かったように思われる^{*3}。このことは結果として、農村金融市場における資金の供給側の一部分に焦点が合わされることとなり、やや単純な市場像がえがかれる傾向をもたらした。こうした分析方法に起因する難点を克服し、より包括的に農村金融市場の実態を究明するためには、資金の需要サイドすなわち借り手の側の分析が

^{*1} その数少ない例外として、福山昭『近世農村金融の構造』（雄山閣、1975年）をあげておく。

^{*2} この点の追求の不十分さは、つぎの古島敏雄氏のことばにもあらわれており、近世の地主にかんしてはこうした状況は現在でもかわっていないとおもわれるのである。すなわち、同氏は「多くの地主が同時に貸金業務を営むことはよく知られているが、それが地主経済において占める地位は必ずしも明確ではなかった。利子所得ことに高利の所得に対する嫌悪から、その側面は単なる附帯的な業務のように説明される傾向を持つように思う。」と総括されている（同『近世日本農業の展開』東京大学出版会、1963年、338頁）。

^{*3} 後者については、たとえば新保博「徳川時代の信用制度についての一試論—両替商金融を中心として—」（『神戸大学経済学研究年報』3、1956年）141-153頁。

有効であろう。そのさい、史料的には村方の金融関係史料の利用が必要であり、地主の資金供給ルートにそって見ていくのではなく、村へ収束する資金の入手ルートを逆にたどることがとくに有効であろう。このように分析の視点を逆転させることにより、これまで視野のそとにあった資金の流れもふくんだうえで、村という1地域全体の資金循環を網羅的に解明することが可能となるはずである。本章の以下の部分では、2種類の史料にもとづき検討をおこなうことにしたい。ひとつは、証文帳である。これは、一定期間内における各村民の借用証文の写しを、村が一括して保存しつづけたものである。もうひとつは、村借用金制度の関連帳簿である。村借用金制度とは、村が運営する一種の公的金融機関である。村借用金制度においては、村民の借入がこの制度を介しておこなわれるのであるから、その中身をみれば、やはり村全体のさまざまなルートを介した資金の流れを追うことができるはずである。

これらの視角・方法にもとづいた農村金融史研究はこれまでまったくなかったわけではない。植村正治氏において、前者に類似した史料を利用した論考がある*⁴。同氏は、文政11年（1828）11月作成の「借財書出帳」にもとづいた分析をされている*⁵。ただし、当該史料は一時点での調査データであった。その点で分析結果に一定の制約があるようにおもわれる。後者の村借用金制度の諸帳簿を利用した研究もいくつかおこなわれているが、その視点について若干の疑問を感じざるをえないのである。すなわち、先行研究をみると村借用金制度についての評価には相反する2つの方向があるようにおもわれるが、いずれもまったく妥当なものであると評価するのはむずかしいのである。第1の方向は、村借用金制度のなかに村の共同体的機能を見出そうとする

*⁴ 「近世農村における市場経済の展開」（同文館、1986年）93-103頁。

*⁵ 播州中番村周辺では農民間の恒常的貸借関係のネットワークが存在し、そのもとでは農民はかならずしも金融重圧下にはなかった、と結論づけられている（同上書、103頁）。

ものである*⁶。第1の方向は、村借入金制度の貸付資金はおもに村外の金主に依存していたことなどから、それは高利貸資本の活動の場であるとするものである*⁷。しかしながら、村借入金制度の仕組みをかんがえてみると、こうしたやや消極的な性質ばかりではなく、発展的側面もそなえていたのではないかとおもわれるのである。すなわち、この制度の核心部分は、村外の貸し手と村内の借り手のあいだに介在するところにある。多数の貸し手の資金を村が集約し、それをさらに村内の多数の借り手へ又貸しするのである*⁸。そのさいに、村が資金をまとめて運用するのであるから、当然規模の経済が働くであろう。貸付にともなう取引コストや貸付リスクの引下げにともなって、利子率の低下が期待できるのである。本章のもうひとつの課題は、こうした

*⁶ 渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』（東京大学出版会、1994年）第6章および大塚英二『日本近世農村金融史の研究—村融通制の分析』（校倉書房、1996年）第5章。ただし、後者については、紺野浩幸氏によってきびしい批判がなされており（「書評大塚英二『日本近世農村金融史の研究』」「歴史評論」第567号、1997年7月）、それにたいする反論もおこなわれている（大塚英二「紺野浩幸氏の拙著『日本近世農村金融史の研究—村融通制の分析』への書評に接して」「歴史評論」第570号、1997年）。

*⁷ 福山前掲書、第4章二、三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究』（吉川弘文館、1983年）第二編第1章、竹中真幸「近世北関東における農村金融の展開—村借入金を中心として—」（村上直編『論集 関東近世史の研究』名著出版、1984年）。

*⁸ 荒廃農村において、藩が無利子もしくは低利で貸与した資金を村の責任で村民へ貸し付けることは諸藩でしばしばおこなわれたとおもわれる（たとえば、斎藤康彦「農村荒廃期の藩公金貸付政策の展開」「日本歴史」第424号、1983年など）。しかし、ここでは藩の救済資金ではなく、商業ベースにのった資金を仲介する村の公的な金融制度をかんがえている。

点をふまえて村借入金制度の機能のなかに合理的側面を見出そうとする点にある*⁹。さらにここでもうひとつ強調しておきたいのは、上記の諸研究はどれも証文帳と村借入金関連帳簿のいずれか一方を利用したものであるということである。この点も念頭におきつつ以下では論じていくことにしたい。

本章では事例として三河国内八名郡馬越村（現在愛知県豊橋市）を取りあげる。本論に先だって、当該地域の概況等について簡単にふれておこう。三河国は木綿生産地として知られているが、なかでも西三河地方が全国的な産地である。しかし、東三河地方の八名郡でもあるていどさかんであった。たとえば、明治初年のデータによると、特有農産物生産額の3分の1をしめていた*¹⁰。馬越村はこの八名郡の南部に位置し、豊川と赤石山脈にはさまれた平野部に所在した。元禄10年以降一貫して、吉田藩に属していた。吉田藩は、八名・宝飯・渥美の東三河地方の城付三郡を中心とした、石高約7万石の中規模譜代藩であった。享保14年（1729）年以降廃藩まで、大河内松平家が襲封しつづけた。城下町はやはり現在の豊橋市にあたり、東海道吉田宿をその一部としていた。馬越村は、城下と信州飯田をむすぶ別所街道を約6kmほど北上したところ*¹¹、それは村の中心部分を南北に貫通していた*¹²。したがって、交通の便にはめぐまれていたといえる。村の規模はやや小さく、幕末期において石高が約230

*⁹ただし、竹中氏は、貸付資金が上層農民の経営資金として利用された可能性を示唆されている（同前掲論文、318頁）。

*¹⁰「明治10年全国農産表」（農業発達史調査会編著『日本農業発達史』10、中央公論社、1958年〈1978年改訂版発行〉）100頁。

*¹¹ただし、これが別所街道として本格的に整備されるのは明治10年代以降である（『八名郡誌』上、愛知県八名郡役所編・発行、1926年、1987年国書刊行会復刻版発行、152-154頁）。

*¹²「馬越村誌」（豊橋市市史編集委員会『豊橋市史』第8巻、豊橋市、1979年）227頁。

石、戸数は40戸あまりで人口が約200名であった^{*13}。村民の所有石高の階層構成は表6-1に示したとおりである。土地集積の進展はゆるやかなものにとどまった。宝暦4

表6-1 馬越村持高構成

| 持高(石) /年 | 実数 | | | | | | 構成比(%) | | | | | |
|-------------|-----|-----|------|-----|-----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 宝暦4 | 寛政3 | 文化14 | 弘化2 | 嘉永2 | 明治6 | 宝暦4 | 寛政3 | 文化14 | 弘化2 | 嘉永2 | 明治6 |
| 10石～ | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 5.8 | 2.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 4.4 |
| 8～10 | 0 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 | 0.0 | 7.0 | 6.6 | 4.0 | 4.1 | 2.2 |
| 6～8 | 7 | 11 | 10 | 6 | 7 | 5 | 13.7 | 25.6 | 22.2 | 12.0 | 14.3 | 11.1 |
| 4～6 | 11 | 9 | 13 | 20 | 19 | 23 | 21.6 | 20.9 | 28.9 | 40.0 | 38.8 | 51.1 |
| 2～4 | 24 | 12 | 12 | 17 | 17 | 11 | 47.1 | 27.9 | 26.7 | 34.0 | 34.7 | 24.5 |
| 0～2 | 6 | 7 | 7 | 5 | 4 | 3 | 11.8 | 16.3 | 15.6 | 10.0 | 8.1 | 6.7 |
| 合計 | 51 | 43 | 45 | 50 | 49 | 45 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

史料) 宝暦4年:「本田畑名寄帳」・「新田畑名寄帳」

文化14・弘化2年:「本新田名寄帳」

嘉永2年:「拝借金割賦帳」

明治6年:「馬越村地価仕出帳」

年(1754)の18世紀なかばから明治初年まで、大きな変化はなく、2～8石に80%以上が分布していた。時間の経過とともに、徐々に4～6石層の比重が高まっていくことがわかる。明治初年にいたっては半数がここに集中している。平均規模が小さく、格差があまりないのが特徴である。

以下ではつぎのような順序で馬越村の金融市場についてのべる。まず、「借用証文扣帳」との表題をもつ証文帳を基本史料とした分析である。これは前述のとおり借用証文の写しを一括したものである。つぎが、村借用金制度に関連した「未進金貸付帳」という表題をもつ帳簿による分析である。これにより、村の金融仲介制度の実態を明らかにしたい。さいごに、こうした資金の融通と商品生産のむすびつきについてかんがえてみたい。

第1節 馬越村の金融市場

^{*13} 豊橋市史編集委員会編「豊橋市史」第2巻(豊橋市史、1975年)巻末付表。

1 「借用証文扣帳」による分析

まず、当該帳簿の内容について若干の説明をくわえておこう^{*14}。これは、村民が土地を担保に借入を受けたさいの証文の写しをまとめたもので、集録期間は天保12年（1841）から文久2年（1862）までである。全体で約300通の証文の控えがおさめられている。ただし、弘化期の部分は破損がはげしく判読が困難であるが、破損は6丁ほどにとどまり、証文数でいうと約20通でいどであろう。したがって、帳簿の記載内容の大半は利用可能であることになる。分析にさいしては、借入の形態を、まず無抵当・土地抵当貸しと、質地貸しとに分類した。さらにそれぞれの金主の地域的な特徴に着目して、村内と村外とにわけたうえでそれを表示したものが折り込みの表6-2であ

^{*14} 本稿ではおもに豊橋市立美術博物館所蔵馬越区有文書を利用した。以下その旨の注記は省略する。本区有文書は、庄屋引継文書で、以前は総代が保管していたものである（『豊橋市史史料目録』4、馬越区有文書解題）。

表6-2

馬越村における抵当貸しおよび質地貸しの動向

| 年代 | 抵 当 貸 し | | | | | | | | | | | | 質 地 貸 し | | | | | | | | | | | | 件数 | 金額 | | |
|-------------|---------|--------|------|----|-------|-------|------|----|--------|-------|------|----|---------|-------|------|-------|-------|------|-----|--------|-------|------|------|----|--------|--------|----|----|
| | 合計 | | | | 村内金主 | | | | 村外金主 | | | | 合計 | | | | 村内金主 | | | | 村外金主 | | | | | | | |
| | 件数 | 金額 | 比率 | 不明 | 件数 | 金額 | 比率 | 不明 | 件数 | 金額 | 比率 | 不明 | 件数 | 金額 | 比率 | 不明 | 件数 | 金額 | 比率 | 不明 | 件数 | 金額 | 比率 | 不明 | | | 件数 | 金額 |
| 1841 (天保12) | 22 | 236.00 | 10.7 | 2 | 8.00 | 3.4 | 4.0 | 18 | 228.00 | 96.6 | 12.7 | 2 | 3 | 32.38 | 10.8 | 1 | 1.00 | 3.1 | 1.0 | 2 | 31.38 | 96.9 | 15.7 | | 25 | 268.38 | | |
| 1842 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1843 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1844 (弘化 1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1845 | | | | | | | | | | | | | 2 | 9.00 | 4.5 | 1 | 6.00 | 66.7 | 6.0 | 1 | 3.00 | 33.3 | 3.0 | | 2 | 9.00 | | |
| 1846 | 14 | 167.00 | 11.9 | 1 | 3.00 | 1.8 | 3.0 | 13 | 164.00 | 98.2 | 12.6 | 2 | 40.00 | 20.0 | 2 | 40.00 | 100.0 | 20.0 | | 1 | 14.00 | 15.6 | 14.0 | 1 | 16 | 207.00 | | |
| 1847 | 2 | 14.00 | 7.0 | | | | | 2 | 14.00 | 100.0 | 7.0 | 11 | 90.00 | 8.2 | 9 | 76.00 | 84.4 | 8.4 | 1 | 14.00 | 15.6 | 14.0 | | 13 | 104.00 | | | |
| 1848 (嘉永 1) | 5 | 16.50 | 3.3 | 3 | 8.00 | 48.5 | 2.7 | 2 | 8.50 | 51.5 | 4.3 | 9 | 158.00 | 17.6 | 6 | 32.50 | 20.6 | 5.4 | 3 | 125.50 | 79.4 | 41.8 | | 14 | 174.50 | | | |
| 1849 | 5 | 8.25 | 1.7 | 1 | 1.25 | 15.2 | 1.3 | 4 | 7.00 | 84.8 | 1.8 | 5 | 44.00 | 8.8 | 1 | 6.00 | 13.6 | 6.0 | 4 | 38.00 | 86.4 | 9.5 | | 10 | 52.25 | | | |
| 1850 | 1 | 4.00 | 4.0 | 1 | 4.00 | 100.0 | 4.0 | | | | | 1 | 10.00 | 10.0 | | | | | 1 | 10.00 | 100.0 | 10.0 | | 2 | 14.00 | | | |
| 1851 | 7 | 40.00 | 5.7 | 3 | 14.50 | 36.3 | 4.8 | 4 | 25.50 | 63.8 | 6.4 | 10 | 70.00 | 7.0 | 8 | 55.00 | 78.6 | 6.9 | 2 | 15.00 | 21.4 | 7.5 | | 17 | 110.00 | | | |
| 1852 | 9 | 61.75 | 6.9 | 4 | 22.75 | 36.8 | 5.7 | 5 | 39.00 | 63.2 | 7.8 | 2 | 4.25 | 2.1 | | | | | 2 | 4.25 | 100.0 | 2.1 | | 11 | 66.00 | | | |
| 1853 | 14 | 79.75 | 5.7 | 7 | 27.75 | 34.8 | 4.0 | 7 | 52.00 | 65.2 | 7.4 | 4 | 39.00 | 9.8 | | | | | 4 | 39.00 | 100.0 | 9.8 | | 18 | 118.75 | | | |
| 1854 (安政 1) | 12 | 114.50 | 9.5 | 6 | 66.50 | 58.1 | 11.1 | 6 | 48.00 | 41.9 | 8.0 | 9 | 35.75 | 4.0 | 5 | 18.75 | 52.4 | 3.8 | 4 | 17.00 | 47.6 | 4.3 | | 21 | 150.25 | | | |
| 1855 | 10 | 174.50 | 17.5 | 4 | 17.00 | 9.7 | 4.3 | 6 | 157.50 | 90.3 | 26.3 | 6 | 22.00 | 3.7 | 3 | 9.00 | 40.9 | 3.0 | 3 | 13.00 | 59.1 | 4.3 | | 16 | 196.50 | | | |
| 1856 | 12 | 213.50 | 17.8 | 2 | 13.50 | 6.3 | 6.8 | 10 | 200.00 | 93.7 | 20.0 | 6 | 35.13 | 5.9 | | | | | 6 | 35.13 | 100.0 | 5.9 | | 18 | 248.63 | | | |
| 1857 | 14 | 373.75 | 26.7 | 3 | 8.75 | 2.3 | 2.9 | 11 | 365.00 | 97.7 | 33.2 | 7 | 80.44 | 11.5 | 5 | 38.44 | 47.8 | 7.7 | 3 | 42.00 | 52.2 | 14.0 | | 21 | 454.19 | | | |
| 1858 | 15 | 193.25 | 12.9 | 1 | 1.50 | 0.8 | 1.5 | 14 | 191.75 | 99.2 | 13.7 | 3 | 25.50 | 8.5 | 1 | 3.00 | 11.8 | 3.0 | 2 | 22.50 | 88.2 | 11.3 | | 18 | 218.75 | | | |
| 1859 | 14 | 125.50 | 9.0 | 2 | 15.25 | 12.2 | 7.6 | 12 | 110.25 | 87.8 | 9.2 | 26 | 230.75 | 8.9 | 10 | 89.00 | 38.6 | 8.9 | 16 | 141.75 | 61.4 | 8.9 | | 40 | 356.25 | | | |
| 1860 (万延 1) | 13 | 82.25 | 6.3 | 2 | 14.50 | 17.6 | 7.3 | 11 | 67.75 | 82.4 | 6.2 | 5 | 36.00 | 7.2 | 4 | 18.00 | 50.0 | 4.5 | 1 | 18.00 | 50.0 | 18.0 | | 18 | 118.25 | | | |
| 1861 (文久 1) | | | | | | | | | | | | 5 | 98.75 | 19.8 | | | | | 5 | 98.75 | 100.0 | 19.8 | | 5 | 98.75 | | | |
| 1862 | 1 | 6.00 | 6.0 | 1 | 6.00 | 100.0 | 6.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 6.00 | | | |

注) 1. 「借用証文印帳」において表題・金額・年代全て判明したもののみを取り上げた。
 2. 単位は両と%である。

る*¹⁵。無抵当・土地抵当貸しは、170件で借入金高1,910両であった。金主を村外と

*¹⁵それぞれの証文の例をあげておく。これは、無抵当貸し証文である。

借用申金子事

一金拾兩

右は無効入用ニ付書面之金子儘ニ借用申所実証ニ御座候、利足之儀ハ、年耄割積以来辰十一月限り、元利共急度御返済可仕候、為後日証文仍而如件

馬越村

安政貳年

借主

卯十二月日

宝連寺

神郷村

組頭

東光寺様

政右衛門

庄屋

長四郎

これは質地貸し証文である。

肝要地証文之事

一下田七畝廿七歩 口明塚

取米三斗七升九合貳勺

一下田廿四歩 下野中

……

取米メ五斗貳升九合九勺

免口耄升五合三勺

合テ

米耄石耄斗九升七合三勺

此作徳米 吉田御蔵江御上納仕

拾俵宛 御切手ニ而

差上申候

代金百兩也但し保字金

右は当御年貢差詰、我等所持高之内肝要地売渡し代金儲ニ受取、即御年貢ニ御上納申候実証ニ御座候、然ル上は来酉年ノ亥年迄拾ヶ年季ニ相定私し預ヶ支配仕候所、加地子之儀右地年貢ハ不及申御蔵江御上納可仕候、尤諸役入用高掛り等其元へ一切懸ヶ中間敷候、若又如何様之凶作ニ至候共、右作徳米難出来御預ヶ間敷儀申上ヶ間敷候、縦如何様之儀御座候加判之者引請右之俵数相揃急度御上納仕聊懸御苦勞申間敷、然ル所年季相済元金返済仕候ハ、右之田地証文仍而如件

嘉永元年 馬越

申十二月 売主

萩平 七右衛門

平四郎殿 受人

長四郎

組頭

五郎左衛門

庄屋

政右衛門

村内にわけると、村外金主からの資金調達が1,678両ある。大半が村外金主からの資金に依存していたのである。村外金主からの資金供給はとくに安政期に増加している。このころ、村外金主の資金の比率は90%をこえ、1件あたり貸付額も村内金主のそれをはるかに凌駕していた。村外金主からの大口資金導入により、増大した資金需要をまかなっていたのである。つぎに、質地貸しに目を転ずることにしよう。前者とくらべると、きわだった特徴があまりみられない。その総計は116件・1,060両であった。借入金高にそれほど傾向的な変化はみられない。ただし、例外的に嘉永元年（1848）と安政6年（1859）はかなり多くなっている。村外金主の比重は、無抵当・土地抵当貸しにくらべると低い。それでも、半分以上はしめている。借入1件あたりの金高も村外金主の方が高いといえる。以上、馬越村の無抵当・土地抵当・質地貸しの動向を検討した結果、当村の資金需要をみたとあたって、村外金主からの資金が重要であったことがあきらかとなった。

このうち、無抵当・土地抵当貸しの形式にはいくつか種類があった。これは農村金融市場においても、単に豪農の利貸しだけでなく、複数の資金調達手段が利用可能であったことの証左である。その点を次ページの表6-3によってみてみよう。ここでは、形式を、個人からの相対の借入、取次によるもの、頼母子講・寺院・藩の役所といった組織からの借入に分類して表示した。村内は個人が大半をしめ、それに頼母子講がつづいている。村外の場合、個人以外の金主も一定の比率をもっているようである。とくに安政期に借入が増大したさい、個人以外の方法による資金調達が活発化している。資金需要の増大に対応するために、借入形式の多様化が生じたといえる。

次ページの表6-4はそのうち、個人、個人取次、頼母子講の各資金調達方法について、その地域分布をしめしたものである。これは、資金調達におけるもうひとつの多様性のあらわれをみようとしたものである。三渡野村と萩平村への一定の集中傾向があるが、範囲は20ヶ村への広がりがみられ興味深い。中心は八名郡にあった。20ヶ村中、南・北金屋村、牛久保村、西原村、石原村の5ヶ村が宝飯郡に、中山村が加茂郡

表6-3

馬越村無抵当・土地抵当貸しの借入方法

| 年代 | 村 内 | | | | | 村 外 | | | | | |
|-------------|----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|----------|-----------|----------|----------|-----------|
| | 個人 金額 | 取次 金額 | 頼母子 金額 | 寺院 金額 | その他 金額 | 個人 金額 | 取次 金額 | 頼母子 金額 | 寺院 金額 | 役所 金額 | その他 金額 |
| 1841 (天保12) | 8.0 | | | | | 109.0 | 15.0 | 5.0 | 53.0 | 10.0 | 20.0 |
| 1842 | | | | | | | | | | | |
| 1843 | | | | | | | | | | | |
| 1844 (弘化 1) | | | | | | | | | | | |
| 1845 | | | | | | | | | | | |
| 1846 | 3.0 | | | | | 88.0 | | 15.0 | 36.0 | | 25.0 |
| 1847 | | | | | | 8.0 | | | 6.0 | | |
| 1848 (嘉永 1) | 3.0 | | | 5.0 | | 8.5 | | | | | |
| 1849 | 1.3 | | | | | 7.0 | | | | | |
| 1850 | | | | 4.0 | | | | | | | |
| 1851 | 11.5 | | | | 3.0 | 20.5 | | | 5.0 | | |
| 1852 | 22.8 | | | | | 29.0 | 10.0 | | | | |
| 1853 | 27.8 | | | | | 52.0 | | | | | |
| 1854 (安政 1) | 9.5 | | 50.0 | 7.0 | | 48.0 | | | | | |
| 1855 | 13.0 | | | | 4.0 | 47.5 | 100.0 | 10.0 | | | |
| 1856 | 13.5 | | | | | 113.0 | 20.0 | 20.0 | 10.0 | 37.0 | |
| 1857 | 1.8 | | | | 7.0 | 35.0 | 133.0 | 177.5 | | 10.0 | 9.5 |
| 1858 | 1.5 | | | | | 36.8 | 5.0 | 75.0 | | 75.0 | |
| 1859 | 15.3 | | | | | 92.5 | 17.8 | | | | |
| 1860 (万延 1) | 9.5 | 5.0 | | | | 74.8 | | 5.0 | | | |
| 1861 (文久 1) | | | | | | | | | | | |
| 1862 | 6.0 | | | | | | | | | | |
| 小計 | 147.3 | 5.0 | 50.0 | 16.0 | 14.0 | 769.5 | 300.8 | 307.5 | 110.0 | 132.0 | 54.5 |

注) 1. 「借用証文扣帳」によって作成。
2. 単位は両である。

表6-4

無抵当・土地抵当貸し資金調達範囲

| 地域 | 種類 | | | 合計 |
|------|----|----|-----|-----|
| | 個人 | 取次 | 頼母子 | |
| 三渡野村 | 34 | 5 | | 39 |
| 萩平村 | 4 | 4 | 5 | 13 |
| 嵩山村 | 5 | | 4 | 9 |
| 平野村 | 6 | 1 | | 7 |
| 賀茂村 | 6 | 1 | | 7 |
| 北金屋村 | 5 | | | 5 |
| 天王村 | 5 | | | 5 |
| 埴之上村 | 5 | | | 5 |
| 入文村 | 2 | | 2 | 4 |
| 牛川村 | 2 | | | 2 |
| 半原村 | 2 | | | 2 |
| 和田村 | 2 | | | 2 |
| 牛久保村 | 1 | | | 1 |
| 吉田町 | 1 | | | 1 |
| 西原村 | 1 | | | 1 |
| 南金屋村 | 1 | | | 1 |
| 神郷村 | 1 | | | 1 |
| 石原村 | | 1 | | 1 |
| 西川村 | 1 | | | 1 |
| 中山村 | 1 | | | 1 |
| 合計 | 85 | 12 | 11 | 108 |

注) 「借用証文扣帳」によって作成。

に所在したものであるが、そのほかは、すべて馬越村同様八名郡内にある村々である。資金調達範囲は、馬越村周辺地域におよんでいたことがわかる。さらに、ここで注目されるのは、城下町からの借入は1件のみにとどまる点である。この事実は、馬越村を中心とする金融市場は城下町商人に発する融資系列にたいして、高い独立性をもっていたことをあらわすものとみなせる。

ただし、農村地域にかぎっていえば、たしかに三渡野・萩平村のうちでも、とくに前者からのウェイトが高いことは事実である。三渡野村内の個人からの借入がきわだっている。しかし、それも複数の個人からのものであり、特定の人物に固定されていたわけではないのである^{*16}。たとえば、源治という人物が当村有力農民の1人であったことが、嘉永元年（1848）の吉田藩の御用金負担者リストから判明する^{*17}。しかし、彼自身の馬越村村民への貸付は1件にすぎないのである。したがって、一見特定の金主からの資金のウェイトが高いようでも、内実は決してそうではないのである。おなじく、無抵当・土地抵当貸しについて、寺院金主を具体的にしめしたものが次ページの表6-5である。寺院金主を別個に取りあげたのは、宗派のちがいなども考慮する必要があるとかがえたためである。同表によると、八名郡の龍泉寺と東光寺が3件ずつで多い。これらはすべて臨済宗妙心寺派の寺院である。馬越村には宝蓮寺という、やはりおなじ臨済宗妙心寺派の寺院がある^{*18}。寺院においては宗派のつながり

^{*16} 三渡野村では、源兵衛、猶蔵、丹後といった貸し手がいた。そのうち、源兵衛がもっとも多かった。

^{*17} 出金者54名、金高5万7千両であった。その構成は、5,000両以上3名、4,000両～5,000両1名、2,000両～3,000両1名、1,000両～2,000両7名、1,000両未満44名であった（「マ」マ論」豊橋市役所編・発行「豊橋市史」史料篇一、1960年、337-338頁）。源治は150両、萩平村平四郎は500両であったから、最下層に属しておりそのウェイトはきわめて低いものであった。

^{*18} 宝蓮寺は、弘化2年において、所有石高5石5斗7升2合、うち黒印地2石であった（「本新田畑名寄帳」）。

表6-5 無抵当・土地抵当抵当貸し村外寺院金主

| | | |
|--------|--------|---|
| 三河国八名郡 | 萩平村龍泉寺 | 3 |
| 三河国八名郡 | 神郷村東光寺 | 3 |
| 三河国渥美郡 | 浜田村正覚寺 | 1 |
| 遠江国豊田郡 | 中泉忠泉寺 | 1 |

注)「借用証文扣帳」によって作成。

をもとに、こうした資金の融通を受けやすかったとおもわれる^{*19}。三河地方をはじめ東海地方は元来曹洞宗とならんで臨済宗寺院が非常に多い地域であった^{*20}。こうした特徴は吉田藩領内においても同様であり、数多くの臨済宗の寺院があった。元禄4年(1691)において、領内の寺院の3分の1をしめていたのである^{*21}。当村でも、宝蓮寺という資金調達の窓口があったため、それを利用した借入があるていどおこなわれていたのである。先ほどみた表6-4での、萩平・嵩山・入文の3ヶ村の頼母子講も、おなじ宗派の龍泉寺・正宗寺・保寿庵によるものでもあった^{*22}。

つぎに、質地貸しの資金調達についてみることにしよう。質地貸しは基本的には個人からの借入を意味するから、もっぱら調達範囲を検討する。次ページの表6-6はそのため用意したものである。これによると、前出の三渡野村が21件で全体の3分の1

^{*19}たとえば、宝蓮寺はおなじ宗派の寺院の祠堂金をほかの寺院と連帯してあずかったうえで利殖するなどしていた(仲彰一「嵩山獅子正宗禪寺誌」臨済宗正宗寺、1981年、308-309頁)。

^{*20}圭室文雄「日本仏教史 近世」(吉川弘文館、1987年)330頁、第34表。

^{*21}前掲「豊橋市史」第2巻、996-997頁の一覧表から算出。

^{*22}このうち、正宗寺は臨済宗妙心寺派中本山であった(前掲「豊橋市史」第2巻、997頁)。朱印地高は36石であった(「三州吉田領神社仏閣記」豊橋市史編集委員会編「豊橋市史」第7巻、豊橋市、1978年、1061頁)。

表6-6 質地貸資金調達範囲

| 地名 | 件数 |
|------|----|
| 勝山村 | 30 |
| 三渡野村 | 21 |
| 埴之上 | 3 |
| 和田村 | 2 |
| 尾花村 | 1 |
| 多米村 | 1 |
| 萩平村 | 1 |
| 楠木村 | 1 |
| 合計 | 60 |

注) 「借用証文扣帳」によって作成。

をしめているが、勝山村は30件でそれを上回っている。勝山村は、馬越村に隣接していた村落である。そのほかでは、尾花村が幡豆郡、楠木村が宝飯郡である。質地貸しでは、勝山・三渡野両村の比重が高かったのである。先にみたように、もともと質地貸しは無抵当・土地抵当貸しにくらべて村内金主の比率が高かった。質地貸しにおいては、土地所有権の移動と密接な関係をもつ以上、資金調達範囲が比較的狭い地域に限定されざるをえなかったであろう。

無抵当・土地抵当貸しの方が貸し手の地域分布はやや広がったことが判明した。では、こうした形態での借入金の利子率水準はどうだったのだろうか。利子率の推移を次ページの表6-7によって検討することにしよう。同表では利子率の記載がない証文がいくつかあったため、データ数は表6-2と一致しない。そのほか、利子が米で表示されているものがあつた^{*23}。これにかんしては、時価で換算した点に注意が必要で

^{*23} 米利は俵単位で表示されていた。金利では1年季が主であるのにたいし、米利では數年にわたる長期貸付である例が多くみられた。

表6-7

馬越村における無抵当・土地抵当貸し利子率の推移

| 年\利子率(%) | ~6 | 6~7 | 7~8 | 8~9 | 9~10 | 10~11 | 11~12 | 12~13 | 13~14 |
|-------------|----|-----|-----|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| 1841 (天保12) | | | ① | | | | | 1 | 9 |
| 1842 | | | | | | | | | |
| 1843 | | | | | | | | | |
| 1844 (弘化 1) | | | | | | | | | |
| 1845 | | | | | | | | | |
| 1846 | | | ⑩ | | | 1 | | 1 | |
| 1847 | | | | ① | | | | | |
| 1848 (嘉永 1) | ① | | | | | | | | |
| 1849 | | | | | | | | | |
| 1850 | | | | | | | | 1 | |
| 1851 | | | | | | 1 | | 4(①) | |
| 1852 | | | | | ② | | | 4 | |
| 1853 | | | | | ② | ① | 1 | 6 | |
| 1854 (安政 1) | | | | ① | ① | | | 8 | |
| 1855 | | | ② | ① | ① | 1 | | 1 | |
| 1856 | | | ① | | | 4 | 1 | 5 | |
| 1857 | | | | ⑤ | | | | 2 | |
| 1858 | | | | | | 1 | 1 | 6 | |
| 1859 | | | | ④ | ① | 1(①) | | 4 | |
| 1860 (万延 1) | | | | ① | | 4 | | 2 | ① |

注) 1. 「借用証文扣帳」によって作成。

2. 丸数字は米利によるもの。

ある*²⁴。同表によると、利子率は天保12年においては13~14%が9件で大半をしめている。しかし、以後水準は低下していった。とくに安政期以降の動きが顕著である。10~11%あるいは12~13%が中心となっている。この時期の物価は比較的安定しては

*²⁴ 米価は「自天保元年至明治十二年五拾年間各種相場書」中の渥美郡役所「物品価格調」所載豊橋米価をもちいた。そのさい、最高価格と最低価格が表示されているため、その平均を求めた。当該史料の解題については、岩橋勝「近代移行期名古屋物価の動き；1830-79年-京阪物価との比較を中心として-」『大阪大学経済学』第42巻第3・4号、1993年5月、184-185頁を参照。なお原史料は徳川林政史研究所所蔵であるが、本稿では愛知県立文書館所蔵の複製版を利用した。

いたが、決して低下していない。ゆえに、この利子率低下は名目上ではなく、実質的なものである^{*25}。一方、米利の方は、のちになるほどばらつきが出るようにもみえるが、平均的な水準はかわらず、10%を少し下回るレベルで推移していた。

2 「未進金貸付帳」の分析

近世農村において、しばしば村借入金制度が設置・運営されていたことはすでにのべた。本項ではこの制度の実態についてあきらかにしたい。基礎となる史料は、前述のとおり「未進金貸付帳」である。まずその内容について簡単に説明しておくことにしよう。この帳簿は天保14年（1843）から明治5年（1872）まで毎年1冊ずつ残存している。若干の年については写しものこされている。全体として、先の「借用証文扣帳」の集録期間とほぼ一致しているから、両種の帳簿をあわせて検討することにより馬越村貨幣市場の全体構造を解明できることになる。この点は先にふれたように、先行研究にはみられなかい本章の特徴としてここであらためて指摘しておきたい。当該帳簿の内部は2つの項目からなっている。ひとつは資金の貸付状況をしめす部分で、借り

^{*25} 岩橋勝氏の作成した、名古屋総合物価指数による（岩橋同上論文、201頁、付表4）。

手の名前や借入金高などがしるされている^{*26}。もうひとつが、貸付原資の出所にかんする部分である。「借り込み」と項目名がつけられ、貸手の名前や団体名、あるいは

^{*26} その一部をしめすと、以下のような記載形式がとられていた。

千助

一金三兩ト

永六拾九文壹分六厘六毛

一永壹文三厘貳毛 利間

メ金三兩ト

永七拾文壹分九厘八毛

.....

永蔵

一金八兩壹分貳朱ト

永壹文三厘八毛

一永貳文八分壹厘四毛

メ金八兩壹分貳朱ト

永三文八分五厘貳毛.....

(「未進金貸付帳」〈天保14年〉)。

は貸付金高などがしるされている*²⁷。以下では、こうした記載内容にもとづき、馬越村の村借入金制度について検討をくわえることにしよう。

まず、貸付原資である借り込みと村民への貸付の規模をみることにしよう。次ページの図6-1はそのために用意したもので、借入・借り込みの累計額をしめしたものである。当初は貸付・借り込みとも200両台であったが、のち急激に増大し1,000両を優にこえるにいたることになる。しかし、村高230石、戸数が50戸にみたない当村にとって200両あまりの資金規模といえども決して少ないとはいえない。増加が生じたの

*²⁷ 貸付部分と同様に、以下にその一部をしめす。

かり込み

橋本様御取次

一金拾兩也 御役所

.....

利老割貳分五厘 西川村

一金貳拾兩也御庄屋様

内十五兩辰暮濟

三渡野村

一金五兩也 源次郎

辰暮濟

.....

老割壹分八厘七毛御 神郷村

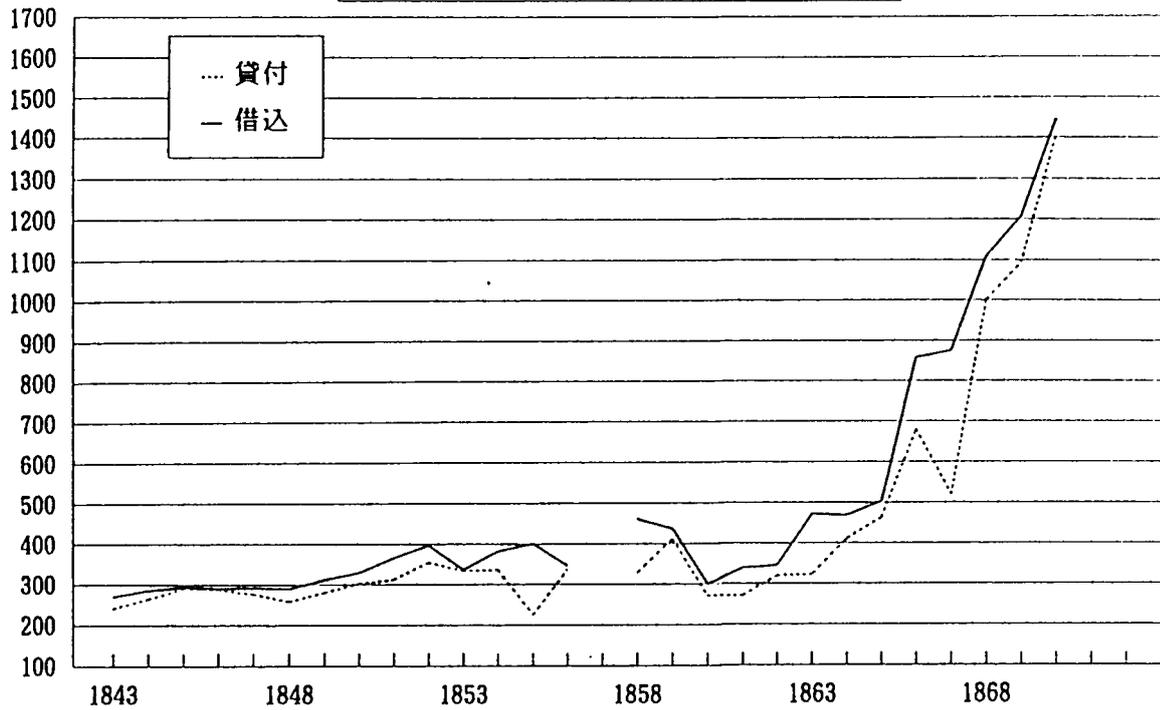
一金拾五兩也 東光寺様

.....

(「未進金貸付帳」〈天保14年〉)。

図6-1

村借入金の貸付・借込額の推移
天保14(1843)～明治5(1872)



注) 各年度「未進金貸付帳」によって作成 (単位: 両)。

は1850年代であった。借り込みは400両をこえるレベルにたった。1860年代初頭に一旦落ち込みをみせるが、そのごふたたび急激に増加する。最終的には、明治初年の時点で1,400両をこえている。全体をとおして当村の規模と比較してかんがえると、これらの数値はいずれも村借入金制度の馬越村にたいする重要性をうかがわせるにたるものである。以下では、より詳細にその具体的活動内容についてあきらかにしていこう。

次ページの表6-8は、借入の階層構成を表示したものである。ここでは、「未進金

表6-8

村借入金借入累計額別の階層構成 (単位: %)

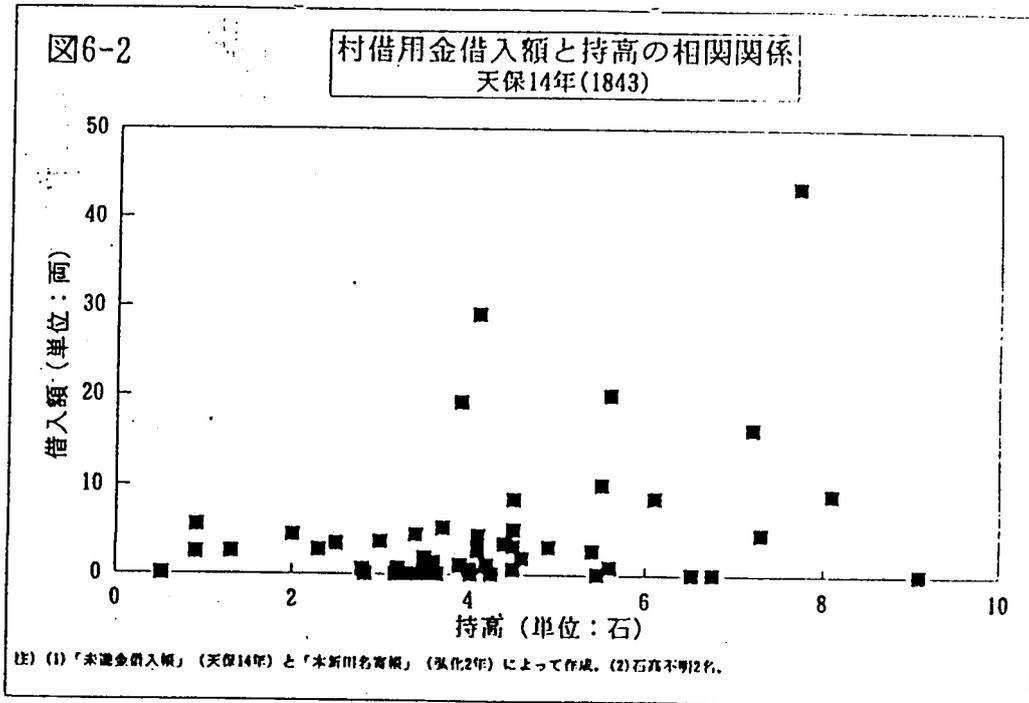
| 借入高(円) | 天保14(1843) | | | 嘉永元(1848) | | | 嘉永6(1853) | | | 安政5(1858) | | | 文久3(1863) | | | 慶応3(1867) | | | 明治5(1872) | | |
|--------|------------|------|-------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 人数 | 同比率 | 金額比率 | 人数 | 同比率 | 金額比率 | 人数 | 同比率 | 金額比率 | 人数 | 同比率 | 金額比率 | 人数 | 同比率 | 金額比率 | 人数 | 同比率 | 金額比率 | 人数 | 同比率 | 金額比率 |
| 50~ | | | | | | | | | | | | | 1 | 3.0 | 25.4 | 1 | 2.7 | 10.6 | 5 | 14.7 | 56.2 |
| 45~50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 40~45 | 1 | 2.4 | 17.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 35~40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30~35 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 2.7 | 7.2 | | | |
| 25~30 | 1 | 2.4 | 11.9 | | | | 1 | 2.3 | 8.0 | 2 | 5.7 | 20.2 | | | | 2 | 5.4 | 12.5 | 2 | 5.9 | 8.3 |
| 20~25 | 1 | 2.4 | 8.2 | | | | 1 | 2.3 | 6.0 | 1 | 2.9 | 6.5 | 4 | 12.1 | 27.2 | 3 | 8.1 | 15.1 | 3 | 8.8 | 9.5 |
| 15~20 | 2 | 4.9 | 14.5 | 3 | 7.3 | 22.8 | 2 | 4.5 | 11.0 | 2 | 5.7 | 10.1 | 2 | 6.1 | 10.9 | 1 | 2.7 | 3.8 | 4 | 11.8 | 7.9 |
| 10~15 | 1 | 2.4 | 4.1 | 5 | 12.2 | 21.3 | 9 | 20.5 | 32.5 | 7 | 20.0 | 27.3 | 4 | 12.1 | 14.9 | 9 | 24.3 | 20.9 | 4 | 11.8 | 5.4 |
| 5~10 | 5 | 12.2 | 15.8 | 14 | 34.2 | 37.1 | 14 | 31.8 | 28.7 | 3 | 8.6 | 6.9 | 6 | 18.2 | 12.5 | 7 | 18.9 | 10.7 | 3 | 8.8 | 2.0 |
| 0以上5未満 | 30 | 73.2 | 27.7 | 19 | 46.3 | 18.8 | 17 | 38.6 | 13.8 | 18 | 51.4 | 12.2 | 16 | 48.5 | 9.1 | 10 | 27.1 | 5.8 | 10 | 29.4 | 3.3 |
| 合計 | 41 | 99.9 | 100.0 | 41 | 100.0 | 100.0 | 44 | 100.0 | 100.0 | 35 | 100.0 | 100.0 | 33 | 100.0 | 100.0 | 37 | 100.0 | 100.0 | 34 | 100.0 | 100.0 |

(注) 各年分「未進金貸付帳」によって作成。

貸付帳」を、天保14年以降5年ごとに整理した*28。以下においても同様である。まず、借入者数をみると、30~40数名の範囲で推移している。馬越村の概況の説明部分でのべたように、当村の戸数はこのころ40戸あまりである。したがって、村借入金の利用率は高かったといえる。借入額の方はどうかというと、0~5両層の比重が人数の面では高い。しかし、金額でみると、時期的変化は多少みられるものの、5~10両層から30~35両層あたりまでの範囲内で、極端にかたよることなく分布している。借入水準がこのていどにまでたっしている以上、零細な借入が中心であったすることは当をえないであろう。生活維持を目的とした単なる消費金融をこえた、商品生産・流通に関

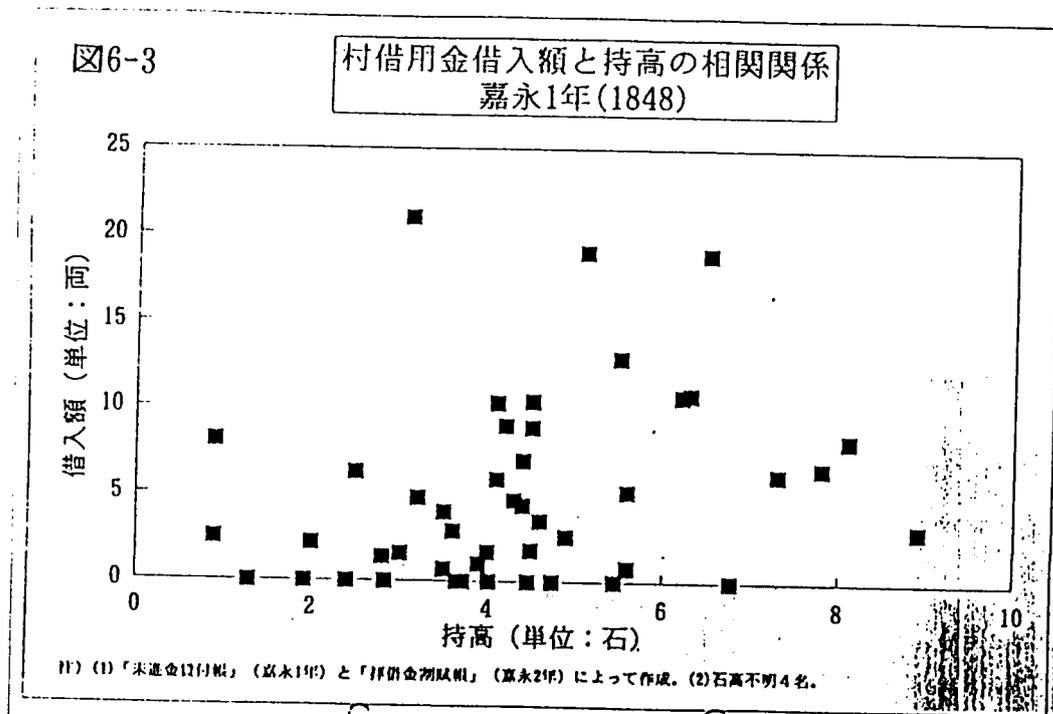
*28 「未進金貸付帳」は、文久3年分のつぎは、明治元年分であるべきだが、後欠により慶応3年分によることにした。

連したものであったことをうかがわせるものである^{*29}。



^{*29}借入の目的がもしこのようなものであったとすると、それは「未進金貸付帳」という表題とそぐわないとの印象を受ける。表題からすれば年貢未納防止を目的としたものであるからである。しかし、すでに説明したように、当村の中心所有石高は4~6石である。このことからして、貢租納入のために数十両の借入が必要となるとはかんがえにくい。あるいは、制度設立当初は表題どおりに活動していたが、そのご運営の実態が変化し、なおかつそれかかわらず建前上はもとの形式をたもっていた、ということかもしれない。実際、北関東農村における村借入金において、農村荒廃期に導入された村借入金が、復興期においては上層農民の経営資金に流用されつつあったことが指摘されている(竹中前掲論文、313-318頁)。いずれにせよ、こうした制度設立時の状況については、村借入金制度の広範な展開のための条件をかんがえるうえで看過できない問題であるとおもわれる。後日の検討課題としたい。

この点は借入残高と持高の関係からも確認できる。そのために用意したものが前ページの図6-2および下の図6-3である。天保14年と嘉永元年の借入について、その直近



の持高との相関関係をしめしている。まず、図6-2をみると、最高借入残高40両は七右衛門であり、その持高8石は当村では最上層に属する。その点で、借入と持高とのあいだに一定の相関関係があるようにもおもえるが、しかし、それ以外をみると、しいていえば4~6石層の借入が目につくのであり、持高との比例関係は鮮明にはあらわれてはいない。この点は、図6-3においても同様である。借入残高のピークは決して持高上層にはなく、あえていえばやはり中間層のあたりということになろう。したがって、やはり借入残高と持高とのあいだに一意な関係は見出すことは困難なのである。このことは村借入金を運営するなかで、下層農民がその負債にくるしめられたり、あるいはもっぱら上層農民が特権的に村借入金を有利に利用したというようなことはかんがえにくいということの意味するのである。すなわち、借入は各自の経営上の資金

需要の大きさに応じておこなわれていたといつてよいのである。

では、これらの貸付資金はどのようにして調達されたのであろうか。前項での証文帳分析により、多様な資金供給源の存在が確認されたが、村借入金制度の場合どうだろうか。「未進金貸付帳」上の借り込みにかんする記載内容によって、資金調達の方法の時期的な変化について検討することにしよう。そのために表6-9を用意した。こ

表6-9

村借入金の借込構成比率の変化

| 種類\年 | | 天保14(1843) | | 嘉永元(1848) | | 嘉永6(1853) | | 安政5(1858) | |
|--------|-----------|------------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) |
| 村 内 | 個人 | 3.9 | 1.4 | 21.2 | 7.3 | 13.4 | 3.5 | 46.8 | 10.1 |
| | 取次 | | | | | | | | |
| | 頼母子講 | | | 30.0 | 10.4 | | | | |
| | 寺院 | 14.0 | 5.2 | 15.4 | 5.3 | | | 16.9 | 3.7 |
| | その他 | | | 23.1 | 8.0 | 54.6 | 14.1 | 52.1 | 11.3 |
| | 小計 | 17.9 | 6.6 | 89.7 | 31.0 | 68.0 | 17.6 | 115.8 | 25.1 |
| 村 外 | 個人 | 118.0 | 43.6 | 85.0 | 29.3 | 20.0 | 5.1 | | |
| | 取次 | 30.0 | 11.1 | | | | | 10.0 | 2.2 |
| | 頼母子講 | | | | | 103.9 | 26.7 | 100.0 | 21.6 |
| | 寺院 | 65.0 | 24.0 | 85.0 | 29.3 | | | | |
| | 役所 その他 | 39.7 | 14.7 | 30.0 | 10.4 | 196.5 | 50.6 | 235.8 | 51.1 |
| | 小計 | 252.7 | 93.4 | 200.0 | 69.0 | 320.4 | 82.4 | 345.8 | 74.9 |
| | 不明 | | | | | | | | |
| | 合計 | 270.6 | 100.0 | 289.7 | 100.0 | 388.4 | 100.0 | 461.6 | 100.0 |

| 種類\年 | | 文久3(1863) | | 慶応3(1866) | | 明治5(1872) | | 総計 | |
|--------|-----------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|---------|-------|
| | | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) | 金額 | 比率(%) |
| 村 内 | 個人 | 111.4 | 23.6 | 166.6 | 19.0 | 429.2 | 33.3 | 792.5 | 19.6 |
| | 取次 | 0.6 | 0.1 | 0.9 | 0.1 | 44.5 | 3.4 | 46.0 | 1.1 |
| | 頼母子講 | | | | | | | 30.0 | 0.7 |
| | 寺院 | | | | | 1.2 | 0.1 | 47.5 | 1.2 |
| | その他 | 129.8 | 27.5 | 385.5 | 44.0 | 171.4 | 13.3 | 816.5 | 20.2 |
| | 小計 | 241.8 | 51.2 | 553.0 | 63.1 | 646.3 | 50.1 | 1,732.5 | 42.8 |
| 村 外 | 個人 | 21.0 | 4.5 | 95.0 | 10.9 | 210.0 | 16.3 | 549.0 | 13.6 |
| | 取次 | 40.0 | 8.5 | | | | | 80.0 | 2.0 |
| | 頼母子講 | | | | | | | 203.9 | 5.0 |
| | 寺院 | 46.0 | 9.7 | | | 25.0 | 1.9 | 221.0 | 5.5 |
| | 役所 その他 | 112.6 | 23.9 | 176.3 | 20.1 | 405.7 | 31.4 | 1,196.6 | 29.5 |
| | 小計 | 219.6 | 46.6 | 271.3 | 31.0 | 640.7 | 49.6 | 2,250.5 | 55.6 |
| | 不明 | 10.4 | 2.2 | 51.07 | 5.9 | 3.8 | 0.3 | 65.3 | 1.6 |
| | 合計 | 471.8 | 100.0 | 875.4 | 100.0 | 1,290.8 | 100.0 | 4,048.3 | 100.0 |

注) 1. 各年分「未進金貸付帳」によって作成。
2. 単位は両である。

こでも、「借用証文扣帳」と同様の分類をおこなうことにしよう。まず、村内と村外の比率をみると、天保14年から安政5年までの1840～50年代では、過半が村外からの

資金であったのにたいして、文久3年に以降は村内からの資金の比率が上昇し、両者がほぼ均衡するようになったことがわかる。そこで、1840～50年代の村外からの資金調達方法をみると、天保14年と嘉永元年は個人と寺院からの資金が中心であった。そののちの、嘉永6年と安政5年には両者のウェイトは急激に低下し、その一方で、頼母子講と藩の役所の比率が上昇している^{*30}。つぎの文久3年以降の村内・外資金が均衡する時期においては、村外では藩の役所と個人のウェイトが高く、村内でもやはり個人の資金と、さらに「その他」の資金が重要であった。「その他」についてはその詳細がいまのところ不明であるが、帳簿上では項目名に多少の変遷があり、文久元年の「村講金御拝借金」という記述をはじめとして、以後「相続講仕上帳過預り」（文久2年）、「村方仕法金差引過預り」（元治元年）、「村講仕法金勘定過預り」（明治3年）といった名目が付されている。たいていの場合、こうした項目名と金額がしるされるのみである。その名称と金額からすると、これは村が関与したかなり大規模な頼母子講であり、村外からの資金もかなりのていどふくまれていた可能性がある。もしそうならば、文久3年以降においてもなお引きつづき村外からの資金が過半をしめていたことになる。

この村外金主の実態について、先の「借用証文扣帳」についてと同様の視点から検討することにしよう。次ページの表6-10は資金調達範囲をしめたものである。やは

^{*30} 利子率についてはのちに検討することとして、ここではつぎのことのみ指摘しておきたい。すなわち、役所からの資金のうち、無利子の御教金はほとんどみられず、たいていはほかと同様に利子が課されていたのである。

表6-10

村借入金資金調達範囲

〔個人・取次・頼母子講〕

| 地域 | 個人 | 取次 | 頼母子 | 合計 |
|------|----|----|-----|----|
| 三渡野村 | 8 | 4 | | 12 |
| 和田村 | 2 | 2 | | 4 |
| 西川村 | 2 | | | 2 |
| 埴之上村 | 2 | | | 2 |
| 平野村 | 2 | | | 2 |
| 嵩山村 | | | 2 | 2 |
| 天王村 | 1 | | | 1 |
| 萩平村 | 1 | | | 1 |
| 半原村 | 1 | | | 1 |
| 高井村 | 1 | | | 1 |
| 入文村 | 1 | | | 1 |
| 石原村 | 1 | | | 1 |
| 野口村 | 1 | | | 1 |
| 不明 | | | 1 | 1 |
| 合計 | 23 | 6 | 3 | 32 |

注) 「未進金貸付帳」によって作成。

り先とおなじく三渡野村がもっとも多い^{*31}。1～2口の村がいくつもあったため、範囲は13ヶ村におよんでいる。そのうち、宝飯郡の野口村をのぞいて、それ以外はすべて八名郡内に所在する村々である。引きつづき、寺院金主について次ページの表6-11によりみることにしよう。神郷村東光寺が4件で最多であった。その宗派は曹洞宗の和田村春興院をのぞけば、ほかはすべて臨済宗妙心寺派に属していた。村借入金制度においても、宗派のつながりをベースにした金融網の存在が推測される。

以上、馬越村の村借入金制度の運営状況についていくつかの側面をあきらかにすることができた。これらにくわえて、さいごにこの制度の金融活動のなかでもちいられ

^{*31}ここでは出資者個人ではなく、その口数をかぞえた。したがって、同一人物が2口出資した場合、ここでは2件と勘定される。三渡野村の8件は、実際にはそのほとんど源兵衛からの資金からなっていた。すでに「借入金文扣帳」から判明した事実同様、三渡野村源兵衛は重要な資金供給者であったことが確認されたことになる。

た利子率について検討をくわえることにしよう。表6-12はそのために用意したもので

表6-11 村借用金寺院金主

| 村名 | 寺院名 | 件数 |
|-----|-----|----|
| 神郷 | 東光寺 | 4 |
| 埴之上 | 地持庵 | 1 |
| 三渡野 | 安昌寺 | 1 |
| 嵩山 | 正宗寺 | 1 |
| 和田 | 春興院 | 1 |

注) 「未進金貸付帳」によって作成。

表6-12 村借用金利子率の推移 (口数、単位：%)

| 年\利子率 | 記載無し | 8~9 | 9~10 | 10~11 | 11~12 | 12~13 |
|------------|------|-----|------|-------|-------|-------|
| 天保14(1843) | 16 | | | | 3 | 2 |
| 嘉永元(1848) | 7 | | | 7 | 4 | 3 |
| 嘉永 6(1853) | 1 | | | 15 | 1 | 1 |
| 安政 5(1858) | 9 | | 20 | 3 | 1 | |
| 文久 3(1863) | 14 | 1 | 38 | | 1 | |
| 慶応 3(1867) | 16 | 4 | 28 | 1 | 3 | 7 |
| 明治 5(1872) | 36 | | | 3 | 50 | |

注) 各年分「未進金貸付帳」によって作成。

ある。貸付利子率の方は帳簿からは判明せず、ここに示された数値はすべて借り込みに付された利子率である。この村借用金借り込み利子率と比較するため、^{かなだ}金田村における利子率を次ページの表6-13にまとめた。金田村は馬越村と城下とのあいだに位置したもので、利子率は借用証文記載のものである。まず、表6-12をみると、天保14年から慶応3年にかけては下落傾向が看取できる。天保14年には11~13%の水準にあったが、そのご低下がつつき、安政5年から慶応3年にかけての時期においては、分布の中心は9~10%層へとうつったのである。明治5年には、11~12%へと若干その水準をもどしている。こうした村借用金利子率の動向と、表6-13の金田村利子率とを比較してみよう。同表によると、金田村利子率は享和一文化前半期において15%をこえる

表6-13 金田村における利子率の推移

| | ~10% | 10~11 | 11~12 | 12~13 | 13~14 | 14~15 | 15~ |
|----------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 享和 1-文化 2 (1801~ 5) | | | | | | | 2 |
| 文化 3- 同 7 (1806~10) | | | | | | | 2 |
| 文化 8- 同 12 (1811~15) | | | | 7 | | | |
| 文化13-文政 3 (1816~20) | | | | | | | |
| 文政 4- 同 8 (1821~25) | | | | | | | |
| 文政 9-天保 1 (1826~30) | | | | | | | |
| 天保 2- 同 6 (1831~35) | | | | 2 | | | |
| 天保 7- 同 11 (1836~40) | | | | 3 | | | |
| 天保12-弘化 2 (1841~45) | | | | | | | |
| 弘化 3-嘉永 3 (1846~50) | | 1 | | 3 | | | |
| 嘉永 4-安政 2 (1851~55) | | 4 | | 8 | | | |
| 安政 3-万延 1 (1856~60) | | 8 | | 36 | | | |
| 文久 1-慶応 1 (1861~65) | | 30 | | | | | |
| 慶応 2-明治 3 (1866~70) | | 3 | | 14 | | | 1 |

注) 1. 金田区有文書借用証文によって作成。
2. 単位は%である。

水準にあった。そのご弘化期までの動きは、データ数が少ないため明確ではないが、12~13%あたりへと多少の低下をうかがわせるものである。弘化期にいたると、低下傾向はより一層明瞭にあらわれる。文久1~慶応1の1860年代前半期には最低水準を記録し、すべて10~11%層へと集中している。しかし、1860年代後半期にはふたたび上昇したため、やや水準をもどすことになった。こうした2種類の利子率の動向を比較すると、それぞれの幕末期へむけての低下傾向と、明治初年における上昇という類似した推移をしめしていることがあきらかとなった。これらはさらに、前項での「借用証文扣帳」の利子率の変化とも対応しているものである^{*32}。金田村・馬越村間の直接的な資金融通は、本章のこれまでの分析のなかでは確認されていない。しかしなが

^{*32} 馬越村と金田村の借用証文利子率にくらべると、村借用金利子率の方がやや低い。このことは、前2者が貸付利子率であるのにたいして、後者がいわば預金利子率であることに起因するとかんがえられる。

ら、両村がより大きな地域をカバーする金融市場に包含されていたため、このように利子率が連動しつつ変化したのであろう。その点で、村借入金という制度は村のなかば公的な運営にもとづくものであったとおもわれるが、それはあくまでも市場のもつ需給の調整メカニズムにしたがいつつ運営されていたとみなしてよいのである。

第2節 馬越村の商品生産

前節では馬越村の金融市場について検討をくわえた。本節では、当村で展開したこうした金融市場の位置づけをころみることにしよう。そのために、商品生産の実態の解明をとおして、融通資金の用途をかんがえることにしたい。

まずはじめに、当村農業生産の基盤である耕地概況について確認しておくことにしよう。表6-14には田畑の等級別構成を表示した。これによると、田畑ともに約10町歩

表6-14 馬越村田畑等級構成

| | 面積 | | | | 比率 % | 分米 石 | 反当 分米 |
|----|----|---|---|----|---------|---------|----------|
| | 町 | 反 | 畝 | 分 | | | |
| 上田 | 3 | 2 | 9 | 0 | 16.0 | 46.1 | 1.4 |
| 中田 | 2 | 7 | 7 | 0 | 13.5 | 33.2 | 1.2 |
| 下田 | 2 | 5 | 2 | 17 | 12.3 | 25.3 | 1.0 |
| 新田 | 1 | 1 | 8 | 29 | 5.7 | 11.9 | 1.0 |
| 小計 | 9 | 7 | 7 | 16 | 47.5 | 116.5 | 1.2 |
| 上畑 | | 7 | 7 | 5 | 3.7 | 10.0 | 1.3 |
| 中畑 | | 7 | 8 | 6 | 3.8 | 8.6 | 1.1 |
| 下畑 | | 9 | 0 | 9 | 4.4 | 8.1 | 0.9 |
| 新畑 | 8 | 3 | 6 | 2 | 40.6 | 75.2 | 0.9 |
| 小計 | 10 | 8 | 1 | 22 | 52.5 | 101.9 | 0.9 |
| 合計 | 20 | 6 | 1 | 8 | 100.0 | 218.4 | 1.1 |

注) 「本新田畑名寄帳」(弘化2年)によって作成

ずつで畑の比率が高い。しかも、両者の構成には相違があり、田地は上・中・下田がそれぞれ10数%であったのにたいして、畑地の方は新田が40.6%と圧倒的な比率をしめしている。このように畑地は新田にかたよった構成をもっていたのである。つぎに、耕地での商品作物の栽培状況についてみてみよう。その点について、天保期の史料に

おいては以下のような記述がある*33。

惣町分 書上覚

一畑方拾町四反九畝廿歩

内

七町八反歩 木綿

壹町壹反五畝歩 粟ニ大豆

八反五畝歩 稗ニ大豆

貳反七畝拾貳歩 千葉

四反貳畝八歩 居屋敷

小以拾町四反九セ廿歩

右之通相違無御座候以上

天保拾二年 馬越村

丑七月八日 長百姓

孫右衛門

同断

定七

同断

富田小藤次様 十蔵

同断

佐藤才次様 吉右衛門

組頭

三浦深右衛門様 佐太郎

*33 「文化十年御役所様願下書控」。

庄屋

七右衛門

これによれば、天保末期の馬越村では木綿作付地が畑地の80%近くをしめていたことになる。それ以外は大豆などの雑穀が主であった^{*34}。したがって、先の新畑の比率の高さは、こうした木綿栽培の浸透と密接に関係していたと推測される。そのご、嘉永2年と嘉永5年に馬越村は木綿不作見分を願ひ出ている。このことから、木綿栽培は依然として継続していたことがわかる^{*35}。そのさい、馬越村とともに周辺十数ヶ村も出願していたことからすると、当村だけでなくまわりの村々でも広く木綿生産がおこなわれていたのであろう^{*36}。明治期のある調査によれば、馬越村の地味は木綿栽培に適したものであった^{*37}。そのほか、明治初期において村内には溜池が11ヶ所あ

^{*34} 「千葉」について、その詳細は不明である。しかし、吉田藩家老西村次右衛門の安政4年の日記には、「一大川渡船千葉物肥騾農具等持通候節、先々無賃之処此度者賃銭差出候様、舟町会所ニ而申聞候……」との記述がみられる（豊橋市史編集委員会編『豊橋市史々料叢書二 西村次右衛門日記』上、豊橋市、1985年、169頁）。これによると、千葉とは船で「肥騾」や農具とともに輸送するほどの流通性をもった作物であったといえよう。

^{*35} 豊橋市史編集委員会編『豊橋市史々料叢書三 三浦深右衛門日記』（豊橋市、1994年、661）701頁。

^{*36} 嘉永5年の願書には、「惣町歩式百三十六町九反七畝十五歩 村数十五ヶ村 一畑九拾壱町五畝五分 木綿皆無並皆無同前願町歩……」とある（前掲『豊橋市史々料叢書三 三浦深右衛門日記』、701頁）。約237町のうち91町を木綿不作の畑地がしめていたのである。すくなくとも木綿栽培地が全耕地面積の4割近くをしめていたことになる。この比率は、馬越村のそれとほぼ一致しており、この点で当村は地域の平均レベルをしめすものといえる。

^{*37} つぎのようにしるされている。「地味、色、全村大概赤黒土ナリ、質、土石多ク交リテ薄瘠礫礫ナリ」（『馬越村誌』前掲『豊橋市史』第8巻、226頁）。

った^{*38}。このように、馬越村はもともと木綿栽培の条件にめぐまれており、これにくわえて、生産条件の整備がすすめられていたとみられる。

このほか、木綿の販売との関連を示唆するものとして、安政4年の以下のような史料がある^{*39}。

覚

嵩山正宗寺本堂再建ニ付、檀中軒割日壹文五分宛御寄付当巳~~ノ~~酉年迄五ヶ年之内

立門三拾軒

壹ヶ年分

拾六貫五百六拾文

五ヶ年合而

錢八拾貳貫八百拾貳文

右之寄付錢米綿ニ而取立、売払代錢ニ而嵩山江相納可申候……

嵩山村の正宗寺は嘉永元年に火災により焼失した^{*40}。馬越村の宝蓮寺は正宗寺を中本山とする末寺であったことと、村内には正宗寺直壇が文久2年（1862）に12軒あったことなどにより^{*41}、その再建費用の一部を拠出したとおもわれる。この記述によれば、村であつめた米綿の売却代金をもって再建費用にあてることを取り決めたのである。これは、安政期において木綿生産の比重の高かったことと、換金がそれほど困難でなく比較的柔軟におこないえたことを推測させるものである。

^{*38} 「地籍帳」（明治十八年一月調）。

^{*39} 「安政四年正宗寺寄付割合帳」。

^{*40} その被害規模は地方役人三浦深井右衛門の日記によれば、「本堂開山堂玄関庫裏書院不残焼失」という状況であった（前掲『豊橋市史々料叢書三 三浦深右衛門日記』、669頁）。

^{*41} 仲前掲書、346頁。

木綿だけでなく、三河地方は近世中期以降三州瓦の名によって瓦の産地としてもしられている^{*42}。馬越村でも主要な工産物として生産されていたようである。当村は明治期の合併以降石巻村を構成する1地区となるにいたるが、その石巻村では明治44年～大正4年において、10数社の製造会社が年平均約20万枚の生産をおこなっていた^{*43}。八名郡全体の大正15年現在の状況をみると、製造所は31ヶ所にのぼり、そのうち旧馬越村地域には2ヶ所あった^{*44}。こうした当地方の瓦生産は、近世においてすでに一定のレベルにあったようである。吉田藩領内においては、城下につづく瓦町などにおいて古くから瓦生産が行われてきた。文化4年（1807）に瓦師の株仲間が結成されている。しかし、文化7年と文政8年に早くも無株の生産者取締が要請されている。取締の対象には馬越村の南に位置する八名郡和田村のものまでがふくまれていた点に、瓦生産普及の広がりがうかがえる^{*45}。瓦生産が徐々に拡大するなかで、安政4年になってふたたび瓦師株仲間の再編成がおこなわれることとなった。こうした生産動向のなかで、馬越村瓦製造業の台頭がみられるのである。当時の状況を、まず以下にかかげる史料から読みとることにしよう^{*46}。

乍恐奉願上候口上之覚

一瓦師職之儀先年ノ御用被為 仰付難有仕合奉存候、私共職義仲間相定右新瓦師

^{*42} 駒井鋼之助「三州瓦」（地方史研究協議会編『日本産業史大系5 中部地方篇』東京大学出版会、1960年）80頁。なお、明治初年の愛知県産の瓦生産額は、京都府・愛媛県・山口県について、全国第4位であった（山口和雄『明治前期経済の分析』東京大学出版会、1956年、21頁）。

^{*43} 石巻村誌編集委員会編『石巻村誌』（石巻村、1957年）216頁。

^{*44} 前掲『八名郡誌』上、1136頁。

^{*45} 前掲『豊橋市史』第2巻、480-481頁。

^{*46} 豊橋市鎌田長四郎家文書。

御差止被成下候様先年奉願上候処、則願之通被 仰付一同難有仕合ニ奉存候、依
之為御冥加と毎年目板瓦千弍百枚ツ、御上納仕候、然ル処此度仲間合銘々株相改
候処是迄居株之者も有之候ニ付、御領分御城付之内一同本株相定左之人数を以御
用相勤申度候間、向後御運上之義は仲間合ニ而毎年目板瓦千六百枚ツ、御上納仕
候、右ニ付此度人数相増取締方仕度奉存候間、尚又新瓦焼致手立候者有之候節は、
前々御用相勤候者共銘々及難渋候間、何卒此末如何様申御役所様江願出候者有
之候共御慈悲之御憐愍を以御差止被成下候様乍恐奉願上候、右之通被為 仰付候
ハ、瓦師一同難有出精仕 御上様御急之御用も御間欠不申候様仕候間、何分奉願
上候通被為 仰付被下置候ハ、一同難有仕合奉存候以上

安政四年巳三月

瓦町瓦師

茂平次

元花ヶ崎村仁左衛門株讓請申候

馬越村瓦師

五郎左衛門

此度本株相成申候

同村

村持株

当時支配人

同村

和十

三渡野村瓦師

新右衛門

元瓦町新兵衛株讓請申候

入文村瓦師

岩吉

元羽田村地内中柴幸吉~~ノ~~讓請申候

小池村瓦師

吉十

当時支配人

同村

庄作

元花ヶ崎村平次郎株讓請申候

同村瓦師

弥右衛門

当時支配人

牛川村

久米次

此度本株ニ相成申候

大草村瓦師

助三郎

右瓦師共前文ニ御願申上候通被 仰付候ハ、 御上様御急之御用も御間欠不申候
様村役人~~ノ~~も急度可申付候故、何卒此段乍恐奉願上候以上

瓦町庄屋

新五郎

花ヶ崎村庄屋

七三郎

三渡野村庄屋

吉右衛門

馬越村庄屋

平兵衛

小池村庄屋

与三郎

入文村庄屋

源右衛門

三組

御役所様

この史料の記述によると、瓦師株仲間は仲間の規模拡大の許可を願っているのである。見返りとして、運上の目板瓦がそれまでの1,200枚から1,600枚へと引きあげられている^{*47}。ここでは8株についてその所有者名とその居住地および支配人名が書きあげられている。そのなかに、馬越村村民五郎左衛門と和十の名前を見出すことができるのである。五郎左衛門は、元花ヶ崎村仁左右衛門株をゆずり受けることによってこのときをもって正式に瓦師となったものである。和十の場合は、村持株であり、その

^{*47} 地方役人三浦深右衛門の日記にも同様の事実が以下のようにしるされている。

一、瓦師共仲間取極瓦千六百枚御運上差出候旨、已来新規ニ初候もの御座候ハ、堅御差留被成候様致度旨、瓦師仲間連名之願書ニ村々役人奥書致差出ス、同十六日奉行衆江出ス

(前掲「豊橋市史々料叢書三 三浦深右衛門日記」豊橋市、741頁)。

利用・運営上の責任者であったとおもわれる^{*48}。和十が瓦生産で中心的な役割を
っていたことは、安政元年のものと推定される以下の史料の文言からも裏づけること
ができる^{*49}。

釜場地所借用証文之事

一新畑壹畝拾歩 勝山口

此御年貢三升ツヽ

右は釜場ニ無代ニ而借用仕候処実証ニ御座候、然ル上は書面之御年貢私し方急
度御上納可仕候、若し御年貢遅滞候ハヽ加判之者急度御上納可仕候、右之地所貴
殿御入用之節は何時成共被仰付次第相返可申候、為後日之証文仍而如件

卯三月（安政元年）

借主

和十

受人

七右衛門

組頭

^{*48} 丹波国多紀郡上立杭・下立杭・釜屋の三ヶ村の立杭焼きでも、まず承応年間（1652～55）に農民の共同投
資によって登窯がつくられ、大量生産がおこなわれるようになった（岡光夫『村落産業の史的構造』新生社、1
967年、517-519頁）。このうち、下立杭村の天保2年の土地所有規模をみると、全戸数70戸のなかで10石以上所
有するのはわずか3戸にとどまり、全体の4.3%にすぎなかった（同上書、515頁、第2表）。馬越村の所有石高
階層構成が零細でなおかつ平均していたことはすでに確認したところである。よって、零細な農業経営と共同
経営的な工業生産のあいだに補完的な関係が存在したことが推測できる。馬越村の場合、さらに同時期の金融
市場の発達とその展開を基底部分でささえた側面があったのではないだろうか。この点については、まとめの
部分でふたたびふれることにしたい。

^{*49} 「借用証文扣帳」。

長四郎

庄屋

五郎左衛門

政右衛門殿

勝山口とは、馬越村の西端の字である。ここにあった釜場を和十は政右衛門から借り受けたのである。借入が無代でおこなわれているのは、貢租負担にくわえて何らかの理由ですでに遊休施設化していたためと推測できる。しかし、ここで注意しなければならないのはつぎの点である。すなわち、和十がこの時以降瓦生産をはじめたのではないことと、それにくわえて、五郎左衛門においても安政4年の株取得以降に生産を開始したのではないということである。つまり、両名の瓦生産はより以前から、実績をつみかさねてきたものであるということである。このことの証左となるのが、つぎの馬越村名寄帳の記載内容のうちの角筆所在地の表示である*50。

和十

一上田三畝二歩

野中

分米四斗貳升九合

取米貳斗四升四合五勺

一新畑貳畝拾歩

桧山

……（中略）……

吉十分

一同五歩

勝山口

一同壹反歩

瓦屋敷

*50 「本新田畑名寄帳」（弘化2年）。

……（中略）……

改

ノ式反九畝拾貳步

分米 三石五斗四升六合

取米 六斗貳合八勺

本高

壹石四斗貳升

新高

貳石六斗五升六合

取米

壹石三斗六升七合八勺

免口

四升壹合貳勺

此儀

四儀壹升五合 辻

……（中略）……

五郎左衛門

伊右衛門

大明神

一上田三畝廿五步

分米五斗三升七合

取米三斗六合壹勺

……（中略）……

千十分

一新畑壹畝廿九步

辻畑

……（中略）……

一同拾五歩

瓦屋敷付畝

メ九畝九歩

分米八斗三升七合

取米壹斗四升貳合三勺

本高

貳石六斗壹升九合

新高

壹石三斗三升

取米

壹石五斗七升四合六勺

免口

五升四合三勺

此俵四俵貳斗貳升八合九勺 辻

この名寄帳は弘化2年（1845）作成のものである。前記史料が書かれた安政4年（1857）の10年以上も前においてすでに和十と五郎左衛門の両名は、瓦生産関連施設を所有していたのである。さらに彼らの瓦生産とのかかわりがいつごろまでさかのぼって確認できるかは、この前に作成された名寄帳を参照することにより判明する。すなわち、文化14年（1817）作成の名寄帳のどの部分にもこうした記載は一切みられないのである。したがって、馬越村の瓦生産の始期は、文政・天保の1820～30年代を中心とした時期であったと推測できる。

先にみた、新・旧瓦師株仲間は、大草村をのぞけば、すべて豊川沿岸の村々にあった。これは、瓦生産における輸送・原料調達面での立地の持つ重要性をしめすものである。

*⁵¹。馬越村における明治期以降の瓦生産の展開については、先に簡単にふれたにとどまったが、当村においてそれを可能にする条件があったことは否めない事実であろう。その潜在的な可能性の発現をうながしたひとつの要因として、当該時期の金融市場の発達があったのではないか。それは、当村における瓦生産の中心人物の1人和十が、弘化2年・嘉永2年の持高がわずか4.1・5.1石で平均レベルであったにもかかわらず*⁵²、村借入金からの借入額をみるとほとんどつねに最上位層に位置していた事実にあらわれているとおもわれるのである*⁵³。

おわりに

以上2節にわたって、幕末期・維新期の馬越村の金融市場と実物経済の構造および両者の関連について検討をくわえた。借り手である村民の側から馬越村における資金の流れをみると、そこでは藩、地主、寺院、頼母子講、村借入金といった資金の供給者や融通制度が存在していたことがあきらかとなった。このように多様なルートの存在が確認された以上、資金の供給サイドはお互いに競合関係にあったとみなす方が自然であろう。利子率の一致した動向もそのひとつの証左である。つまり、馬越村の実物生産の基礎には、こうした競争的な金融市場の成立があったのである。

しかしながら、資金流通網のこうした発展は当村にかぎられたものではなかったと

*⁵¹ 馬越村では、140町歩の村域のうち、その5割を用材山がしめる（「三河国八名郡馬越村地籍帳（明治18年）」）。これは、瓦生産のさいの燃料調達面における有利さをものがたるものである。

*⁵² 「本新田畑名寄帳（弘化2年）」・「拝借金割賦帳（嘉永2年）」。

*⁵³ 天保14年以降明治5年までの7時点での「未進金貸付帳」によると、明治5年以前において、その借入額は上位2位もしくは3位であった。五郎左衛門は、天保14年が4位で安政5年は3位であった。政右衛門は、嘉永6年が3位で慶応3年は2位であった。

推察されるのである。すなわち、このように高度に発達した金融市場は、たまたま馬越村周辺に存在したものではなく、当時の一般的な状況を反映した、いわば1つの縮図にすぎなかったということである。

たとえば、馬越村では宝蓮寺の関連で臨済宗妙心寺派内での資金融通の存在をすでに指摘した。こうした寺院をとおした資金の融資網は、18世紀なかば以降寺社名目金制度の普及により飛躍的な発展をとげたとかんがえられる^{*54}。藩の金融活動についても、吉田藩が貸し手として馬越村村借入金へ貸付をおこなう一方で、藩営頼母子講や御用金のほかに^{*55}、幕府公金貸付制度から資金を調達していたという意味で^{*56}、借り手でもあったのである。この幕府公金貸付制度もまた近世後期以降に整備され発展をとげたものであった。公金貸付制度は、領主金融だけでなく農村への低利融資もおこなっていたし、その原資は幕府の自己資本にかぎらず、宮方・寺社の名目金や、宿・村などからの資金が重要であった^{*57}。地主についてさえも、近世後期には預金受け入れとその貸付という銀行に類似した利貸経営がみられたとの概括的な指摘と

^{*54} 三浦俊明「近世寺社名目金の史的金融—近世庶民金融市場の展開と世直し騒動—」（吉川弘文館、1983年）。

^{*55} たとえば、前掲「三浦深右衛門日記」などにおいても、藩営頼母子関係の記事が散見される。金融史研究の立場から藩営頼母子講を論じたものに、岩橋勝「大和郡山藩における領主的金融講—江州領浅井・神崎領郡を中心として—」（宮本又次編『史的研究金融機構と商業経営』清文堂、1967年）がある。

^{*56} 吉田藩は、嘉永元年現在で馬喰町町役所などから25,620兩の借財があった（前掲「□□論」、326頁）。

^{*57} 竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」（古島敏雄編『日本経済史大系4 近世下』東京大学出版会、1965年）187-224頁。ただし、ここでは「倒れそうで倒れない幕藩体制のからくりの一つの絆」（同上論文、22頁）として、公金貸付政策がとらえられている。

もに^{*58}、近年では幕末期における具体的かつ興味深い事例が報告されている^{*59}。村借入金制度も、吉田藩領内には馬越村以外にいくつか設置されていたことが確認され^{*60}、他地方での存在については先行研究の紹介にさいしてすでにのべたとおりである。村借入金よりさらに組織化がすすんだ制度としてとして、報徳社あるいは類似の組織も農村金融に貢献したであろう^{*61}。そのほか、社倉・義倉・郷蔵のような、本来は備荒貯蓄などを目的とした制度が、近世後期以降金融機能もあわせもったケースも散見されるのである^{*62}。

近世後期の金融市場を全国レベルでかんがえたとき、これらの貨幣流通体系における諸結節点がそれぞれの領域で孤立していたのでは決してなかった。次元・地域をこととする多種多様に分岐したルートがこれら結節点でたばねられ、全体として重層的な構造をもった広域におよぶ有機的融資網が形成されていたのである。したがって、従来農村経済史研究において念頭におかれていたような、高利貸しを兼ねた地主もし

^{*58} 大石慎三郎・中根千枝著者代表『江戸時代と近代化』（筑摩書房、1986年）189頁における大石氏の発言。

^{*59} ロナルド・トビ「プロト工業化期金融の一試論—天保期における銀行的経営形態の胎動—」（『人文学報』第78号、1996年3月）。本論文では、美濃国西条村の西松家が分析されている。

^{*60} たとえば、浪之上村（豊橋市美術博物館所蔵石居家文書）、沖木村（前掲『豊橋市史々料叢書三 三浦深右衛門日記』、880頁）など。

^{*61} 斎藤修「報徳社運動のクロノロジィ」（『三田学会雑誌』第64巻第8号、1971年、746頁）において、地主、報徳社、それと等機能をもつ組織の3者がおたがいに代替関係にあったとの重要な指摘がなされている。馬越村でも、所有規模がフラットでかつ小規模な構成が、村借入金制度設置の有力な要因であったとかんがえられる。

^{*62} 郷蔵の金融機能にかんしては、竹内前掲論文202頁においても言及があるが、最近の成果として、大塚英二「御蔵・郷蔵に見る近世社会の構造」渡辺尚志編『新しい近世史4 村落の変容と地域社会』（新人物往来社、1996年）をあげることができる。

くは都市商人からの単線的な資金供給にもっぱら依存しているといった近世農村金融市場像はこんご大幅に修正される必要があるとおもわれるのである。

第7章 近世商家経営

における頼母子講金融

—近江日野中井源左衛門家の事例—

はじめに

近世において頼母子講による金融は、農村における相互扶助のためだけでなく、商業経営を営むうえでも重要であった。この在来的な資金融通方法は、中世から近代にかけての時代において、一定の役割を果たしたとおもわれる。それにもかかわらず、こうした側面について十分取り上げられてはこなかった。とくに近世の商業発展とのかかわりについては、こうした傾向はより一層見受けられる。こうした点については、第5章、第6章においてそれぞれ御手洗町と馬越村というひとつの地域を対象として論じてきた。本章においても頼母子講による資金融通について考察することにしたい。ここでは、個別経営におけるその意義についてかんがえてみることにしよう。分析対象は近江商人の中井源左衛門家である*¹。したがって、近世の大商業経営と頼母子講とがどのような関係にあったのかが論点となる。

中井家の沿革について簡単にふれておくことにしよう。近江商人は近江国のうちでも、とくに蒲生郡八幡町・日野付近、神埼郡五個荘村一帯、そして愛知郡愛知川町の

*¹ 近江商人研究については、安岡重明・藤田貞一郎・石川健二郎編著「近江商人の経営遺産」（同文館、1992年）巻末の文献目録を参照。また、近世における近江商人を対象とした近年の研究成果としては、上村雅洋「近江商人の経営システム」（安藤誠一・藤田貞一郎編「市場と経営の歴史」、清文堂、1996年）が、近代については末永國紀「近江商人経営史論」（有斐閣、1997年）がある。上村論文では、当時の近江商人の経営システムがもっていた合理性について、いくつかの側面からあきらかにしている。

周辺から多く輩出した*²。中井家はそのうち日野出身である。当初は、関東地方への行商形態をとっていたが、のち店舗商業へと経営形態が変化することになる。その転換期は、18世紀なかばにあった。初代中井源左衛門光武は、延享2年（1745）にはじめて出店をもうけた。場所は下野国越堀町であった。これは、寛延2年（1749）に大田原の出店に吸収された。このときから約20年間は、行商から店舗中心への過渡期であった。明和6年（1769）には、仙台・伏見・丹後後野に出店をもうけた。以後、完全に店舗商業化することになった。このように中井家の経営は順調な発展をとげたものであった。当家の経営は、上方と奥羽地方との間の産物廻しで成功したとされる。この商法でもっとも繁盛したのが仙台店である。初代光武の時代、仙台店は中井家の宝庫と称されたほどであった。仙台店の重要商品は、上方から集荷する古手や繰綿であった。他方、仙台店からは、生糸・紅花などの商品を供給した。このほかにも多くの支店・枝店をもうけた。そこでは商業以外の経営もみられ、酒・醤油といった醸造業や、金融業などの事業が展開していった。天明8年（1788）には京都店も開設された。寛政9年（1797）にいたり、光武は近親4名に資産を分与した。そのさい、本家と3分家に分割されることになった*³。当時、長男源三郎は早世したため、次男光昌が2代目源左衛門として本家・仙台店・相馬店をあたえられた。資本金は約3万両であった。京都店・尾道店は三男正治右衛門武成に配分された。分家中これがもっとも発展をとげている。その資本金は約2万2千両であった。いわゆる産物廻しは仙台店と京都店を拠点としていたため、資産分与ののちは、源左衛門家の仙台店と正治右衛門家の

*² 以下の中井家の沿革にかんする部分は、おもに江頭恒治『近江商人中井家の研究』（雄山閣、1965年、復刻版1992年）29-95頁に依拠した。

*³ 中井家では、文政12年以降「和合寿福講」が一統の最高の管理組織として存在した（江頭恒治『近江商人中井家の研究』雄山閣、1965年、復刻版1992年、65、78、823頁）。

京都店のあいだで連携がとられた。以後も源左衛門家において、あるいはいど活発な事業活動がおこなわれた。たとえば、文化3年（1806）には光昌により大坂店などが設立された。嘉永2年（1849）には、4代光基によって分家の京都店とは別に、本家独自の京都店がもうけられた。安政3年には仙台藩の蔵元に就任するなど藩財政にもかかわりをもった。しかしながら、その一方で源左衛門家の資本は、19世紀初頭以降のびなやんでいたのである^{*4}。それは、表7-1に明瞭にあらわれている。とくに幕末期

表7-1 中井家本家資本の平均成長率

| 期間 | 平均資本 | 増殖率 |
|-----------|---------|-----|
| 享保19～延享 1 | 176 | 82% |
| 延享 2～宝暦 4 | 733 | 13% |
| 宝暦 5～明和 1 | 3,026 | 17% |
| 明和 2～安永 3 | 10,926 | 14% |
| 安永 4～天明 4 | 30,844 | 10% |
| 天明 5～寛政 8 | 65,447 | 6% |
| 寛政 9～文化 4 | 42,220 | 6% |
| 天保 6～弘化 2 | 129,917 | 6% |
| 弘化 3～安政 2 | 179,808 | 4% |
| 安政 3～慶応 1 | 234,598 | 1% |
| 慶応 2～明治 4 | 249,858 | 1% |

- 注) 1. 江頭「中井家の研究」884-5頁、第一表によって作成。
 2. 平均資本は期首と期末の平均である（単位：兩）。
 3. 文化5～天保5は欠帳。

以降物価上昇があったから、それだけ実質成長率は低かった^{*5}。

本章の以下の部分では、源左衛門家のいくつかある営業部門のうちで、本家を取りあげ、これが加入していた頼母子講について考察をおこなうことにしたい。分析時期は文化期から明治10年代前半までである。したがって、うえでのべたとおり当該時期

^{*4} 寛政9年の資産分配によって、事業間の連携がそれほどうまくいかなかったことがその一因をなしているかもしれない。

^{*5} 鴻池善右衛門と鹿島屋久右衛門が大関に格付けされた「日本持丸長者集」との表題をもつ弘化2年（1845）の長者番付において、当家は前頭であった（林英夫・芳賀登編『番付集成（上）』柏書房、1973年、169頁）。

においては3分家と当家とに分割済みである。それと同時に、源左衛門家本家は寛政8年（1796）までに現業部門から撤退し、管理部門化していた*⁶。ここでの従業員は支配人以下数人の手代・子供にかぎられていた。商品の取りあつかいはまったくなかったのである*⁷。このように、統括部門である本家ではあるが、一体どれほど頼母子講金融とむすびつきがあったのか、という点に着目して検討をくわえることにしよう。

第1節 中井家の本家における頼母子講関連帳簿について*⁸

はじめに、史料的基础について検討しておきたい。本家の頼母子講関係の財務管理は、当初は大福帳によっておこなわれていたようである。それが、天保2年以降「頼母子出入差引名寄帳」との表題をもつ独立した帳簿を作成するようになったとおもわれる*⁹。これは、本家の頼母子講とのかかわりの増大に対応したものであろう。以下、本章の基本史料である「頼母子出入差引名寄帳」の性格について、やや立ちいってみておくことにしよう。

「名寄帳」は天保2年記帳が開始されたものであるが、過去に加入した頼母子講についても文化期までさかのぼってしるしている。そこで、過去の頼母子講と新規の頼母子講にかんする当帳簿の取載範囲を、大福帳と比較してみてもうけらることにしよう。文政9年の大福帳では、「諸方頼母子口」という勘定口座がもうけられていた。そのなかで、さらにつぎの7つの項目がもうけられていた。すなわち、「大宮之口」、「池

*⁶ 江頭前掲書、847頁

*⁷ 同上書、805頁

*⁸ 本論文で利用した史料は、すべて滋賀大学付属史料館の所蔵するものである。また、以後「頼母子出入差引名寄帳」は「名寄帳」と略記することとする。

*⁹ 文政期ごろ、大坂店の大福帳に「頼母子口」という勘定口座がもうけられていた（江頭前掲書、824-826頁）。

之脇長寿寺之口」、「大工平右衛門之口」、「山王宮之口」、「正明寺之口」、「郡山領御講之口」、「松栄講之口」である。種類は寺社や個人、藩営頼母子講と多様であった。同年の「名寄帳」の記述と照合すると、この年については一致している。よって、過去のデータにかんして「名寄帳」への転記が正確であったといえる。そのこの新規の分についてはどうだろうか。天保2年以降「名寄帳」の記述が開始され、天保12年にいたると頼母子講管理の帳簿は完全に「名寄帳」へかわっていることが確認できる。それは、このとき大福帳では「諸方頼母子口」という大きな項目自体が消滅している事実にもあらわれている。もっぱら「名寄帳」に記帳する形式へ移行していたのである。つまり、本家の頼母子講関連の出納は「名寄帳」にほぼもとづいていたことになる。ただし、例外も若干あった。それは「御講口」、「万石御講」、「仙台御講」である。これらは大福帳に記載されていた。しかし、これらは仙台藩の領主講といった特殊な頼母子講である。しかも、数はきわめて少ない。さらにのちにあきらかになるように、以後これら以外にこうした大福帳に別記された特殊な頼母子講はなかったのである。したがって、「名寄帳」により本家の頼母子講との関係を総体的にあきらかにするという本章の分析方法は有効性をもつといえよう。

そこで、「名寄帳」の内部構造の概要について説明しておこう。中身は大きくは3つにわかれている。次ページの表7-2には各部分にしるされた頼母子講の名称をあげた。最初の部分は新規加入の頼母子講について、各会の掛金や落札金などをそのつどしるしていった部分である。分量はもっとも多く、しかも記載は詳細であり、当帳簿の大半をしめている。文政3年にはじまる「大宮頼母子講」から、明治15年開始の「尾林次右衛門頼母子講別段口」まで計46の頼母子の情報をしることができる。2番目は、「頼母子講落札金預口」として区分された部分である。落札金について、その利息計算などがなされている。この部分の頼母子講は、第1の部分でその都度記帳されていった頼母子講のうちで、天保14年以降に落札したものにかぎられている。したがって、収録範囲でいうと、「頼母子落札金預口」の頼母子講は、最初の部分の一部

表7-2

「頼母子名寄帳」各部分記載頼母子講の比較

| | | | 「頼母子名寄帳」 | | 「諸方頼母子満会損金付込口」 | |
|---------------|------|------|----------|------------|----------------|--|
| 頼母子講名 | 初会 | 満会 | 頼母子講名 | 初会 | 満会 | |
| 1 大宮頼母子 | 文政3 | 天保4 | 大宮新講 | 大宮古頼母子 | 文化4 文政2 | |
| 2 大宮新講 | 天保6 | 嘉永2 | 大聖寺講 | 山王古頼母子 | 文化4 文政3 | |
| 3 大聖寺頼母子 | 文政10 | 天保11 | 山王修覆講 | 大宮町五郎三郎頼母子 | 文化4 文化12 | |
| 4 大聖寺新講 | 天保6 | 嘉永2 | 八郷頼母子 | 倉本忠兵衛頼母子 | 文化4 文化12 | |
| 5 山王頼母子 | 文政4 | 天保5 | 社左京殿頼母子 | 中在寺講 | 文化4 文化9 | |
| 6 元庄尾市兵衛頼母子 | 文政5 | 天保4 | 大聖寺新相統講 | 大聖寺頼母子 | 文化4 文化7 | |
| 7 慈眼庵頼母子 | 文化5 | 天保2 | 山王金毘羅講 | 大聖寺松栄講 | 文化8 文政6 | |
| 8 西川応助頼母子 | 文政7 | 天保7 | 積金講 | 長徳寺頼母子 | 文化6 文政3 | |
| 9 上ノ町歩行善次頼母子 | 文化15 | 天保3 | 山王修覆講 | 四月庵寺頼母子 | 文化6 文化9 | |
| 10 池ノ脇長寿寺頼母子 | 文政2 | 天保2 | 三組講 | 徳楽院頼母子 | 文化7 文政5 | |
| 11 水口松栄講 | 文政4 | 天保7 | 大宮修覆講 | 西川応助古頼母子 | 文化8 文政6 | |
| 12 郡山御講 | 文政8 | 天保5 | 大聖寺平等講 | 西野木曾寺頼母子 | 文化9 文政8 | |
| 13 鎌掛専明寺講 | 文政2 | 天保13 | 大聖寺修覆講 | 松尾山正明寺頼母子 | 文化11 文政11 | |
| 14 大工平右衛門頼母子 | 文政6 | 文政12 | 大宮神悦講 | 大聖寺七会講 | 文化15 文政4 | |
| 15 山王修覆講 | 天保5 | 嘉永1 | 山王見立講 | 山王六会講 | 文政5 文政8 | |
| 16 八郷頼母子 | 天保7 | 嘉永3 | 大宮修覆講 | 若村大和頼母子 | 文政6 文政6 | |
| 17 社左京殿頼母子 | 天保9 | 嘉永5 | 山王修覆講 | 大宮頼母子 | 天保4 | |
| 18 山王金毘羅講 | 天保9 | 嘉永4 | 大聖寺平等講 | 山王頼母子 | 天保4 | |
| 19 慈眼庵頼母子 | 天保11 | 嘉永4 | 大聖寺相統講 | 慈眼庵頼母子 | 天保4 | |
| 20 大聖寺新相統講 | 天保11 | 安政1 | 大聖寺平等講 | 西川応助頼母子 | 天保7 | |
| 21 積金講 | 弘化1 | 安政5 | | 上ノ丁善次頼母子 | 天保3 | |
| 22 山王修覆講 | 嘉永1 | 文久2 | | 加藤主税之介頼母子 | 天保6 | |
| 23 大聖寺平等講 | 嘉永2 | 文久3 | | 大工平右衛門頼母子 | 文政12 | |
| 24 大宮修覆講 | 嘉永3 | 文久3 | | 中在寺 | 文化7 | |
| 25 三組講 | 嘉永5 | 慶応1 | | 永福講 | 文化11 | |
| 26 山王見立講 | 嘉永5 | 慶応2 | | 藤貫様御講 | 文化13 | |
| 27 大宮神悦講 | 嘉永6 | 慶応2 | | 大宮講 | 文政5 | |
| 28 牧野貞吉頼母子 | 嘉永6 | 安政2 | | 仙台様講徳用 | 天保12 | |
| 29 大聖寺相統(修覆)講 | 安政2 | 明治1 | | 大聖寺頼母子 | 子 寅 | |
| 30 町西田氏御米印頼母子 | 安政4 | 明治4 | | 酒菜講頼母子 | 嘉永3 | |
| 31 万口加藤唯城様栄 | 万延1 | 明治7 | | 山王修覆講満会之徳 | 嘉永3 | |
| 32 山王修覆講 | 文久2 | 明治9 | | 大宮講満会之徳 | 嘉永3 | |
| 33 大聖寺平等講 | 文久3 | 明治9 | | 大聖寺講 | 嘉永3 | |
| 34 大宮修覆講 | 文久4 | 明治10 | | 長寿寺頼母子 | 嘉永3 | |
| 35 大聖寺相統講 | 明治2 | 明治15 | | 郡山頼母子 | 嘉永4 | |
| 36 社左京殿頼母子 | 明治5 | 明治15 | | 八郷頼母子 | 嘉永4 | |
| 37 日枝社修覆講 | 明治7 | 明治15 | | 山王金毘羅 | 嘉永4 | |
| 38 積金講 | 明治9 | 明治15 | | 社左京殿神悦講 | 且 | |
| 39 竹内莊吾殿相統講 | 明治10 | 明治15 | | 新相統講 | 安政2 | |
| 40 大聖寺平等講 | 明治10 | 明治15 | | 積金講 | 未 | |
| 41 陰徳講 | 明治11 | 明治15 | | 御上御講 | 未 | |
| 42 西田平次郎殿頼母子 | 明治11 | 明治15 | | 御上御講承和講 | 西 | |
| 43 仕出町栄精講 | 明治13 | 明治15 | | 万石方平安塚御講 | 西 | |
| 44 守村宗原頼母子 | 明治15 | 明治15 | | 山王修覆講 | 子 | |
| 45 尾林次右衛門頼母子 | 明治15 | 明治15 | | 大聖寺平等講 | 子 | |
| 46 尾林次右衛門頼母子 | 明治15 | 明治15 | | 大宮修覆講 | 子 | |
| 47 尾林次右衛門頼母子 | 明治15 | 明治15 | | 三組講樹金 | 且 | |
| | | | | 山王見立講 | 且 | |
| | | | | 大宮神悦講 | 且 | |
| | | | | 大聖寺相統講 | 且 | |
| | | | | 徳楽院頼母子 | 且 | |
| | | | | 牧野貞吉 | 未 | |
| | | | | 西川講 | 未 | |
| | | | | 山王修覆講 | 未 | |
| | | | | 大聖寺平等講 | 未 | |
| | | | | 大聖寺修覆講 | 未 | |
| | | | | 大聖寺講 | 未 | |
| | | | | 陰徳講 | 未 | |
| | | | | 大聖寺相統講 | 未 | |
| | | | | 竹内莊吾相統講 | 未 | |
| | | | | 西蔵講 | 未 | |

注) 「頼母子出入差引名寄帳」によって作成。

にすぎない。同表において、重複分にはアンダーラインを付した。当帳簿の3番目の部分は、「諸方頼母子頼母子満会損金付込口」である。内容的には、各頼母子講の収支決算がしるされている。文化4年までさかのぼっており、収録範囲はここがもっと

も広い。先に、天保2年以降「名寄帳」が作成されるようになったのちも、大福帳に記帳がつづけられた頼母子講があったとのべた。すなわち、「御講口」・「万石御講」・「仙台御講」である。これらは、「名寄帳」中のほかの部分にはその名がないが、この部分にはその収支勘定の必要のためしるされている。ほかにも、天保2年以前の古いものを中心に、「中在寺講」・「永福講」・「藤貴様御講」・「吉永清右衛門本誓寺別段預差引徳」・「仙台様講徳用」がここにのみ記載されている。ただし、明治15年現在で、満講になっていない頼母子講については記録がない。

本章における史料的基础についての確認作業のさいごととして、山王修覆講（天保5年～嘉永元年）を事例として、これら3つの部分の関連を具体的にみておくことにしよう。

まず最初の部分での記述内容は以下のとおりである*¹⁰。

山王修覆講

天保五年九月廿二日

一 金貳両也 初会掛金二口分

未二月廿七日

一 金貳両也 二会目掛金

入銭貳百貳拾八文 つり取り

入同貳百文 壱口分

影雑用共

未八月廿七日

一 金貳両也 三会目二口分掛金

*¹⁰ 記述内容をみてもわかるように、当該頼母子講の規約やほかの加入者といった情報はこの帳簿からは不明である。これらの点の検討については、のちに機会にゆずりたい。

入三百式拾文 つりとり
 入式百文 影雑用
 め五兩三分ト七百四十八文 掛金め高
 …… (中略) ……
 申二月廿九日
 一 金式兩式分也 式拾八会目
 入式百文 かけ取
 め金四拾八兩式朱
 五百五拾八文
 右ハ奥ニ在之落札金之處ヘ付出し此□□

各会の日付とその時の掛金高が記載されている。「つりとり」・「影雑用」は意味が判然としないが、入金高であることはまちがいないだろう。額はわずかであった。

この「山王修覆講」の出金・入金についての詳細は次ページの表7-3にしめしたとおりである。初会は天保5年9月22日で、以後、2月末と、8月あるいは9月末の年2回のペースでひらかれた。こうした年2会という開催頻度は、本家関連の頼母子講の多くに共通するものであった。このときの掛金は2兩で、そのあと掛金は逡減していく。大体年1回ずつ掛金累計額を計算していた。時期は8月もしくは9月におこなっていた。「つりとり」・「影雑用」といった若干の戻し金は差し引いたうえで集計がなされている。1朱未満の端数は、銭によって計算していた。表の右端の金銭相場は、め高と掛金の累計額から算出したものである。表示されている相場にはかなりの変動幅があ

表7-3 山王修履講 (天保5年～)

| 年 | 月 | 日 | 会数 | 掛金 | | | 落札金 | つり・陸 | メ高 | | | | 金銭相場 文/兩 |
|----|----|----|----|----|---|---|-----|-------|----|---|---|------|-------------|
| | | | | 兩 | 分 | 朱 | | | 兩 | 分 | 朱 | 文 | |
| 天保 | 5 | 9 | 22 | 1 | 2 | | | 0 | | | | | |
| | 6 | 2 | 27 | 2 | 2 | | | -428 | | | | | |
| | 8 | 27 | 3 | 2 | | | | -520 | 5 | 3 | | 748 | 6784 |
| | 7 | 2 | 27 | 4 | 2 | | | -614 | | | | | |
| | 8 | 27 | 5 | 2 | | | | -972 | 9 | 2 | 2 | 10 | 7584 |
| | 8 | 2 | 27 | 6 | 2 | | | -1124 | | | | | |
| | 9 | 27 | 7 | 1 | 3 | 2 | | -536 | | | | | |
| | 9 | 2 | 27 | 8 | 1 | 3 | 1 | -600 | | | | | |
| | 8 | 27 | 9 | 1 | 3 | 2 | | -910 | 16 | 3 | | -112 | 6997 |
| | 10 | 2 | 18 | 10 | 1 | 3 | | -308 | | | | | |
| | 8 | 25 | 11 | 1 | 3 | | | -580 | | | | | |
| | 11 | 2 | 27 | 12 | 1 | 2 | 3 | -470 | | | | | |
| | 8 | 27 | 13 | 1 | 2 | 2 | | -200 | 23 | 1 | 1 | 254 | 7696 |
| | 12 | 2 | 27 | 14 | 1 | 2 | | 46 | | | | | |
| | 8 | 27 | 15 | 1 | 2 | | | -200 | 26 | 1 | 1 | 100 | — |
| | 13 | 3 | 1 | 16 | 1 | 1 | 2 | 124 | | | | | |
| | 9 | 27 | 17 | 1 | 1 | 2 | | -464 | 29 | | | 174 | 6624 |
| | 14 | 2 | 27 | 18 | 1 | 1 | | -339 | | | | | |
| | 8 | 27 | 19 | 1 | | 2 | | -359 | 31 | 1 | | 284 | 6464 |
| 弘化 | 1 | 2 | 27 | 20 | 1 | | | -515 | | | | | |
| | 8 | 27 | 21 | | 3 | | | -200 | 32 | 3 | | 1146 | 6308 |
| | 2 | 2 | 27 | 22 | | 2 | 50兩 | -200 | | | | | |
| | 8 | 27 | 23 | 2 | 2 | | | -200 | 35 | 3 | | 746 | — |
| | 3 | 2 | 27 | 24 | 2 | 2 | | -200 | | | | | |
| | 8 | 27 | 25 | 2 | 2 | | | -200 | 40 | | | 346 | — |
| | 4 | 2 | 27 | 26 | 2 | 2 | | -200 | | | | | |
| | 8 | 27 | 27 | 2 | 2 | | | -200 | 45 | 2 | 2 | 758 | 6496 |
| 嘉永 | 1 | 2 | 29 | 28 | 2 | 2 | | -200 | 48 | | 2 | 558 | — |
| | | | 計 | 48 | 3 | 0 | 50兩 | | | | | | |

注) 1. 「頼母子出入差引名寄帳」によって作成。

式匁五分

掛金高

金四拾八兩貳朱 前之口ノ付ス廿八回迄メ高

五百五十八文

此銀五匁壹分七リ

差引

金五兩壹分

四匁八分三リ 徳

右奥之徳損付集へ出ス

冒頭に掛金高の説明がある。1口1兩掛けで、2口加入のため1年2兩の掛金であることがしるされている。つぎに、落札の年月日およびその金高があり、落札金には年2朱半の利息が付されていたことが分かる*¹²。巳（弘化2年）・午（弘化3年）・未（弘化4年）の各年に対応している。「巳利金」は弘化2年2月の落札のため、3月～12月の10ヶ月分の利息である。ただし、満会時にはこの原則はあてはまらない。すなわち、嘉永元年の2月29日で満会をむかえたにもかかわらず、この年の2ヶ月分の利息は計算されていない。こうした一定のルールにもとづき集計した結果、元利合計は53兩2分と2匁5分であった。それから「前之口ノ付ス廿八回迄メ高」である、48兩2朱および558文を銀に換算した5匁1分7厘を差し引いている。この場合、5兩1分と4匁8分3厘の徳であった。

この収支計算の結果が、最終的には「諸方頼母子満会損金附込口」へと転記されることになる。その部分をつぎにしめしておく。

……（前略）……

*¹² 収益計算については、次節でより立ちいった検討をおこなう。

子十二月改

一金三十五兩壹分貳朱 大聖寺頼母子五口入講之損

四百七十貳匁

代四匁六分七り ○九匁

寅十月

一金七十六兩貳朱 潤栄講頼母子差引徳

差引

金百四十七兩 徳用預り

五匁三分四厘

申二月

一金五兩壹分 山王修覆講満会之徳

四匁八分三厘

メ金百五拾貳兩壹分 酉正改

十匁壹分七厘 預り

……（後略）……

「申二月」（嘉永元年2月）の満会時に確認された、5兩1分と4匁8分3厘の徳が記入されている。

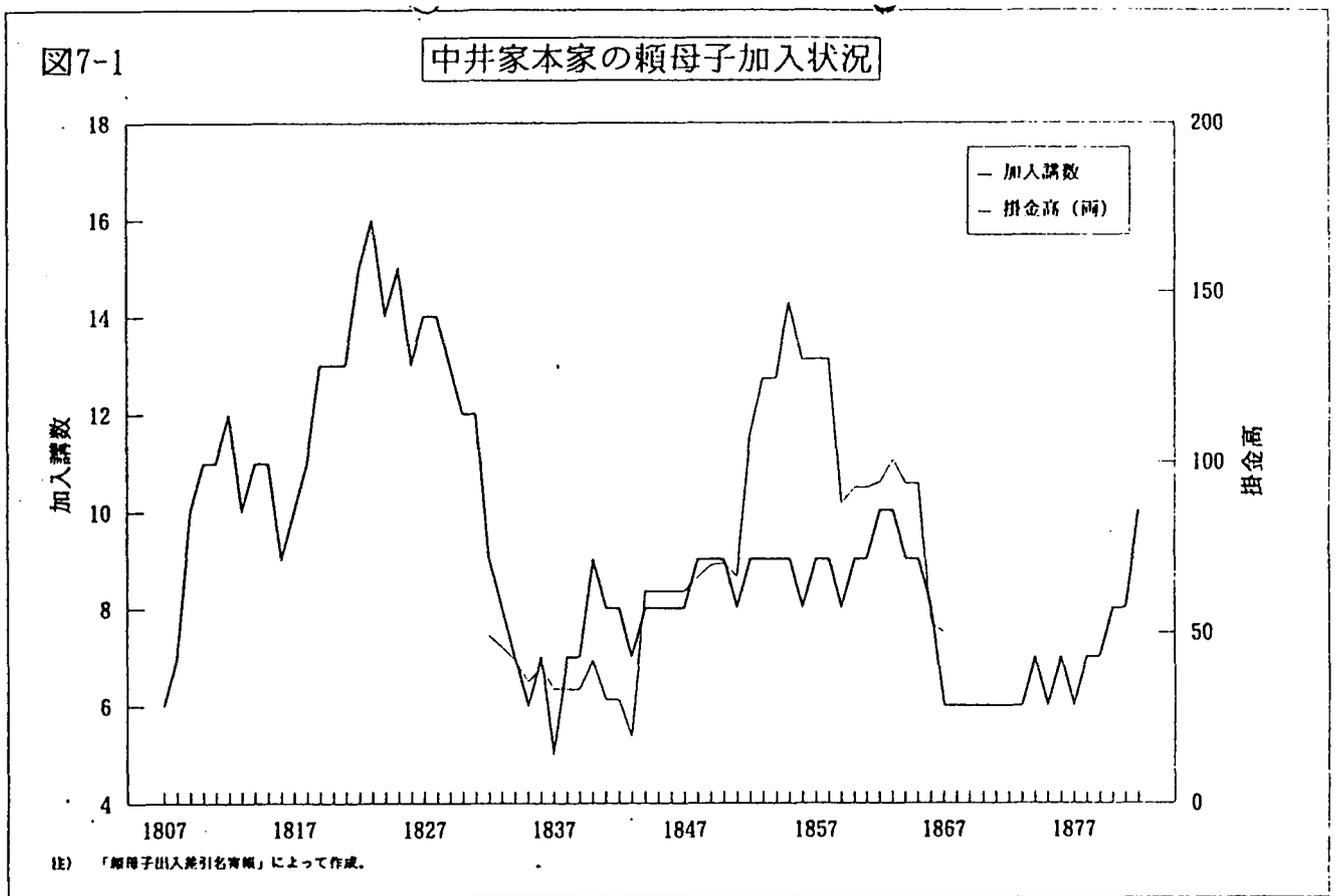
このように、各頼母子講の損得が順に記入されていった。さいごに「メ金百五拾貳兩壹分 十匁壹分七厘 酉正改預り」とあるように、これらの数値は定期的集計されていた。

以上、本項では中井家の本家部門の頼母子講関係帳簿を検討した。次節では、頼母子講とのかかわりについて具体的に考察することにしよう。

第2節 頼母子講加入の具体的状況

まず、本家が加入した頼母子講数は時期によって変化したから、その推移を概観し

ておくことにしよう。そのために折り込みの表7-4を用意した。1~47は「名寄帳」の最初の部分に記帳されているものである。先にのべたように、ここには掛金や落札金などがしるされている。A~Pはそれ以前の時期について、同帳の「諸方頼母子満会損金付込口」でおぎなったものである。あわせて、文化4年（1807）から明治15年（1882）までの66年間で、合計63の頼母子講への加入が確認できる。各年の合計は右端に表記している。これを図示したものが図7-1である。加入講数とともに掛金高も表



示している*¹³。これが途中からはじまっているのは、掛金がわからないA～Pの頼母子講の満会以降の集計値に限定したからである。A～Pの掛け金は算入されないため、過少に集計されざるをえないからである。また、明治以降については、円を両に換算する問題があるため割愛した。

この図をみると、加入講数は文化4年（1807）以降増加傾向にあったことがわかる。文政期にはいり一旦落ち込みがあるが、すぐにペースを取りもどし、文政6年（1823）に16でピークにたつする。しかし、そこから急激な減少傾向がはじまる。天保8年（1837）には加入講数は5にまで落ち込んだ。そのご多少の回復はあるが、文政期頃の水準までもどることはなく、1840年代～60年代をとおして7～10の水準で安定していた。明治期にはいると、ふたたび回復のきざしがあつた。中井家はつねに複数のの頼母子講へ加入していた。そこに、当家と頼母子講とのかかわりの重要さの一端をうかがうことができる。つづいて、より具体的にその点について検討するために、掛金高へと目を転ずることにしよう。掛金高をみると、ほとんどの場合加入講数に連動していたことがわかる。ただし、1950年代の後半には両者のあいだにやや乖離が生じている。掛金高合計の最高値は、安政2年（1855）の147両であつた。基本的に管理・統括部門である本家において、1年に約150両の頼母子講掛金の支払いがおこなわれていたのである。

では、これらの頼母子講にはどういった種類があつたのか、この点をつぎに検討することにしよう。

次ページの表7-5は頼母子講を、寺社関係・個人関係・その他に分類し、その特徴を表示したものである。ただし、A～Pと明治期以降の分は除外した。前者は掛金高

*¹³これは、各年の実際の掛金高を直接足しあわせたものではない。各頼母子講の掛金高の合計値を継続年数で割った、1年あたりの平均掛金高を足しあわせたものである。

表7-5

中井源左衛門家頼母子講種類別の特徴

| 種類 | 講数 | 平均総掛金 | 平均年数 | 平均掛金/年 |
|------|----|-------|------|--------|
| 寺社関係 | 21 | 85.8 | 15.2 | 5.6 |
| 個人関係 | 8 | 34.9 | 11.9 | 2.9 |
| その他 | 5 | 278.2 | 14.0 | 19.9 |
| 合計 | 34 | 95.3 | 14.3 | 6.7 |

- 注) 1. 「頼母子出入差引名寄帳」によって作成。
 2. 明治元年以降開始のものは含まれていない。
 3. 掛金の単位は両である。

が不明のため、後者は掛金高が円表示のためである。全体が63で、そのうちの34に考察をくわえることになる。比率として高いとはいえないが、これらのデータにもとづいて分析をおこなうことにしたい。なお、いずれも表題からその性質を判断したうえで分類した。そこで、同表をみてみよう。寺社関係がもっとも多く、約60%をしめる。個人関係とその他はかなり少ない。平均年数にはそれほど差はない。いずれも十数年である。個人関係がより短いのは、14「大工平右衛門頼母子」と28「牧野貞吉殿頼母子」が、7年と3年であったことによるとおもわれる。とくに後者は途中で破講になり、7会で中絶したものである。継続期間とちがって、総掛金高にはかなりの格差があった。したがって、それぞれの1年あたりの平均掛金高にも多寡が生じている。寺社・個人関係はいずれも10両にみたない。「その他」に分類されるものでは、年に20両の

掛金を支払っていたものであった^{*14}。具体的には、11「水口松栄講」（文政4～天保7）・12「郡山御講」（文政8～天保5）・16「八郷頼母子」（天保7～嘉永3）・21「積金講」（弘化1～安政5）・25「三組講」（嘉永5～慶応1）である。水口は東海道の宿であり、松栄はそのなかの1地区である。「郡山」の関連では、大和郡山藩の陣屋が金堂村にあった。その関連であるとおもわれる。名称からすると、やはりこれらは藩営頼母子講かあるいは地域内の公的頼母子講であったと推測される。そのなかで、とりわけ高額であったのは積金講と三組講であった。これら以外はいずれも1年の掛金高が4～6両程度であり、個人関係頼母子講の水準は上回るものの、寺社関係のそれとほぼ同レベルである。それにたいして、この両頼母子講のそれは約40両にもものぼった。したがって、「その他」の平均の高さは、そのほとんどが積金講と三組講によるものであったことになる。さらに、1850年代後半以降の、加入講数が停滞するなかでの掛金高の大幅な増大も、この両講への加入にともなうものであったのである。

「その他」について、掛金高が非常に多いという特徴とその具体的な内容があきらかになった。一方、掛金合計で比重の高いのが、寺社関係であった。そこで、寺社関係について、その中身についてより詳細に検討をくわえることにしよう。

次ページの表7-6は寺社関係の頼母子講の内容をしめしたものである。そのうち、

^{*14} 付表には A～P の頼母子講の特徴をまとめた。注にもあるように、A「大宮古頼母子」から F「大聖寺頼母子」までは、途中から収録されている。そのため、実際の継続期間は不明である。よって、平均年数算出にはふくまれていない。そこで、同表を見ると、寺社関係が多いことと、その期間が長いことがわかる。ただし、個人関係頼母子講でここで利用したのは、K「西川応助古頼母子」（継続期間13年）と P「若村大和頼母子」（同1年）のみである点に注意が必要である。

明治以降にはじめられたものについては、いずれも記載が中絶している。そのため、ここでは検討することができなかった。

表7-6 寺社関係頼母子講

| 名称 | 講数 | 掛金/年 |
|-----|----|---------|
| 大聖寺 | 11 | 11.6(6) |
| 山王 | 8 | 2.9(6) |
| 大宮 | 6 | 3.4(5) |
| その他 | 11 | 4.0(4) |
| 計 | 36 | 5.7(21) |

注) 1. 「頼母子出入差引帳」によって作成
 2. 単位は両である。

大聖寺関係の講がもっとも多いことがわかる。講数だけでなく、1年あたりの掛金高もこれが最高額である。それにつぐのが、「山王」と「大宮」の名称が付された頼母子講であった。たとえば、「山王頼母子」や「山王修覆講」、あるいは「大宮頼母子」や「大宮新講」といったものである。講数・掛金ともに両者はほぼおなじレベルである。

表題からは中井家との関係があきらかではないので、該当する寺社を特定しながらかんがえてみよう。はじめに、大聖寺は日野町大窪に所在する浄土宗の寺院である^{*15}。当寺院は中井家から頻繁に寄付を受けていた。たとえば早い時期では、天明3年に鐘楼建立にさいして121両を寄付されている^{*16}。ほかにも、文政11年に50両、嘉永2年に20両、同6年に23両1分の寄付を受けている^{*17}。ここに中井家と大聖寺との密接な関係がしめされている。

「山王」にかんしては、山王宮や山王大明神、あるいは山王権現などと称された神社は周辺にいくつか所在する。そのなかで、「日野南山王宮」については、中井家か

*15 平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系第25巻 滋賀県の地名』（平凡社、1991年）506頁。

*16 『稿本中井家史』第3巻（江頭前掲書）68頁。

*17 『稿本中井家史』第4、6巻（同上書）83、94頁。

ら寄付を何度か受けていた事実が判明する^{*18}これは岡本町に所在するものである。一般に、江戸時代の近江商人はこの岡本町の日野南山王宮にたいして崇敬の念があつかったとされる^{*19}。中井家もその例外ではないことは、それは寄付行為からうかがえる。たとえば、初代中井源左衛門（光武）は、安永2年（1773）年に、社殿改築と境内への植林をおこなっている^{*20}。文政11年と天保2年にも、境内へ松苗3,000本と杉1,000本を植林している^{*21}。したがって、「山王」とは「日野南山王宮」をさすとみてよいだろう。

「大宮」についても、同様に中井家の寄付行為を手がかりとして^{*22}、「日野大宮」などと称された綿向神社との関係が深いことが判明する^{*23}。日野南山王宮と同様に、この神社にたいしても日野商人の崇敬があつかったとされる^{*24}。実際、大聖寺や日野南山王宮にくらべて中井家とはよりつよいむすびつきがあつた^{*25}。よって、「大宮」は綿向神社のこととしてよいであろう。

*18 江頭前掲書、68、83頁。

*19 ほかのものもあげておく。中畑村には山王大明神があつた（前掲『日本歴史地名大系第25巻 滋賀県の地名』、377頁）。黄和田村と宮川村には、それぞれ山王権現、山王神社があつた（同上書、680、946頁）。

*20 前掲『日本歴史地名大系第25巻 滋賀県の地名』、509頁。「稿本中井家史」第3巻には、「日野南山王宮 石鳥居・石燈籠・石階・石垣・庚申堂および同境内山上に松苗三千本植林安永三年乃至九年」とある（江頭前掲書、68頁）。

*21 『稿本中井家史』第四巻（同上書、83頁）。

*22 『稿本中井家史』第三、四、六巻（同上書、68、69、82、93頁）。

*23 前掲『日本歴史地名大系第25巻 滋賀県の地名』、503-4頁。

*24 同上書、504頁。

*25 『稿本中井家史』第三、四、六巻（江頭前掲書、68、69、82、93頁）。

以上のように、中井家本家では寺社との信仰をとおしたつながりが、他方で資金流通網へのルートを提供していたのである。

中井家の頼母子講との関係をめぐって、いくつかの特徴があきらかになった。それでは、結果として、頼母子講は中井家の商業にとってプラスの効果をもったのだろうか、あるいはそれはマイナスに働いたのだろうか。この経営上の意義についてもかんがえる必要があるだろう。そのためには、ここまではおもに掛金を取り上げてきたが、さらに落札金もふくめてかんがえなければならない。

表7-7は、各頼母子講での中井家の収益を表示したものである。ここでは、各々の

表7-7

| 番号 | 頼母子講名 | 現在価値 (兩) | | | | | | |
|----|-------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 20.0% | 15.0% | 12.0% | 10.0% | 8.4% | 5.0% | 2.0% |
| 1 | 大宮頼母子 | -0.1 | -1.0 | -1.7 | -2.3 | -2.9 | -4.4 | -6.1 |
| 2 | 大宮新講 | -10.1 | -10.0 | -9.6 | -9.1 | -8.5 | -6.9 | -4.5 |
| 3 | 大樹寺頼母子 | 13.9 | 9.8 | 5.9 | 2.4 | -1.0 | -11.0 | -24.3 |
| 4 | 大樹寺新講 | | | | | | | |
| 5 | 山王宮頼母子 | -4.7 | -5.0 | -5.1 | -5.2 | -5.3 | -5.2 | -5.0 |
| 6 | 元庄屋市兵衛頼母子 | | | | | | | |
| 7 | 慈眼庵頼母子 | -4.5 | -4.6 | -4.6 | -4.4 | -4.2 | -3.6 | -2.7 |
| 8 | 西川応助頼母子 | 2.9 | 1.8 | 0.6 | -0.4 | -1.4 | -4.3 | -7.9 |
| 9 | 上ノ町歩行曾次頼母子 | -9.6 | -9.4 | -8.9 | -8.3 | -7.7 | -5.6 | -2.8 |
| 10 | 池ノ脇長寿寺頼母子 | | | | | | | |
| 11 | 水口松栄講 | 12.6 | 10.1 | 7.8 | 5.8 | 3.7 | -1.9 | -9.0 |
| 12 | 御山御講 | -21.5 | -23.4 | -24.5 | -25.2 | -25.8 | -26.8 | -27.3 |
| 13 | 鎌掛専明寺潤栄講 | -41.3 | -35.2 | -28.9 | -23.0 | -17.3 | -0.9 | 19.2 |
| 14 | 大工平右衛門頼母子 | | | | | | | |
| 15 | 山王修覆講 | -10.9 | -10.8 | -10.3 | -9.7 | -9.0 | -6.7 | -3.0 |
| 16 | 八郷頼母子 | -6.5 | -6.5 | -6.6 | -6.7 | -7.0 | -8.0 | -9.9 |
| 17 | 社左京殿頼母子 | -0.4 | -0.4 | -0.4 | -0.4 | -0.4 | -0.4 | -0.6 |
| 18 | 山王金毘羅講 | -7.9 | -7.8 | -7.5 | -7.2 | -6.7 | -5.3 | -3.3 |
| 19 | 慈眼庵頼母子 | | | | | | | |
| 20 | 大樹寺新和統講 | -0.8 | -1.0 | -1.7 | -2.6 | -3.7 | -7.3 | -12.9 |
| 21 | 積金講 | 21.7 | 26.1 | 26.3 | 24.2 | 26.3 | 7.9 | -14.9 |
| 22 | 山王修覆講 | -1.3 | -1.9 | -2.5 | -3.1 | -3.8 | -5.8 | -8.5 |
| 23 | 大樹寺平等講 | -18.0 | -18.0 | -17.9 | -17.8 | -17.8 | -17.7 | -18.0 |
| 24 | 大宮修覆講 | -8.2 | -8.1 | -7.9 | -7.7 | -7.6 | -7.2 | -6.8 |
| 25 | 三和講 | -11.4 | -15.9 | -21.3 | -26.7 | -32.4 | -50.0 | -74.6 |
| 26 | 山王見立講 | -5.3 | -5.3 | -5.1 | -4.8 | -4.5 | -3.6 | -2.3 |
| 27 | 大宮神悦講 | -2.6 | -2.5 | -2.4 | -2.2 | -2.0 | -1.5 | -0.8 |
| 28 | 牧野貞吉殿頼母子 | | | | | | | |
| 29 | 大樹寺相統講 | -68.8 | -67.5 | -64.7 | -61.8 | -58.6 | -49.1 | -36.7 |
| 30 | 新町西田氏御米印頼母子 | | | | | | | |
| 31 | 上り口加藤碓城様栄栄講 | | | | | | | |
| 32 | 山王修覆講 | -5.2 | -5.0 | -4.7 | -4.3 | -3.9 | -2.5 | -0.6 |
| 33 | 大樹寺平等講 | -32.4 | -31.9 | -30.3 | -28.4 | -26.3 | -19.1 | -8.7 |
| 34 | 大宮修覆講 | | | | | | | |

注) 「頼母子出入差引名寄帳」によって作成。

掛金と落札金とからなるキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローの流列

を、仮設されたいくつかの利子率で割り引くことによって、その現在価値を求めた。したがって、「名寄帳」のうち、各会の掛金高が判明する、第1の部分に依拠せざるをえなかった。現在価値を求めたのは、前記のとおり継続期間が平均十数年であるから、名目収支によっては正確な収益がわからないからである。つまり、時間的価値を考慮したわけであるが、そのさいの利子率は2.0%~20%までの範囲で、7段階をもうけた^{*26}。近世後期における市場利子率はほとんどのこの範囲にふくまれるであろう。実際、19世紀以降幕末までの中井家の貸付利子率は、町人貸が9~12%、大名貸が6~12%であった。また、おなじ日野川流域に所在する近江国蒲生郡鏡村の庄屋玉尾家では、金銀貸付の利子率は、同時期において10~12%であった^{*27}。

この表を一見して、ほとんどがマイナスであることがあきらかである。7段階の利子率において、現在価値がすべて負の値をしめしているものも数多くみられる。それにたいして、あらゆる利子率においてプラスのものはまったくないのである。その一部がかろうじてプラスになっているのは、3「大聖寺頼母子」、8「西川応助頼母子」、11「水口松栄講」、13「鎌掛専明寺潤栄講」、21「積金講」にかぎられる。ここで、現在価値を求めた25のうち、わずか5にとどまる。たとえば、前出の鏡村玉尾家にかんして、久義裕氏は8%と12%の利子率をもちいて現在価値を求めた。その結果、17、8会の講会のなかで、1~4会のあいだに落札するケースのほかはすべて負であることが判明した。同氏は、それをもって玉尾家の頼母子講は扶助的性格が色濃く、講員は

^{*26} こうした、頼母子講の収益にかんする、時間価値を考慮した分析方法は、久義裕「近世後期農村における頼母子講—キャッシュ・フロー分析を中心に」（宮川秀一編『日本における国家と社会』思文閣出版、1992年）204-216頁を参照。

^{*27} 久前掲論文、211頁、表3。

経済性を求めていなかったと結論づけられている*²⁸。中井家本家の頼母子講の収支計算の結果とつきあわせると、玉尾家と中井家は一致しているようにもみえる。したがって、中井家の頼母子講は扶助的性格がつよかったとかんがえてもよいようにもおもわれるのである。しかしながら、「名寄帳」の記述内容にあらわれた中井家独自の算定方法にしたがって頼母子講にくださった評価をみると、かならずしもそうとはいえないのである。ここに、当家における実際の頼母子講のあり方の特徴のひとつを見出すことができるのである。以下、その点についてのべることにしよう。

前節の記述のとおり、「名寄帳」の巻末には「諸方頼母子満会損金付込口」がもうけられていた。これには、文化4年以降の各頼母子講の収支計算の結果のみが記載されている*²⁹。その構成を表示したものが、次ページの表7-8である。損になった方が多いが、徳となったものの数もかなりにたっていることが看取できる。先ほどの現在価値法による計算結果とのあいだに大きな乖離が生じているのである。つまり、中井家自体の計算によれば、頼母子講はそれほど大きな損となっていたわけではないのである。しかも、全22頼母子講中で、現在価値法でもプラスの結果が出て、両者の評

*²⁸ 同上論文、213頁。

*²⁹ ただし、すでにのべたように明治15年現在で満講にいたっていない頼母子講については、結果をすることができない。それは合計8講であった。

表7-8

「落札金預口」の記載内容

| 頼母子講名 | 落札金元利 | 掛金 | 差引 | 損得 |
|-----------|------------------|------------------|-----------------|----|
| 大宮新講 | 54.5兩 11.44匁 | 51兩 7.08匁 | 3.5兩 4.16匁 | 得 |
| 大聖寺講 | 70兩 1.5匁 | 70.25兩 5.63匁 | 0.25兩 4.13匁 | 損 |
| 山王修覆講 | 53.5兩 2.5匁 | 48.125兩 5.17匁 | 5.25兩 4.83匁 | 得 |
| 八郷頼母子 | 63.875兩 2.5匁 | 61.25兩 4.17匁 | 2.5兩 5.83匁 | 得 |
| 社左京殿頼母子 | 6.1875兩 0.48匁 | 5.75兩 8.58匁 | 0.25兩 3.15匁 | 得 |
| 大聖寺新相統講 | 102兩 7.6匁 | 93.125兩 5.55匁 | 8.875兩 2.75匁 | 得 |
| 山王金毘羅講 | 37兩 | 36.875兩 6.65匁 | 0.85匁 | 得 |
| 積金講 | 677.5兩 0.3匁 | 699兩 5.97匁 | 21.5兩 5.67匁 | 損 |
| 山王修覆講 | 61兩 10匁 | 59.75兩 0.54匁 | 1.25兩 9.46匁 | 得 |
| 三組講 | 592.5兩 10匁 | 557.75兩 4.97匁 | 45.5兩 5.03匁 | 得 |
| 大宮修覆講 | 53.375兩 2.5匁 | 54.875兩 6.47匁 | 1.5兩 3.97匁 | 損 |
| 大聖寺平等講 | 91.5兩 3.6匁 | 100.25兩 10.8匁 | 8.75兩 7.2匁 | 損 |
| 大聖寺修覆講 | 375兩 | 389兩 1.5匁 | 14.25兩 8.83匁 | 損 |
| 大宮神徳講 | 12.5兩 | 12.375兩 314文 | 0.125兩 110文 | 得 |
| 山王見立講 | 25兩 | 25.625兩 541文 | 0.625兩 541文 | 損 |
| 大宮修覆講 | 50兩 | 55.5338 (円) | 5.5338 (円) | 損 |
| 山王修覆講 | 25兩 | 24.0816 (円) | 0.9187 (円) | 得 |
| 大聖寺平等講 | 150兩 | 142.92 (円) | 7.08 (円) | 得 |
| 大聖寺相統講 | 250 (円) | 272.0095 (円) | 22.0095 (円) | 損 |
| 大聖寺平等講落札金 | 50 (円) | 記載無 | 記載無 | |

注) 「頼母子出入差引名寄帳」によって作成 (ただし三組講は記載不備を計算により補った)

価が一致したのは13「鎌掛専明寺潤栄講」のみであった*30。そのほかの4講は現在価値法ではプラスであったにもかかわらず、中井家独自の計算によれば損なのである。評価にねじれがある以上、中井家のくだした評価とは単に現在価値法による収支計算をより甘くしたものであるとみることはできない。何か別の論理がベースにあったとおもわれるのである。ただし、その内容については、結果のみしるされた「損金付込口」からは把握できない。それをしるためには、「落札金預口」によらねばならない。ここに、天保14年以降落札分にかぎられるものの、計算のプロセスが書かれているのである。その点は前項にのべたとおりである。よって、「頼母子落札金預口」をもとに、収支計算の方法について検討することにしよう。

この部分はずぎのようなただし書きがなされている。

頼母子落札金預口

但初会ノ拾会迄ニ札落候ハ、年五朱之定、十一会ノ廿会迄ニ落札之時ハ
年弐朱半之定、廿壹会ノ無利息

すなわち、落札会数に応じて、落札金に利息をつけているのである。中井家加入の頼母子講は、大体年2会ひらかれていた。よって、1会～10会とは5年目までを意味する。そのあいだに落札したときは、受取金は毎年年利率5%分の運用利益を生むとみな

*30 このうち、積金講については特殊な事情があった。すなわち、弘化1年（1844）から掛けはじめた。4年分の嘉永1年（1848）に落札した。落札金は600両であった。それまでの掛金との差額が金380両3分と銀9匁3厘あった。それを仙台佐兵衛へ貸しつけた。積金講満講の年、安政5年（1856）に返済の予定であった（「受取過ニ相成依之右三百八十兩仙台佐兵衛へハケ年賦ニ貸」）。しかし、借主難渋のため予定とおりの利息がとれず、損となった（「右利足、金七拾七兩二分ト三分也、請取、右ハ仙台佐兵衛元三百八十兩貸付候利足年々大福帳ニ而積立出候所、未年難渋切金致遺候ニ付、漸是丈之利足ノ上り不申、尤右落札金貸付候ニ付此処取ニ出ス」）。8ヶ年賦で約78兩の利足しか得ることができなかった。年利率は結果として約2.6%であった。

している。6～10年目までなら2.5%、それ以降は無利息である*³¹。落札金とはことなり、掛金についてはまったく言及がない。全体的な利子率の低さは、掛金の機会費用の計算をはぶいたこと埋めあわせるための工夫かもしれない*³²。

天保14年にこの欄の記入をはじめたときは、こうした規定をもうけていた。しかし、そのごの経過をみると数度にわたる変更が確認できる。表7-9はこの点を検討するた

表7-9 落札金利子率

| 年 | 月 | 日 | 会数 | 利子率 | 年 | 月 | 日 | 会数 | 利子率 | |
|------|----|----|----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|
| 天保14 | 3 | 22 | 16 | 2.5 | | 4 | 9 | 23 | 17 | 4.0 |
| 14 | 11 | 4 | 15 | 5.0 | | 5 | 10 | 27 | 14 | 4.0 |
| 弘化1 | 3 | 5 | 12 | 5.0 | | 6 | 8 | 29 | 19 | 4.0 |
| 1 | 8 | 20 | 9 | 5.0 | 万延1 | 2 | 2 | 21 | 0.0 | |
| 2 | 2 | 27 | 21 | 2.5 | 文久2 | 9 | 5 | 21 | 0.0 | |
| | 8 | 8 | 20 | 2.5 | | 8 | 29 | 18 | 0.0 | |
| | 3 | 2 | 5 | 2.5 | | 9 | 19 | 21 | 0.0 | |
| | 5 | 2 | 20 | 4.0 | | 3 | 9 | 22 | 19 | 0.0 |
| | 3 | 12 | 21 | 0.0 | 慶応1 | 9 | 18 | 22 | 0.0 | |
| 嘉永4 | 3 | 1 | 6 | 4.0 | 明治5 | 2 | 2 | 17 | 0.0 | |
| 安政1 | 10 | 27 | 6 | 4.0 | 6 | 3 | 3 | 22 | 0.0 | |
| 2 | 4 | 27 | 7 | 4.0 | | 10 | 26 | 22 | 0.0 | |
| 3 | 8 | 5 | 14 | 4.0 | | 10 | 9 | 21 | 18 | 0.0 |

注) 1. 「頼母子出入差引帳」によって作成。
2. 単位は、%/年である。

めに用意したものである。ここには、「落札金預口」をもとに、落札の時期および会数と、落札金につけられた利息の利子率を表示している。同表をみると、利子率の規

*³¹ このように早い会の落札金を高利とする理由はいくつかかんがえられる。たとえば、落札金を講内で融通する場合がそのひとつである。早い会なら、落札者がまだ少ない。したがって、講員中の借り入れ需要はそれだけ多く、より有利な条件での貸付が可能であろう。あるいは、落札から満講までの時間的な余裕があれば、より有利な運用の機会にめぐまれやすいということもあるだろう。

*³² 掛金の機会費用を考慮して、落札金の利子率を低めに見積もったとすれば、これは中井家なりに時間価値を考慮していた証左であるといえる。

定は3度の変更をへていることがわかる。まず、天保14年～弘化3年の、おおむね当初の規定が適用されていた時期である。ただし、このとき正確に適用されていたのは、天保14年3月落札分、弘化元年8月落札分、同2年8月落札分のみであった。それ以外は、12会、15会落札でも5%、21会でも2.5%の利子率が計算されている。規定以上の利子率が表示されているのである^{*33}。つぎが、弘化5年～文久2年の時期で、規定はより単純化されている。このときは、20会までの落札金には一律4%の利子率、それ以降は無利息との規定になったと推測される。掛金の機会費用の計算がはぶかれているは前期と同様である。さいごが文久3年以降の時期である。規定の単純化がさらにおしすすめられ、ついに利息自体が廃止されている。名目収支によって評価しているのである。

結局、天保14年～文久2年の時期において、落札金の生む収益を考慮した収支計算がおこなわれていたのである。表7-8にふたたびもどると、この時期は15「山王修覆講」から23「大聖寺平等講」までに該当する。このとき、「徳」と「損」はそれぞれ10と5であった。収益があった方が圧倒的である。その前後の、無利子の時期においては、5と23、7と8であった。収益があった方が少ない。とくに天保13年以前において両者の格差は顕著であった。

おわりに

本章では、中井源左衛門家本家の頼母子講との関連について検討をくわえた。いくつもの頼母子講に並行して加入していた。そのなかで、寺社関係のもの比重が高かった。これらとは寄付行為をとおした密接な関係があった。信仰心も媒介項のひとつ

^{*33}前節で例にあげた、山王修覆講はこの時期によくまれる。本文の説明どおり、21会落札であるにもかかわらず、年二朱半の利息が計算されている。

として、資金流通網とのつながりを維持するうえで一定程度寄与していたとおもわれる。たしかに、全体として掛金高はそれほど多くはなかった。こうした諸頼母子講とのつながりをたもちつづけていたのは、おそらく資金調達の必要が生じたさいの利用可能性を念頭においてでのことであると推測される^{*34}。

^{*34} なお、頼母子講の収益算定にかんする中井家独自の方法を、同家の財務管理体系全体のなかで位置づけることはなしえなかった。こんごの課題としたい。

結 語

以上7章にわたって近世の米穀市場と金融市場の構造や機能の変化などについてあきらかにしてきた。さいごに各章の要旨を整理したのち、それらをふまえて総括・展望をおこなうことにしよう。

第1部では、米穀市場について、その機能変化や構造変動の様相について、その要因などもふくめて解明した。

第1章では、大坂堂島帳合米商内のヘッジ機能について検討をくわえた。18世紀初頭に公認された当会所において、実米取引である正米商内とともに、先物取引である帳合米商内がおこなわれた。先物取引は価格変動のリスクを引きさげる機能をもったものである。もしこうした機能が十分に発揮されるならば、米穀の流通はより円滑におこなわれる。とくに、堂島米会所は全国の米穀流通の中心的存在であったから、その重要性はもっとも大きいといえる。こうした観点に立ったうえで、まず堂島帳合米商内のヘッジ機能の測定をおこなった。先行研究は新穀供給期と端境期を区別することなく、年単位で測定していたのにたいして、本章では米穀流通の季節性を考慮し、新穀供給期と端境期とをわけて分析をおこなった。その結果、ヘッジ機能の水準およびその推移にかんして新穀供給期と端境期とのあいだに一定の差異と格差が確認された。とくに、天明・寛政期の端境期においては新穀供給期にくらべていちじるしい機能低下が生じていた。そこで、その要因について考察をくわえた。その結果、端境期

中の取引での主要銘柄をもつ加賀藩がその藩経済政策を実施するなかで、大坂から在地へとその販売市場の転換をはかっていたため、大坂市場では加賀米という売買標準がうしなわれていたことに起因したものであることが判明した。こうした帳合米商内の比較的短い期間のなかでの動静のほかに、ヘッジ機能の長期的趨勢として、18世紀なかば以降の時期をつうじて総体的な低下傾向がみられた。これについても究明をこころみたところ、それは同時期の地方経済の成長を背景にした、各地での米延商の展開によるものであったことが判明した。さらに、天保期をさかいとして、機能低下のより一層の進行がみられた。これは大坂の金融力低下などにもなった、大坂米市場の集荷力衰退がその原因とかがえられるものである。こうして堂島米会所は長期にわたって機能を低下させていったのであるが、これをふせぎえなかった要因のひとつとして、当会所が米仲買の自治的共同組織であり、抜本的改革をおこなうための強力な権限が会所組織内において十分に具備されていなかったことが指摘できるのである。

第2章も大坂米市場を検討素材とするものであった。前章では、堂島市場で形成された価格をあるていど前提としたうえで、その変動時のリスク・ヘッジ機能について議論をおこなったわけであるが、本章では価格形成プロセス自体について論じた。そのために、まず幕府米価政策をとおして価格変動のもつ問題点をみた。幕末期において米価が上昇傾向をもつなかで、幕府はたびたび米価政策を実施した。通常、それは低米価をめざしたものとみなされがちである。しかしながら、その内容を慎重に吟味した結果、実際には単純な米価引下策のみをもっぱら講じていたわけではなかったことが判明した。大坂町奉行所は都市飯米需要層や諸色への影響を考慮するなかで、米価安定にこそよりつよく力点をおいていたのである。こうした奉行所の価格政策のなかには、米をはじめとする諸商品価格の不安定さを大坂市場の相対的地位低下の要因としてとらえようとする、より広い視野にたった見方もふくまれていた。つまり、米価の動向は大坂市場の存亡を左右するものとみなされていたのである。米価変動のもつこうした重要性をふまえ、価格形成過程について検討をくわえた。基本史料として、

当時の相場情報を記載した「相場状」をもちいた。とくに市況関連記事を参照することにより、取引段階での状況にそくして米価変動の実態をあきらかにするようつとめた。その結果、米価の短期変動につよく作用したのは、凶作・幕府の米買い上げ・諸藩大坂廻米や北前船到着のタイミングなどにかんする各種の情報であった。とくに、近世後期に諸藩が大坂市場にたいして自立的に蔵米売却活動をおこなうようになったことが、変動幅増大の深刻化をもたらしたようである。幕末にむかってこれら価格変動要因の項目は増加していったとおもわれるから、それぞれにかんする情報がたえまなくはいることにより、価格変動はより一層増幅することになったのである。そのほかでは、市場の価格変動構造にとっては突発的なできごとではあったが、嘉永6年のペリー来航にさいして、江戸米価が急騰する一方で大坂米価はほとんど反応しなかったことがあきらかになった。大坂米価もペリー来航により急騰をとげたとするこれまでの一般的なとらえ方が正しくないことが判明したのである。大坂米価の変動実態の観察により、当該時期においても市場取引参加者が大量の情報にとりかこまれながら、もっぱら投機取引に狂奔していたわけではなく、依然として市場に一定の合理的判断力・調整能力がそなわっていたことがしめされているのである。

第3章および第4章は、酒造米流通の分析をおこなった。酒造米を独立させて考察したのは、飯米にたいして米穀流通における酒造米の比重も大きいことと、独自性の高い論理のなかで流通していることにもとづくものであった。まず、第3章では酒造米市場の構造変動期を確定することを企図した。そのために、現存酒造会社の創業年データを整理し、各時代の創業ペースを広く全国にわたってあきらかにした。酒造業者の新規参入と酒造米流通とは相互に関連をもっている。たしかに、創業がおこなわれるさいの状況はさまざまであり、すなわち、産地内での生産者の交替か、あるいは産地間競争のなかでの生産地の盛衰か、もしくはまったくあたらしい産地の誕生であるか、その形態は各種にわたって存在する。しかし、いずれにしてもこうした現象の背後で米市場構造に一定の変更が生じていることはまちがいない。他方、米穀流通の

ルートがかわることに対応して、生産地の盛衰がおこり新規生産者が生まれる、という逆の因果関係もなりたつだろう。よって、創業の頻度の上昇は同時期の酒造米流通体系の構造変動をあらわすひとつの指標とみなしてよいことになる。分析の結果、もっとも大きな構造変動期として幕末・維新时期が検出された。当該時期の画期性は全国にわたってあまねくみられたものであった。そこで、つぎの第4章においては、前章での全国的観察からさらに実態にふみこんで、幕末期の酒造米流通市場にかんする具体的様相の解明をこころみた。事例として近世前期以来の銘醸地伊丹郷の酒造米市場を取りあげ、そのなかでとくに鹿島屋利兵衛家を個別検討素材とした。その内容は以下のようなものであった。すなわち、幕末期において、伊丹酒造業は衰退期にあった。それは、当該時期における全体的情勢という側面もあったが、それとともに灘今津郷など他産地の興隆による圧力もあった。伊丹酒造業の不振をうけ、当地酒米問屋において酒造米取扱量の減少がみられた。そのさい、同時期の物価高騰なども作用して、市場の取引秩序にかなりの乱れが生じたこともあり、問屋の消長ははげしさを増していった。対応策として、株仲間の再編成や購入時の敷銀額引上などいくつかの市場政策が実施された。市場全体の取引量減少のなかで、酒米問屋鹿島屋の経営も行きづまりをみせていた。しかし、鹿島屋の場合はそのごも経営を継続できたまれなケースとなった。それは、当家が成長過程にあった灘今津郷において酒造経営を営んでいたことから、生産拠点をより有利な地域へとその重点をうつすことにより取扱量を維持できたからである。

第2部では、第1部での米穀市場についての検討結果をふまえて、それとの関係を念頭におきながら金融市場について考察をくわえた。これまでの近世金融史研究が地主や都市商人の前貸し金融の流通支配的な側面を対象としてきたのとはことなり、幅広い視角をもって資金循環の態様解明をこころみた。検討素材としては、西日本および東海地方、すなわち大坂周辺地域に所在する中継商業地と農村、および個別経営を取りあげた。

第5章においては、これまで相互扶助的な金融制度とみなされることが多かった頼母子講と商品流通との関連を考察した。分析対象は、瀬戸内海の中継港御手洗町で近世後期以降実施された頼母子講である。当地では落札金が銀10貫目以上にたつような頼母子講がいくつもおこなわれており、御手洗町米商人が参加していたケースが確認された。各頼母子講の内実をみると、参加者の地域分布は領内をこえて御手洗町周辺地域への広がりがみられた。掛銀・掛戻銀の収益率の点において、利子率はそれほど高いとはいえないものであった。よって、利殖目的というより、資金調達面での機能にウェイトがおかれていたとみなせる。したがって、近世後期の米穀流通は、こうした大きな頼母子講をとおした資金融通によってささえられた面が多分にあった可能性が指摘できるのである。

第6章では、農村金融市場の需給構造を解明した。幕末・維新时期における東三河地方の一農村馬越村を取りあげた。これまでの地主制研究を中心とする農村金融史研究では、地主の利貸経営をつうじた単線的な資金供給があきらかにされてきた。それに加え、本章では村方の金融関係史料を利用することにより、村全域にわたる複線的な資金の流れの存在を確認することができた。その農民の資金供給源をみると、周辺諸村の地主、頼母子講、寺院、藩公金など多岐にわたっていた。こうした一般的な相対貸しのほかに、村の管理・運営のもとに村民を対象としたなかば公的な資金貸付制度がもうけられていた。このいわゆる村借用金制度はこんにちの金融機関に類似した機能をもつものであった。すなわち、この制度では受け入れた預金を原資として、村民へ又貸しをおこなっていたのである。この預金者すなわち資金源は、上記相対貸しとおなじく多様であった。村借用金制度の機能にかんしてもっとも注目されるのは、預金者と借入者双方のあいだに村が介在している点である。村が両者のあいだにたつて単に口入をしているのではなく、預金者側と借入者側とを仲介することで、両者の関係を間接的なものへ変換していた可能性が推察されるのである。ということは、この村借用金制度は金融仲介機関として合理的な資金流通に寄与していたことを意味す

るのである。しかも、当制度での貸付利率の推移をみると、先の相対貸しや近隣の金田村における借用証文利率とほぼおなじものであり、その水準をとってみても高利とはいえない低いものであった。以上の馬越村の金融実態をみると、農村金融市場とはこれまでかんがえられてきたよりもはるかに重層的な構造をもった、弾力的な需給調整メカニズムを具備したものと結論づけることができるのである。

最終の第7章では個別経営における頼母子講のもった意味について究明した。これは、前2章において町と村という地域単位の分析であったことを受けたものである。第5章と第6章をとおして、庶民金融制度としての頼母子講という従来のイメージがやや一面的であることについてはかなりのていどあきらかになってきた。その点をさらに掘り下げるために、大商人経営を分析対象として選んだ。ここでは、近江商人としてよく知られた中井源左衛門家を取りあげ、当家において頼母子講がどのような位置づけをもっていたのか、という点について検討をくわえた。まず、中井源左衛門家のうち本家部分の頼母子講加入状況の確認をこころみた。天保2年以降頼母子関係の金銭出納を管理するために専用の帳簿が作成されている。その内容を整理してみると、寺社関係の頼母子講のウェイトが高く、とりわけ中井家と以前から緊密な関係をもっていた寺社の頼母子講がその中心をしめていたことが判明した。量的には、19世紀初頭～末の近世後期から近代初期にいたる時期において、合計60あまりの頼母子講への加入が確認された。ピーク時には同時に16の頼母子講へ並行して加入していたのである。もっとも、本家自体は当時商業経営から離れており、管理・統括部門として機能していたから、金高の面ではそれほどではなく、最盛期でも150両足らずにとどまった。しかしながら、商品流通業務から遠ざかってひさしい本家での資金調達の実態の必要性のていどをかんがえると、なおこれだけの頼母子講にかかわりつづけていた点は注目し得るであろう。資金が逼迫したさいには、こうした恒常的な頼母子講との結びつきを軸にした、多方面からの資金調達が可能であると推測される。

以上のようにまとめられた各章の分析結果をふまえて、近世における米穀と金融

市場の発展について総括するとともに、こんごさらなる展開が必要であるとおもわれる論点をいくつか提示することにしよう。

大坂米市場は近世前期に全国市場として確立したものであるが、そのご時間の経過とともにその相対的地位は低下していった。その動きは、18世紀なかばと天保期を二期とするものであり、集荷量など量的な側面にくらべて質的・機能的な面での衰微がより顕著であった。その状況は市場での諸価格現象の基底にある実態の分析をとおして解明したとおりである。機能低下の要因のうち、主要なものとしては、ひとつは藩の領国経済振興政策であった。具体的には、それまで依存していた大坂市場からの自立を指向するなかでの藩廻米政策の転換や、領国内での米穀流通の拠点強化をめざした米会所設立の動きの高まりである。諸藩による廻米は、平年の時期とのあいだにずれが生ずるたびごとに、その見通しをめぐって各種の情報が流布され、大坂米価変動の振幅を拡大させることになった。これは大坂市場の中央市場としての地位を多分にゆるがせることになった。そのほかでは、各地米会所の興隆によって堂島米会所のウエイトは低落せざるをえなかった。このことは、他方での地方間での米穀流通網が大きな展開をとげつつあったことを意味するのである。もうひとつの要因として、米にたいする酒造用原料という独自の需要構造の存在を指摘することができる。酒造業では、幕末期から維新时期にかけての時期に、全国のいずれの地域でも市場構造が大きく変動したと推察される。地方での米流通体系の再編成へむけた動きが活発化するなかで、中央市場大坂はその求心力をますます低下させたであろうとおもわれる。このように大坂市場の地位低落傾向は、その裏側での同時期の地方経済の成長に起因するところが大きかったと推量されるのであるが、その底流をなしたひとつの現象として同時期の金融市場の発展をあげることができるであろう。そして、そこには大きくわけると2つの方向を見出すことができる。ひとつは頼母子講のように、近世以前にすで

に存在していた古い制度が再活用されたものである*¹。もうひとつは、幕府・諸藩、寺社、地主、村といった各種経済主体が、この時代において金融仲介機関としての機能をもあわせもつようになったものである。しかも、これらの動きは別個に存在したものではなかったことが注目される。なぜなら、もしそうならば近世後期金融市場において、かつて市場独占力をもった高利貸しはもはや主軸の地位になく、商業・生産資金の需給調整は市場メカニズムに大きくゆだねられていたのではなかったとの想定がなりたつからである。じっさい、頼母子講やそのほかの金融仲介機関化した諸組織は総体として資金流通網を形成していたのであり、いかえるならば、近世期経済は重層的・有機的金融市場が一定ていど成立していたのであり、それを機能面でみるならば、貯蓄＝投資連結機構の形成がみられる段階に到達していたといえよう。この点に関連して、第2部における議論のなかでも、とりわけ第6章であきらかにされた利子率水準が低かったことがその指標のひとつであることにここで注意を喚起しておきたい。米穀市場を素材としてのべた上記のような市場構造の変動は、こうした金融市場の高度の発展とそれによる金融重圧からの解放に基礎づけられていたのであった。そして、近世に形成された金融市場は、移行期の変成替えを経験したのちの時代においても存続したとおもわれる。すなわち、銀行をはじめとする諸金融制度の導入とともに、その形態や位置づけにおいて若干の変更を余儀なくされながらも、近世的金融

*¹ 中井家と頼母子講との関係から、酒造米流通にかかわるつぎのようなこともいいうるであろう。すなわち、近江商人中井家と頼母子講とは本章で究明したようにきわめて密接な関係があった。その一方で、広域指向性をその特徴とする近江商人が近世以降関東地方に進出したさいに、酒造業をはじめとする醸造業への参入が精力的におこなわれ事実が報告されている（末永國紀『近江商人経営史論』有斐閣、1997年、2頁、序-1表、3頁、序-2表）。したがって、関東地方の酒造業の市場構造、ひいては酒造米流通体系にたいして、頼母子講金融が一定の関連をもったことを想定することも可能なのである。

システムはそのごも商品生産・流通においても看過できない存在でありつづけたのである^{*2}。

以上の総括をふまえたうえで、こんご究明が必要とされる論点をいくつか指摘しておくことにしよう。まず、米の流通についてあげるならば、中央市場大坂の衰微をもたらした地方米会所の全国的展開状況とその設立事情、およびその機能実態などであろう。地方米会所は廻米政策をはじめとする諸藩経済政策や地域経済の展開状況などが集約的に反映される場であり、それゆえそこに視点をすえることによって在地諸市場の連鎖体系のなかで米穀市場の展開過程をとらえることが可能であろう。さらには、それとの関連のなかで酒造業そして酒造米流通について検討作業をおこなうことは、米穀流通史研究としてとともに、さらに産業史研究としても有意義なものとなろう^{*3}。他方、金融市場にかんしてはのこされた課題はより大きいといえる。それは米価データと利子率データの蓄積の格差に如実にあらわれている。まずは基礎データの収集の必要性を指摘できるだろう。うえにのべたように利子率水準は金融面での市場展開のひとつの基本的指標である。こうしたデータ整備とともになされなければならないのは、近世金融市場の多様性を念頭においた、金融諸制度の実態解明であろう。具体的

^{*2}たとえば、営業無尽による資金は生産資金としてもちいられることがもっとも多かったとされている（池田龍蔵「稿本無尽の実際と学説」社団法人全国無尽集会所、1930年、152頁）。

^{*3}近世後期において、越後村上藩ではおなじころ拡大しつつあった松前・蝦夷地を販売市場として、藩の政策として酒造業振興がはかられた。そのため在地での米需要は増大し、結果として大坂米市場での蔵米売却量が激減するにいたった可能性がある（平野哲也「江戸時代後期における湊町商人の経営展開—越後国岩船郡塩谷町野沢家を事例に—」『社会文化史学』第36号、1996年、73-75頁）。

には、本論文でもふれてきた頼母子講や村借入金制度、あるいは寺院など^{*4}、これまで商品流通との関連があまり検討されてこなかったものについて、より一層の実証をすすめることがより大きな重要性をもつのである。

^{*4}近年の歴史学研究における主要な潮流として、都市史研究が精力的にすすめられている。そのなかで寺院社会も検討素材としてしばしば取りあげられているものの、その金融機能にまでは十分に論がおよんでいるとはいえないのが現状である。その最先端部分をしめすものとして、中心的論者である吉田伸之氏の最近の成果をあげておく。同「都市民衆世界の歴史的位相—江戸・浅草寺地域を例として—」（『歴史評論』第563号、1997年）。もちろん、戦前から寺社名目金をあつかった論考は数多くみられる（これらの諸文献については、三浦俊明「近世寺社名目金の史的研究—近世庶民金融市場の展開と世直し騒動—」吉川弘文館、1983年、11-13頁を参照）。しかし、それらはいずれも形態的分析が中心であり、その資金投入が生産・流通にたいしてもった意義についてまではかならずしも言及されていない。